
練馬区勢概要

平成22年版
(2010年版)

練馬区

発刊にあたって

平成21年に、練馬区は「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」の実現に向け、新たな基本構想を策定いたしました。これまでの構想は、独立30周年に当たる昭和52年に策定したものであります。それから30年以上が経過する中で、区の人口は70万人を突破し、全国有数の大住宅都市へと発展を遂げました。また、区政を取り巻く社会状況も大きく変わり、区政が対応すべき様々な重要課題が生じています。この新たな「練馬区基本構想」では、概ね10年後を目標とした練馬区の目指す姿と、それを実現するための区政運営における基本姿勢を明らかにいたしました。今後は、より一層透明で開かれた区政運営を行い、区民の皆さまとともに基本構想実現のための長期計画に基づいた施策を展開してまいります。

また、区政運営の透明化を図る一環として、公文書の継承・利活用を進めております。公文書は、区政の主要な活動を跡付けるもので、区民の共有財産として将来にわたって残すべき歴史資料であることから、区政資料を、十分に管理・保存し、後世に伝えることは、区の重要な責務であります。そのため、「区政資料管理整備計画」を策定したところです。今後、この計画に基づき区政資料管理の新たな仕組みを整備し、より一層透明で開かれた区政運営を行うことで、練馬区の目指す姿の実現に努めてまいります。区民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

この「練馬区勢概要」は、平成21年度を中心に、練馬区政の動向や区のあらましについて紹介しております。現在、区が進めている施策や直面する課題を、多くの皆さまにご理解いただくことを目的として作成いたしました。区の現況を概観し、将来を展望していただき、皆さまと手を携えて未来の練馬区を築いていくための一助となりますことを願っております。

結びに当たりまして、本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供していただくなど、多くのご協力をいただきましたことに、心より御礼申し上げます。

平成22年9月



練馬区長 志村豊志郎

凡 例

- 1 本書は、練馬区新長期計画（平成18年度～22年度）に基づいて編集している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略した。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略した。
- 4 本書は、平成21年または21年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対照のため掲載した。なお一部22年度の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間は、次のとおりとする。
「年 次」暦年間（1月～12月）
「年 度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途は、次のとおりとする。
「－」皆無または該当数値なし
「---」資料なし
「0」単位未満
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。従って、合計と内訳が一致しない場合もある。

目次

練馬区この1年	1
練馬区のあらまし	7
1 地勢	8
位置、面積／地形／地質／地名の由来／区 の紋章／区の花と木	
2 歴史	10
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口	11
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口 密度／本籍人口／住民基本台帳	
4 気象	18
序章 区政の推進と財政	21
1 区政の課題	22
(1) 時代の潮流	22
安全安心に対する意識の高まり／地域経済 の安定成長／少子高齢化と人口減少社会の 到来／みどりと環境との共生／ともに生き、 ともに生活できる社会／生涯学習社会への 支援／IT社会のさらなる進展／自治・協 働の進展	
(2) 区民の要望	23
2 区の基本構想・行政計画	24
(1) 基本構想	24
練馬区の将来像を考える区民懇談会／練馬 区基本構想審議会／新たな基本構想の策定	
(2) 新たな長期計画（平成22年度～26年度）	24
分野別の政策と重点事業／ねりま未来プロ ジェクト／計画を実現する仕組み	
(3) これまでの長期計画（平成18年度～22年度）	25
計画策定の視点／計画の目標／分野別目標 ／計画の重点課題／計画の推進に当たって	
3 区政のしくみ	32
(1) 議決機関－区議会	32
区議会のはたらき／本会議と委員会／平成 21年～22年の区議会	
(2) 執行機関－区長・行政委員会など	36
区長と補助機関／行政委員会、行政委員	
4 財政	43
(1) 特別区財政制度の現状	43
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付 税／国庫支出金	
(2) 平成22年度当初予算	43
当初予算編成に当たっての基本方針／一般 会計／特別会計	
(3) 平成20年度決算	54
一般会計／特別会計／財政指標	
5 税・財産	57
(1) 区政を支える特別区税	57
特別区税	
(2) 都税	58

(3) 国税	59
(4) 財産	59

第1章 だれもが地域で生き活きと暮らすために 61

1 地域の活動が活発なまちをつくる	62
(1) 地域活動を支援する	62
協働による地域課題への取組	
(2) 地域活動を支える情報・機会・場の 提供を行う	62
活動と交流の場の充実	
(3) 区民の文化芸術活動を支援する	64
美術展示事業／アトリウムミニコンサ ート／文化芸術振興支援事業／文化芸術資産 活用事業／練馬文化センター／大泉学園ホ ール（大泉学園ゆめりあホール）／財団法人 練馬区文化振興協会	
(4) 国際交流を進める	66
地域の国際交流／外国人向け広報活動／海 外の友好都市等との交流	
2 経済活動が活発なまちをつくる	68
(1) 中小企業の経営を支援する	68
産業振興のための基盤整備／産業情報の収 集および提供／産業融資の実施／商工業団 体との連携強化、各種団体への支援／経営 改善への支援／練馬区を特徴づける産業へ の支援／起業・創業への支援／経営活動へ の支援	
(2) 中小企業の勤労者と就労を支援する	70
勤労者への支援／福利厚生事業への支援／ 勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営 支援	
(3) 消費者の自立を支援する	72
石神井公園区民交流センターの運営支援／ 消費者意識の啓発／消費者の安全の確保	
(4) 都市農業を支援する	73
農業振興計画の推進と都市農地の保全／農 業経営の安定化／農とのふれあいの推進	
(5) 快適な買い物環境を整備する	76
商店街環境の整備／商店街組織の強化／商 店街活性化への支援	
(6) まち歩き観光を推進する	77
観光事業の推進／練馬まつり・照姫まつり ・地区祭の支援	
3 安心できるまちをつくる	79
(1) 犯罪等に対する態勢を強化する	79
練馬区民の安全と安心を推進する条例／練 馬区安全・安心協議会／地域防犯防火連携 組織／安全・安心パトロールカー／地域防 犯防火活動実施団体登録制度／ねりま安全 ・安心パトロールネットワーク／防犯設備	

第2章 だれもが健やかに暮らすために…101

- 整備費補助制度／街頭消火器の設置／空き地・空き家に対する指導など／ねりま安全・安心メール／住宅防犯防火対策に対する支援／防犯ブザーなどの配付／「街かど安全10万人の目警戒」運動／消防団
- (2) 自然災害に対する態勢を強化する ……80
防災対策の基本／災害による被害を減らすための取組／区民防災組織／災害時要援護者対策／防災リーダー育成講習会／各種防災訓練・講演会／功労者、功労団体の表彰／「防災の手引」などの発行／避難拠点の整備／防災まちづくりの推進／練馬区防災センター／情報連絡態勢の整備／食糧等の備蓄、備蓄倉庫の整備／飲料水の確保／消防用水・生活用水の確保／各種団体との協定
- 4 平和と人権を尊重するまちをつくる ……86
(1) 平和を尊ぶ心を育む ……86
平和推進事業
(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める ……86
人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画に係る啓発の推進／男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業／男女共同参画センターの運営
- 5 納得と信頼の身近な行政を行う ……90
(1) 便利で効率的な窓口サービスを行う ……90
出張所のサービス向上と事務の効率化／自動交付機による証明書発行サービス／区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数／住居表示
(2) 区税負担の公平性を確保する ……91
適正な賦課／確実な収納事務
(3) 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する ……91
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業／国民年金事業の運営／年金加入状況／保険料／年金等の給付
(4) 練馬年金事務所 ……97
健康保険／厚生年金保険／国民年金／児童手当拠出金の徴収
- 6 区内の公共機関 ……98
(1) 警察 ……98
(2) 消防 ……98
- 1 地域で福祉を支える ……102
(1) 地域の福祉活動を支援する ……102
地域福祉パワーアップカレッジねりま／練馬区社会福祉協議会／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援
(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する ……103
相談と指導／民生委員・児童委員
(3) 保健福祉サービスの利用を支援する ……104
苦情対応のための第三者機関の設置／権利擁護センターほっとサポートねりまの運営
(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める ……104
福祉のまちづくり総合計画の推進／やさしさ情報ねりまっぷ
- 2 健康に暮らせるまちをつくる ……106
(1) 健康づくりを支援する ……106
健康都市練馬区宣言／母子の保健施策／健康づくり事業／保健・給食の充実／生活習慣病対策／食育講習会／高齢者保健事業の充実
(2) 健康づくりの条件整備を行う ……111
健康フェスティバル／練馬区健康づくりサポーター育成事業／食環境整備事業
(3) 健康に関する危機管理を行う ……111
感染症対策
(4) 安全な衛生環境を確保する ……113
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／医療監視・指導／薬事衛生／環境衛生／有害物質を含有する家庭用品の検査／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策
(5) 地域における医療体制を確保する ……115
休日・夜間救急医療／難病患者支援／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療／日本大学医学部付属練馬光が丘病院／順天堂大学医学部附属練馬病院
- 3 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる…117
(1) 地域で子育てを支える ……117
子ども家庭支援センター／区立保育園子育て支援事業／練馬こどもまつり／児童手当などの支給／次世代育成支援行動計画
(2) 保育サービスを充実する ……119
当面の主な課題／多様化する保育需要／私立保育園への助成の充実／保育園を補完する制度／学童クラブ室活用型子育て支援事業 にここに
(3) 子どもの放課後等の居場所を確保する ……121
学童クラブ／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）
(4) 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する ……122
子どもの権利条約の周知・啓発および児童虐待防止／ひとり親家庭等の支援／ひとり親家庭等の福祉増進のために／母子生活支援施設

4 高齢者が暮らしやすいまちをつくる ……………	123
(1) 地域で高齢者を支える ……………	123
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画/ 高齢者相談センター(地域包括支援センター) の設置/高齢者の総合相談/高齢者地域支 え合いネットワークの構築/認知症対策事 業/高齢者集合住宅/事業者状況/後期高 齢者医療制度	
(2) 高齢者の多様な社会参加を支援する ……………	126
高齢者施設/老人クラブ・文化祭など/高 齢者サークル事業助成/敬老祝品/シルバー 人材センター/高齢者就業・社会参加支援 事業(アクティブシニア支援事業)/高齢 者いきいき健康事業	
(3) 特定高齢者の自立を支援する ……………	128
地域支援事業/いきがいデイサービス/三 療サービス/ひとりぐらし高齢者に/高齢 者生活支援ホームヘルプサービス事業/高 齢者自立支援用具給付および住宅改修給付 事業/車いす等の貸与事業/高齢者緊急保 護	
(4) 要介護高齢者の自立を支援する ……………	129
介護保険制度/要支援・要介護認定/財源 のしくみ/介護保険運営協議会/相談・苦 情/保険給付/利用者負担の軽減/保険者 と被保険者/保険料/要介護高齢者の在宅 支援サービス/施設で行っている高齢者サ ービス事業(区の福祉サービス)	
(5) 高齢者の生活基盤づくりを支援する ……………	133
老人ホーム/介護老人保健施設/地域密着 型サービス/高齢者優良居室提供事業/練 馬区社会福祉事業団	
5 障害者が自立して暮らせるまちをつくる ……………	135
(1) 地域で障害者を支える基盤をつくる ……………	135
障害者計画・障害福祉計画の推進/相談支 援の充実/精神保健福祉/手帳の交付/福 祉手当と年金、医療費助成/心身障害者福 祉集会所	
(2) 障害者が必要とするサービスを提供する ……	137
障害者自立支援法による障害福祉サービ ス等/障害者自立支援法以外の障害福祉サ ービス	
(3) 障害者の生活の場づくりを支援する ……………	139
福祉園/障害者地域活動支援センター/知 的障害者生活寮/障害者グループホーム	
(4) 障害者の就労・社会参加を促進する ……………	139
就労移行支援事業所/就労継続支援B型事 業所/練馬区障害者就労促進協会/練馬区 障害者雇用協議会/喫茶コーナー運営事業 /福祉大会/啓発活動等の推進	
(5) 障害の早期発見や早期療育、自立訓 練の体制を整える ……………	141
講習会・教室/訓練は幼児から/心身障害 者福祉センター(中村橋福祉ケアセンター) /心身障害児(者)通所訓練事業助成事業	

6 生活の安定を図る ……………	142
(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う ……………	142
生活保護/法外援護/各種資金貸付制度な どの運営/生活の安定と自立のために/戦 争犠牲者の援助/中国残留邦人等への支援 給付/中国残留邦人等への地域生活支援	

第3章 だれもがいつまでも学ぶことが できるために ……………147

1 地域に開かれた教育を進める ……………	148
(1) 教育施策への区民の参加を推進する ……………	148
教育委員と児童・生徒、保護者との意見交 換会/広報活動/学校評議員	
(2) 地域とともに歩む学校づくりを推進する ……	148
学校応援団推進事業/学校安全安心 ボランティア事業	
2 楽しく学ぶことができる学校教育を進める ……	149
(1) 幼稚園教育を充実する ……………	149
幼稚園の現況	
(2) 小中学校の教育内容を充実する ……………	150
教育指導の充実/人権教育および豊かな心 を育成する教育を推進するために/確かな 学力の定着・向上と主体的に学ぶことがで きる子どもを育てる教育を推進するために /特色ある学校づくりと家庭・地域との連 携を図った教育を推進するために/特別支 援教育/特別支援学級/校外授業/総合教 育センターの学校教育事業	
(3) 教育環境を整備する ……………	154
施設の整備/学校給食の充実/教材等の整 備/学校災害/小・中学校の現況/区立学 校の適正配置の推進/小中一貫教育校の設 置	
3 次代を担う青少年を育てる ……………	158
(1) 青少年の自主的な活動を支援する ……………	158
社会参加の促進/練馬区青少年委員/青少 年リーダーの養成/成人の日のつどい/練 馬子ども議会/青少年の活動の場/青少年 表現活動の支援/青少年館	
(2) 家庭・学校・地域の連携を支援する ……………	160
家庭・地域社会の教育力の向上/学校との 連携強化/練馬区青少年問題協議会/練馬 区青少年対策連絡会/練馬区青少年育成地 区委員会/環境浄化と非行防止の推進	
4 ともに学びあえる生涯学習を進める ……………	162
(1) 生涯学習活動を支援する ……………	162
支援体制の整備/生涯学習団体の育成/区 民参加と交流の促進/学習・スポーツの機 会の充実/区民発出前講座/情報教育推進 事業/学習情報の提供・相談活動の推進/ 学校施設の地域開放推進/総合教育セン ターの生涯学習事業/公民館/美術館/少年 自然の家/他地域との交流の促進	

(2) 読書活動を推進する	166
図書館	
(3) スポーツ活動を推進する	169
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／スポーツ施設の整備／総合型地域スポーツクラブの育成	
(4) 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する	172
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護推進員／文化財保護のための主な事業／尾崎遺跡資料展示室／石神井公園ふるさと文化館の開設	

第4章 だれもが快適に暮らすために ……175

1 みどり豊かなまちをつくる	176
(1) ふるさとのみどりを守る	176
保護樹木・樹林、憩いの森、街かどの森	
(2) みらいを築くみどりをつくる	176
みどりの保全と創出／進む公園の整備／公園管理事務所／公共施設の緑化／練馬区水辺ふれあい計画／結婚出生苗木配布／緑化計画の事前協議／生け垣化の推進／屋上緑化の推進／壁面緑化の推進／みどりの協定／樹木等伐採の届出	
(3) みどりを愛し育む活動を広げる	178
緑化委員会・緑化協力員／花とみどりの相談所／練馬みどりの葉っぱい基金／練馬みどりの機構	
2 環境にやさしいまちをつくる	179
(1) 足元からの行動を広げる	179
練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画／練馬区民環境行動連絡会／練馬区地球温暖化対策地域推進計画／エコライフチェック事業／地球温暖化対策住宅用設備等設置補助事業／練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立／オール東京62市区町村共同事業／環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行／環境学習事業／環境情報の提供事業	
(2) 公害問題を解決する	182
大気汚染／アスベスト飛散防止／水質汚濁／低公害車の導入／公害に関する苦情および陳情の処理事務／事務所の立入検査／有害化学物質汚染対策の充実	
(3) まちづくりで環境に配慮する	186
環境影響評価制度／自動車駐車場等の開発調整の手続き	
(4) まちの美化を進める	187
ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行／あき地管理／カラス対策	
(5) 率先して区の取組を進める	188
区の事務事業における環境配慮の着実な推進	

3 循環型社会をつくる	190
(1) ごみの発生を抑制する	190
普及啓発の推進／ごみの発生抑制／リサイクルセンター／不用品の活用(再使用)／ごみの発生抑制の計画的推進	
(2) リサイクルを進める	191
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／再生資源のリサイクル(再生利用)	
(3) ごみの適正処理を進める	193
ごみ排出ルール確立／ごみの収集・運搬事業の推進	
4 地域特性に合ったまちづくりを進める	195
(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める	195
まちづくり条例の制定／区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり／練馬区まちづくり条例に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整	
(2) 土地利用を計画的に誘導する	196
都市計画マスタープランの運用／全体構想／地域別指針／地域地区制度／東京都風致地区条例に基づく事務／土地区画整理事業の推進／キャンプ朝霞跡地	
(3) 調和のとれた都市景観を形成する	198
景観形成のルール整備／景観啓発事業	
5 生活しやすいまちをつくる	199
(1) 良好な市街地を形成する	199
まちづくり計画の策定／地区計画制度によるまちづくり／沿道地区計画／補助230号線沿道地域のまちづくり事業／宅地などの開発指導／建築物の規制と誘導／建築協定	
(2) まちの拠点機能を向上させる	200
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／大泉学園駅周辺整備／生活拠点の整備／都市整備公社	
(3) 災害に強い都市をつくる	203
密集住宅市街地整備促進事業／都市復興マニュアル策定事業／練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業／河川の改修／雨水流出抑制施設の整備	
(4) 利用しやすい都市をつくる	204
練馬区福祉のまちづくり整備要綱／福祉のまちづくりのための建築指導／鉄道駅のバリアフリー化	
(5) 上・下水道の整備	204
上水道／下水道	
6 良好な交通環境をつくる	206
(1) 公共交通を充実する	206
区内交通の現状と都市交通マスタープラン／都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／地下鉄有楽町線・副都心線／エイトライナー／バス交通	
(2) 主要な道路を整備する	209
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／生活幹線道路の整	

備／生活道路	
(3) 道路の利用環境を整備する	210
狭あい道路拡幅整備事業／私道整備助成制度／排水設備工事の助成／橋りょう／水路／快適なみちづくり／自動車駐車施設の整備／違法駐車等防止対策／駅周辺の自転車等乗り入れ状況／放置自転車に対する取組／自転車の快適な利用のために／交通安全計画等の策定／交通安全啓発／区民交通傷害保険	
7 安心して生活できる住まいづくりを進める	215
(1) 公共賃貸住宅を適切に管理・運営する	215
区が管理する住宅／他の公共住宅	
(2) 良質な住まいづくりを支援する	215
住宅の状況／住宅修築資金の融資あっせん／「ねりまマンション“未来塾”」セミナーと「分譲マンション管理・運営無料相談」事業／住宅改修支援事業／耐震改修工事等助成事業／耐震シェルター等設置助成事業／住宅施策ガイドの作成／長期優良住宅の認定／優良宅地、優良住宅の認定審査	
(3) 高齢者等が安心して暮らせる 住まいづくりを支援する	216
区立高齢者集合住宅／他的高齢者向け公共住宅	

第5章 確かなまちの未来を拓くために …219

1 区民本位の効率的で質の高い行政を行う	220
(1) 参加と連携による効率的で開かれた行政を進める	220
参政の促進／東京都議会議員選挙／衆議院議員選挙／明るい選挙のために／主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／主な広聴活動／区民相談／情報公開と個人情報保護	
(2) 持続可能な行政運営を行う	227
特別区制度改革／地方分権の推進／行政評価の定着／行政改革の推進／IT活用による事務の効率化と区民サービスの充実／公有財産等の活用と管理／土地開発公社／地価公示／施設の適切な管理（区役所会議室）／職員の能力向上を図る／職員報の発行	

資料編 …233

区内の指定・登録文化財	234
練馬区の年表	236
施設一覧	248

練馬区この1年

平成21年4月～平成22年3月



練馬区立石神井公園ふるさと文化館外観

平成21年 4月

1日 ブックレット「ねりまの農業」を発行 写真①

◎練馬大根、キャベツなど練馬の特産農産物や、農業体験農園をはじめ身近に農とふれあうことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介している。

2日 「豊玉リサイクルセンター」を開設

◎地域の環境・リサイクル活動の拠点として、区内3か所目となるリサイクルセンターを豊玉地域に開設した。

22日 フランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結 写真②

◎日本のアニメ発祥の地である練馬区と、世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランスのアヌシー市との間で、アニメ事業者同士の交流や人材育成、地域の活性化を促進するため、アニメ産業交流に関する協定を締結した。

28日 新型インフルエンザ専用の相談電話「練馬区発熱相談センター」を開設

◎メキシコで発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染拡大を受け、練馬区健康危機管理対策本部会議を開催し、新型インフルエンザの相談体制を

強化するため、専用の相談電話を開設した。

5月

1日 練馬区基本構想審議会の答申まとまる

◎約30年ぶりの新たな基本構想の策定に向け、区民・学識経験者で構成する練馬区基本構想審議会から、15回におよぶ審議会や学習会・懇談会などで精力的な検討を経てまとめられた答申が、練馬区長に提出された。

1日 「南田中図書館」を開館 写真③

◎区内12館目となる図書館が開館した。南田中学校体育館に併設されているという特色を活かし、区内では初めて学校支援モデル事業を実施した。

1日 西武線で松本零士さんがデザインした銀河鉄道999の電車が運行開始

◎「子どもたちの夢に出てきそうな電車を走らせることで電車に乗る楽しみを発見・体験してもらいたい」という練馬区名誉区民の松本零士さんの思いと、西武鉄道、練馬区および練馬区観光協会の意向が合致し、実現した。

8日 都市農地保全推進自治体協議会が第1回総会を開催 写真④

◎都内で市街化区域内に農地を持つすべての38自治



① | ②
③

体が集まり、都市農地の保全を図るため、国に対する制度見直しの要望などの活動方針が議決された。

13日 「石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ）」を開設

◎精神障害者をはじめ、身体・知的の3障害を対象とする総合相談窓口などの業務を行う区内3箇所目のセンターを石神井保健相談所施設内に開設した。同様のセンターを3か所以上設置している自治体は都内で初めてとなる。

21日 DV被害者に臨時生活支援金を支給

◎4月1日から受付の始まった定額給付金を受け取れない家庭内暴力被害者を救済するため、区が独自の支援金の支給を開始した。配偶者暴力だけでなく、高齢者虐待の被害者も対象としたことは、全国でも例が少なかった。

6月

10日 5種類の公金がコンビニ納付可能に

◎納税者などの利便性と収納率の向上のため、これまでの国民健康保険料、軽自動車税および後期高齢者保険料に加え、住民税（10日から）と介護保険料（18日から）が全国のコンビニエンスストア

窓口で納付することができるようになった。

10日 定額給付金の振込が即日化

◎4月1日から受け付けた定額給付金の振込件数が申請件数の約99.8%に達し、振込処理の滞留が解消された。人口50万人を超える規模の自治体では、トップクラスの早さだった（申請受付は10月1日まで）。

10日 プレミアム付区内共通商品券の販売を開始

写真⑤

◎「ど根性ガエル」のキャラクターを使用し、10%のプレミアムが付いたど根性商品券5万組・5億円（額面総額5億5千万円）が、区内の郵便局・JA東京あおばで販売された。

15日 練馬駅前に冷却ミスト装置を設置しエコ冷房

写真⑥

◎ヒートアイランド現象の緩和対策などを目的に、都内自治体では初めての取組として、練馬駅1階中央口北側出口付近に冷却ミスト装置を設置した。

17日 第61代議長に本橋正寿氏、第63代副議長に岩崎典子氏が就任

◎第二回区議会定例会で、本橋正寿議員が議長に、岩崎典子議員が副議長にそれぞれ選出された。



◎吉沢やすみ/オフィス安井



17日 アトリウムミニコンサートが150回を迎える

写真⑦

◎平成8年12月から毎月第三水曜日に定期的で開催しているアトリウムミニコンサートが150回目を迎え、延べ来場者数は45,000人を超えた。

7月

12日 東京都議会議員選挙実施

8月

3日 23区初のアニメキャラクター入り証明書（住民票の写しなど）の発行を開始

写真⑧

◎アニメへの愛着を深めてもらい、「アニメのまち練馬区」の更なるイメージアップを図るため、「銀河鉄道999」のキャラクターの絵柄が入った住民票の写しや戸籍等の証明書の発行を開始した。アトリウムで開催された記念セレモニーの会場には、区内外から300人の観客が訪れた。

30日 衆議院議員選挙実施

9月

10日 「ねりまキッズ安心タクシー」認定証交付

◎妊婦や乳幼児を持つ親が安心して利用できるタク

シーの普及と容易に外出できる環境を整えるため、行政として初めてタクシー乗務員を対象に子育てに関する講習会と検定試験を実施し、その合格者に認定証と車に貼るマークを交付した。

10月

18日 アニメキャラクターをラッピングした電気自動車を導入

◎区は、率先して地球温暖化対策に取り組むため、環境施策の普及・啓発車両として2台の電気自動車を導入した。電気自動車には、より親しみを持ってもらえるよう、アニメ「銀河鉄道999」などのキャラクターの絵柄が施された。

19日 「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の公布（平成22年4月1日施行）

写真⑨

◎歩行喫煙とたばこのポイ捨てによる、吸殻の散乱や火傷などの被害を防止するための条例を制定した。区内駅頭にて、マナーアップの啓発キャンペーンを行った。

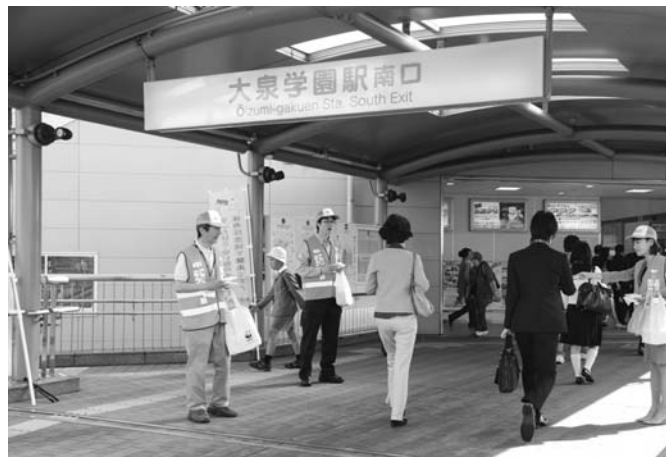
11月

1日 大江戸線延伸促進大会を開催

◎大江戸線の大泉学園町への延伸を目指し、関係町



©Leiji Matsumoto



会や区議会、区などからなる大江戸線延伸促進期成同盟が3年ぶりに大会を開催し、地域住民など約500人が参加した。

24日 「練馬区区政資料管理整備計画」を策定

◎公文書（刊行物等を含む）のうち歴史的資料として重要なものを収集・管理し、区民共有の財産として継承・活用することにより、透明で開かれた区政経営を実現するための計画を策定した。

12月

2日 富士見台小学校が地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞

◎「感じよう 考えよう 行動しよう—エネルギー環境教育の実践を通して—」と題して、身近な生活の中でエネルギーや環境について考え、行動・発信することを目標に学習活動をすすめた富士見台小学校が都内の学校で唯一の表彰を受けた。

11日 「練馬区基本構想」を策定 写真⑩

◎平成30年代初頭を目標年次とした区政運営の指針となる新たな基本構想を、区議会の議決を経て策定した。基本構想では、概ね10年後の区のみならず姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」とし、それを実現するため

に、地域コミュニティや協働を重視する「区政経営の基本姿勢」や区民の参画・協働のもと、政策分野を越えて横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を掲げている。

平成22年 1月

15日 「貫井子ども家庭支援センター」を開設 写真⑪

◎区内4か所目のセンターとして貫井に開設した。子育て家庭の総合相談窓口を設けるほか、併設の「子育てのひろば 貫井ぴよぴよ」では乳幼児の一時預かりなどを実施する。

17日 首都直下地震を想定した震災総合訓練を実施

写真⑫

◎（仮称）中村中央公園用地内に現地対策本部を設置するとともに、区民、関係機関の連携による大規模な救出救護訓練が行われた。警察署、消防署、自衛隊などの防災関係機関などから600人が参加した。

2月

1日 区ホームページを全面リニューアル

◎誰もが利用しやすいホームページとするためにユニバーサルデザインを採用し、文字や背景の色を



見やすくした。また、情報を大きく5つに分類することで、検索性の向上を図った。

14日 23区初の3人乗り自転車レンタルを開始 写真⑬

◎3人乗り（幼児2人同時乗用）自転車の普及促進と自転車利用の安全啓発などを目的にレンタル事業を開始した。

3月

4日 「練馬区情報化基本計画（平成22年度～26年度）」を策定

◎情報通信技術を活用して、新しい基本構想で掲げた目標の実現に向けた取組を進めていくため、区の情報化施策を体系化した基本計画を策定した。

12日 練馬区長期計画（平成22年度～26年度）を策定

◎新たな基本構想が掲げる「練馬区のめざす姿」の実現に向けて策定した。22年度から26年度までに取り組む施策・事業を体系的に示すとともに、施策の5年後の目標を明示している。また、区民の参画・協働のもとに分野横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を具体的に示した。

15日 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を公布（平成22年10月1日施行）

◎すべての人が安心して快適に暮らし続けることが

できる地域社会の実現を目指し、区民、事業者、区が連携し福祉のまちづくりを推進する条例を制定した。

18日 「練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）」を策定

◎次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めるものとして、前期（17年度～21年度）の行動計画を踏まえた後期の行動計画として策定した。

19日 「練馬区区民との協働指針」を策定

◎町会・自治会、NPO・ボランティア団体などさまざまな活動主体と区の協働を一層推進する仕組みづくりに向け、施策・事業の具体的な方向性をまとめた指針を、区民参加の「練馬区区民協働のあり方懇談会」の提言などを踏まえて策定した。

28日 「石神井公園ふるさと文化館」が開館

写真⑭⑮⑯

◎「ふ（ふれあい）る（ルーツを探る）さ（さわれる）と（とりかえられる）」をテーマに、区で育まれてきた伝統文化の継承・発展および新たな地域文化の創造、観光振興の拠点となる博物館を開館した。



⑬ | ⑭
⑮ | ⑯



練馬区のあらまし

1	地勢	8
2	歴史	10
3	人口	11
4	気象	18



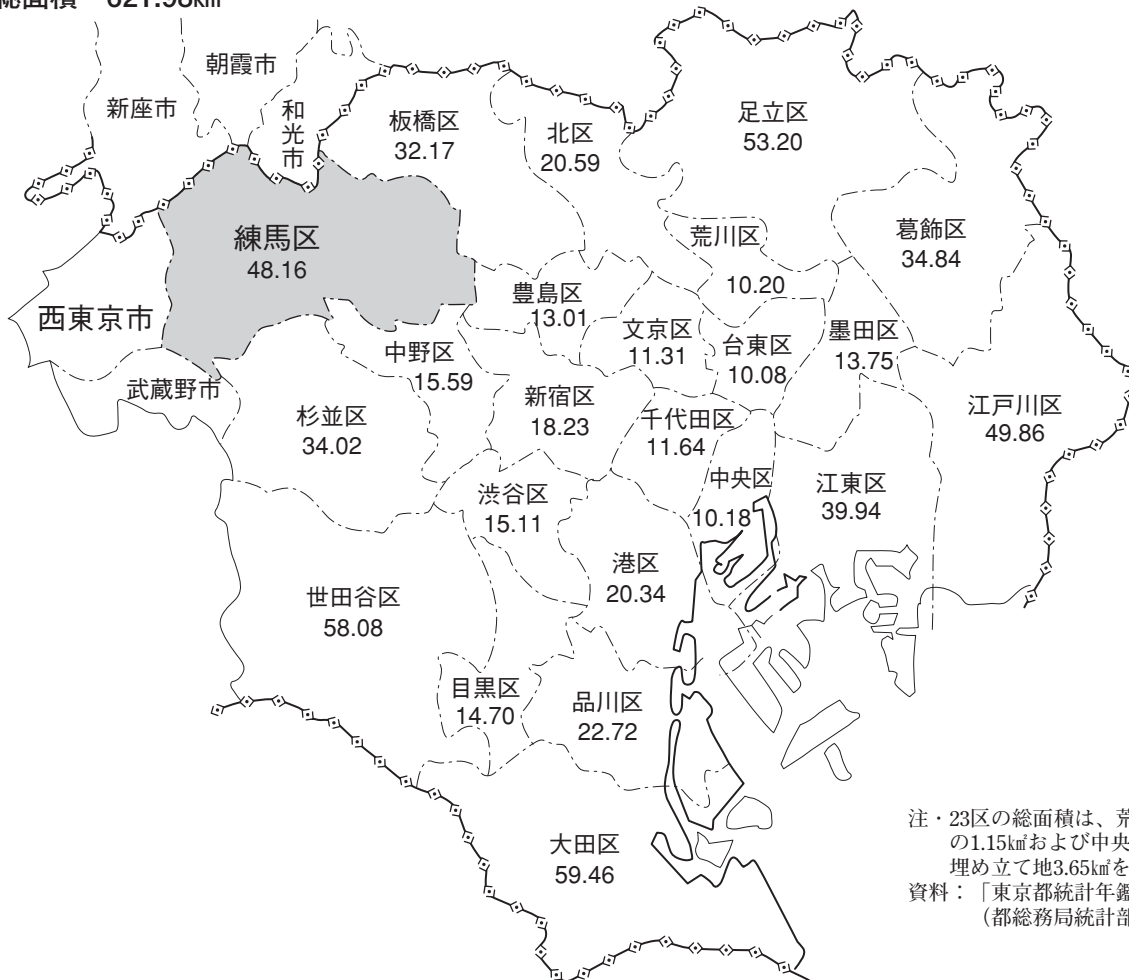
白山神社の大ケヤキ

1 地 勢

23区の位置と面積（単位：km²）

23区の総面積 621.98km²

平成21年4月1日現在



注・23区の総面積は、荒川河口部の1.15km²および中央防波堤埋め立て地3.65km²を含む。
資料：「東京都統計年鑑」
(都総務局統計部調整課)

●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度33分48秒～139度40分48秒、北緯35度42分41秒～35度46分41秒に位置している。

なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分11秒である。

一方、練馬区の面積は48.16km²で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。東京都の総面積2187.65km²に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積621.98km²に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形を

している。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔54.04m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海拔26.07mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：東京都土木技術支援・人材育成センター 平成21年水準基標測量成果表）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫（されき）層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と

町名図

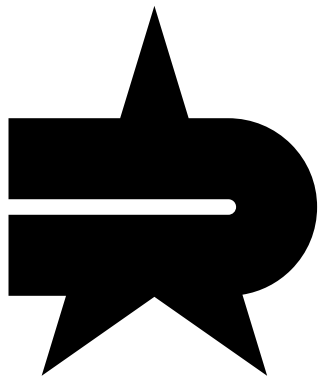


●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、○関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった、○石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった、○奈良時代、武蔵国に「乗瀧」という宿駅があった、○中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった、などの諸説があり、定説はない。

小石の累層があって、水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖（がけ）の下などに露出して湧水（ゆうすい）となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：昭和44年練馬区地下水調査報告書）。

●区の紋章



練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。

この紋章は、ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせ、図案化したものである。

●区の花と木



区の花 ツツジ



区の木 コブシ

美しい花と豊かなみどりの、住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花には「ツツジ」、木には「コブシ」を選定した。

2 歴 史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約1万5千年前の先土器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域、また三宝寺池や富士見池の周辺などから先土器時代の遺跡が発見されている。

先土器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住し、稲作を行っていたことが考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、小さな竪穴住居の集落が点在していた当時の練馬の様子を語っている。

大化の改新（645年）後、律令制が整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区画では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は今の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は草原と雑木林の続く広大な原野だったと推測されている。

●中世

平安時代末期、律令制度が乱れ、全国各地で荘園が生まれ、それを基盤とする武士団が誕生した。

武蔵国豊島郡においては、豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに豊島氏の領主的支配の手が、石神井川流域を西にさかのぼり、練馬の地域に進出したのは鎌倉時代と伝えられている。室町期頃までには、板橋城、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは必ず豊かな水源地であった。またこの時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったと想像されている。鎌倉・室町期には、こうした城をめぐる攻防が頻繁に起きていた。石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いもその一つである。

この戦いで、約200年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、後北条氏の支配へと移り変わった。

●近世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部

が旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄のために農地のほとんどが畑で、面積も限られていたため、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、関東ロームといわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地において生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城によって、旧幕府は新政府の手によって握られ、新政府は同年7月17日、江戸を東京と改称した。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、11年（1878年）には、郡区町村編制法で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として、重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年）、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。

※独立後の年表は、236ページ参照。

3 人 口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成22年1月1日現在692,450人、332,307世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約83万人に次いで2番目となっている。

一方、練馬区における外国人登録数を見ると、22年1月1日現在13,999人で区の総人口に占める割合は、2.0%となっている。

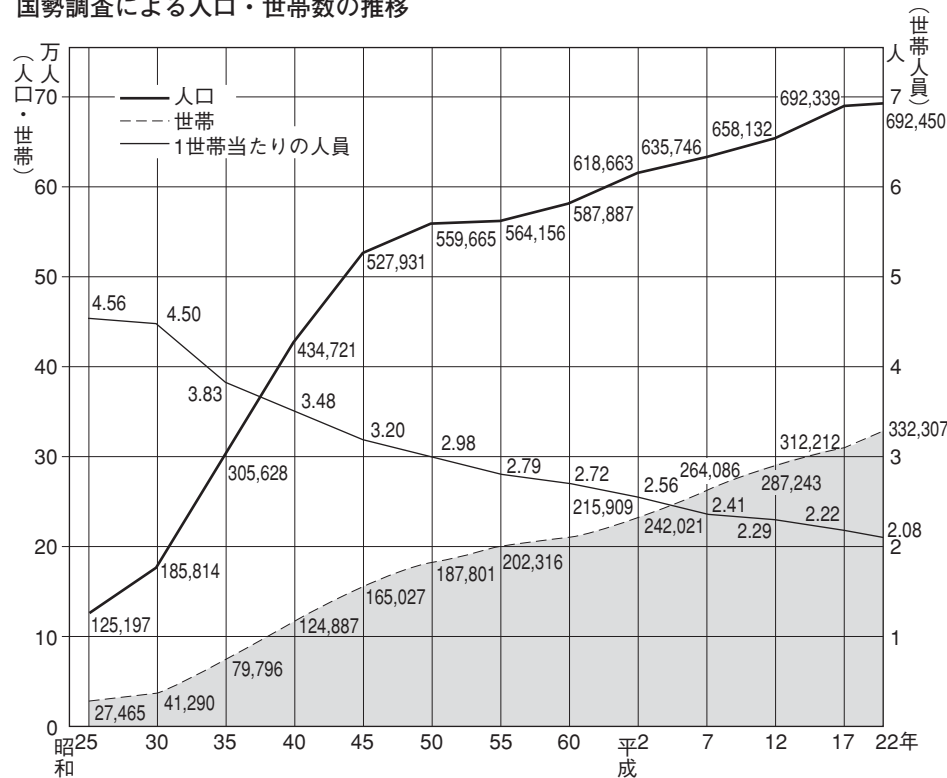
●人口の推移

練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2~3万人の

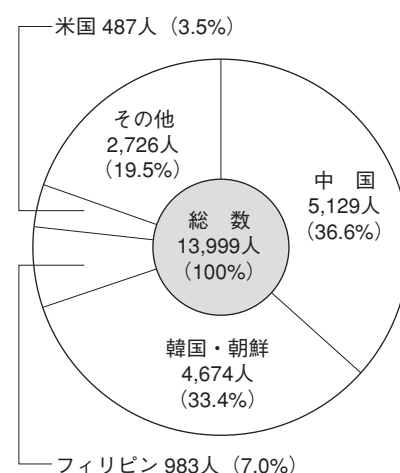
増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逶増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

国勢調査による人口・世帯数の推移



外国人登録人口 平成22年1月1日



注：平成22年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。
資料：国勢調査結果報告

各年中の人口動態

各年1月～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
平成17	1,872	2,244	22,847	20,603	△1,447	1,062	5,599	4,537	13
18	4,993	3,577	23,784	20,207	△54	1,228	5,801	4,573	242
19	5,944	4,021	24,500	20,479	△40	1,078	5,972	4,894	885
20	5,748	3,350	23,005	19,655	481	1,064	5,990	4,926	853
21	3,527	1,466	22,174	20,708	525	1,129	6,020	4,891	407

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：人口の動き（都総務局統計部）

世帯数と人口の推移

各年1月1日現在

年次	世帯数	総人口	住民基本台帳等人口			外国人登録数			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
昭和30年	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	(11,720)	(7.19)
31	47,271	188,343	187,413	95,203	92,210	930	—	—	13,548	7.75
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	—	—	22,299	11.84
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	—	—	22,365	10.62
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	—	—	27,368	11.75
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	—	—	26,062	10.01
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	—	—	24,973	8.72
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	—	—	22,252	7.15
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	—	—	22,168	6.64
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	—	—	28,167	7.92
昭和40年	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
41	136,750	435,043	432,429	221,139	211,290	2,614	—	—	28,010	6.88
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	—	—	19,790	4.55
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962	5.49
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811	4.13
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543	1.04
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083	1.51
昭和50年	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
昭和60年	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
平成7年	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
平成17年	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～42年の「世帯数」と「住民基本台帳等人口」は、住民登録による数値であり、43年以降は、住民基本台帳による数値である。どちらも外国人を含まない。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）、「練馬区の世帯と人口」（区民部戸籍住民課）

●人口構成

住民基本台帳による平成22年1月1日現在の人口構成は次のとおりである。

1 男女別構成

男342,512人(49.5%)、女349,938人(50.5%)で前年と比較すると男1,031人、女2,232人それぞれ増加している。人口性比(女100人に対する男の数)は97.9で23区平均の98.0よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では30歳代が118,265人(17.1%)と最も多く、次いで40歳代106,059人(15.3%)、20歳代92,417人(13.3%)、60歳代81,422人(11.8%)の順になっている。

23区全体では、30歳代が17.4%と最も多く、次いで40歳代14.7%、20歳代13.2%、60歳代13.0%の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口(0~14歳)が88,447人(12.8%)で、前年より206人の減、生産年齢人口(15~64歳)は468,669人(67.7%)で475人の増、老年人口(65歳以上)は、135,334人(19.5%)で2,994人の増となっている。また、平均年齢は42.82歳で前年に比べ0.25歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による平成22年1月1日現在の世帯数は332,307世帯である。一世帯当たりの人員数は2.08人で23区平均1.92人と比べて0.16人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による平成22年1月1日現在の人口密度は14,378人/km²であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続きを必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

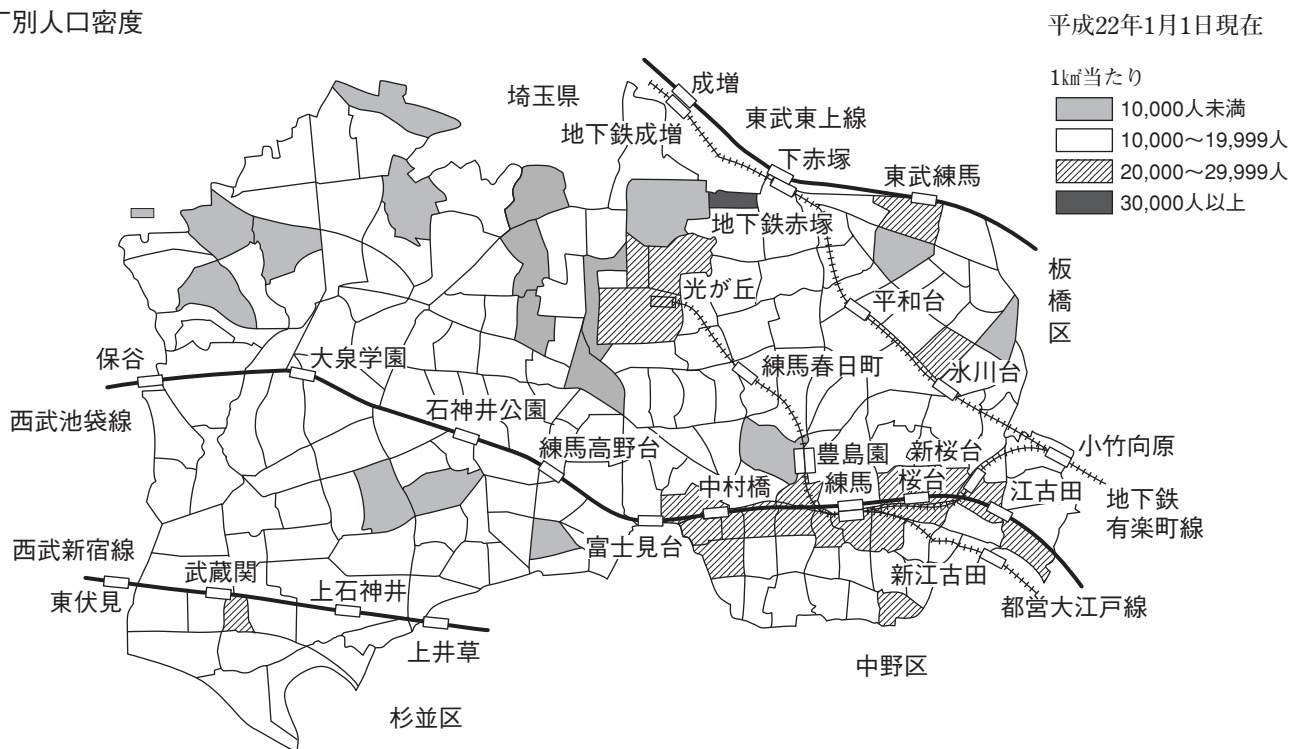
22年4月1日現在、本籍数215,454戸、本籍人口545,087人で、前年同期に比べ2,732戸の増、4,020人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明(戸籍抄本)、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は戸籍法に規定される制度となった。

町丁別人口密度



戸籍の届出件数 平成21年度

届出別	件数(件)
出生届	7,647
死亡届	5,874
婚姻届	8,186
離婚届	2,248
転籍届	3,721
その他の届	4,311

●住民基本台帳

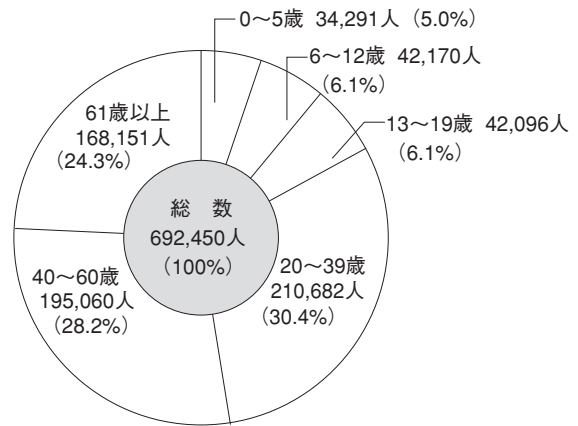
住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。そして、区では選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

住民基本台帳事務の取扱件数 平成21年度

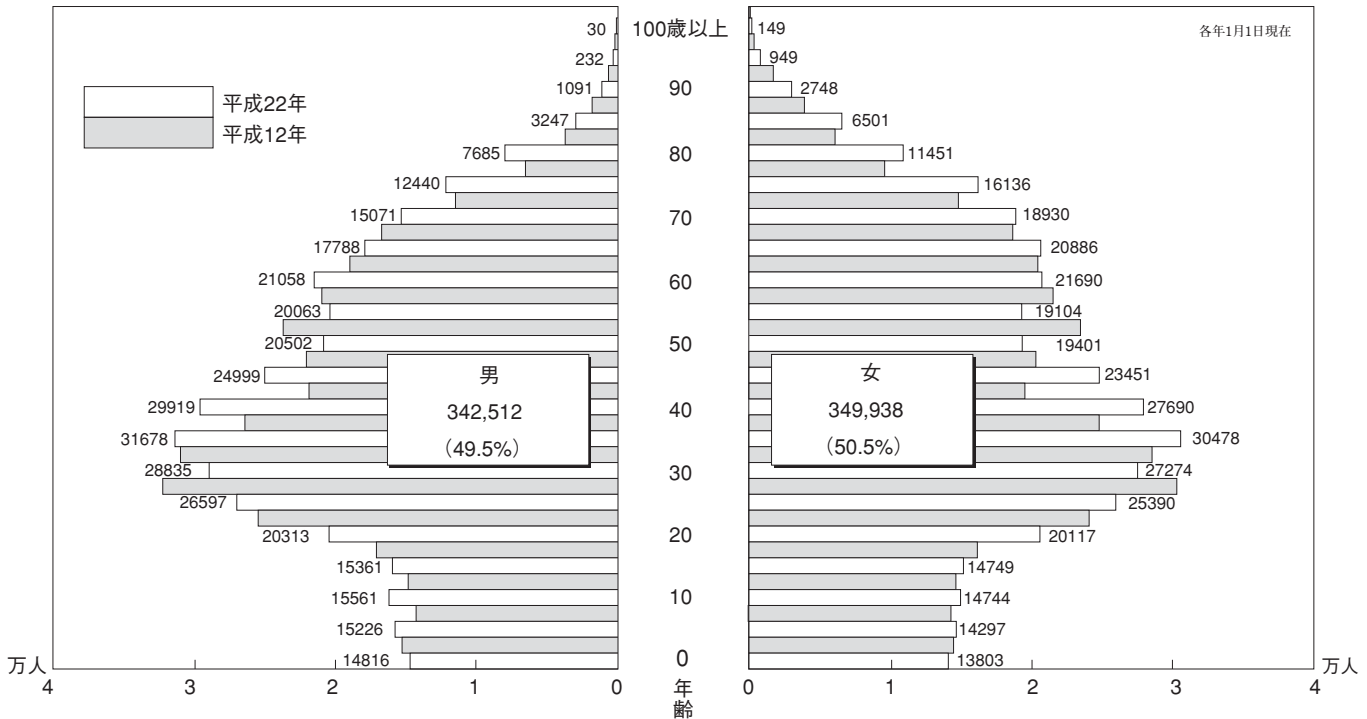
届出別	件数(件)
転入届	32,534
転出届	30,714
転居届	14,196
世帯変更届	3,046

住民基本台帳年齢別人口

平成22年1月1日



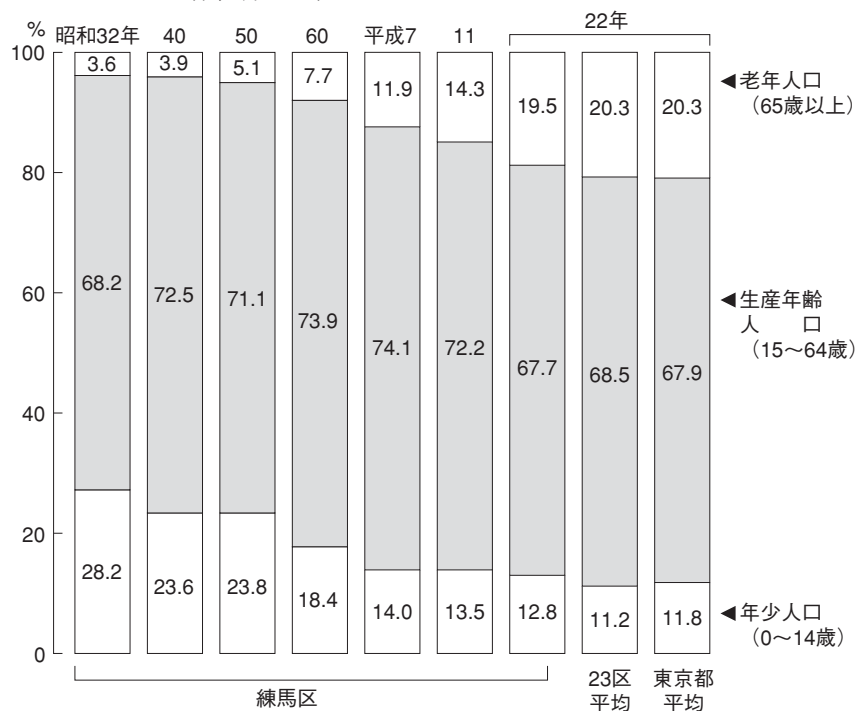
住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成12年・平成22年比較）



注：実数は平成22年の人口数である。なお、平成12年の人口数は省略した。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

年齢3区分別人口構成の推移

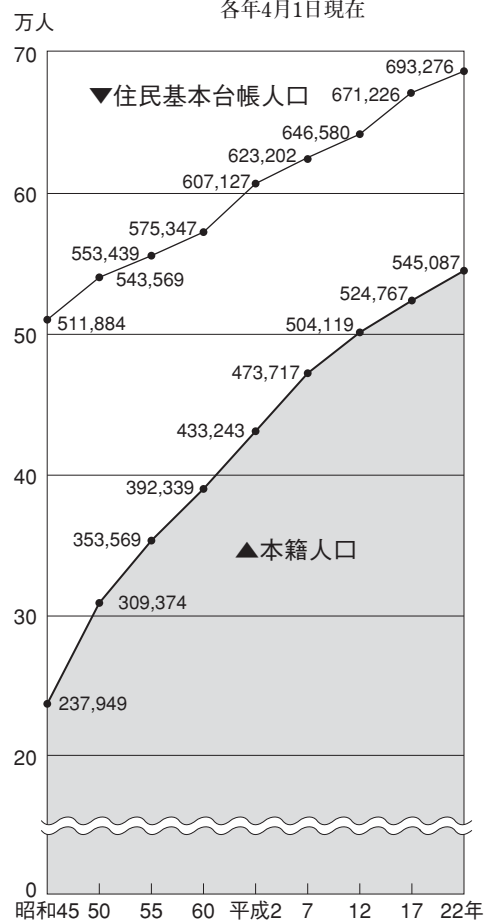
各年1月1日現在



資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

本籍人口と住民基本台帳人口の推移

各年4月1日現在



町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度

平成22年1月1日現在

町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度	町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度
	km ²	世帯	人	人/km ²		km ²	世帯	人	人/km ²
総 計	48.160	332,307	692,450	14,378					
旭 丘 1丁目	0.219	2,946	4,610	21,050	貫 井 4丁目	0.267	2,057	4,186	15,678
2丁目	0.193	1,318	2,321	12,026	5丁目	0.146	1,273	2,229	15,267
小竹町 1丁目	0.248	2,565	4,425	17,843	錦 1丁目	0.201	1,602	3,335	16,592
2丁目	0.270	1,941	3,461	12,819	2丁目	0.152	1,084	2,269	14,928
栄 町	0.167	2,092	3,421	20,485	氷川台 1丁目	0.149	112	249	1,671
羽 沢 1丁目	0.071	825	1,307	18,408	2丁目	0.161	1,107	2,288	14,211
2丁目	0.230	1,640	3,176	13,809	3丁目	0.232	2,277	4,599	19,823
3丁目	0.165	914	1,793	10,867	4丁目	0.241	2,442	5,101	21,166
豊玉上 1丁目	0.175	1,218	1,930	11,029	平和台 1丁目	0.198	1,500	3,227	16,298
2丁目	0.138	2,417	3,761	27,254	2丁目	0.158	1,317	2,781	17,601
豊玉中 1丁目	0.135	1,168	2,244	16,622	3丁目	0.200	1,719	3,909	19,545
2丁目	0.155	1,535	2,826	18,232	4丁目	0.170	1,138	2,485	14,618
3丁目	0.147	1,537	2,753	18,728	早 宮 1丁目	0.329	2,773	5,983	18,185
4丁目	0.103	705	1,531	14,864	2丁目	0.311	1,828	3,868	12,437
豊玉南 1丁目	0.109	1,061	2,213	20,303	3丁目	0.295	2,080	4,608	15,620
2丁目	0.155	1,005	1,918	12,374	4丁目	0.253	1,762	4,094	16,182
3丁目	0.195	1,709	3,561	18,262	春日町 1丁目	0.395	1,831	3,956	10,015
豊玉北 1丁目	0.121	1,326	2,296	18,975	2丁目	0.306	2,081	4,568	14,928
2丁目	0.120	1,291	2,136	17,800	3丁目	0.245	1,971	4,102	16,743
3丁目	0.156	1,557	2,574	16,500	4丁目	0.307	1,986	4,329	14,101
4丁目	0.154	2,077	3,450	22,403	5丁目	0.261	1,934	4,189	16,050
5丁目	0.143	2,030	3,166	22,140	6丁目	0.247	1,459	3,296	13,344
6丁目	0.121	1,651	3,012	24,893	高 松 1丁目	0.229	1,192	2,544	11,109
中 村 1丁目	0.148	998	2,122	14,338	2丁目	0.208	1,020	2,346	11,279
2丁目	0.156	1,357	2,967	19,019	3丁目	0.218	1,134	3,003	13,775
3丁目	0.194	1,973	3,895	20,077	4丁目	0.229	1,296	3,194	13,948
中村南 1丁目	0.216	1,697	3,691	17,088	5丁目	0.236	1,033	2,205	9,343
2丁目	0.168	1,669	3,269	19,458	6丁目	0.264	1,158	2,712	10,273
3丁目	0.131	1,109	2,314	17,664	北 町 1丁目	0.261	2,462	4,301	16,479
中村北 1丁目	0.122	1,829	3,326	27,262	2丁目	0.251	2,798	5,753	22,920
2丁目	0.125	1,339	2,519	20,152	3丁目	0.134	1,265	2,557	19,082
3丁目	0.080	1,150	1,909	23,863	4丁目	0.249	1,034	1,034	4,153
4丁目	0.122	1,391	2,517	20,631	5丁目	0.139	1,184	2,334	16,791
桜 台 1丁目	0.206	2,770	4,650	22,573	6丁目	0.178	1,366	2,666	14,978
2丁目	0.244	2,330	4,327	17,734	7丁目	0.210	1,422	2,834	13,495
3丁目	0.286	2,375	4,746	16,594	8丁目	0.215	1,966	3,650	16,977
4丁目	0.151	1,794	3,121	20,669	田 柄 1丁目	0.275	2,146	4,796	17,440
5丁目	0.241	1,879	3,707	15,382	2丁目	0.400	3,247	6,743	16,858
6丁目	0.259	1,619	3,433	13,255	3丁目	0.319	2,386	6,137	19,238
練 馬 1丁目	0.206	2,300	3,787	18,383	4丁目	0.415	2,613	6,353	15,308
2丁目	0.268	1,698	3,087	11,519	5丁目	0.255	1,622	3,929	15,408
3丁目	0.134	2,195	3,653	27,261	光が丘 1丁目	0.071	1,509	2,895	40,775
4丁目	0.187	1,989	3,698	19,775	2丁目	0.257	2,537	6,142	23,899
向 山 1丁目	0.091	969	1,549	17,022	3丁目	0.288	3,745	9,184	31,889
2丁目	0.155	1,119	2,367	15,271	4丁目	0.610	0	0	0
3丁目	0.286	1,200	2,420	8,462	5丁目	0.164	1,531	3,587	21,872
4丁目	0.223	1,827	3,888	17,435	6丁目	0.078	470	1,175	15,064
貫 井 1丁目	0.207	2,270	4,161	20,101	7丁目	0.206	2,438	6,018	29,214
2丁目	0.184	1,874	3,414	18,554	旭 町 1丁目	0.246	1,784	4,196	17,057
3丁目	0.267	2,404	4,687	17,554	2丁目	0.296	2,359	4,445	15,017

平成22年1月1日現在

町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度	町 丁 目	面 積	世帯数	人 口	人口密度
	km ²	世帯	人	人/km ²		km ²	世帯	人	人/km ²
旭 町 3丁目	0.229	1,943	3,799	16,590	下石神井3丁目	0.173	983	2,109	12,191
土支田 1丁目	0.244	1,364	3,291	13,488	4丁目	0.225	1,667	3,112	13,831
2丁目	0.293	926	2,190	7,474	5丁目	0.159	1,080	2,327	14,635
3丁目	0.312	1,469	3,637	11,657	6丁目	0.230	1,469	3,377	14,683
4丁目	0.334	1,295	3,161	9,464	立 野 町	0.358	2,007	4,343	12,131
富士見台1丁目	0.168	1,428	3,048	18,143	関町東 1丁目	0.223	1,798	3,544	15,892
2丁目	0.232	2,118	4,139	17,841	2丁目	0.096	842	1,443	15,031
3丁目	0.257	1,848	3,778	14,700	関町南 1丁目	0.173	1,068	2,141	12,376
4丁目	0.304	1,677	3,947	12,984	2丁目	0.278	2,049	4,150	14,928
南田中 1丁目	0.174	921	1,900	10,920	3丁目	0.272	1,515	3,123	11,482
2丁目	0.171	727	1,621	9,480	4丁目	0.327	2,934	6,522	19,945
3丁目	0.189	1,295	2,533	13,402	関町北 1丁目	0.142	1,635	3,215	22,641
4丁目	0.202	1,289	2,794	13,832	2丁目	0.206	2,221	4,010	19,466
5丁目	0.193	1,308	2,395	12,409	3丁目	0.362	1,944	3,992	11,028
高野台 1丁目	0.196	1,601	3,409	17,393	4丁目	0.353	1,979	4,105	11,629
2丁目	0.164	1,236	2,705	16,494	5丁目	0.283	2,154	5,353	18,915
3丁目	0.238	1,366	2,795	11,744	東大泉 1丁目	0.270	1,921	3,864	14,311
4丁目	0.144	966	2,194	15,236	2丁目	0.418	3,095	6,633	15,868
5丁目	0.183	1,104	2,370	12,951	3丁目	0.324	2,419	4,684	14,457
谷 原 1丁目	0.232	738	1,584	6,828	4丁目	0.224	1,405	2,571	11,478
2丁目	0.141	710	1,594	11,305	5丁目	0.351	1,952	3,821	10,886
3丁目	0.163	716	1,738	10,663	6丁目	0.443	2,974	6,102	13,774
4丁目	0.191	612	1,574	8,241	7丁目	0.403	2,748	6,206	15,400
5丁目	0.228	1,117	2,582	11,325	西 大 泉 町	0.002	6	13	6,500
6丁目	0.178	902	2,195	12,331	西大泉 1丁目	0.274	1,699	3,836	14,000
三原台 1丁目	0.238	1,838	4,112	17,277	2丁目	0.330	1,147	2,939	8,906
2丁目	0.156	827	2,025	12,981	3丁目	0.298	1,626	3,799	12,748
3丁目	0.235	1,426	3,442	14,647	4丁目	0.351	1,308	3,347	9,536
石神井町1丁目	0.237	1,692	3,157	13,321	5丁目	0.383	2,079	4,886	12,757
2丁目	0.276	2,203	4,440	16,087	6丁目	0.183	1,088	2,607	14,246
3丁目	0.163	1,470	2,495	15,307	南大泉 1丁目	0.333	1,983	4,801	14,417
4丁目	0.196	1,456	2,883	14,709	2丁目	0.281	1,756	4,409	15,690
5丁目	0.302	793	1,573	5,209	3丁目	0.338	1,978	4,442	13,142
6丁目	0.208	1,356	2,684	12,904	4丁目	0.366	2,759	6,048	16,525
7丁目	0.248	2,019	4,094	16,508	5丁目	0.363	2,060	4,654	12,821
8丁目	0.306	2,243	4,610	15,065	6丁目	0.121	758	1,835	15,165
石神井台1丁目	0.367	664	1,568	4,272	大泉町 1丁目	0.496	1,993	5,080	10,242
2丁目	0.314	1,952	4,475	14,252	2丁目	0.468	2,106	4,955	10,588
3丁目	0.312	2,417	5,271	16,894	3丁目	0.410	1,707	4,243	10,349
4丁目	0.285	2,097	4,509	15,821	4丁目	0.344	1,547	3,707	10,776
5丁目	0.261	1,662	3,894	14,920	5丁目	0.227	1,007	2,204	9,709
6丁目	0.224	1,203	2,853	12,737	6丁目	0.136	1,111	2,500	18,382
7丁目	0.225	1,815	3,558	15,813	大泉学園町1丁目	0.235	1,267	2,863	12,183
8丁目	0.257	1,538	3,577	13,918	2丁目	0.333	1,777	3,830	11,502
上石神井1丁目	0.340	2,901	5,096	14,988	3丁目	0.363	1,190	3,060	8,430
2丁目	0.309	2,043	3,900	12,621	4丁目	0.383	1,802	4,384	11,446
3丁目	0.345	2,324	4,721	13,684	5丁目	0.384	1,878	4,507	11,737
4丁目	0.354	2,325	4,337	12,251	6丁目	0.427	2,176	5,150	12,061
上石神井南町	0.177	971	2,072	11,706	7丁目	0.400	2,256	5,141	12,853
下石神井1丁目	0.166	1,198	2,542	15,313	8丁目	0.355	2,040	4,820	13,577
2丁目	0.214	1,454	3,210	15,000	9丁目	0.336	79	79	235

4 気 象 (平成21年1月～12月)

1月：冬型の気圧配置は長続きせず、気温は高く推移した。前線や低気圧の影響を受けやすく、月末には大雨となり、練馬では31日に61mmの降水量を観測した。また月合計で143.5mmとなり、いずれも1月として昭和51年1月の観測開始以降、歴代1位の記録となった。東京（大手町）の月平均気温は平年より高く、月間日照時間は平年並、降水量は平年よりかなり多くなった。

2月：上旬は、冬型の気圧配置となる日や高気圧に覆われる日が多く、概ね晴れたが、中旬以降は、短い周期で低気圧が日本付近を通過し、天気は数日の周期で変わった。大陸からの寒気の南下が弱かったことや低気圧の通過に伴う暖かい南風の影響で、高温となった。14日は練馬で最高気温が24.4℃を記録し昭和52年2月の観測開始以降、歴代1位の記録となった。東京（大手町）の月平均気温は、平年よりかなり高く、月間日照時間は平年より少なく、月降水量は平年並となった。

3月：東京のさくら（ソメイヨシノ）の開花を21日に観測した。平年より7日早く、昨年より1日早くなった。天気は概ね数日の周期で変わった。前半は寒気の南下が弱く、高温で経過した。後半は、暖かい南風が入り顕著な高温になった後、一転し強い寒気が南下し顕著な低温となり、寒暖の変動が大きくなった。東京（大手町）の月平均気温は平年より高く、月間日照時間と月降水量は平年並となった。

4月：東京のさくら（ソメイヨシノ）の満開を2日に観測した。平年より3日早く、昨年より6日遅くなった。月前半を中心に高気圧に覆われて晴れの日が多く、日照時間がかなり多くなった。気温は、3月末からの低温が続いたものの、その後は高温で推移した。下旬には強い寒気が南下して低温となり、気温の変動が大きくなった。

5月：天気は周期的に変わった。上旬と下旬には低気圧が本州の南岸をゆっくりと進んだため、天気のぐずついた時期があり、東京（大手町）の月降水量は平年よりかなり多くなった。また、気温は平年よりかなり高く経過し、月間日照時間は平年より少なくなった。

6月：日本の南海上に停滞した梅雨前線の影響で、曇りや雨の日が多くなった。気温は、前半はやや低い日が多く、後半は、晴れて暖かい空気に覆われ高く推移した。東京（大手町）の月平均気温は平年より高く、月間日照時間は平年より少なく、月降水量は平年より多くなった。

7月：関東甲信地方は7月14日に梅雨明けした。平年より6日早く、昨年より5日早くなった。梅雨前線が本州付近に停滞し、曇りや雨の日が多くなり、日照時間は、上旬と下旬で平年より少なくなった。気温は、上旬か

ら中旬にかけて平年より高く推移し、下旬は、寒気の流入、曇りや雨の天気により一時的に低くなる日もあったが、概ね平年並みだった。

8月：太平洋高気圧の本州付近への張り出しが弱かったため、気温は平年を下回る日が多くなった。特に、月前半は、曇りや雨の日が多く、日照時間は少なく推移した。また、10日は台風第9号、31日は台風第11号の影響により、両日とも大雨となった。東京（大手町）の月平均気温は平年より低く、月間日照時間は平年より少なく、月降水量は平年より多くなった。

9月：秋雨前線の活動が弱く、高気圧に覆われたため、晴れの日が多くなった。降水量が少なく、日照時間が多くなった。気温は上旬と中旬は寒気が南下した影響で、平年に比べて低く経過した。父島付近を北東に進んだ台風第14号により、19日に三宅島では北北東21.6メートルの非常に強い風が吹いた。東京（大手町）の月平均気温は平年より低く、月間日照時間は平年より多く、月降水量は平年より少なくなった。

10月：月を通じて、天気は概ね数日の周期で変わったが、上旬には台風第18号が本州を縦断し、下旬には台風第20号が関東の南を通過したため、伊豆諸島を中心に暴風や大雨となった。これらの台風の影響により、月降水量は多くなった。気温は、月のはじめと中旬後半から下旬にかけては平年を上回った一方、上旬後半から中旬前半にかけては寒気が流れ込んだ影響で平年を下回る日があった。東京（大手町）の月平均気温は平年より高く、月間日照時間と月降水量は平年より多くなった。

11月：2日夜、東京地方に「木枯らし1号」が吹いた（昨年と比べて1日遅い）。西高東低の冬型の気圧配置となり季節風が強まった。月を通じて天気は概ね数日の周期で変わった。上旬には高気圧に覆われて晴れの天気が続いたが、中旬以降は次々に通過する低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなった。東京（大手町）の月平均気温は平年より高く、月間日照時間は平年より少なく、月降水量は平年より多くなった。

12月：19日、東京で初霜と初氷を観測した。初霜は平年より5日遅く、昨年より4日遅くなった。初氷は平年より8日遅く、昨年より8日早くなった。月前半は、数日の周期で天気が変わり、中旬には、本州付近を通過した低気圧の影響で、伊豆諸島を中心に大雨となった。下旬には、強い寒気が南下したため日本付近は冬型の気圧配置となり、寒暖の変動が大きくなった。東京（大手町）の月平均気温と月間日照時間は平年並、月降水量は平年よりかなり多くなった。

（調査：東京管区気象台技術部技術課）

気温・降水量（平成21年）

区分	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
月平均気温	(°C)	5.6	7.0	9.5)	15.2	19.8	22.4	26.1	26.5	22.7	17.9	12.2	7.8	16.1
準平年値	(°C)	4.5	5.1	8.2	13.9	18.4	21.7	25.2	26.9	23.0	17.2	11.7	6.9	15.2
月平均最高気温	(°C)	10.0	11.6	14.6)	21.3	24.5	26.8	29.9	31.0	27.0	22.3	16.5	12.2	20.6
準平年値	(°C)	9.2	9.7	12.8	18.7	23.2	25.6	29.2	31.1	26.6	21.3	16.1	11.7	19.6
月平均最低気温	(°C)	1.8	2.9	4.9)	10.3	15.8	19.0	23.1	23.1	19.3	14.4	8.5	4.4	12.3
準平年値	(°C)	0.4	1.0	4.0	9.3	14.1	18.2	21.8	23.6	19.9	13.7	7.9	2.8	11.4
月降水量	(mm)	143.5	44.5	85.0)	132.5	248.5	185.5	75.5	198.5	36.0	290.5	140.0	75.5	1655.5
準平年値	(mm)	42.6	60.5	121.3	122.6	122.5	165.4	178.9	177.0	220.4	156.0	91.5	32.0	1490.8

注：(1) 観測地は、東京管区気象台練馬地域気象観測所（豊玉上1丁目武蔵高校内）。

(2) 気温の観測は1～24時の毎正時に行う。平均気温はこれを平均したもの。項目の「平均」は、一日の平均気温、最高気温、最低気温をそれぞれ年または月で平均した数値である。

(3) 左向き括弧が付いた値（例「9.5）」は、準正常値で、統計値を求める対象となる資料の一部が欠けているが、許容する資料数を満たす値。

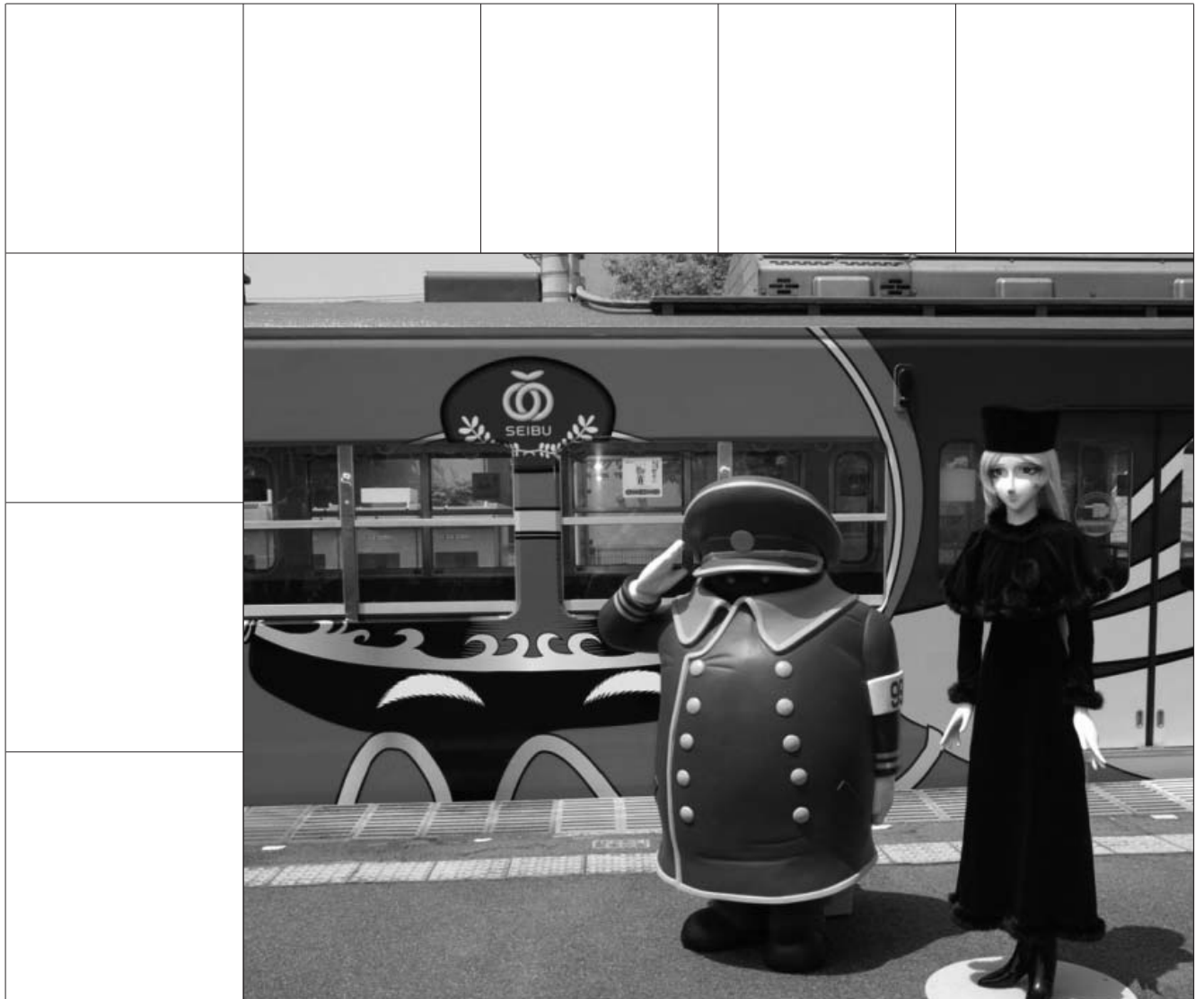
(4) 項目の「準平年値」は昭和54年～平成12年の22年間の観測値を平均した数値である。

調査：東京管区気象台技術部技術課

序章

区政の推進と財政

1	区政の課題	22
2	区の基本構想・行政計画	24
3	区政のしくみ	32
4	財政	43
5	税・財産	57



1 区政の課題

練馬区は、昭和22年に板橋区から独立して以来62年の間、みどり豊かな住宅都市として発展を続けてきた。高度経済成長期の区立小中学校をはじめとする施設建設やグラントハイツ跡地開発による光が丘地区の整備など、人口の急増に対応するまちづくりの推進や、西武池袋線の連続立体交差化・複々線化等の交通基盤の整備、保育園・特別養護老人ホームの整備をはじめとした福祉の充実など、時代に即応した便利で安全な生活環境の整備を進めてきた。

地方分権時代を迎え、区は区民にもっとも身近な基礎自治体として、区民福祉のさらなる向上を図るため、時代の潮流や区民の意見・要望を的確に捉え、区民、町会・自治会、NPO、事業者等と協働して、区政の課題に取り組んでいく。

(1) 時代の潮流

区では、以下の8点がそれぞれ相互に深く関連しあい、潮流となって、練馬区の地域社会の形成に大きな影響を与えていると認識している。

●安全安心に対する意識の高まり

マグニチュード7程度の地震が今後30年以内に南関東で発生する確率は70%程度と言われ、また局地的豪雨による都市型水害が問題となっている。一方、振り込め詐欺などの犯罪の発生、食品偽装や有害物質混入による健康被害、新型インフルエンザの国内での感染拡大など生活の安全を脅かす様々な事件・事象が存在している。

区では、危機管理全般に対して横断的に対処するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定するなど、対策の強化を図ってきた。今後も区民、行政、関係機関が協力・連携し「安全安心なまちづくり」を進めていくことが強く求められている。

●地域経済の安定成長

平成20年9月以降のアメリカに端を発した世界的規模の景気後退は、依然として不透明な状況が続いている。

このような経済情勢の中で、区内産業を取り巻く環境は、生活様式の変化や価格競争の激化なども相まって厳しい状況にある。

このため、区には、区内の中小企業が、社会経済状況の変化や消費者ニーズに対応できるよう、経営支援を行うことが求められている。

また、基本構想で掲げる「ねりま未来プロジェクト」に基づき、農業政策やアニメ振興、地域コミュニティの活性化等を積極的に推進していくことが求められている。

●少子高齢化と人口減少社会の到来

わが国では、戦後、年少人口（0～14歳）比率は減

少傾向、高齢者人口（65歳以上）比率は増加傾向にあり、少子高齢化が進展している。平成21年10月現在、総人口に占める65歳以上の割合は22.7%であり、5人に1人が高齢者という本格的な高齢社会となっている。また、出生者数より死亡者数が上回る人口減少社会にも入っている。

区では、高齢者の生活を支える体制づくりや少子化対策として「練馬区次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に沿った子どもと子育て家庭を支援する事業を展開してきた。今後も子どもから高齢者まですべての区民が安心して暮らせる地域社会の実現が求められている。

●みどりと環境との共生

地球温暖化、都市部におけるヒートアイランド現象など、環境問題は大きな課題となっている。多くの樹林地、農地等を有する練馬区がみどりを保全・創造していくことは都市の環境問題に大きく寄与するものである。区では、大規模公園や憩いの森の整備、公共施設の屋上や壁面緑化、民間のみどりの保全や創出への支援、環境意識の普及啓発、循環型社会の形成に向けた取組などを進めてきた。今後も、区民・事業者との協働の仕組みづくりを充実させながら、うるおいある環境を構築するまちづくりを、更に進めていくことが必要である。

●ともに生き、ともに生活できる社会

すべての区民が生き生きと快適に暮らせるまちをつくることが求められている。区では、ノーマライゼーションを基本理念とする「福祉のまちづくり」の実現に向け、公共施設、駅などのバリアフリー化、福祉情報の発信などを行っており、今後も取組を強化する必要がある。

また、様々な立場の区民がお互いの個性を尊重し、認め合い、誰もが差別なく暮らしていけるよう、人権を尊重する社会を築いていくことが必要である。あわせて、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を共に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

●生涯学習社会への支援

一人ひとりが、自己の人格を磨き、充実した豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図ることが生涯学習の理念である。区では、区民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる学習社会「一学びのまち ねりま」の実現を目指し、様々な機会を通じてともに学びあえるよう、生涯学習の場と機会の提供、施設の整備等の支援を進めてきた。今

後は、身近な生活や住民同士の関係づくりなどの課題への取組を推進し、学習成果を地域に活かすことができるような仕組みづくりが求められている。

●IT社会のさらなる進展

インターネット利用の一般化やほぼ1人1台となった携帯電話の普及に象徴されるように、ITは今日では社会生活を営んでいくうえで欠くことのできない存在となっている。また最近では、インターネット上で個人が簡単に情報発信できるようになったり、官民間問わずインターネットを利用した様々なサービスが提供され、利用できるようになるなど、IT利用は質的な面でも大きな進歩を遂げている。区においても、これらの技術の進展に適応しながら、練馬区情報化基本計画等に基づき、ITを活用し、業務の効率化・高度化や区民サービスの向上に努めてきており、今後も社会の進展に対応したITの活用による区民サービスの充実等が望まれている。一方、近年では利便性向上の裏返しとして、インターネットを悪用した犯罪やインターネット上でのトラブルに起因する事件が多発するなど、IT利用の負の側面も顕在化してきている。区はこれまでも個人情報保護や情報セキュリティ対策の強化に努めてきたが、今後もIT利用における重要事項の一つとして、よりいっそうの対策強化が求められる。

●自治・協働の進展

平成12年の「地方分権一括法」の施行により、地域のことは地域の自治体が、その特性や実情に応じて展開していく地方分権が進んでいる。また、様々な公共サービスが民間においても提供されるようになった。区においても、情報の共有化、区民参加の促進、委託化・民営化、町会・自治会・NPO等との協働に向けた取組等を積極的に進めてきた。今後、区は、公共活動の経営者としての役割を果たし、区の特性に応じた区民本位のまちづくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 区民の要望

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成21年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。(数字は順位)

- ① 高齢者福祉（介護サービスの充実など）
- ② 子育て支援（保育園・学童クラブなど）
- ③ 防犯・防火・防災（意識の啓発と体制の強化）
- ④ 交通安全対策（歩行者空間の確保、自転車対策）
- ⑤ 生活しやすいまちづくり（都市基盤の整備・バリアフリーなど）
- ⑥ 学校教育（地域との連携や教育内容の充実）
- ⑦ 道路や公共交通（鉄道やバスなど）の整備
- ⑧ 健康づくり（健康診査や予防啓発）
- ⑨ 環境の保全（公害問題、ポイ捨て、景観）
- ⑩ 生活の安定のための支援（生活保護など）

2 区の基本構想・行政計画

区では、昭和52年に基本構想を策定した。しかし、社会経済情勢の変化等により、その内容と現状では整合性の取れない部分が現れてきた。そこで、練馬区独立60周年を契機として、これからの区がめざすべき将来像を明らかにする新基本構想の策定に向けた検討に着手し、平成21年12月に新たな基本構想を策定した。

また、区では、長期計画および中期実施計画を区の基本行政計画として位置付け、様々な区政の課題に取り組んできた。新たな基本構想の策定を受けて、基本構想が目標年次とする平成30年代初頭までの、前半5か年を計画期間とする長期計画を、平成22年3月に策定した。

(1) 基本構想

基本構想は、総合的・計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定めるもので、現在の地方自治法において、区市町村は、その策定が義務付けられている。区では新たな基本構想の策定にあたり、平成19年4月に新練馬区基本構想策定方針を定め、この方針に基づき検討を進めた。目標年次は、平成30年代初頭とした。

●練馬区の将来像を考える区民懇談会

公募区民や区内各界で活躍中の区民86人により構成する標記の懇談会を平成19年8月に設置した。区民懇談会は、4分野の分科会に分かれ、「区のめざすべき将来像」や「将来像の実現に向けた取り組みの方向性」などについて検討し、20年3月に報告書を区長に提出した。

●練馬区基本構想審議会

学職経験者6人、練馬区の将来像を考える区民懇談会の代表10人の計16人で構成する審議会を、平成20年4月に設置した。審議会は、区民懇談会の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から検討した。11月には「中間のまとめ」を行い、その後に区民との意見交換会を開催するなど区民の意見も聴取したうえで、21年5月に、新たな基本構想に盛り込むべき内容を答申した。

●新たな基本構想の策定

基本構想審議会の答申を受け、区では、平成21年7月に素案を取りまとめた。その後、区民意見反映制度（パブリックコメント）による意見募集や、区民と区長のつどい、各種団体への説明会や懇談会の実施、意識意向調査などを通じ、多くの区民から寄せられた意見を踏まえ、21年第四回区議会定例会での議決を経て、21年12月に新たな基本構想を策定した。基本構想では、練馬区のめざす10年後の姿として、「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」を掲げている。

(2) 新たな長期計画（平成22年度～26年度）

新たな基本構想を実現する道筋を示すものとして、平成22年度から26年度までの5か年を計画期間とする長期計画を22年3月に策定した。長期計画は、基本構想と一体的に検討を進め、区民意見反映制度や説明会などを通じて寄せられた、多くの区民の意見を踏まえて取りまとめた。

●分野別の政策と重点事業

平成22年3月に策定した長期計画では、計画期間内に取り組む政策・施策を、5つの分野に分け体系化した。（28～29ページ参照）

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取組など、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進める。また、開かれた学校づくりにより、地域の様々な資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」を育てる機会を充実する。

2 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備する。また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域の様々な資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図る。

3 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通じたつながりをつくる。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出する。さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進める。

4 環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など区の自然環境を活かしたまちづくりを進める。また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備する。

5 未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野

区民の参加・参画の仕組みづくりや、区政に関する分かりやすい情報提供を進める。また、様々な地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する。そして、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を行う。

●ねりま未来プロジェクト

計画では、基本構想に基づき、区民との協働により分野横断的に推進する重点事業として、5つのねりま未来プロジェクトを計画化した。このねりま未来プロジェクトは、それぞれのプロジェクトのテーマに基づき、各政策分野で行っている事業を相互に連携させながら、横断的・総合的に展開するものである。また、プロジェクト相互の連携を図る取組も進める。

- 1 みどりプロジェクト
- 2 農プロジェクト
- 3 アニメプロジェクト
- 4 人づくりプロジェクト
- 5 地域コミュニティ活性化プロジェクト

●計画を実現する仕組み

計画を実効性あるものとするため、行政評価制度との連動を図り、施策ごとに成果を測る指標（モノサシ）と目標値を設定している。これらの指標について進捗状況を点検・評価し、改革・改善するPDCAサイクルを構築し、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

(3) これまでの長期計画（平成18年度～22年度）

●計画策定の視点

1 数値目標の設定と施策評価

この計画では、各施策の達成度をより分かりやすく示すため、具体的な成果指標（モノサシ）と数値目標（みんなでめざそう値）を設定した。

2 目標－手段の関係の明確化

計画目標を実現するため、計画目標－分野別目標－政策－施策－基本事務事業－事務事業の6段階に体系化し、それぞれを目標－手段の関係で関連づけられるように整理した。

3 組織の再編成

区は、平成17年度に「事業部制」を導入し、組織体制の大幅な見直しを行った。それぞれの組織の目的を明確化し、施策の展開をより分かりやすくするために、施策の体系と組織の体制ができる限り一致するように整理した。

●計画の目標

「うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬 ～ 豊かさゆとりあるまちへ ～ 」

区は、時代の要請や区民要望に対応しながら、物の豊かさだけでなく、心の豊かさ実感でき、ゆとりあ

る暮らしを送ることができるまちをめざす。

この目標により、環境、教育、文化の充実や健康づくり（うるおい）、まちづくりや地域経済の活性化（にぎわい）、子育てや地域福祉、安全安心の充実（支えあい）など総合的に政策を推進していく。

計画推進に当たっては、区民や地域団体等と区が協働し（ともに築く）、区民の一人ひとりが誇りと愛着を持って、「わがまち練馬」と呼べるような練馬区をつかっていく。

●分野別目標

計画では、区の施策展開を大きく以下の5つの分野に分け、それぞれの分野ごとに目標を定め、23の政策と78の施策を体系化している。また、計画期間中に実現を図る事業として80の長期計画事業を設けた（30～31ページ参照）。

1 だれもが地域で生き活きと暮らすために～区民生活分野

社会情勢の変化や生活様式の多様化が進んでいる。また、予測困難な自然災害や犯罪の増加、景気の不透明な先行きなど、生活をしていく中で不安なことが増えており、安心して暮らせる地域づくりが求められている。そこで、区民生活分野では、お互いを尊重し合い、地域活動や経済活動が活発で安心できる地域社会を通して、だれもが生き活きと暮らしていける状態をめざしていく。

2 だれもが健やかに暮らすために～健康福祉分野

少子高齢化が進み、国の福祉施策が大きな転換期を迎えている中で、社会全体で高齢者を支え、障害者の自立を支援し、地域で子どもを育てる仕組みづくりが求められている。そこで、健康福祉分野では、区民が身近な地域の中で、必要な保健・医療・福祉のサービスを利用しながら、お互いに支え合って、地域で健やかに暮らしている状態をめざしていく。

3 だれもがいつまでも学ぶことができるために～教育分野

だれもがいつまでもライフステージに応じて学ぶことができる社会を実現することが重要である。そこで、教育分野では、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子どもの育成を図り、区民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる学習社会の実現に努め、普遍的でしかも個性豊かな文化の創造、誇りと愛着のもてる地域社会が形成されている状態をめざしていく。

4 だれもが快適に暮らすために～環境まちづくり分野

地球環境保全に向けた取組の重要性が一層高まってきた今日、環境に配慮したみどり豊かなまちづくりを推進することが求められている。そこで、環境まちづくり分野では、一人ひとりの区民の暮らし方から、都市基盤の整備に至るまで、環境との共生に配慮したみどり豊かなまちづくりを進め、だれもが安全で快適に暮らしている状態をめざしていく。

5 確かなまちの未来を拓くために

地方分権改革が進む中で、自治体にはこれまで以上に自己決定・自己責任の原則に基づいた行政運営が求められている。また、将来にわたり、区民福祉の向上を図っていくためには、社会経済状況を見据えた計画的な行政運営も必要となってくる。そこで、この分野では、区民が納得できる行政サービスを提供していくために、各分野（事業本部）において、長期計画目標が確実に達成されるような行政経営が行われている状態をめざしていく。

●計画の重点課題

計画では、区政を取り巻く時代の潮流や区固有の課題を踏まえ、分野や政策を超えて、重点的かつ優先的に取り組んでいくものとして7つの重点課題を設けた。

1 災害や犯罪に強い安全安心のまちをつくる

警察・消防などの関係機関や区民等と連携・協働し、区民一人ひとりが日頃から防犯・防火・防災への意識をもち、地域の中で区民同士が見守り合い、助け合う関係を構築・強化して、安全で安心できる地域社会をめざす。

2 区内産業を育成し、地域経済の活性化を図る

安心して快適に買い物や飲食ができる日常生活に密着した区内産業の活性化と、区を特徴づける都市農業の振興を支援する。また、まち歩き観光の推進や、アニメ産業の振興を図るほか、商業者の発意に基づく取組やコミュニティビジネスを支援する。

3 子どもの健やかな成長を支援する

子どもたちが健やかに成長していけるよう、区民同士の助け合いによる子育ての支援など、地域コミュニティを核として、地域全体で子育てを応援する仕組みを構築する。

4 障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまちをつくる

地域の中で区民同士が支え合い、助け合いながら、年齢、障害にかかわらず、自分らしく生き生きと生活していけるコミュニティづくりをめざす。また、すべての人にとって利用しやすい建物や道路など、ユニバーサルデザインの視点に立った取組を進める。

5 豊かな心を育む学校教育の充実と区民の文化芸術の振興を図る

地域との連携・協力のなかで、教育内容の充実をはじめ、教育相談の充実や教育環境の整備により、子どもたちが楽しく満足して学ぶことができる学校教育を推進する。また、文化芸術の鑑賞機会の拡大や、区民や文化団体の活動の場の充実や育成・支援等を進める。

6 みどりを増やし、環境負荷の少ない循環型社会をつくる

環境にやさしいまちになるよう、循環型社会の実現を図るとともに、区民、事業者と協働して、地域特性に配慮した環境との調和がとれたまちづくりを総合的に推進する。特に、練馬区の都市環境を象徴し、環境

問題にも大きな意味をもつみどりを守り、育む施策を積極的に推進する。

7 道路網や交通機能を充実し、便利なまちをつくる

都市計画道路や生活幹線道路などを、地域の理解と協力を得ながら体系的に整備する。また、バス交通の定時性を確保するためのボトルネック踏切の解消や、交通不便地域解消のための都営大江戸線の延伸促進など、公共交通の充実を図る。

●計画の推進に当たって

計画では、その推進に当たって以下の2点を区政運営の基本的な方向としている。

1 協働の推進

町会・自治会等、地域団体との協働を一層発展させるとともに、NPOなどの新たな活動の担い手との協働を作り上げていく。

2 行政改革の推進

区民本位で質の高い行政を行うため、ア区民本位の徹底 イ協働型公共経営の構築 ウ戦略的な組織体制の構築と均衡財政の実現 エ職員の資質の向上 の4つの視点をもち、行政改革を進める。

《練馬区長期計画（平成22年度～26年度）政策・施策一覧》

1 子ども分野

次代を担う子どもの健やかな成長を支える

11 子どもと子育て家庭を地域で支える

111 地域で子育てを支える

112 就学前の子どもの成長を支える

113 学齢期の子どもの成長を支える

114 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

121 地域の特色を活かした教育を推進する

122 幼稚園教育を充実する

123 小中学校の教育内容を充実する

124 教育環境を充実する

125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

13 青少年を健やかに育成する

131 青少年の自主的な活動を支援する

132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

5 行政運営分野

未来を拓く区政経営を進める

51 持続可能な区政経営を行う

511 参加と連携による開かれた行政を進める

512 健全な財政運営を行う

513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

514 区税負担の公平性を確保する

515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

516 医療保険等制度運営を行う

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

21 健康な暮らしを支える

211 健康づくりを支援する

212 健康づくりの条件整備を行う

213 健康に関する危機管理を行う

214 安全な衛生環境を確保する

22 安心して医療を受けられる環境を整える

221 地域における医療体制を確立する

23 地域で福祉を支える

231 地域福祉活動との協働を進める

232 保健福祉の総合支援体制を確立する

233 保健福祉サービスの利用を支援する

234 福祉のまちづくりの考え方を広める

24 高齢者の生活と社会参加を支援する

241 高齢者の多様な社会参加を促進する

242 特定高齢者等を支援する

243 要支援・要介護高齢者を支援する

244 高齢者の生活基盤づくりを支援する

245 地域で高齢者を支える

25 障害者が自立して生活できるよう支援する

251 総合相談体制を構築する

252 サービス提供体制を拡充する

253 障害者の就労を促進する

254 障害者の社会生活を支援する

26 生活の安定を図る

261 生活の安定に向けた自立支援を行う

〈凡例〉

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える	…… 分野別目標	政策数 22
11 子どもと子育て家庭を地域で支える	…… 政策(分野別目標を実現するために展開する施策の目標・ビジョン)	施策数 77
111 地域で子育てを支える	…… 施策(政策を実施するための具体的な手段、戦略)	

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

31 まちの地域力を高める

- 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
- 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

32 経済活動を活発にする

- 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
- 322 中小企業の経営を支援する
- 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
- 324 消費者の自立を支援する
- 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
- 326 魅力的な商店街づくりを進める
- 327 まち歩き観光を推進する

33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

- 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
- 332 読書活動を支援する
- 333 スポーツ活動を支援する
- 334 文化財を保存・活用・継承する
- 335 多様な文化・社会への理解を進める

34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

- 341 犯罪等に対する態勢を強化する
- 342 自然災害に対する態勢を強化する

35 平和と人権を尊重する

- 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
- 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

4 環境とまちづくり分野

環境と共生する快適なまちを形成する

41 みどり豊かなまちをつくる

- 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
- 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

- 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
- 422 まちづくりで環境に配慮する
- 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
- 424 ごみの発生を抑制する
- 425 リサイクルを進める
- 426 ごみの適正処理を進める

43 良好な地域環境をつくる

- 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
- 432 まちの美化を進める

44 地域特性に合ったまちづくりを進める

- 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
- 442 土地利用を計画的に誘導する
- 443 調和のとれた都市景観を形成する

45 災害に強く生活しやすいまちをつくる

- 451 良好な市街地を形成する
- 452 まちの拠点機能を向上させる
- 453 災害に強いまちをつくる
- 454 だれもが利用しやすいまちをつくる

46 良好な交通環境をつくる

- 461 公共交通を充実する
- 462 道路交通ネットワークを整備する
- 463 快適な道路環境を整備する

47 安心して生活できる住まいづくりを進める

- 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
- 472 良質な住まいづくりを支援する
- 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

《練馬区新長期計画（平成18年度～22年度）政策・施策・長期計画事業一覧》

I だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～

政策11 地域の活動が活発なまちをつくる

施策111 地域活動を支援する

長期計画事業 練馬区NPO活動支援センターの設置

施策112 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

長期計画事業 地域集会所の整備

施策113 区民の文化芸術活動を支援する

施策114 国際交流を進める

政策12 経済活動が活発なまちをつくる

施策121 中小企業の経営を支援する

長期計画事業 (仮称) 産業振興会館の整備

施策122 中小企業の勤労者と就労を支援する

施策123 消費者の自立を支援する

施策124 都市農業を支援する

長期計画事業 都市型農業経営支援事業

長期計画事業 農業体験農園の拡充

施策125 快適な買い物環境を整備する

施策126 まち歩き観光を推進する

長期計画事業 観光基盤整備事業

政策13 安心できるまちをつくる

施策131 犯罪等に対する態勢を強化する

長期計画事業 地域防犯防火連携組織の確立

施策132 自然災害に対する態勢を強化する

長期計画事業 (仮称) ねりま防災カレッジの設立

政策14 平和と人権を尊重するまちをつくる

施策141 平和を尊ぶ心を育む

施策142 人権の尊重と男女共同参画を進める

政策15 納得と信頼の身近な行政を行う

施策151 便利で効率的な窓口サービスを行う

長期計画事業 出張所のサービス向上と事務の効率化

施策152 区税負担の公平性を確保する

施策153 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

長期計画事業 子ども家庭支援センターの整備

長期計画事業 子育てのひろばの整備

長期計画事業 ファミリーサポート事業の充実

施策232 保育サービスを充実する

長期計画事業 保育所待機児の解消

長期計画事業 多様な保育サービスの充実

施策233 子どもの放課後等の居場所を確保する

長期計画事業 放課後児童健全育成事業の充実

施策234 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

政策24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

施策241 地域で高齢者を支える

施策242 高齢者の多様な社会参加を支援する

長期計画事業 高齢者センターの整備

施策243 特定（虚弱）高齢者の自立を支援する

施策244 要介護高齢者の自立を支援する

施策245 高齢者の生活基盤づくりを支援する

長期計画事業 特別養護老人ホームの整備

長期計画事業 介護老人保健施設〔短期入所（ショートステイ）療養介護を含む〕の整備

長期計画事業 短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備

長期計画事業 地域密着型サービス拠点等の整備

政策25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる

施策251 地域で障害者を支える基盤をつくる

長期計画事業 障害者相談支援事業の充実

施策252 障害者が必要とするサービスを提供する

長期計画事業 短期入所（ショートステイ）事業の充実

施策253 障害者の生活の場づくりを支援する

長期計画事業 グループホーム（生活寮）の整備

施策254 障害者の就労・社会参加を推進する

施策255 障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える

政策26 生活の安定を図る

施策261 生活の安定のための支援を行う

II だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～

政策21 地域で福祉を支える

施策211 地域の福祉活動を支援する

長期計画事業 (仮称) 地域福祉パワーアップカレッジ事業の実施

施策212 保健福祉の総合支援体制を確立する

施策213 保健福祉サービスの利用を支援する

施策214 福祉のまちづくりの考え方を広める

政策22 健康に暮らせるまちをつくる

施策221 健康づくりを支援する

施策222 健康づくりの条件整備を行う

施策223 健康に関する危機管理を行う

長期計画事業 災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり事業

施策224 安全な衛生環境を確保する

施策225 地域における医療体制を確保する

政策23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる

施策231 地域で子育てを支える

III だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

政策31 地域に開かれた教育を進める

施策311 教育施策への区民の参加を推進する

施策312 地域とともに歩む学校づくりを推進する

長期計画事業 学校応援団推進事業

政策32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

施策321 幼稚園教育を充実する

施策322 小中学校の教育内容を充実する

長期計画事業 練馬「学び」の輪を広げる事業（大学との連携）

長期計画事業 小・中一貫教育の推進

長期計画事業 「教師への道」支援事業

長期計画事業 教育相談室の充実

(大泉地区教育相談室の設置)

長期計画事業 (仮称) 学校教育支援センターの設置

施策323 教育環境を整備する

長期計画事業 みどりと環境の学校づくりの推進

長期計画事業 学校給食調理方式の改善
 長期計画事業 校舎等の耐震化の推進

政策33 次代を担う青少年を育てる

施策331 青少年の自主的な活動を支援する
 長期計画事業 (仮称)わかものスタート支援事業
 施策332 家庭・学校・地域の連携を支援する

政策34 ともに学びあえる生涯学習を進める

施策341 生涯学習活動を支援する
 長期計画事業 (仮称)高野台生涯学習センターの設置
 施策342 読書活動を推進する
 長期計画事業 図書館の整備
 施策343 スポーツ活動を支援する
 長期計画事業 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
 長期計画事業 スポーツ施設の整備
 施策344 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する
 長期計画事業 (仮称)ふるさと文化館の整備

Ⅳ だれもが快適に暮らすために
 ～環境まちづくり分野～

政策41 みどり豊かなまちをつくる

施策411 ふるさとのみどりを守る
 長期計画事業 樹林地等の保全(保護樹木・保護樹林・憩いの森・街かどの森)
 長期計画事業 特別緑地保全地区の指定
 施策412 未来を築くみどりをつくる
 長期計画事業 公園リニューアル大作戦
 長期計画事業 公園等の整備(みどりと水の拠点整備と機能の維持)
 長期計画事業 公共施設の緑化
 長期計画事業 道路・河川の緑化
 施策413 みどりを愛し育む活動を広げる
 長期計画事業 落ち葉のリサイクル
 長期計画事業 みどりを育む地域づくり

政策42 環境にやさしいまちをつくる

施策421 足元からの行動を広げる
 長期計画事業 地球温暖化防止足元からの行動促進事業
 長期計画事業 区民と見つけるねりまの自然

施策422 公害問題を解決する
 施策423 まちづくりで環境に配慮する
 施策424 まちの美化を進める
 施策425 率先して区の取り組みを進める
 長期計画事業 区立施設的环境配慮の推進

政策43 循環型社会をつくる

施策431 ごみの発生を抑制する
 長期計画事業 リサイクルセンターの整備
 施策432 リサイクルを進める
 施策433 ごみの適正処理を進める

政策44 地域特性に合ったまちづくりを進める

施策441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
 長期計画事業 まちづくりセンターの設置
 施策442 土地利用を計画的に誘導する
 施策443 調和のとれた都市景観を形成する

政策45 生活しやすいまちをつくる

施策451 良好な市街地を形成する

長期計画事業 優良建築物等整備事業・都心共同住宅供給事業

長期計画事業 組合等土地区画整理事業

長期計画事業 地区計画制度の活用

長期計画事業 大江戸線延伸地域のまちづくり事業

施策452 まちの拠点機能を向上させる

長期計画事業 練馬の中心核の整備

長期計画事業 石神井公園駅周辺地区の整備(地域拠点の整備)

長期計画事業 大泉学園駅周辺地区の整備(地域拠点の整備)

長期計画事業 江古田駅周辺地区の整備(生活拠点の整備)

長期計画事業 中村橋駅周辺地区の整備(生活拠点の整備)

長期計画事業 上石神井駅周辺地区の整備(生活拠点の整備)

長期計画事業 生活拠点の整備(各駅周辺地区の整備)

施策453 災害に強い都市をつくる

長期計画事業 都市防災不燃化促進事業

長期計画事業 密集住宅市街地整備促進事業

長期計画事業 雨水流出抑制施設の整備

施策454 利用しやすい都市をつくる

長期計画事業 鉄道駅バリアフリー事業

政策46 良好な交通環境をつくる

施策461 公共交通を充実する

長期計画事業 練馬型コミュニティバスの運行

長期計画事業 エイトライナー整備促進事業

長期計画事業 西武池袋線連続立体交差事業

長期計画事業 大江戸線延伸促進事業

施策462 主要な道路を整備する

長期計画事業 都市計画道路(地区幹線道路)の整備

長期計画事業 生活幹線道路の整備

長期計画事業 東京外かく環状道路計画に関する事業

施策463 道路の利用環境を整備する

長期計画事業 快適なまちづくり事業

長期計画事業 自転車駐車場の整備

政策47 安心して生活できる住まいづくりを進める

施策471 公共賃貸住宅を適切に管理・運用する

長期計画事業 区営住宅の整備(都からの移管受け入れ)

施策472 良質な住まいづくりを支援する

施策473 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

Ⅴ 確かなまちの未来を拓くために

政策51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

施策511 参加と連携による開かれた行政を進める

施策512 持続可能な行政運営を行う

長期計画事業 住民情報システムの再構築

長期計画事業 統合型地理情報システムの整備

3 区政のしくみ

練馬区は、議決機関（区議会）と執行機関（区長）から構成されている。両者とも区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡による円滑な自治運営を目指すものである。

(1) 議決機関—区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（法定上限数56人・条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成19年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第61代議長として本橋正寿議員、副議長には第63代副議長として岩崎典子議員が、ともに21年6月17日に就任した。なお、22年6月17日に第62代議長として西山きよたか議員、第64代副議長として内田ひろのり議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1)条例の制定・改廃 (2)予算の決定 (3)決算の認定 (4)区の税金・使用料・手数料の決定 (5)条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

議案等議決件数

平成21年1月～12月

区 分	可決	否決	承認	認定	了承
	件	件	件	件	件
条 例	59	—	—	—	—
規 則	—	—	—	—	—
予 算	19	—	—	—	—
決 算	—	—	—	8	—
契 約 ・ 買 入 れ	16	—	—	—	—
区 道 認 定 ・ 変 更 等	31	—	—	—	—
区 長 専 決 処 分 事 項 の 承 認	—	—	—	—	—
選 任 ・ 任 命 の 同 意	6	—	—	—	—
特 別 委 員 会 の 設 置	—	—	—	—	—
意 見 書	4	—	—	—	—
決 議	1	—	—	—	—
そ の 他	18	—	—	—	—
計	154	—	—	8	—

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて招集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

常任委員会および委員会開催状況

平成21年12月31日現在

委 員 会 名	所 管 事 項	委 員 名 (◎委員長、○副委員長)	開催数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎関口 和雄 ○薄井 民男 藤井たかし 笠原こうぞう 山田 哲丸 酒井 妙子 とや英津子 すがた 誠 山田かずよし 北川かつしげ	回 24
区民生活委員会 定数10人	区民生活事業本部および農業委員会の所管に関する事項	◎内田ひろのり ○小泉 純二 小林みつぐ 西山きよたか 岩崎 典子 有馬 豊 倉田れいか 野沢 彰 橋本 牧 土屋としひろ	21
健康福祉委員会 定数10人	健康福祉事業本部の所管に関する事項	◎田代 孝海 ○池尻 成二 本橋 正寿 かしわざき強 上野ひろみ 宮原 義彦 柳沢よしみ かまた百合子 白石けい子 菊地 靖枝	24
環境まちづくり委員会 定数10人	環境まちづくり事業本部の所管に関する事項	◎武藤 昭夫 ○福沢 剛 村上 悦栄 田中ひでかつ 原 ふみこ 齊藤 静夫 米沢ちひろ 土屋ひとし 浅沼 敏幸 吉川みさ子	23
文 教 委 員 会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎中島 力 ○松村 良一 しばざき幹男 小川けいこ 吉田ゆりこ 光永 勉 さんのへ英一 藤井とものり かとうぎ桜子 片野 令子	21

注：①各常任委員会の委員は、平成21年6月17日就任。

②委員会の開催数は、平成21年1月～12月の期間。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合計画等、医療・高齢者等、

清掃リサイクル等、交通対策等の4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

議会運営委員会および委員会開催状況

平成21年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
議会運営委員会 定数17人 (欠員1人)	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎藤井たかし ○山田 哲丸 村上 悦栄 小泉 純二 かしわざき強 笠原こうぞう 田代 孝海 内田ひろのり 吉田ゆりこ とや英津子 有馬 豊 すがた 誠 さんのへ英一 山田かずよし 北川かつしげ 菊地 靖枝	回 28

特別委員会および委員会開催状況

平成21年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
総合計画等 特別委員会 定数13人	(1) 基本構想についての調査研究 (2) 長期計画についての調査研究 (3) 自治基本条例についての調査研究 (4) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (5) 首都機能移転問題についての調査研究	◎かしわざき強 ○吉川みさ子 関口 和雄 本橋 正寿 しばざき幹男 岩崎 典子 原 ふみこ 光永 勉 武藤 昭夫 白石けい子 野沢 彰 北川かつしげ 片野 令子	回 16
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究 (5) 高齢者医療制度および特定健康診査についての調査研究 (6) 健康危機管理対策についての調査研究	◎土屋ひとし ○柳沢よしみ 小泉 純二 福沢 剛 田中ひでかつ 山田 哲丸 内田ひろのり とや英津子 米沢ちひろ すがた 誠 藤井ともりのり 橋本 牧 土屋としひろ	17
清掃リサイクル等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究	◎浅沼 敏幸 ○笠原こうぞう 小林みつぐ 西山きよたか 上野ひろみ 宮原 義彦 薄井 民男 酒井 妙子 かまた百合子 倉田れいか かとうぎ桜子 菊地 靖枝	16
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 自転車利用についての調査研究	◎吉田ゆりこ ○さんのへ英一 中島 力 村上 悦栄 藤井たかし 小川けいこ 田代 孝海 斉藤 静夫 松村 良一 有馬 豊 山田かずよし 池尻 成二	18

予算・決算特別委員会および委員会開催状況

委員会名	設置期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	平成21年2月12日～ 平成21年3月11日	平成21年度各会計 歳入歳出予算の審査	◎関口 和雄 ○浅沼 敏幸 議長を除く全議員	11
決算特別委員会	平成21年9月15日～ 平成21年10月14日	平成20年度各会計 歳入歳出決算の審査	◎斉藤 静夫 ○かまた百合子 議長を除く全議員	10

●平成21年～22年の区議会

1 第一回定例会(21年2月12日から3月13日)

定例会の初日に区長から、「平成21年度予算」「緊急経済対策」「安全・安心施策の推進」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「アニメ産業の振興」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成21年度練馬区一般会計予算」「練馬区立地域集会所条例の一部を改正する条例」など48議案が提出された。また、議員からは「練馬区議会事務局条例の一部を改正する条例」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出48議案と議員提出1議案を原案どおり可決した。

2 第一回臨時会(21年5月28日)

区長から「練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」など6議案、議員から「北朝鮮の核実験に関する決議」が提出され、いずれも原案どおり可決した。

3 第二回定例会(21年6月1日から6月17日)

定例会の初日に区長から、「新型インフルエンザ対策」「新基本構想の策定」「配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の策定」「アニメ産業交流協定の締結」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例」「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例」など31議案が提出された。また、議員から、「ハ

ローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」など3議案が提出された。

審議の結果、区長提出31議案と議員提出2議案を原案どおり可決、議員提出1議案を否決した。

最終日の本会議では、しばざき幹男議長、田代孝海副議長の辞職に伴い、議長および副議長の選挙が行われ、議長に本橋正寿議員、副議長に岩崎典子議員をそれぞれ選出した。

4 第三回定例会(21年9月15日から10月16日)

定例会の初日に区長から、「緊急経済対策」「新基本構想および長期計画の策定」「光が丘地区学校跡施設の活用」「新型インフルエンザ対策」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成20年度練馬区一般会計歳

会派別構成 平成22年3月31日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	12
日本共産党練馬区議団	6
民主党練馬クラブ	5
練馬区議会民主区民クラブ	4
社民党・市民の声・ふくしフォーラム	3
生活者ネットワーク	3
緑と自治	1
オンブズマン練馬	1
計	50

定数50人(在職議員50人) 平成22年6月17日現在

練馬区議会議員名簿(五十音順)

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
浅沼 敏幸	区民クラブ	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4	関口 和雄	自 民 党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8
有馬 豊	共 産 党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505	田代 孝海	公 明 党	3920-8347	〒177-0051 関町北2-28-7
池尻 成二	社・市・ふ	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9	田中ひでかつ	自 民 党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7
岩崎 典子	公 明 党	3999-6142	〒176-0022 向山1-9-13-305	土屋としひろ	オ ン ブ ズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
上野ひろみ	自 民 党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	土屋ひとし	民主クラブ	5991-4727	〒177-0053 関町南4-6-5
薄井 民男	公 明 党	6760-1162	〒176-0021 貫井2-21-4	とや英津子	共 産 党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
内田ひろのり	公 明 党	3939-5943	〒179-0071 旭町3-3-13	中島 力	自 民 党	3921-7892	〒179-0076 土支田4-34-8
小川けいこ	自 民 党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	西山きよたか	自 民 党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14
笠原こうどう	自 民 党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	野沢 彰	区民クラブ	3999-6100	〒176-0025 中村南3-16-20
かしわざき強	自 民 党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	橋本 牧	生活ネット	3939-7351	〒179-0072 光が丘3-8-2-902
片野 令子	緑 自 治	3978-0887	〒178-0063 東大泉7-17-12	原 ふみこ	公 明 党	3923-2496	〒177-0032 谷原4-20-9
かとうぎ桜子	社・市・ふ	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102	福沢 剛	自 民 党	3953-3988	〒176-0005 旭丘1-66-2-208
かまた百合子	共 産 党	3926-3567	〒179-0074 春日町3-10-23-105	藤井たかし	自 民 党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-26-2-202
菊地 靖枝	生活ネット	5991-0578	〒177-0051 関町北5-13-14-106	藤井ともり	区民クラブ	3993-3435	〒176-0002 桜台1-1-10-101
北川かつしげ	社・市・ふ	3936-3551	〒179-0083 平和台2-50-7-407	松村 良一	共 産 党	3922-8173	〒178-0064 南大泉3-19-5-201
吉川みさ子	生活ネット	3992-4529	〒176-0001 練馬1-16-11	光永 勉	公 明 党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9
倉田れいか	民主クラブ	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-14-104	宮原 義彦	公 明 党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406
小泉 純二	自 民 党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	武藤 昭夫	共 産 党	3920-5457	〒177-0051 関町北4-15-10
小林みつぐ	自 民 党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	村上 悦栄	自 民 党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19
斉藤 静夫	公 明 党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町2-19-2	本橋 正寿	自 民 党	3995-4894	〒177-0042 下石神井5-17-3
酒井 妙子	公 明 党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	柳沢よしみ	公 明 党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505
さんのへ英一	民主クラブ	3924-1315	〒178-0062 大泉町3-22-13	山田かずよし	区民クラブ	3993-2680	〒176-0013 豊玉中2-28-14-503
しばざき幹男	自 民 党	5991-1275	〒177-0051 関町北1-24-5	山田 哲丸	公 明 党	3924-8189	〒178-0065 西大泉3-23-7
白石けい子	民主クラブ	3990-3107	〒179-0075 高松3-24-19	吉田 ゆりこ	公 明 党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27
すがた 誠	民主クラブ	3926-6574	〒179-0073 田柄5-27-13	米沢 ちひろ	共 産 党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401

注： 会派名の略称 自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、民主クラブ：民主党練馬クラブ、区民クラブ：練馬区議会民主区民クラブ、社・市・ふ：社民党・市民の声・ふくしフォーラム、生活ネット：生活者ネットワーク、緑自治：緑と自治、オンブズ：オンブズマン練馬

入歳出決算」「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」「練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など37議案が提出された。議員からは、「イプスウィッチ市への議員派遣について」「地方自治の継続性を守るための平成21年度予算および補正予算の適正な執行を求める意見書」「練馬区議会議

員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の3議案が提出された。

審議の結果、区長提出37議案と議員提出3議案を原案どおり可決した。

5 第四回定例会(21年11月25日から12月11日)

定例会の初日に区長から、「新基本構想および新長期

請願・陳情審査件数 平成21年1月～12月

区分	件数	審査結果				
		採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
委員会						
企画総務	24	—	—	1	—	23
区民生活	22	6	—	3	—	13
健康福祉	39	2	—	1	—	36
環境まちづくり	42	3	1	—	1	41
文教	14	1	2	1	—	10
議会運営	9	—	—	—	—	9
特別委員会						
総合計画等	3	—	2	1	—	—
医療・高齢者等	16	—	—	—	—	16
清掃リサイクル等	2	—	—	—	—	2
交通対策等	1	—	—	—	—	1
予算	21	6	—	—	—	16
決算						
計	192	18	5	7	1	166

注：① 件数の上段は請願、下段は陳情
 ② 請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。
 採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

歴代議長

昭和	党別
1 上野徳次郎	自由党
2 桜井 米蔵	〃
3 小口 政雄	〃
4 梅内 正雄	〃
5 篠田 鎮雄	〃
6 梅内 正雄	〃
7 井口 仙蔵	〃
8 塚田 洪憲	〃
9 井口 仙蔵	自民党
10 井口 仙蔵	〃
11 梅内 正雄	〃
12 林 亮海	〃
13 上野徳次郎	〃
14 桜井 米蔵	〃
15 梅内 正雄	〃
16 橋本銀之助	〃
17 井口 仙蔵	〃
18 越後 幹雄	〃
19 長谷川安正	〃
20 小柳 信子	〃
21 橋本銀之助	〃
22 橋本銀之助	〃
23 塚田 洪憲	〃
24 横山 繁雄	〃
25 関口 三郎	〃
26 田口阿久理	〃
27 楠 直正	〃
28 横山 繁雄	〃
29 内田仙太郎	〃
30 豊田 三郎	〃
31 貫井 武夫	〃
32 上野 定雄	〃
33 矢崎 久雄	〃
34 大野喜三郎	〃
35 貫井 武夫	〃
36 上野 定雄	〃
37 田中 確也	〃
38 望月 泰治	〃
39 楠 直正	〃
平成	
40 権名 貞夫	公明党
41 山田左千夫	自民党
42 渡辺 耕平	〃
43 関口 和雄	〃
44 吉野 信義	〃
45 大橋 静男	〃
46 中島 力	〃
47 高橋かずみ	〃
48 関口 三郎	〃
49 浅沼 敏幸	無所属
50 関口 和雄	自民党
51 関口 和雄	〃
52 土屋 新一	民主党
53 小林みつぐ	自民党
54 村上 悦栄	〃
55 中島 力	〃
56 小林みつぐ	〃
57 本橋まさと	〃
58 村上 悦栄	〃
59 関口 和雄	〃
60 しばぎ幹男	〃
61 本橋 正寿	〃
62 西山きよたか	〃

歴代副議長

昭和	党別
1 小口 政雄	自由党
2 塚田 洪憲	〃
3 内田建三郎	〃
4 豊田 勝夫	〃
5 大野 政吉	〃
6 加山 峯吉	〃
7 橋本銀之助	〃
8 永盛勇三郎	〃
9 一野 義純	自民党
10 松本 茂	〃
11 豊田 勝夫	〃
12 山下 新吉	社会党
13 大戸 淳三	自民党
14 矢崎信夫	〃
15 越後 幹雄	〃
16 荒井 澄雄	社会党
17 並木 亀吉	自民党
18 長谷川安正	〃
19 宇野津定三	公明党
20 横山 倉吉	自民党
21 榎本 喜芳	社会党
22 木下喜三郎	〃
23 本橋弘三郎	〃
24 木下喜三郎	〃
25 岡本 和男	〃
26 本橋弘三郎	〃
27 土屋 新一	〃
28 藤代権兵衛	〃
29 小池 広司	公明党
30 小林としか	〃
31 権名 貞夫	〃
32 安藤 美義	〃
33 宇野津定三	〃
34 田中てるみ	〃
35 小池 広司	〃
36 小林としか	〃
37 権名 貞夫	〃
38 田中 保徳	〃
39 竹内 智久	〃
40 俵頭 功	〃
41 小林 利孝	〃
平成	
42 吉野 信義	自民党
43 田中 保徳	公明党
44 竹内 智久	〃
45 権名 貞夫	〃
46 白井 繁雄	〃
47 富塚 辰雄	〃
48 秋本 和昭	〃
49 俵頭 功	公明
50 斉藤 宗孝	〃
51 西川 康彦	〃
52 富塚 辰雄	〃
53 秋本 和昭	公明党
54 武藤 昭夫	共産党
55 山田 哲丸	公明党
56 斉藤 宗孝	〃
57 西川 康彦	〃
58 岩崎 典子	〃
59 斉藤 宗孝	〃
60 秋本 和昭	〃
61 宮原 義彦	〃
62 田代 孝海	〃
63 岩崎 典子	〃
64 内田ひろのり	〃

計画「新しい自転車対策の取り組み」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区基本構想」など25議案が提出された。議員からは、「医師・看護師等の増員に関する意見書」の1議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出25議案と議員提出1議案および委員会提出1議案を原案どおり可決した。

6 第一回定例会(22年2月8日から3月12日)

定例会の初日に区長から、「保育所の待機児童対策の充実」「第二次放課後子どもプランの策定」「高齢者施設の整備」「閑越自動車道高架下の活用」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成22年度練馬区一般会計予算」「練馬区福祉のまちづくり推進条例」など50議案が提出された。また、議員から、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の2議案が提出された。

審議の結果、区長提出50議案と議員提出2議案を原案どおり可決した。

7 第一回臨時会(22年3月31日)

区長から「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など2議案が提出され、いずれも原案どおり可決した。

(2) 執行機関—区長・行政委員会など

区的意思決定機関(議決機関)である区議会に対し、決定された意思の実施機関(執行機関)として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成19年4月22日に行われた区長選挙の結果、第16代区長に志村豊志郎が選出された。

2 副区長(助役)、会計管理者(収入役)

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

19年6月13日付けで副区長に関口和雄が再任された。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、補助機関として助役および収入役が置かれていた。

歴代区長

		昭和		平成	
1	白井 五十三	22. 9. 20	～	26. 9. 19	
2	須田 操	26. 9. 20	～	30. 9. 19	
3	〃	30. 11. 9	～	34. 11. 8	
4	〃	34. 12. 3	～	38. 12. 2	
5	〃	38. 12. 26	～	42. 6. 21	
6	片健 治	43. 7. 29	～	47. 7. 28	
7	田畑 健介	48. 10. 16	～	50. 4. 26	
8	〃	50. 4. 27	～	54. 4. 26	
9	〃	54. 4. 27	～	58. 4. 26	
10	〃	58. 4. 27	～	62. 4. 26	
11	岩波 三郎	62. 4. 27	～	3. 4. 26	
12	〃	3. 4. 27	～	7. 4. 26	
13	〃	7. 4. 27	～	11. 4. 26	
14	〃	11. 4. 27	～	15. 4. 26	
15	志村 豊志郎	15. 4. 27	～	19. 4. 26	
16	〃	19. 4. 27	～		在任中

歴代副区長

		平成		令和	
1	関口 和雄	19. 4. 1	～	19. 6. 12	
2	〃	19. 6. 13	～		在任中

歴代助役

		昭和		平成	
1	小林 四郎	22. 12. 4	～	26. 12. 3	
2	〃	26. 12. 4	～	30. 12. 3	
3	〃	30. 12. 4	～	34. 12. 3	
4	〃	34. 12. 10	～	38. 12. 9	
5	星義 文	39. 5. 27	～	42. 6. 21	
6	金子 光	43. 9. 3	～	47. 9. 2	
7	三浦 忠正	48. 10. 29	～	52. 10. 28	
8	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28	
9	〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28	
10	中園 啓一	58. 6. 21	～	62. 6. 13	
11	三浦 忠正	60. 10. 29	～	62. 4. 25	
12	三石 辰雄	62. 6. 26	～	3. 6. 25	
13	〃	3. 6. 26	～	7. 6. 25	
14	〃	7. 6. 26	～	11. 6. 25	
15	志村 豊志郎	11. 6. 26	～	15. 2. 12	
16	関口 和雄	15. 6. 13	～	19. 3. 31	

歴代収入役

		昭和		平成	
1	原 鋌二	22. 12. 4	～	26. 12. 3	
2	〃	26. 12. 4	～	30. 12. 3	
3	〃	30. 12. 4	～	34. 12. 3	
4	〃	34. 12. 10	～	38. 12. 9	
5	栗林 繁実	39. 5. 27	～	43. 5. 26	
6	寺本 静雄	43. 9. 3	～	47. 9. 2	
7	山本 佳二	48. 10. 29	～	52. 10. 28	
8	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28	
9	中園 啓一	56. 10. 29	～	58. 6. 20	
10	本田 久夫	58. 6. 21	～	62. 6. 13	
11	〃	62. 6. 26	～	3. 6. 25	
12	〃	3. 6. 26	～	7. 6. 25	
13	〃	7. 6. 26	～	11. 6. 25	
14	小林 勝郎	11. 6. 26	～	15. 6. 25	
15	〃	15. 6. 26	～	19. 6. 25	

東京都任用の教職員数

平成22年5月1日現在

区 分	総 数	職 種	
		教 員	その他
小 学 校	1,672	1,582	90
中 学 校	833	782	51
計	2,505	2,364	141

注：その他は、事務職員、栄養士

3 職 員

練馬区の職員数は、22年4月1日現在4,713人である。内訳は下表の組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほか、小・中学校の教員2,364人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、東京都の任用の職員で左表のとおりである（22年5月1日現在）

●行政委員会、行政委員

区には、次の行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

組織別職員数

平成22年4月1日現在

区 分	総 数	職 種 別			区 分	総 数	職 種 別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系			事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総 数	4,713	1,729	2,017	967					
区 長 数 室	30	26	2	2	石神井保健相談所	22	6	16	—
広 聴 広 報 課	24	21	2	1	大泉保健相談所	14	3	11	—
秘 書 課	6	5	—	1	関保健相談所	14	3	11	—
企 画 課	46	45	1	—	地域医療課	6	6	—	—
企 画 課	15	14	1	—	児童青少年部	1,605	81	1,323	201
財 政 課	11	11	—	—	子育て支援課	249	38	198	13
情 報 策 略 課	20	20	—	—	保 育 課	1,346	35	1,124	187
危 機 管 理 室	26	23	1	2	青 少 年 課	10	8	1	1
防 災 課	26	23	1	2	環境まちづくり事業本部	670	187	225	258
総 務 課	195	123	59	13	環 境 部	332	72	21	239
総 務 課	37	29	—	8	経 営 課	9	9	—	—
文 書 課	9	9	—	—	環 境 課	22	12	7	3
文 化 課	8	8	—	—	み どり 推 進 課	19	5	13	1
情 報 課	8	7	1	—	清 掃 管 理 課	28	27	—	1
職 員 課	23	23	—	—	練馬清掃事務所	110	7	1	102
人 材 育 成 課	21	15	5	1	石神井清掃事務所	144	12	—	132
経 理 用 地 課	24	20	—	4	都 市 整 備 部	146	55	91	—
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	9	8	1	—	都 市 計 画 課	25	14	11	—
施 設 管 理 課	56	4	52	—	ま ち づ くり 推 進 調 整 課	40	16	24	—
区 民 生 活 事 業 本 部	603	528	50	25	住 宅 課	9	9	—	—
区 民 部	444	431	1	12	開 発 調 整 課	20	5	15	—
経 営 課	10	10	—	—	建 築 課	52	11	41	—
戸 籍 住 民 課	197	191	—	6	土 木 部	192	60	113	19
税 務 課	61	58	—	3	管 理 課	47	22	24	1
収 納 課	59	58	—	1	道 路 公 園 課	65	9	39	17
国 保 年 金 課	117	114	1	2	計 画 課	55	16	39	—
産 業 地 域 振 興 部	159	97	49	13	土 支 田 中 央 区 画 整 理 課	12	4	8	—
経 済 課	31	28	1	2	交 通 安 全 課	13	9	3	1
商 工 観 光 課	15	14	1	—	会 計 管 理 室	17	16	1	—
地 域 振 興 課	113	55	47	11	教 育 委 員 会 事 務 局	17	16	1	—
健 康 福 祉 事 業 本 部	2,367	465	1,661	241	学 校 教 育 部	143	98	4	41
福 祉 部	555	308	211	36	庶 務 課	30	30	—	—
経 営 課	29	21	8	—	学 務 課	21	20	1	—
高 齢 社 会 対 策 課	44	25	10	9	施 設 給 食 課	67	25	2	40
介 護 保 険 課	61	55	3	3	教 育 指 導 課	15	15	—	—
障 害 者 施 策 推 進 課	134	22	105	7	総 合 教 育 セ ン タ ー	10	8	1	1
練馬総合福祉事務所	83	56	24	3	生 涯 学 習 部	174	153	10	11
光が丘総合福祉事務所	67	45	19	3	生 涯 学 習 課	63	49	10	4
石神井総合福祉事務所	72	46	18	8	ス ポ ー ツ 振 興 課	36	33	—	3
大泉総合福祉事務所	65	38	24	3	光 が 丘 図 書 館	75	71	—	4
健康部(練馬区保健所)	207	76	127	4	小 学 校 校	322	—	—	322
健 康 推 進 課	31	22	9	—	中 学 校 校	51	—	—	51
生 活 衛 生 課	40	8	30	2	幼 稚 園	31	31	—	—
保 健 予 防 課	18	12	5	1	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	15	15	—	—
豊 玉 保 健 相 談 所	28	7	20	1	監 査 事 務 局	6	5	1	—
北 保 健 相 談 所	15	4	11	—	農 業 委 員 会 事 務 局	—	—	—	—
光 が 丘 保 健 相 談 所	19	5	14	—	議 会 事 務 局	17	14	2	1

1 教育委員会

教育、学術、文化に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する5人の委員で組織され、その任期は4年である。委員会は委員の中から教育長を任命し、教育委員会事務局を置いている。事務局は教育長の統括のもとに事務を執行している。

平成22年4月1日現在の教育委員の氏名および任期は次のとおりである。

委員長 外松 和子 (平成22.3.29～26.3.28)
 委員 内藤 幸子 (平成21.12.19～25.12.18)
 委員 天沼 英雄 (平成21.12.19～25.12.18)
 委員 安藤 睦美 (平成22.3.29～26.3.28)
 教育長 蘭部 俊介 (平成21.10.29～25.10.28)

歴代教育長

		昭和			
1	星 義 文	27. 11. 1	～	28. 3. 31	
2	〃	28. 4. 1	～	31. 9. 30	
3	松 尾 周 男	31. 10. 1	～	35. 9. 30	
4	栗 林 繁 実	35. 10. 8	～	39. 5. 26	
5	上 野 唯 郎	39. 7. 22	～	39. 10. 6	
6	〃	39. 10. 7	～	43. 10. 6	
7	黒 田 新 市	43. 10. 14	～	47. 10. 13	
8	岩 波 三 郎	48. 10. 29	～	52. 10. 28	
9	〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28	
10	〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28	
11	〃	60. 10. 29	～	62. 1. 17	
				平成	
12	下 田 迪 雄	62. 7. 1	～	元. 10. 28	
13	〃	元. 10. 29	～	5. 10. 28	
14	〃	5. 10. 29	～	9. 10. 28	
15	〃	9. 10. 29	～	11. 6. 25	
16	蘭 部 俊 介	11. 7. 1	～	13. 10. 28	
17	〃	13. 10. 29	～	17. 10. 28	
18	〃	17. 10. 29	～	21. 10. 28	
19	〃	21. 10. 29	～	在任中	

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。22年3月31日現在の選挙管理委員は次のとおりである。

委員長 山田左千夫
 委員 石川 芳昭 矢澤 重光 中山 幹雄
 (任期は各委員とも平成25年12月18日まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。

委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。

任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見

を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

22年6月17日現在の監査委員の氏名および任期は次のとおりである。

識見を有する者 藤田 尚 (◎※)
 (平成21.10.21～25.10.20)
 識見を有する者 矢崎 一郎
 (平成19.10.19～23.10.18)
 区議会議員 村上 悦栄
 (平成22.6.17～在任中)
 区議会議員 薄井 民男
 (平成22.6.17～在任中)

◎印は、常勤監査委員 ※印は、代表監査委員

21年度の監査等実施状況

(1) 定期監査等

① 対象

93課138施設・工事監査 12か所
 財政援助団体 66団体

② 監査結果

指摘事項3件

(2) 例月出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

① 選挙管理委員会委員報酬支出差止め・返還等措置請求(却下)

(5) 行政監査

テーマ

「指定管理者制度による公の施設の管理について」

4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人、農業協同組合の推薦1人、農業共済組合の推薦1人、区議会推薦の学識経験者3人の計20人で構成され、農地法等法令による事項および農業生産力の向上、農業経営の合理化、建議、諮問、答申等を行っている。委員の任期は3年である。

22年6月17日現在の委員は、次のとおりである。

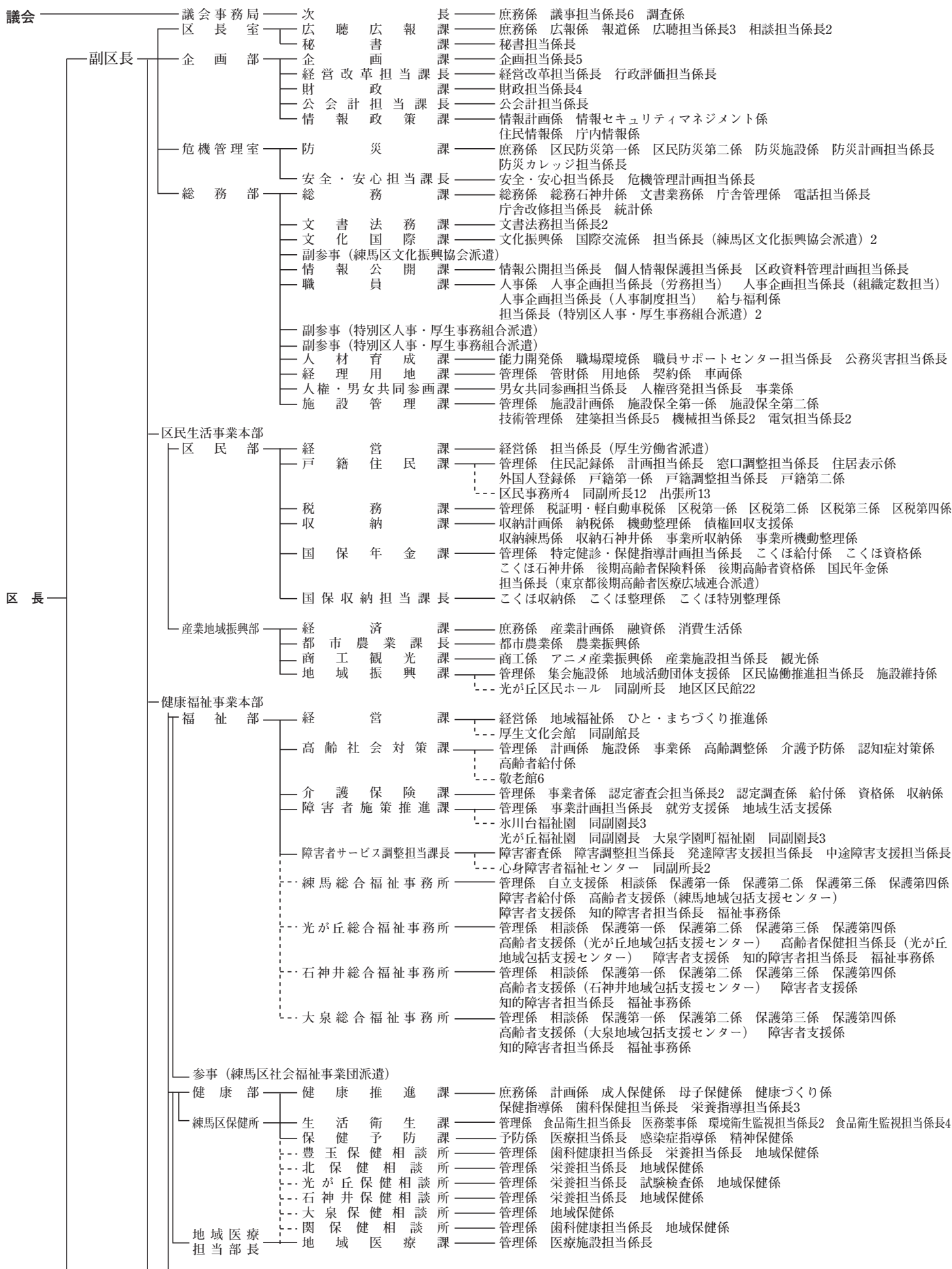
会 長 村田 健二
 副会長 田中 文雄 篠田 一雄
 委 員 ☆有馬 豊 ☆笠原こうぞう 内田 富雄
 ○榎本 高一 加藤 康夫 加藤 義松
 加藤 義行 ☆田代 孝海 杉浦 政雄
 関口完太郎 高橋 直人 瀧澤 正道
 西貝 孝之 平野 晴久 福井 俊夫
 渡邊 和雄 △水橋 義輝

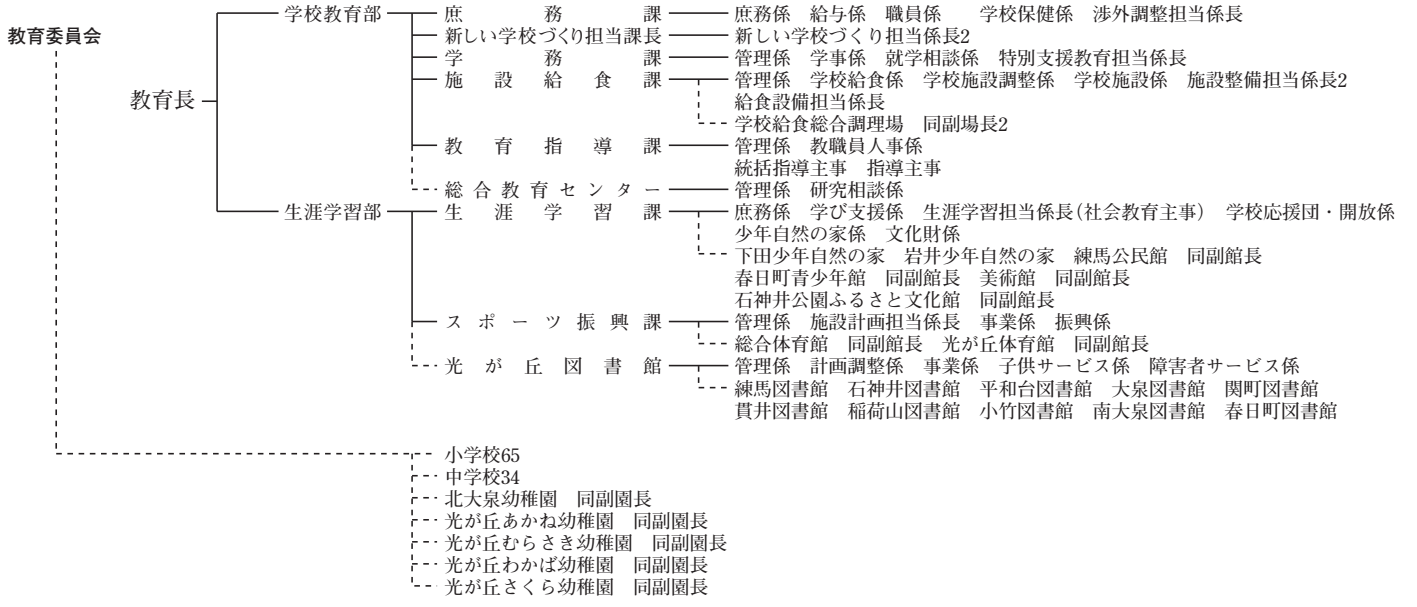
○印は、農業協同組合の推薦 △印は、農業共済組合の推薦 ☆印は、学識経験者

5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23区が共同で設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図 (平成22年 4月1日現在)





選挙管理委員会 — 事務局 — 庶務係 選挙係 情報啓発係
 監査委員 — 事務局 — 監査担当係長5
 農業委員会 — 事務局 — 農業担当係長2

練馬区の附属機関

平成22年4月1日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分・財産の取得に関する価格の評定
民生委員推薦会 (法・政令)	14人 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	学識経験者 (公募区民5人含)、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の策定など
公民館運営審議会 (法・条例)	27人以内 2年	区民、各種団体代表、教育関係者、学識経験者	公民館事業の調査・審議
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
防災会議 (法・条例)	50人以内 ー	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	地域防災計画作成、修正、訓練計画
特別職報酬等および議会政務調査費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
緑化委員会 (条例)	23人以内 2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、鉄道事業者の職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
介護保険運営協議会 (条例)	20人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画およびまちづくりに関する調査・審議など
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
美術館運営協議会 (条例)	23人以内 2年	学校教育および社会教育関係者、学識経験者、区議会議員	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
土地区画整理審議会 (法・条例)	10人 5年	地区内地権者、学識経験者	施行者が行う換地計画および仮換地指定に関する事項ならびに評価員の選任に関する意見および同意
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	国民保護計画・修正の審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害程度区分認定における審査・判定業務
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議

4 財 政

練馬区など23特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においても様々な特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

23特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、平成19年度からは55%が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

22年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は31.5%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たり都知事に事前協議を行う。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

平成21年度の交付税算定結果では、東京都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されない

ため、いわゆる超過負担が生じている。

また、平成16年度より三位一体改革により、公立保育所運営費負担金等の削減、国民健康保険における国・都の負担割合の組替えや各種補助金の削減が既に行われている。さらに18年度は、児童扶養手当給付費負担金や公営住宅家賃対策に対する補助金などが削減された。一部税源移譲はあるものの、補助金そのものの交付金化やスリム化が進んでいる。削減分と移譲分の差額は地方自治体の一般財源で負担することとなる。

区では、地方分権の観点からより一層の税源移譲を国に要望するとともに、財政の運営に当たっては、必要性の高い事業に重点を置き、計画的、効率的運営に努めている。

(2) 平成22年度当初予算

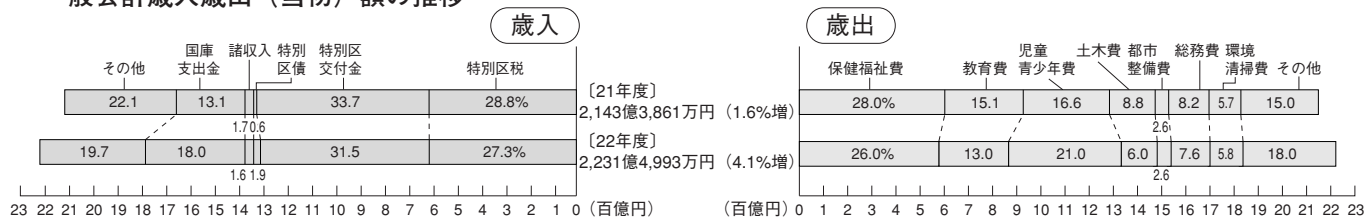
●当初予算編成に当たっての基本方針

区では、平成21年第四回区議会定例会での議決を経て、新たな練馬区基本構想を策定した。この基本構想では、概ね10年後の30年代初頭を目標とした練馬区を目指す姿とそれを実現するための区政運営の基本的指針を明らかにしているところである。また、現在、全庁を挙げて、この基本構想に基づく施策・事業を具体化する長期計画の策定を進めている。したがって、22年度は基本構想に基づく新たな区政経営の幕開けの年度として、基本構想に示した練馬区の将来像である「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」の実現を目指し、長期計画に位置付ける施策・事業を積極的に推進していくことが求められている。

一方、一昨年以降の世界的な金融危機と同時不況により、わが国の経済状況は急激かつ大幅に悪化した。21年度に入り、経済の基調判断は次第に上向きに修正されてきたが、国の月例経済報告では、企業収益の大幅な減少や厳しい雇用情勢、物価の動向等を踏まえ、わが国経済は穏やかなデフレ状況にあるとしているところである。併せて、株価の低迷や円高で推移する為替市場の影響などを考慮すると、引き続き厳しい経済状況が続くものと考えられる。

こうした状況の中、21年度の国の税収は、9兆円にも

一般会計歳入歳出（当初）額の推移



及ぶ大幅な減収が見込まれている。東京都においても、企業収益の減少に伴い、21年度の法人二税の税収が当初の見込み額に比べて4,500億円もの減収になると見込まれており、このうち都区財政調整交付金の調整財源である法人住民税は、1,600億円を超えるかつてない規模の減収となることが予測される。22年度の都区財政調整協議は、大幅なフレームの縮小の下で行われており、特別区としても、標準職員数の見直しなど、基準財政需要額を自律的に縮減する対応が求められている。

本区の財政運営は、こうした厳しい経済状況を反映し、21年度に引き続き、区の基幹的な歳入である特別区民税や都区財政調整交付金の大幅な減収と、加えて雇用情勢の悪化に伴う扶助費の伸びの増大など、さらに困難な局面を迎えることが予測される。

そこで、22年度予算編成に当たっては、「選択と集中」を基本方針とし、必要経費の精査と無駄の排除を徹底するとともに、長期計画に掲げた施策・事業を着実に推進するため、限りある財源を重点的に配分することとしたところである。そのため、職員一人ひとりが限りある財源を最大限に活用するという視点を持ち、事業の有効性を検証し、真に必要な経費の精査に努めるとともに、枠配分予算における5%のマイナスシーリングを継続実施し、経常的経費の見直しを行った。また現在の未曾有の経済状況を踏まえ、行政改革の成果としてこれまで積み立ててきた財政調整基金や施設整備基金等から、今後3年間の財政運営を見据え必要額の繰入れを行うとともに、後年度負担に配慮しながら、区立小学校の改築など社会資本整備に関しては、起債の積極的な活用を図った。

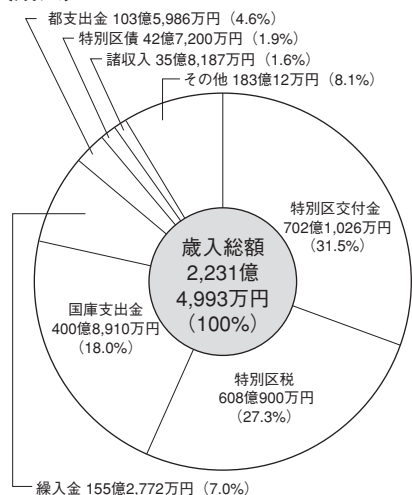
このように22年度予算は、必要経費の精査とあわせ、可能な限り財源を確保し、経済状況への対応や長期計画事業への財源配分の重点化を行い、区民福祉の維持向上に寄与することを目指して編成したものである。

●一般会計

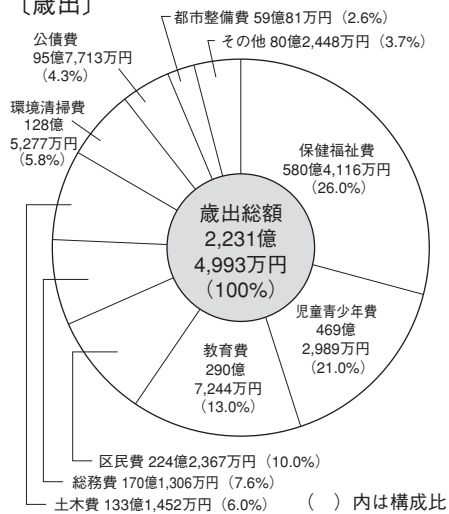
平成22年度当初予算における一般会計は2,231億4,993万円で、21年度当初予算に比べて4.1%の増となっている。

なお、子ども手当諸費を除いた予算で比較すると2,120億5,713万円で、1.1%の減となっている。

平成22年度一般会計予算
〔歳入〕



〔歳出〕



平成22年度一般会計予算
〔歳入〕

区分	予算額		前年度		増減率 (%)
	千円	%	千円	%	
特別区税	60,808,995	27.3	61,739,954	△1.5	
地方譲与税	1,211,900	0.5	1,291,000	△6.1	
利子割交付金	765,000	0.3	1,024,000	△25.3	
配当割交付金	292,900	0.1	433,000	△32.4	
株式等譲渡所得割交付金	116,000	0.1	460,000	△74.8	
地方消費税交付金	6,132,000	2.7	6,382,000	△3.9	
自動車取得税交付金	793,000	0.4	1,220,000	△35.0	
地方特例交付金	753,500	0.3	1,128,000	△33.2	
特別区交付金	70,210,256	31.5	72,130,952	△2.7	
交通安全対策特別交付金	112,000	0.1	116,000	△3.4	
分担金及び負担金	1,673,279	0.7	1,720,378	△2.7	
使用料及び手数料	3,809,762	1.7	3,669,908	3.8	
国庫支出金	40,089,098 (28,996,296)	18.0	28,106,392 (3.2)	42.6	
都支出金	10,359,862	4.6	10,085,599	2.7	
財産収入	589,203	0.3	600,659	△1.9	
寄付金	51,589	0.0	36,002	43.3	
繰入金	15,527,721	7.0	17,282,258	△10.2	
繰越金	2,000,000	0.9	2,000,000	0.0	
諸収入	3,581,865	1.6	3,592,505	△0.3	
特別区債	4,272,000	1.9	1,320,000	223.6	
計	223,149,930 (212,057,128)	100	214,338,607 (△1.1)	4.1	

〔歳出(目的別)〕

区分	予算額		前年度		増減率 (%)
	千円	%	千円	%	
議会費	985,990	0.4	1,005,943	△2.0	
総務費	17,013,059	7.6	17,664,877	△3.7	
区民費	22,423,665	10.0	13,337,829	68.1	
産業地域振興費	5,501,461	2.5	6,045,571	△9.0	
保健福祉費	58,041,159	26.0	59,913,192	△3.1	
児童青少年費	46,929,892 (35,837,090)	21.0	35,596,256 (0.7)	31.8	
環境清掃費	12,852,770	5.8	12,180,903	5.5	
都市整備費	5,900,808	2.6	5,564,851	6.0	
土木費	13,314,523	6.0	18,806,206	△29.2	
教育費	29,072,438	13.0	32,429,374	△10.4	
公債費	9,577,131	4.3	10,256,850	△6.6	
諸支出金	1,437,034	0.6	1,436,755	0.0	
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0	
計	223,149,930 (212,057,128)	100	214,338,607 (△1.1)	4.1	

〔歳出(性質別)〕

区分	予算額		前年度		増減率 (%)
	千円	%	千円	%	
義務的経費	121,334,002	54.4	107,870,961	12.5	
人件費	49,276,660	22.1	50,944,777	△3.3	
扶助費	62,484,303	28.0	46,673,678	33.9	
公債費	9,573,039	4.3	10,252,506	△6.6	
投資的経費	22,238,822	10.0	30,443,688	△27.0	
普通建設事業費	22,238,822	10.0	30,443,688	△27.0	
その他の経費	79,577,106	35.7	76,023,958	4.7	
物件費	38,736,532	17.4	37,375,710	3.6	
維持補修費	2,366,821	1.1	2,880,204	△17.8	
補助費等	13,196,000	5.9	13,890,385	△5.0	
積立金	1,183,379	0.5	1,253,247	△5.6	
投資及び出資金	0	0.0	0	-	
貸付金	724,086	0.3	764,217	△5.3	
繰出金	23,270,288	10.4	19,760,195	17.8	
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0	
計	223,149,930	100	214,338,607	4.1	

※ () 内の数値は「子ども手当諸費」に係る数値を除いた金額である。

●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計709億63万円（前年度比2.5%減）、介護保険会計349億8,608万円（同3.6%

増）、後期高齢者医療会計124億9,638万円（同11.4%増）、老人医療会計5,911万円（同13.9%減）、公共駐車場会計5億2,460万円（同3.4%増）、学校給食会計1億4,046万円（同34.8%減）である。

平成22年度特別会計予算 [国民健康保険事業会計]

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	18,545,114	26.2	17,598,357	5.4
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	16,677,533	23.5	14,478,430	15.2
療養給付費交付金	1,381,251	1.9	2,335,499	△40.9
前期高齢者交付金	10,082,622	14.2	14,114,498	△28.6
都 支 出 金	3,434,792	4.8	3,305,985	3.9
共同事業交付金	7,697,250	10.9	10,827,600	△28.9
財 産 収 入	1	0.0	1	0.0
繰 入 金	12,386,151	17.5	9,348,447	32.5
繰 越 金	600,001	0.8	600,001	0.0
諸 収 入	95,907	0.1	96,047	△0.1
計	70,900,625	100	72,704,868	△2.5
(歳出)				
総 務 費	1,204,943	1.7	1,335,453	△9.8
保険給付費	47,973,221	67.7	45,627,785	5.1
後期高齢者支援金等	8,351,875	11.8	9,493,930	△12.0
前期高齢者納付金等	57,884	0.1	12,124	377.4
老人保健拠出金	233,736	0.3	316,662	△26.2
介護納付金	3,679,803	5.2	3,556,642	3.5
共同事業拠出金	7,699,624	10.9	10,829,998	△28.9
保健事業費	992,218	1.4	818,053	21.3
諸 支 出 金	107,321	0.2	114,221	△6.0
予 備 費	600,000	0.8	600,000	0.0
計	70,900,625	100	72,704,868	△2.5

[介護保険会計（保険事業勘定）]

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	6,335,948	18.2	6,066,295	4.4
国庫支出金	7,557,102	21.7	7,272,324	3.9
支払基金交付金	10,163,857	29.2	9,750,871	4.2
都 支 出 金	5,067,989	14.5	4,845,850	4.6
財 産 収 入	4,411	0.0	8,800	△49.9
繰 入 金	5,710,930	16.4	5,676,889	0.6
繰 越 金	8,604	0.0	9,422	△8.7
諸 収 入	3,673	0.0	4,083	△10.0
計	34,852,514	100	33,634,534	3.6
(歳出)				
保険給付費	33,393,065	95.8	32,082,336	4.1
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	1,446,300	4.1	1,533,370	△5.7
基金積立金	4,544	0.0	9,405	△51.7
諸 支 出 金	8,604	0.0	9,422	△8.7
計	34,852,514	100	33,634,534	3.6

[介護保険会計（サービス事業勘定）]

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
(歳入)	千円	%	千円	%
サービス収入	50,251	37.6	47,342	6.1
繰 入 金	77,916	58.3	86,109	△9.5
諸 収 入	5,402	4.0	5,746	△6.0
計	133,569	100	139,197	△4.0
(歳出)				
サービス事業費	133,569	100	139,197	△4.0
計	133,569	100	139,197	△4.0

[後期高齢者医療会計]

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	6,365,307	50.9	5,736,221	11.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	308,996	2.5	151,200	104.4
繰 入 金	5,801,845	46.4	5,329,066	8.9
繰 越 金	20,200	0.2	1	2,019,900.0
諸 収 入	27	0.0	5	440.0
計	12,496,376	100	11,216,494	11.4
(歳出)				
総 務 費	148,070	1.2	156,861	△5.6
広域連合拠出金	11,636,907	93.1	10,384,149	12.1
保健事業費	449,138	3.6	469,882	△4.4
葬 祭 費	242,060	1.9	187,600	29.0
諸 支 出 金	20,201	0.2	18,002	12.2
計	12,496,376	100	11,216,464	11.4

[老人医療会計]

区 分	予 算 額	構 成 比	前 年 度	増 減 率
(歳入)	千円	%	千円	%
支払基金交付金	32,884	55.6	38,298	△14.1
国庫支出金	1	0.0	2	△50.0
都 支 出 金	1	0.0	2	△50.0
繰 入 金	22,477	38.0	26,328	△14.6
繰 越 金	1	0.0	1	0.0
諸 収 入	3,743	6.3	4,015	△6.8
計	59,107	100	68,646	△13.9
(歳出)				
医療諸費	59,100	100	68,639	△13.9
諸 支 出 金	7	0.0	7	0.0
計	59,107	100	68,646	△13.9

[公共駐車場会計]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
使用料及び手数料	292,500	55.8	276,800	5.7
繰 入 金	232,001	44.2	230,327	0.7
繰 越 金	1	0.0	1	0.0
諸 収 入	100	0.0	140	△28.6
計	524,602	100	507,268	3.4
(歳出)				
公共駐車場事業費	188,132	35.9	191,120	△1.6
公 債 費	233,924	44.6	233,924	0.0
他会計繰出金	97,546	18.6	77,224	26.3
予 備 費	5,000	1.0	5,000	0.0
計	524,602	100	507,268	3.4

[学校給食会計]

区 分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
給 食 費	104,455	100	215,438	△34.8
繰 越 金	1	0.0	1	0.0
諸 収 入	2	0.0	2	0.0
計	140,458	100	215,441	△34.8
(歳出)				
学校給食費	140,458	100	215,441	△34.8
計	140,458	100	215,441	△34.8

平成22年度施策別主要事業のあらまし

<p>I 次代を担う子どもの健やかな成長を支える（子ども分野）</p> <p>227億1600万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) ひとり親世帯を対象とする高等技能訓練促進費について、平成23年度までの間、支給対象期間を全就業期間とするとともに支給額を増額し、就労支援を強化する。 (2) 子育て支援を目的とし、中学卒業までの子どもを対象にした子ども手当の支給を開始する。なお平成22年度は月額13,000円を支給する。 (3) 子どもと家庭の総合相談機能を持ち、子育てのひろばなどを実施する子育て支援の拠点として、「大泉子ども家庭支援センター」を開設する。 (4) 多様化する子育てサービスに関する情報等を効果的に提供できる「仮称すくすくナビゲーター」を養成し、今後、順次子育てのひろば等に配置する。 (5) 民設子育てのひろばに対する補助内容を拡充し、合わせて利用料を無料化することにより利用しやすい環境を整え在宅子育て家庭の交流の場として充実を図る。また、1か所のひろばを新設する。 (6) 学童クラブの入退室情報を保護者にメールで知らせる「ねりまキッズ安心メール」事業を本格実施し、保護者の不安を解消する。 (7) 民設民営により新たに開設する私立保育所1か所に対し、運営費の補助を行う。また、待機児童の早期解消を図るため平成24年度までに民間事業者が賃借物件を用いて認可保育所を整備する場合の賃借料補助を拡充し、開設後10年間とする。 さらに、区有地を活用した私立保育所誘致を進め、事業者の公募選定に取り組む。 (8) 平成22年度中の開設を目指して、新たな認証保育所6か所を誘致する。 (9) 待機児解消の緊急対策として、マンションの一室を区が借り上げ、再任用の園長等を配置した練馬型グループ保育室2か所を新設する。 (10) 中学生・高校生に良好な居場所や遊び場を確保し、多様な発表・自己表現の機会を提供するため、児童館を利用した「中高生居場所づくり」事業を本格実施する。平成22年度は、これまでモデル事業を実施してきた中村児童館と、新たに土支田児童館で実施する。なお土支田児童館には防音設備の整った音楽室を新たに設置する。 (11) 区立施設の改修改築計画により建て替える上石神井第二保育園および豊玉第三保育園について、平成24年度末の竣工を目的に、基本設計および実施設計を行う。また、改築に合わせて定員枠の拡大を図り、待機児解消策の一法とする。 (12) 放課後における児童の安全で安心な居場所づくりを進めるため、平成22年度中に地域の人材を活用した「学校応援団」の全小学校への設置を目指すとともに、「放課後子どもプラン」による学童クラブ事業と学校応援団ひろば事業との連携を図るため、学童クラブ室と応援団ひろば室の併設型施設2か所および学童クラブ室単独施設1か所の学校内整備のための設計を行う。 (13) 「区立学校適正配置第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に光が丘地区に統合新校4校が開校する。開校にあわせて学力向上支援講師や心のふれあい相談員の充実配置を行う。また、光が丘秋の陽小は旧田柄第三小の改修工事後に移転するため、移転に向けた準備を進める。 (14) 義務教育9年間の一貫した教育課程と学校環境のもとで、子どもたちの発達段階に応じた指導を行い、一人ひとりの個性や能力を伸ばす練馬区初の「小中一貫教育校」の開校（平成23年4月：対象校は区立大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校）に向けて、学校環境整備や教育資料作成などの準備を進める。 (15) 「新学習指導要領」の全面实施（小学校：平成23年度、中学校：平成24年度）に向けた準備として、指導要録や社会科副読本の改訂、理科教材や中学校の武道用具の整備を進めるほか、武道や小学校外国語活動授業の適切な実施と教職員の資質向上を図る。 (16) 現総合教育センターの学校教育支援機能を充実・強化するため、教育研究や教職員研修および子どもの心のケアや不登校対策を推進するための教育相談の拠点となる「仮称学校教育支援センター」の整備に着手する。 (17) 学校の耐震補強を推進するため、平成22年度は補強設計を18校（小学校8校、中学校10校）、工事を22校（小学校15校、中学校7校）で実施する。 (18) 特別支援学級に在籍する児童・生徒の増加に対応するため、計画的に特別支援学級を整備する。平成22年度は新たに小学校3校において開設するとともに、平成23年度の増設に向けて小中学校各1校の工事を実施する。 (19) 施設の老朽化等に伴い、豊玉南小学校の校舎改築工事や南田中小学校のプール改築工事を行うほか、平成23年度改築に向けて谷原小学校の校舎改築の実施設計を実施する。 (20) 緑化を推進するとともに、環境教育への活用を図るため、「校庭芝生化・みどりのカーテン」を拡充する。なお、校庭芝生化については、校庭整備に合わせて実施する。 (21) 学校給食の自校調理校化のため、給食室および配膳室の改修を行う。平成22年度は小学校2校、中学校3校の給食室および配膳室の改修を行う。また、親子調理方式による子校（9校）について、食物アレルギーや児童・生徒への給食指導などきめ細かな対応を図るため新たに非常勤の「学校栄養補助員」を配置する。
---	--

<p>II 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する（健康と福祉分野） 18億3300万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国のセーフティネット支援対策等事業のひとつとして、2年以内の離職者で、就労能力と就労意欲があり、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、6か月間を限度に住宅手当を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う。 (2) 地域福祉を担う人材の育成等を目指し、平成19年10月に開設した「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の運営を行う。 (3) 地域住民が主体となって情報交換や相談を行う「相談情報ひろば事業」の運営を支援するため、週1日開設する「週1日型」4か所、週5日30時間以上開設する「常設型」4か所の運営費を補助する。また、平成22年度は週1日型のうち1か所を「常設型」に移行するための支援を行う。 (4) 高齢者・障害者等に対して、震災時の家具転倒による被害を最小限とするために実施している家具転倒防止器具等設置時の助成を、これまでの上限1万円から上限2万円へ増額する。 (5) 土地の有効活用を検討している区内土地所有者に対し、高齢者福祉施設の建設のための土地活用セミナーや個別相談会を引き続き開催し、高齢者福祉施設の建設促進の一助とする。また、区有地を活用した民設特別養護老人ホーム誘致を進め、事業者の公募選定に取り組む。 (6) 介護人材不足に対応し、良質で安定的な介護サービスを確保するために、介護従事者の育成と人材確保の支援を目的として練馬区社会福祉事業団が設置する練馬介護人材育成・研修センターに対し、運営費の補助を行う。 (7) 緊急経済対策として、離職失業者等に介護施設等での就業機会を創出し、資格取得を促進することで介護等の福祉人材の育成を図る事業を実施する。 (8) 地域住民が自主的・自発的に介護サービスを支える活動に参加できる環境づくりを奨励するため、高齢者施設で介護サポーターを育成する事業を本格実施する。 (9) 高齢期における住まいについて考える手引書として、ガイドブックを作成する。 (10) 介護保険の要介護3から5と認定された65歳以上の在宅高齢者を対象とした寝具クリーニング事業について1回あたりの単価を改定し、利用可能回数を充実することで利用の改善を図る。 (11) ひとり暮らし高齢者等の電球や蛍光灯の交換など日常生活上のちょっとした困りごとを解決するために、地域の元気高齢者が支援する「高齢者お困りごと支援事業」を開始する。 (12) 高齢者の社会参加の促進を図るため、引き続き指定保養施設、公衆浴場、理美容店、庭の湯、映画館等の利用券を希望に応じて交付し、高齢者の健康維持・向上を支援する。 (13) 栄養改善・口腔機能向上の観点からの介護予防について検討するため、「介護予防推進開発モデル事業」を実施する。平成22年度は、介護予防のための献立開発および献立集の作成を中心に実施する。 (14) 重度の肢体不自由者の入浴、排せつ、食事の介護などを総合的に行う重度訪問介護事業について、利用時間の拡大を図る。 (15) 障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備費補助を充実し新たな設置を促進する。また、既設のグループホーム入居者の安全を確保するため、スプリンクラー設置の補助を行う。 (16) 高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談・自立訓練等支援事業の実施に向け、「仮称中途障害者支援事業のあり方検討会」を設置し、事業のあり方について検討する。 (17) 需要の増加が見込まれる障害者の就労支援事業の受入れ体制を充実するため、出張所方式によりかたくり福祉作業所の機能・定員を拡充する。 (18) 心身障害者福祉センターにおける児童デイサービス事業の対象を拡大するとともに、東京都からの委託事業として重症心身障害児（者）通所事業を実施する。 (19) 障害者が地域で自立して暮らせるよう総合相談窓口として、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援を行う4か所目の障害者地域生活支援センターを大泉地区に開設する。 (20) 区立しらゆり荘について、平成24年度の開設を目指し、練馬三丁目区有地に緊急一時保護機能を有する施設として、移転新築する。 (21) 発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に発見し、発達を支援するため、これまで心身障害者福祉センターで実施してきた相談・療育の機能をより強化した仮称こども発達支援センターを、光が丘第五小の跡施設に、平成24年度開設を目指し整備する。 (22) 子どものいる生活保護受給世帯の自立支援を推進するため、経済的な給付に加えて相談支援体制を充実することにより、きめ細かな支援を行う「子どもの健全育成支援事業」をモデル実施する。 (23) 現行の「改定練馬区健康づくり総合計画」が平成22年度に期間満了となることに伴い、平成23年度からの新たな「練馬区健康づくり総合計画」を策定する。 (24) がんの早期発見に結びつくがん検診の受診率向上を図るため、個別受診勧奨方法をパターン別に検証する「がん検診個別勧奨方法の検証業務」を実施し、最も有効な勧奨方法を翌年度以降の受診案内に活用する。 (25) 区民の健康増進を図るため、禁煙を考えている区民を支援する「禁煙支援事業」を薬剤師会と協力し実施する。 (26) 受動喫煙の防止推進に関し、条例の制定も目指して、その普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策を講じる事業者に対してその費用の一部を助成するモデル事業を実施し、今後の分煙化推進事業のあり方について検討を行う。
---	--

	<p>(27) 妊娠期の女性がむし歯や歯周病などの歯科疾患の早期発見をとおして健康に過ごすことができるよう、保健相談所における母親学級での実施に代えて身近な歯科診療所で受診できる新たな妊婦歯科健康診査を実施する。</p> <p>(28) 練馬区地域防災計画を踏まえ、災害時のペットの取扱いについてより実践的な避難拠点での受入れ態勢や飼い主に対する啓発などの具体的方策を「ペット防災検討会議」で検討する。</p> <p>(29) 区内産科医療機関の連携を強化した周産期セミオープンシステムを構築し、安心して出産できる体制づくりを進めるため「産科医療推進事業」を立ち上げ、周産期における妊婦や胎児の安全な環境を確保する。</p> <p>(30) 区内の病床不足解消のため、平成20年度より検討してきた病床確保の検討結果を踏まえ、平成22年度はより具体的な新病院整備に向けての用地候補の選定や運営主体の調査・研究を行う。また区内既存病院の医療機能を向上するため深刻化する看護師不足の改善を目指し、医師会と連携した看護職員等の就職面接会を実施する。</p>
<p>III にぎわいとやすらぎのあ るまちを創る（区民生活 と産業分野） 32億8600万円</p>	<p>(1) 区民の雇用創出を支援するため、行政事務補助員などの非常勤職員の活用を図る。</p> <p>(2) 区民文化の振興を図るため、整理を進めてきた作家故五味康祐氏が残した文化資産について、企画展を開催し公開する。また、今後の文化芸術振興施策の方向と具体的な手段を明確にするため、「文化芸術振興計画」を策定する。</p> <p>(3) 男女共同参画社会基本法に基づき、区における男女共同参画社会の形成を推進するため、「練馬区男女共同参画計画」を改定する。</p> <p>(4) 区民の防災意識や災害時の対応力を高めるために、防災に関する見学・体験・講座の受講および訓練・交流が可能な場として、仮称ねりま防災カレッジの開設に向けて、準備を進める。</p> <p>(5) 災害時における各避難拠点の生活安全性の確保と、夜間における防災活動を円滑に行うため、避難拠点に現在配備している投光機に加え、引き続き夜間照明の設置に取り組む。</p> <p>(6) 災害時に迅速かつ的確な防災活動を行うため、区役所内に設置している防災センターの地域防災無線（移動通信システム）を、前年度から2か年かけてアナログ方式からデジタル方式に変更するほか、防災行政無線統制卓を更新・整備する。</p> <p>(7) 区立施設の改修改築計画に基づき、大泉西出張所と同施設に併設している南大泉地域集会所の大規模改修工事を実施する。</p> <p>(8) 区内の厳しい雇用情勢や国の雇用対策の動向を踏まえ、平成21年度9月補正予算で開始した、区内中小企業等が国のトライアル雇用制度で採用を行った場合に、助成額の上乗せなどを行う、雇用促進事業を継続して実施する。</p> <p>(9) 区内中小企業の資金調達を支援するため、事業者の金利負担と信用保証料を全額区が負担する新スーパーサポート貸付を実施する。なお、年度末の資金調達に対応するため、平成22年2月に受付を開始する。 併せて不況対策特別貸付を引き続き実施するとともに、各種貸付の融資あっせんを行う。</p> <p>(10) アニメ産業の活性化に向けて、50周年記念「アヌシー国際アニメ映画祭」に際し、練馬アニメーション協議会の見本市出展支援を行う。 また、としまえんで開催する「練馬アニメカーニバル」において、アヌシー映画祭受賞作品を上映し、練馬区が「ジャパンアニメーション発祥の地」であることを区内外にアピールするなど、区民へのアニメ文化の浸透に向けて取組を進める。</p> <p>(11) 景気の低迷で厳しい環境にある区民の消費生活を支援すると共に、商店街を活性化するため、区内共通商品券（10%プレミアム付商品券）5億5千万円分を発行する経費の補助を行う。</p> <p>(12) 今後の経済状況に適応した新たな商工業活性化施策を構築するため、現在の「商工業振興計画」を改定する。</p> <p>(13) 商店街振興として、「いきいき商店街支援事業補助」「にぎわい商店街支援事業補助」「空き店舗活用産直販売イベント特別補助」「活力ある商店街づくり補助」などにより、引き続き商店街の活性化に向けた取組を支援する。また、商店街にAED（自動体外式除細動器）を設置する事業に特別補助を開始する。</p> <p>(14) 区内の観光スポットや名所を紹介する駅前観光案内板を、5基整備し、区内20の鉄道駅への設置を完了するほか、引き続き練馬区観光協会への支援を行う。</p> <p>(15) 区内で最大の地域活動団体である町会・自治会の加入促進を図るため、町会・自治会の活動をさらに区民の身近でPRできるよう、町会・自治会のホームページを整備する。</p> <p>(16) 前年度に策定した「練馬区区民との協働指針」に基づき、区内の多様な活動主体と役割分担しながら、協働により効果的・効率的に公共サービスを提供していくための環境整備に努める。 また、新しい基本構想で明示した地域コミュニティを活性化するための方策を具体化するため、仮称地域コミュニティ活性化プログラムの策定に着手する。</p> <p>(17) 唯一の区立和風施設である向山庭園について、区立施設の改修改築計画に基づき、母屋と茶室の改築および庭園の改修を行う。平成22年度は、平成24年度の開園に向けて実施設計を行うとともに、工事に着手する。</p> <p>(18) 区民の農とのふれあいを推進し、観光の視点も持った農業をさらに進めていくため、「ブルーベリー観光農園」のPR事業を充実する。また都市農地を保全するため、引き続き「都市農地保</p>

	<p>全推進自治体協議会」を通じて、都市農地の持つ多面的機能を広く周知するほか、国に対して制度の見直しの要望活動を行う。</p> <p>(19) 東京都23区中最大の農地面積を活かし、農のあるまちづくりを進めるため、区の農業振興施策の基本となる、「農業振興計画」を改定する。</p> <p>(20) 区民が余暇活動として行う、野菜等の栽培やコミュニケーションの場として人気が高い、市民農園（6園）および区民農園（21園）を運営する。また、農業体験農園への支援を引き続き行うとともに、16園目となる農業体験農園の整備費を補助する。</p> <p>(21) 教育委員会の施策を基に策定していた「練馬区生涯学習プラン21」を全面改訂し、生涯学習振興施策を総合的かつ計画的に推進していくための「仮称生涯学習推進計画」の策定に着手する。平成22年度は有識者会議を設置して検討に取り組み、平成23年度の計画策定を目指す。</p> <p>(22) 区民の主体的な生涯学習を支援し、地域活動を担う人材育成の場となる「仮称ねりま区民大学」の設置に向けた検討に着手する。平成22年度は有識者会議を設置して基本計画の策定に向けて取り進む。</p> <p>(23) 練馬区ではぐくまれてきた文化の継承および発展を図り、新たな地域文化の創造および観光振興に寄与することを目的に設置する「石神井公園ふるさと文化館」（平成22年3月28日開館）では、企画展示事業や学校等を対象とした教育普及事業の実施に取り進む。</p> <p>(24) 改修後の石神井図書館の集密書架等を活用した蔵書数の拡充のほか、南田中図書館で実施している学校支援モデル事業の拡充を図る。</p> <p>(25) 平成25年度に開催される第68回国民体育大会で、総合体育館が銃剣道競技の会場となるため、会場区の事務局として、平成22年度の開催地への視察などの経費を盛り込んだ「東京国体開催準備」経費を計上する。 また、総合体育館については、国体終了後の改築に向け、基礎調査に着手する。</p>
<p>IV 環境と共生する快適なまちを形成する（環境とまちづくり分野） 48億円</p>	<p>(1) 平成12年度に策定した「環境基本計画」、平成17年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」を更新するため、平成21年度から検討している。平成22年度は、平成21年度にまとめる計画の基本的な考え方を基に計画を策定する。</p> <p>(2) 地球温暖化対策として、エコライフチェック推進事業については、モデル事業として町会・自治会を、太陽光発電設備などの地球温暖化対策設備設置補助事業については小規模事業者を、それぞれ対象拡大して実施するとともに、改正された国の省エネルギー法や東京都の環境確保条例に基づき、地球温暖化対策報告書等を作成・報告する。 また、区民・事業者・区の協働の下、地球温暖化対策事業の検討および実施を進めるための地球温暖化対策地域協議会を設立するほか、練馬区での温室効果ガス削減を目指すため、仮称練馬区版カーボン・オフセット事業の調査・検討を始める。</p> <p>(3) 歩行喫煙などの防止については、平成21年10月に新たに条例を制定し、平成22年4月から施行する。そこで更なる周知啓発を行うため、区内20駅周辺の公共の場所に路面表示を行う。また、ポイ捨ておよび歩行喫煙をさせないための巡回指導を行い、マナーの向上と環境美化の推進を図る。</p> <p>(4) 緑化を推進するための施設である花とみどりの相談所の植物園について、その老朽化に対応するため、平成22年度は施設の設備点検を行う。また、平成22年7月にリニューアルオープンをする牧野記念庭園についても、その展示室で牧野富太郎博士ゆかりの企画展などを行うほか、その数多い展示作品についても一層適切な管理に努める。</p> <p>(5) 可燃・不燃ごみの収集作業については、平成22年2月からの練馬清掃工場建替えにより支障が生じないように対応する。また、容器包装プラスチックの回収資源化、新分別収集の開始に伴い、資源回収量が増加している「びん・缶・ペットボトル」の街区路線回収について、回収場所や回収車両を充実する。</p> <p>(6) 循環型社会の形成を推進するため、事業者のネットワーク作りや資源の持込み受付など総合的・複合的な資源循環推進事業を実施するとともに、今後の事業拡大にも対応する中核的拠点の施設として、仮称練馬区資源循環推進センターを、平成22年11月の開設を目指して整備する。なお、その運営業務については、容器包装プラスチックの回収などとともに都市整備公社に委託して行う。また、石神井清掃事務所の大規模改修と耐震補強工事を平成23年度竣工に向けて工事着手する。</p> <p>(7) 地域特性に合った、区独自の景観施策に取り組むため、練馬区景観計画を策定する。景観法の仕組みを活用し、区民と協働しながら良好な景観の形成を行う。</p> <p>(8) 延焼遮断帯の整備と避難路の安全を確保するため、笹目通り沿道の不燃化促進事業を引き続き実施する。</p> <p>(9) 老朽住宅等の密集した市街地を再整備し、防災性および住環境の向上を図るため、「密集住宅市街地整備促進事業」を江古田北部地区および北町地区で引き続き推進する。</p> <p>(10) 暮らしやすい調和のとれたまちづくりを計画的に進めるため、練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、江古田駅、中村橋駅、上石神井駅、補助230号線沿道、西武新宿線沿線、放射7号線沿道、放射35号線沿道、放射36号線沿道、主要区道3号線の各周辺地区でまちづくりのための調査等を進める。江古田駅周辺については、駅舎改築に合わせた、駅前広場、南北自由通路、周辺道路の</p>

拡幅などの整備を引き続き進める。

- (11) 都市基盤の整った良好なまちづくりを推進するため、中里中央地区土地区画整理事業に取り組む組合への助成を行う。また、地区の特性に合わせたまちづくりを進めるため、地区計画制度を活用した地区内の建築行為等の規制・誘導および計画に定めた道路・公園等の整備を行う。平成22年度については、主に補助230号線土支田・高松地区、田柄五丁目地区、中里地区の整備を行う。
- (12) 都市計画道路補助230号線整備事業の進捗に合わせて、新駅の想定地周辺の交通処理等の基本調査を行い、大江戸線の延伸の早期事業化に着手できるよう検討を行う。
- (13) みどりバス事業については、新規ルートの運行を南大泉エリアで着実に行うとともに、都市交通マスタープランなどの計画に基づき、地域別検討会・練馬区地域公共交通会議などの検討を踏まえ、既存ルートの再編や乗り合いタクシーの導入など公共交通空白地域の改善に向けた取組を推進する。
- (14) 西武池袋線練馬高野台駅～大泉学園駅の連続立体交差事業（都が実施主体）を引き続き進めるとともに、西武新宿線井荻駅～東伏見駅について、その連続立体交差事業実現に向けた促進活動の一環として調査等を行う。
また、交通不便地域の解消と交通網の形成を図るため、エイトライナー構想の早期実現に向けた促進活動を行う。
- (15) すべての区民が円滑に社会参加できる環境を創出するため、鉄道駅のバリアフリー化を促進する。平成22年度は、引き続き西武池袋線古田駅の駅舎改築を行う第三セクターに対して、バリアフリー化を含めた改築に要する経費の一部を補助する。
- (16) 国や都が進める外かく環状道路整備事業に対応するため、外かく環状道路上部利用計画等に関する調査やジャンクション・インターチェンジ周辺の現況調査等を行い国・都などとの調整において、区の考えを反映していく。
- (17) 「練馬区住宅マスタープラン」については、平成21年度に区民懇談会から提出された報告書を基にして、平成22年11月の計画策定を目指す。
- (18) 区営住宅使用料の滞納解消を図るため、一定額以上の滞納者を対象にその収納補助業務を民間の専門会社へ委託する。また、機器のリース更新に合わせて、公営住宅管理システムの改修を行い、事務の効率化を図る。
- (19) 福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成22年3月の公布を目指す「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を踏まえ、シンポジウムを開催するなどその周知啓発事業や、民間施設バリアフリー整備意向等調査および協働推進拠点事業を行う。また、引き続き既存建築物のバリアフリー整備に対し助成を行う。
- (20) 平成18年度に策定した「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準である昭和56年5月以前に建てられた住宅や建築物の耐震診断および耐震改修を引き続き促進する。
- (21) 総合的な道路網整備を行うため、石神井公園駅周辺の都市計画道路である補助線街路132号線・232号線等ならびに生活幹線道路である主要区道32号線・56号線・67号線等の事業を引き続き進める。また、歩道のバリアフリー化等に配慮し、主要区道9号線のセミフラット化による整備や練馬駅南口道路の無電柱化による整備を進めるとともに、平成21年度に交差点局所改修を計画化することを踏まえ、新たに丸山西橋交差点について改修を行う。
- (22) 都市計画道路補助230号線の整備と連係し、引き続き土支田中央土地区画整理事業に取り組む。平成22年度は計画している地区の街路築造工事や下水道管渠敷設工事、移転補償等を行う。
- (23) 公園・児童遊園を安全で明るく美しいものに再整備し、子どもが安心して遊べるよう、樹木せん定等による見通し確保、照度アップ、落書き抑制塗装、遊具の更新等を行う公園機能改善事業を引き続き実施する。また、国の「遊具に関する安全確保に関する指針」が改訂されたことを踏まえ、公園遊具の安全性をより高めるため、専門技術者による遊具点検事業を行った上で円滑に修繕工事を行うなど、公園の維持管理について、より一層適切に行う。
- (24) 仮称中村中央公園の実施設計・工事および日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本設計に取り組み、仮称大泉町もみじ山公園、仮称大泉学園町九丁目公園および大泉橋戸公園拡張の工事を行うなど公園整備を進めるとともに、引き続き牧野記念庭園の改修工事等を実施する。
- (25) 総合治水計画の改訂に着手するとともに、ゲリラ豪雨対策として、石神井川にある湿化味橋（しっけみはし）に水位観測カメラを設置する。また、引き続き区民に対する雨水流出抑制補助を行う。
- (26) 高齢者や子育て世帯の生活の利便性の向上や交通事故の防止を図るため、自転車商協同組合を通じ、自転車安全講習会を受講した上で、電動アシスト自転車の購入支援を図る。また、子育て世帯の支援として、都市整備公社が行う、安全基準を満たす幼児二人同乗用自転車のレンタル事業に対し、平成21年度から22年度にかけて補助を行う。
- (27) 自転車対策事業として、自転車駐車場について新設1か所、拡張3か所の整備工事を行う。また、放置自転車の削減を図るため、平成22年度も引き続き主要駅周辺で自転車誘導員を配置し、利便性が高い魅力的なまちづくりを進める。さらに、自転車の適正利用や自転車の走行環境の整備を含めた自転車利用総合計画の策定を目指す。

<p>V 未来を拓く区政経営を進める（行政運営分野） 2億2500万円</p>	<p>(1) 区の公文書（刊行物などを含む。）のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集、管理し、区民共有の財産として継承、利活用することで、より一層透明で開かれた区政運営を実現するため、前年度に策定した区政資料管理整備計画を推進する。</p> <p>(2) 関越自動車道高架下の有効活用を図るため、区による高架下利用計画案を策定し、道路管理者との協議を進める。また、策定される高架下利用計画に基づく施設整備の具体化を進めるため、一部用地測量に着手する。</p> <p>(3) 新たに策定した練馬区基本構想の実現に向けて、基本構想の更なる区民への周知を図り、また基本構想に示した自治についての学習の場として、区民を対象としたフォーラムを開催する。</p> <p>(4) 練馬区基本構想で定めた「ねりま未来プロジェクト」を連携・総合化して進め、区の魅力を「練馬ブランド」として広く発信する、先導的なモデル事業を検討する。</p> <p>(5) 練馬駅北口区有地の活用については、事業計画に基づき、事業者選定のための選定委員会を設置し、事業参加する民間事業者の募集、選定および事業の具体化を進める。併せて、都条例に基づく土壌調査を実施する。</p> <p>(6) 光が丘地域学校跡施設については、前年度に策定した活用基本計画に基づく各跡施設の改修工事のための設計に着手する。また、民間利用者に貸与する跡施設については、借受者の選定を行う。</p> <p>(7) 平成22年10月から、住民税の公的年金特別徴収を実施するため、前年度に引き続きシステム改修等を進めるほか、公的年金特別徴収の対象者へは事前に案内を送付するとともにコールセンターを開設し、区民の問合せに応じるなど、新制度の円滑な実施を図る。</p> <p>(8) 平成22年度から、税金や各種保険料の納付方法の利便性を拡大するため、自宅で携帯電話を活用して税等の納付ができる、モバイルレジを導入する。</p>
---	---

(3) 平成20年度決算

●一般会計

平成20年度における一般会計決算額は、歳入2,220億446万円（前年度2,179億1,742万円）、増減率1.9%（前年度2.9%）、歳出2,091億2,130万円（前年度2,064億8,773万円）、増減率1.3%（前年度2.6%）で、前年度に比べて歳入で40億8,704万円の増、歳出で26億3,357万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は128億8,316万円（前年度比12.7%）の黒字となった。

1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は、70.3%を占めている。この内訳としては特別区税28.9%、特別区交付金36.0%と、この二つで64.9%を占め、前年度（66.7%）と比べ、構成比が1.8ポイント減少している。

特定財源の構成比は29.7%で、前年度（27.4%）に比べると構成比が2.3ポイント増加している。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は38.4%（前年度40.4%）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が61.6%（前年度59.6%）となり、自主財源の構成比が2.0ポイント減少した。

2 歳出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、児童青少年費、教育費、公債費の順となっている。19年度に比べて、公債費、都市整備費、教育費等が増となっている一方、総務費、区民費、環境清掃費等が減となっている。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は1,146億6,955万円で、前年度比4.2%増となり、歳出全体に占める構成比は54.9%と前年度に比べ1.6ポイント増となっている。

投資的経費は250億6,271万円で、全体の12.0%と前年度に比べて構成比が1.8ポイント増となっている。

その他の経費は693億8,904万円で、前年度に比べて7.9%減となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順になっている。

3 特別区債

特別区債の歳入額は17億7,703万円で、前年度に比べて115.1%増となった。このうち、教育費が11億103万円で、構成比は62.0%であり、土木費が5億3,700万円で30.2%である。

また、特別区債の20年度末の未償還元金は、670億7,417万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも1.6%の減となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で1.9%、歳出で2.8%の増、後期高齢者医療会計は、歳入、歳出とも皆増、老人医療会計は、歳入、歳出とも89.9%の減、用地会計は歳入、歳出とも増減なし、公共駐車場会計は歳入で2.3%の減、歳出で3.7%の減、学校給食会計は歳入、歳出とも25.1%の減となった。

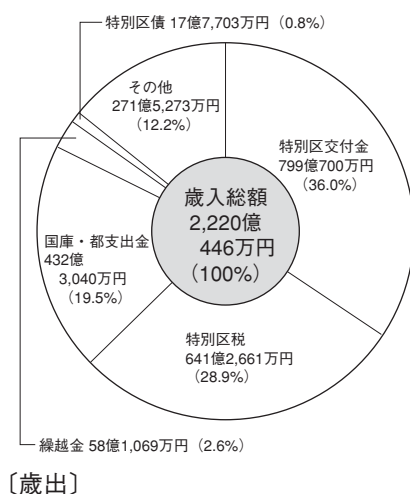
●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が0.46（前年度0.46）、実質収支比率が4.5%（前年度6.7%）、実質公債費比率が6.2%（前年度6.2%）、公債費比率が7.0%（前年度7.2%）、経常収支比率が79.2%（前年度76.6%）であった。

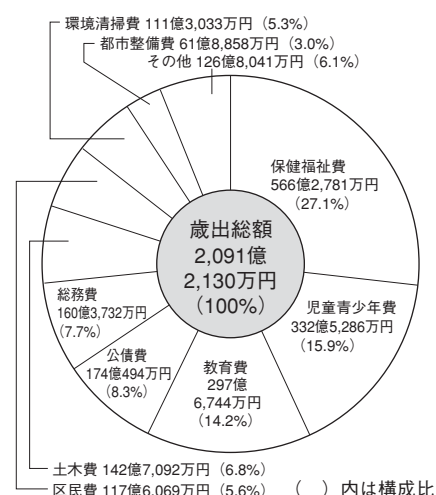
平成20年度一般会計決算
〔歳入〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	64,307,534	64,126,607	28.9	99.7	63,255,468	1.4
地方譲与税	1,303,000	1,279,253	0.6	98.2	1,329,485	△3.8
利子割交付金	1,524,000	1,146,680	0.5	75.2	1,431,673	△19.9
配当割交付金	814,000	334,195	0.2	41.1	705,922	△52.7
株式等譲渡所得割交付金	563,000	116,415	0.1	20.7	486,576	△76.1
地方消費税交付金	6,369,000	6,247,727	2.8	98.1	6,630,050	△5.8
自動車取得税交付金	1,250,000	1,272,667	0.6	101.8	1,388,766	△8.4
地方特例交付金	1,128,000	1,253,403	0.6	111.1	754,551	66.1
特別区交付金	79,151,744	79,907,001	36.0	101.0	82,140,590	△2.7
交通安全対策特別交付金	116,000	104,299	0.1	89.9	118,114	△11.7
分担金及び負担金	1,651,948	1,621,605	0.7	98.2	1,792,614	△9.5
使用料及び手数料	3,610,160	3,653,195	1.6	101.2	3,671,294	△0.5
国庫支出金	39,779,485	33,821,437	15.2	85.0	24,909,192	35.8
都支出金	9,404,067	9,408,961	4.2	100.1	9,118,497	3.2
財産収入	767,476	710,624	0.3	92.6	763,765	△7.0
寄付金	62,129	61,909	0.0	99.6	97,437	△36.5
繰入金	6,120,477	6,097,499	2.7	99.6	2,616,470	133.0
繰越金	5,810,693	5,810,693	2.6	100.0	10,455,156	△44.4
諸収入	3,208,529	3,253,261	1.5	101.4	5,425,545	△40.0
特別区債	1,780,000	1,777,029	0.8	99.8	826,256	115.1
計	228,721,242	222,004,460	100	97.1	217,917,421	1.9

平成20年度一般会計決算
〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出(目的別)〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	998,082	970,973	0.5	97.3	970,874	0.0
総務費	16,506,763	16,037,319	7.7	97.2	24,271,635	△33.9
区民費	24,085,591	11,760,694	5.6	48.8	14,295,150	△17.7
産業地域振興費	5,299,190	4,900,274	2.3	92.5	4,706,134	4.1
保健福祉費	59,055,781	56,627,813	27.1	95.9	53,184,229	6.5
児童青少年費	34,170,647	33,252,857	15.9	97.3	32,496,357	2.3
環境清掃費	11,536,781	11,130,327	5.3	96.5	11,419,050	△2.5
都市整備費	6,556,655	6,188,583	3.0	94.4	5,063,072	22.2
土木費	15,459,336	14,270,915	6.8	92.3	13,887,346	2.8
教育費	30,678,118	29,767,440	14.2	97.0	25,173,774	18.2
公債費	17,464,137	17,404,939	8.3	99.7	13,863,830	25.5
諸支出金	6,810,161	6,809,166	3.3	100.0	7,156,276	△4.9
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	228,721,242	209,121,300	100	91.4	206,487,727	1.3

〔歳出(性質別)〕

区 分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	114,669,550	54.9	110,022,647	4.2
人件費	48,202,083	23.1	48,804,700	△1.2
扶助費	48,709,320	23.3	46,966,279	3.7
公債費	17,758,147	8.5	14,251,668	24.6
投資的経費	25,062,706	12.0	21,096,400	18.8
普通建設事業費	25,062,706	12.0	21,096,400	18.8
その他の経費	69,389,044	33.1	75,368,680	△7.9
物件費	28,310,522	13.5	27,949,407	1.3
維持補修費	2,970,838	1.4	3,346,302	△11.2
補助費等	13,257,850	6.3	12,192,585	8.7
積立金	5,711,375	2.7	12,356,533	△53.8
投資及び出資金貸付金	978,319	0.5	946,933	3.3
繰出金	18,160,140	8.7	18,576,920	△2.2
計	209,121,300	100	206,487,727	1.3

平成20年度特別会計決算
〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	16,908,965	16,985,841	25.8
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	26	0.0
国庫支出金	13,220,527	13,534,043	20.5
療養給付費交付金	3,231,436	3,060,234	4.6
前期高齢者交付金	13,251,522	13,251,523	20.1
都支支出金	2,841,088	3,013,445	4.6
共同事業交付金	8,460,535	8,051,311	12.2
財産収入	1	0	0.0
繰入金	8,495,151	7,292,234	11.1
繰越金	600,001	600,001	0.9
諸収入	83,140	88,140	0.1
計	67,092,369	65,876,798	100

(歳出)			
総務費	1,156,056	1,064,838	1.6
保険給付費	42,682,532	41,887,613	64.2
後期高齢者支援金等	8,111,123	8,111,122	12.4
前期高齢者納付金等	12,467	10,922	0.0
老人保健拠出金	1,754,327	1,754,326	2.7
介護納付金	3,297,970	3,297,970	5.1
共同事業拠出金	8,463,481	8,229,663	12.6
保健事業費	407,978	346,667	0.5
諸支出金	609,979	573,676	0.9
予備費	596,456	0	0.0
計	67,092,369	65,276,797	100

〔介護保険会計(保険事業勘定)〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	6,678,826	6,543,291	20.6
国庫支出金	6,707,490	6,840,677	21.5
支基金交付金	9,436,906	9,246,401	29.1
都支支出金	4,607,104	4,478,771	14.1
財産収入	11,339	11,290	0.0
繰入金	4,236,677	3,949,203	12.4
繰越金	688,524	688,523	2.2
諸収入	3,065	6,088	0.0
計	32,369,931	31,764,244	100

(歳出)			
保険給付費	30,103,579	29,277,624	93.4
財政安定化基金拠出金	9,155	9,155	0.0
地域支援事業費	1,310,005	1,110,050	3.5
基金積立金	569,173	569,173	1.8
諸支出金	378,019	374,328	1.2
計	32,369,931	31,340,330	100

〔介護保険会計(サービス事業勘定)〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
サービス収入	47,342	52,744	43.6
繰入金	81,805	63,025	52.1
諸収入	5,689	5,166	4.3
計	134,836	120,935	100

(歳出)			
サービス事業費	134,836	120,935	100
計	134,836	120,935	100

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	5,371,585	5,131,636	54.1
使用料及び手数料	1	0	0.0
広域連合支出金	172,822	111,560	1.2
繰入金	4,542,593	4,236,963	44.7
繰越金	293	0	0.0
国庫支出金	2,593	2,594	0.0
計	10,089,887	9,482,753	100
(歳出)			
総務費	117,780	107,069	1.1
広域連合搬出金	9,430,896	9,080,401	95.8
保健事業費	353,610	135,403	1.4
諸支出金	1	0	0.0
葬祭費	187,600	159,880	1.7
計	10,089,887	9,482,753	100

〔老人医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
支基金交付金	2,525,043	2,558,656	58.7
国庫支出金	1,210,951	1,132,067	26.0
都支支出金	307,050	291,168	6.8
繰入金	317,241	317,000	7.3
繰越金	1	0	0.0
諸収入	32,675	59,901	1.4
計	4,392,961	4,358,792	100
(歳出)			
医療諸費	4,243,583	4,232,398	97.1
諸支出金	149,378	126,394	2.9
計	4,392,961	4,358,792	100

〔用地会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	86,250	86,250	100
計	86,250	86,250	100
(歳出)			
公債費	86,250	86,250	100
計	86,250	86,250	100

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
使用料及び手数料	316,708	322,318	63.0
繰入金	201,403	187,914	36.7
繰越金	1,366	1,364	0.3
諸収入	67	100	0.0
計	519,544	511,696	100
(歳出)			
公共駐車場事業費	187,607	175,969	35.0
公債費	233,923	233,923	46.5
諸支出金	93,014	93,014	18.5
予備費	5,000	0	0.0
計	519,544	502,906	100

〔学校給食会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
給食費	221,874	209,709	99.8
繰越金	1	285	0.1
諸収入	2	43	0.0
計	221,877	210,037	100
(歳出)			
学校給食費	221,877	209,799	100
計	221,877	209,799	100

5 税・財 産

練馬区においては現在、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している（課税実績はないがこのほかに鉦産税が定められている）。

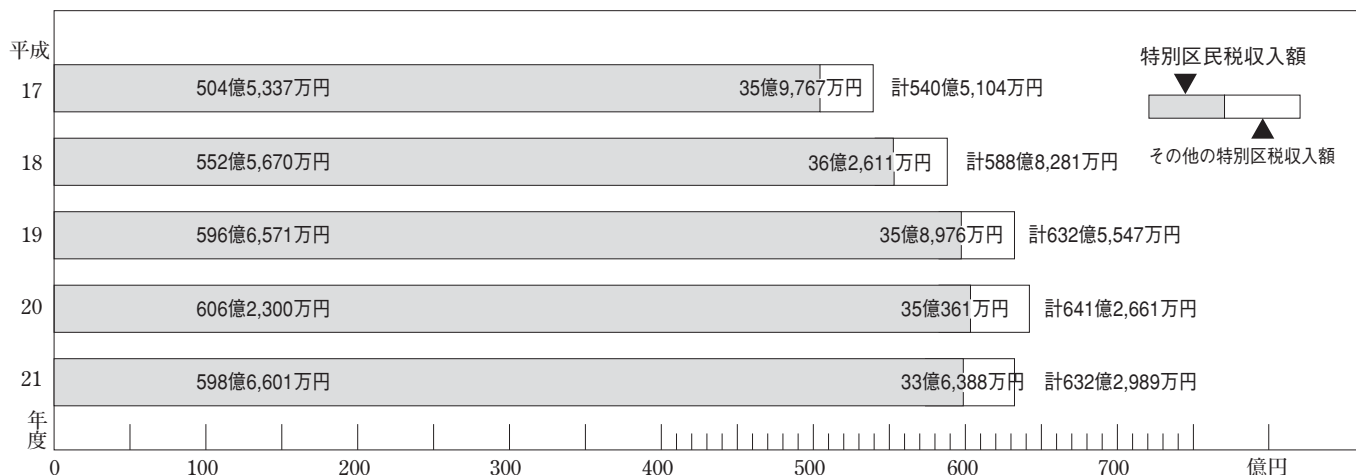
市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般的には市町村の財源であるが、特別区の地域においては、「特別区税」ではなく「都税」として東京都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている（なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している）。また、都市計画税、事業所税についても、「特別区税」ではなく「都税」として東京都が特例により課税・徴収している。

区内には、都税については練馬都税事務所（ただし一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う）、国税については、練馬東税務署と練馬西税務署が設置されている。

特別区税の収入状況（対前年度比較）

税 目	平成20年度				平成21年度			
	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	増減率 %	構成比 %	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	増減率 %	構成比 %
特別区民税								
現年課税分	61,520,515	59,758,852 (97.1)	1.8	93.2	60,816,948	58,967,522 (97.0)	△1.3	93.3
滞納繰越分	3,591,062	864,151 (24.1)	△11.0	1.3	3,910,259	898,484 (23.0)	4.0	1.4
小 計	65,111,577	60,623,003 (93.1)	1.6	94.5	64,727,207	59,866,006 (92.5)	△1.2	94.7
軽自動車税								
現年課税分	248,670	233,094 (93.7)	1.9	0.4	251,827	235,800 (93.6)	1.2	0.4
滞納繰越分	53,703	8,411 (15.7)	△27.5	0.0	52,092	6,102 (11.7)	△27.5	0.0
小 計	302,373	241,505 (79.9)	0.5	0.4	303,919	241,902 (79.6)	0.2	0.4
特別区たばこ税								
現年課税分	3,227,701	3,227,701 (100)	△2.6	5.0	3,092,344	3,092,344 (100)	△4.2	4.9
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	3,227,701	3,227,701 (100)	△2.6	5.0	3,092,344	3,092,344 (100)	△4.2	4.9
入湯税								
現年課税分	34,398	34,398 (100)	△4.0	0.1	29,640	29,640 (100)	△13.8	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	34,398	34,398 (100)	△4.0	0.1	29,640	29,640 (100)	△13.8	0.0
合 計	68,676,049	64,126,607 (93.4)	1.4	100	68,153,110	63,229,892 (92.8)	△1.4	100

特別区税収入額の推移



(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

練馬区の平成21年度特別区税収入額は632億2,989万円（20年度比1.4%減）であり、区一般会計歳入額の27.0%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、91,746円（20年度比2.1%減）であった。

1 特別区民税（個人分）

21年度の収入額は598億6,601万円で、特別区税に占める割合は94.7%と最も高い。対前年度の伸び率は、1.2%減であった（前年度収入額は、606億2,300万円）。

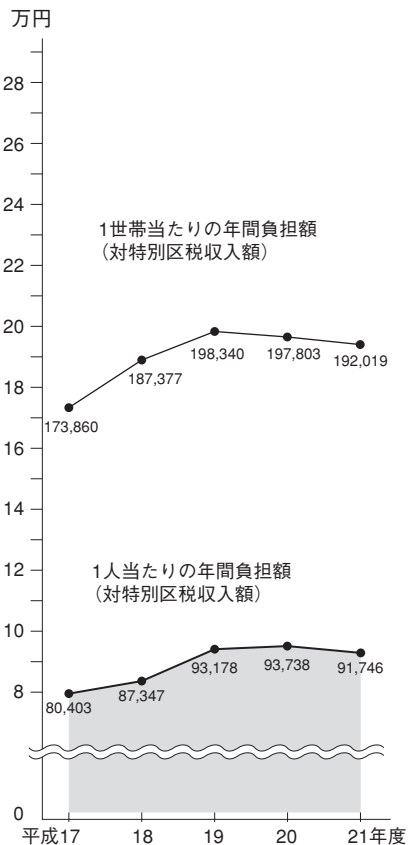
また、納税義務者数は360,918人で、20年度に比べ1.5%増であった。

2 軽自動車税

21年度の収入額は2億4,190万円で、特別区税全体の0.4%を占めており、対前年度の伸び率は、0.2%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分含）は83,442件で20年度に比べて1,009件少なかった。

特別区税負担額の推移



3 特別区たばこ税

21年度の収入額は30億9,234万円で、特別区税全体の4.9%を占めている。対前年度の伸び率は、4.2%減であった。たばこの売り渡し本数は9億4,296万本で、20年度に比べ4,092万本、4.2%の減であった。

軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）

車 種		件 数	増減率	構成比	
原動機付 自 転 車	50 cc 以下	26,953	△5.1	32.3	
	90 cc 以下	3,090	△5.3	3.7	
	125 cc 以下	7,112	3.9	8.5	
	ミニカー	276	11.3	0.3	
軽自動車 および 小型特殊 自動車	軽自動車 二輪 (うち、被けん引車)	11,072 (64)	△2.6 (△1.5)	13.3 (0.1)	
	三輪	3	0.0	0.0	
	四輪 (乗用)	13,754	6.2	16.5	
	四輪 (貨物)	12,304	△0.7	14.7	
	雪上車	1	0.0	0.0	
	小型特殊自動車				
	農耕作業用	138	△1.4	0.2	
	その他	397	△4.1	0.5	
	二輪の小型自動車		8,342	△1.2	10.0
	合 計		83,442	△1.2	100

4 入湯税

21年度の収入額は2,964万円であった。課税対象となる入湯客数は、197,600人であった。

(2) 都 税

平成21年度都税収入は、企業収益の悪化により法人二税が大幅に落ち込んだことから過去最大の減収となり、前年度に比べて9,934億円減の4兆2,867億円となった。

21年度の練馬都税事務所の都税収入については、21年4月に個人事業税が豊島都税事務所へブロック化されたことにより、20年度より約17億円減の880億7,200万円である。この数値は、都税収入全体の2.1%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が3.4%の増、個人都民税が1.0%の減であった。個人事業税はブロック化により前年度決算比の約3.8%の収入となった。全体としては、昨年度の1.9%の減収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の主要を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

練馬都税事務所の収入状況

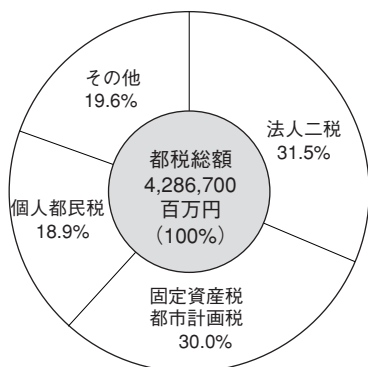
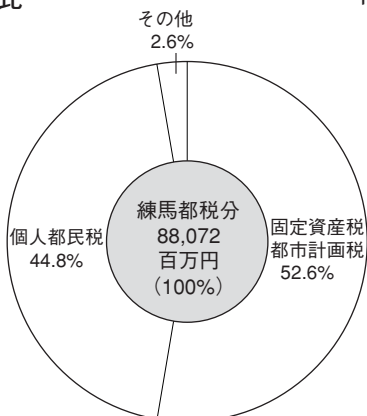
区 分	平成20年度		平成21年度	
	税額	構成比	税額	構成比
税 目	百万円	%	百万円	%
個 人 都 民 税	39,883	44.4	39,473	44.8
法 人 二 税	201	0.2	162	0.2
個 人 事 業 税	2,682	3.0	103	0.1
不 動 産 取 得 税	1,937	2.2	1,678	1.9
自 動 車 税	275	0.3	319	0.4
固 定 資 産 税	36,537	40.7	37,830	42.9
都 市 計 画 税	8,289	9.2	8,507	9.7
軽 油 引 取 税	0	0.0	0	0.0
事 業 所 税	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 税	0	0.0	0	0.0
合 計	89,804	100.0	88,072	100.0

注：現年課税分と滞納繰越分の合計。ただし都税収入(還付未済分を含まず)実績による。

資料：練馬都税事務所

都税収入構成比

平成21年度



資料：練馬都税事務所

(3) 国 税

平成20年度、練馬区管内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,577億円であった。

国税徴収決定済額の推移

区 分	平成19年度	平成20年度
	税 額	税 額
源 泉 所 得 税	39,383	34,477
申 告 所 得 税	38,814	34,878
法 人 税	27,332	19,783
相 続 (贈 与) 税	26,444	34,818
消費税および地方消費税	34,827	33,253
そ の 他	464	530
計	167,264	157,739

資料：東京国税局

(4) 財 産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、立木等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。平成21年度現在、基金の種類は12となっている。

区有財産の現況

平成22年3月31日現在

種 別	数 量	推定価格	摘 要
土 地	2,830,525.09 m ²	8,875億2,162万円	庁舎、学校等の敷地面積
建 物	1,155,705.86 m ²	1,467億5,309万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
立 木	—	4億7,945万円	区役所、学校、公園等の樹木
工 作 物	—	119億5,892万円	プール、公園施設等
有 価 証 券	2,650株	(額面)4,250万円	株式
出資による 債 権 利	—	5億634万円	練馬区都市整備公社出資金、練馬区文化振興協会出資金等
物 品	2,418点	62億3,058万円	各種備品、機械、車両等
債 権	—	49億3,761万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基 金	(積立基金)	686億5,123万円	まちづくり基金、芸術作品設置基金、区営住宅整備基金、福祉基金、介護保険給付準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金、減債基金、みどりを育む基金、財政調整基金、施設整備基金
	(運用基金)	150億5,000万円	用地取得基金、美術作品取得基金

第1章

だれもが地域で生き生きと暮らすために ～区民生活分野～

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1 地域の活動が活発な
まちをつくる …………… 62 | 4 平和と人権を尊重する
まちをつくる …………… 86 |
| 2 経済活動が活発なまちをつくる 68 | 5 納得と信頼の身近な行政を行う 90 |
| 3 安心できるまちをつくる ……… 79 | 6 区内の公共機関 …………… 98 |



照姫まつり

1 地域の活動が活発なまちをつくる

(1) 地域活動を支援する

●協働による地域課題への取組

人々の関心ごとや価値観が多種多様化する今日、区民の行政に対するニーズは多岐にわたっている。

その中、地域最大の住民組織であり、行政のパートナーである町会・自治会の活動への期待は、従来にも増して高まっている。地域力を高めるためには、加入率の向上が課題である。

また、NPOが提供する公共性の高いサービスは、行政では手が届きにくい区民ニーズに応え始めている。地域活動を行うNPOとの協働は、きめ細かく、活力ある区政運営を推進していくための重要な課題となっている。

1 町会・自治会への活動支援

区は、地域活動に参加している区民の割合を増やすために、町会・自治会活動を紹介するガイドブックやパンフレット、ホームページの整備、町会・自治会活動の公益性に着目した財政的支援、安心して町会・自治会活動ができるための活動保険の提供やAEDの貸出しなど、さまざまな支援を実施している。

2 NPO・ボランティア団体等との協働の推進

NPO活動支援センターでは、相談や情報受発信・ネットワーク構築などの事業を行い、NPO・ボランティア団体の活動を支援している。

また、区民と区との協働を推進するため、平成21年度に「練馬区区民との協働指針」を策定し、現在、当指針に基づく具体的な取組の検討を進めている。

(2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

住民が、地域の中でさまざまな問題を、住民同士の相互交流によって解決できるような、互助と連帯にあふれたコミュニティをつくっていくためには、地域への愛情と協働の意識が培われていることが必要である。

このため区は、区民が地域活動を行う場として、地区区民館、地域集会所の整備など、側面から援助を行うとともに、地域の特性に応じたさまざまな交流の場と機会が保たれるよう施策を進めている。各施設の情報、区ホームページで広く案内している。また、地域の情報交換等の地域コミュニティ活動に役立てるため、17か所の区民事務所・出張所施設内に地域情報コーナーを設置している。

●活動と交流の場の充実

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもか

ら高齢者までが利用できる施設として昭和52年から地区区民館の整備を進め、22館を開設した。地区区民館の運営については、地域住民との協働の視点から、平成12年度から順次、夜間、土日祝日の運営を運営委員会に委託しているほか、18年度から昼間委託を実施している。22年3月31日現在、昼間委託を10館で実施しており、22年度から4館が新たに昼間委託を開始する予定である。また、26年度までに全館の委託化を計画している。

地区区民館で実施する各種事業については、館だよりや地区区民館設置の掲示板により、地域住民に案内するほか、区のホームページでも広く区民に情報発信している。

21年度は、延べ1,382,767人の利用があった。

地区区民館利用状況

平成21年度

施設名	個人利用				団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ		
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
豊玉北	5,363	5,537	0	5,804	19,117	35,821
桜台	11,155	4,624	33	8,247	30,918	54,977
貫井	10,232	4,283	2	9,469	71,682	95,668
氷川台	10,833	5,495	9	10,165	43,672	70,174
早宮	3,738	1,783	70	*	14,307	19,898
春日町南	9,011	7,392	1	*	38,588	54,992
高松	7,320	757	0	9,992	15,420	33,489
北町	5,579	2,444	62	*	11,224	19,309
北町第二	9,592	4,435	163	7,176	35,443	56,809
田柄	7,570	4,713	10	13,144	41,847	67,284
光が丘	8,750	1,898	58	*	60,356	71,062
旭町南	5,429	19,162	16,650	*	108,680	149,921
旭町北	12,165	3,600	15	*	24,406	40,186
富士見台	19,130	8,777	109	*	42,100	70,116
下石神井	7,418	4,935	40	7,918	30,447	50,758
立野	3,371	1,893	1	8,057	57,843	71,165
関町北	7,422	3,097	0	4,212	52,334	67,065
東大泉	7,649	5,276	3	6,566	63,914	83,408
西大泉	5,123	3,267	0	8,220	55,093	71,703
南大泉	12,746	4,777	7	*	49,976	67,506
北大泉	5,456	8,739	27	9,148	46,062	69,432
大泉学園	12,565	2,314	0	16,511	30,634	62,024
計(22)	187,617	109,198	17,260	124,629	944,063	1,382,767

注：①旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む数値である。

②*印は、該当の施設を設置していない。

③高齢者利用は、敬老事業参加者数を含む。

④早宮および北町地区区民館は、改修工事実施のため、利用できない期間あり。

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設として、昭和60年度から地区区民館の空白地域に地域集会所の整備を進め、さらに平成21年度から出張所に併設されている区民館を地域集会所に移行し、22年3月現在27か所を開設している。

地域集会所の管理運営は、設置当初から、地域住民からなる運営組織と区との協働で行っている。また、区民館から移行した地域集会所については、地域住民と協議を進め、運営体制を整備していく予定である。

21年度の利用は、延べ39,708件、457,041人であった。

地域集会所利用状況

平成21年度

施設名	平成21年度	
	利用件数	利用者数
	延べ 件	延べ 人
石神井台	1,658	20,618
上石神井	1,435	13,790
南田中	927	15,299
谷原	978	13,617
旭丘	1,102	13,075
中村	1,401	17,555
向山	1,378	11,591
土支田	1,767	15,226
大泉町	1,194	15,026
高野台	1,576	21,353
大泉学園町	1,523	21,545
三原台	1,358	15,491
北町	1,031	10,170
東大泉	1,725	18,318
小竹	1,513	14,954
石神井台みどり	1,534	14,403
関町	1,756	21,566
桜台	2,207	19,450
早宮	2,814	30,610
春日町	1,744	30,228
土支田中央	831	12,738
旭町	385	6,140
田柄	1,283	20,033
上石神井区民	1,721	13,745
東大泉中央	1,928	17,701
南大泉	1,269	17,743
大泉北	1,670	15,056
計 (27)	39,708	457,041

注：①旭丘地域集会所は、大規模改修工事のため、平成21年9月1日から同年12月17日まで休館。

②南田中地域集会所は、大規模改修工事のため、平成21年10月1日から同年12月28日まで休館。

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的として、元年7月に光が丘区民ホールを、7年10月に関区民ホールを開設した。

それぞれのホールには、下表の施設があり多くの区民の方に利用されている。

なお、光が丘区民センター内併設の心身障害者福祉集会所は、心身障害者優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、その他の併用施設も、夜間・休日に一般区民も利用できる。

関区民ホールは、18年4月から管理運営を指定管理者に委ねている。

光が丘区民ホール等の利用状況

平成21年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
光が丘区民ホール		
多目的ホール	857	45,239
集会室（1）	821	12,812
集会室（2）	802	13,781
音楽室	650	11,721
美術工芸室	417	4,450
和室	392	3,573
会議室（1）	610	8,560
会議室（2）	762	14,548
小計	5,311	114,684
心身障害者福祉集会所	3,197	88,905
光が丘高齢者センター	1	28
光が丘なかよし児童館	0	0
計	8,509	203,617

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。

②心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体の利用を除く。

③光が丘高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

④光が丘なかよし児童館は、中高生の居場所づくり事業と親子のふれあう場提供事業実施のため、児童館休館日の夜間のみ利用件数。

関区民ホール等の利用状況

平成21年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
関区民ホール		
多目的ホール	562	23,177
リハール室	541	6,911
小計	1,103	30,088
関高齢者センター	466	5,709
計	1,569	35,797

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。

②関高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

4 向山庭園

向山庭園は、武蔵野の面影を残す樹木や池などのある日本庭園である。

この庭園には、茶室や和室があり、茶華道、句会、古典学習など芸術、文化活動を中心に豊かな人間性をはぐくむ場として、広く区民に親しまれている。21年度の茶室・和室の利用者数は延べ2,939件、17,336人、庭園観賞者は延べ7,560人であった。

18年4月からは管理・運営を指定管理者に委ねるとともに、年末年始を除く通年開園を実施するなどサービスの向上に努めている。なお、22年4月1日から24年4月下旬（予定）まで改築工事のため休園となる。

(3) 区民の文化芸術活動を支援する

●美術展示事業

身近な場所で芸術鑑賞ができるように公共施設での絵画展示と野外彫刻の設置を行っている。

絵画展示は、練馬区美術家協会の協力により昭和51年から区内の公共施設に絵画を展示し、年1回展示替えを行っている。平成22年度は、区内35施設で84作品を展示している。

野外彫刻事業は、やすらぎと潤いのあるまちづくりをめざし、区内の公共施設や公園などに彫刻作品を整備するもので、昭和58年から行われている。平成5年に、区内在住の長尾幸作氏の寄付を基に練馬区芸術作品設置基金が設立され、これを財源として設置された7作品を含め、22年3月31日現在、41作品が各所に設置されている。

●アトリウムミニコンサート

気軽に音楽を楽しめる機会として、区役所1階アトリウムにおいて、毎月第3水曜日のお昼にミニコンサートを開催している。また、年2回の特別企画コンサートも併せて実施している。平成8年12月の第1回以来、クラシック音楽を中心に様々なジャンルの演奏家を迎えている。

●文化芸術振興支援事業

平成17年3月に制定・策定した「練馬区文化芸術振興条例」・「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」に沿った事業展開を推進していくため、21年度は、区民の自主的な文化活動の促進を目的とした「アカペラコンテスト」のほか、練馬区演奏家協会の協力による「ワンコイン・コンサート」、区内の大学との連携事業として「講演会『日本のアニメー絵巻物から漫画まで』（武蔵大学）」、「リスト音楽院管弦楽団演奏会（武蔵野音楽大学）」、「ワークショップ『映像おもちゃ箱—親子で遊ぶアニメと映画の世界（日本大学芸術学部）』」を実施した。

●文化芸術資産活用事業

練馬区にゆかりのある芸術家・文学者等の作品をはじめとする文化芸術資産を収集・保存・公開することによって、区民の生活にゆとりと潤いをもたらし、区民が心豊かな生活を送ることができるまちの実現に向けて、平成19年12月に「文化芸術資産の収集・保存・公開についての基本方針」を策定し、20年3月に「練馬区文化芸術資産活用委員会」を設置した。21年度は、財団法人練馬区文化振興協会と連携して、区に無償譲渡された故五味康祐氏コレクションの活用事業として、「名盤レコードコンサート」と講演会「練馬の文学発見」を開催した。

●練馬文化センター

練馬文化センターは、区民文化の向上および振興のための事業や、区民の自主的な文化活動促進のための事業を行うことを目的として、昭和58年4月に開館した。

平成18年5月に完了したりニューアル工事の結果、各所にユニバーサルデザインを取り入れる事によって、より誰にでも使い易いホールへと生まれ変わっている。

18年4月からは、大泉学園ホールとともに、指定管理者が施設管理をおこなっている。

練馬文化センターの利用状況

平成21年度

施設名		大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室 (3)	集会室 (和・洋)	計
区分							
入場者数(人)		223,027	124,117	5,012	50,207	15,612	417,975
利用件数(件)		632	729	117	2,373	1,192	5,043
利用率(%)		61.2	70.1	33.6	75.7	56.5	63.1
主 催 者 別 利 用 件 数	教育機関	124	68	10	160	38	400
	登録文化団体	20	21	0	205	74	320
	官公署	8	17	5	13	0	43
	音楽団体	42	56	0	210	4	312
	音楽教室	6	11	0	8	0	25
	劇団	9	15	0	0	4	28
	バレエ・洋舞団体	70	83	1	428	24	606
	邦楽・邦舞団体	6	15	0	60	73	154
	興行団体	26	32	1	11	6	76
	鑑賞団体	15	4	0	0	1	20
	政治・思想・宗教団体	9	12	0	2	42	65
	会社・事務所	24	24	0	20	32	100
	教育・福祉団体	7	9	0	11	8	35
各種団体	93	187	43	431	249	1,003	
サークル	45	62	12	297	336	752	
文化振興協会	78	62	0	247	20	407	
練馬区	46	28	6	113	41	234	
その他	4	23	39	157	240	463	

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民に文化的交流の場を提供し、区民文化の創造と発展に寄与することを目的として、平成14年2月1日に開館した。施設は大泉学園駅北口再開発ビル〔ゆめりあ1〕内にあり、5～6階部分に176席のホール、7階部分に展示ギャラリー（ゆめりあギャラリー）がある。練馬文化センターの姉妹館として位置づけられ、ホールの利用率は高い。

大泉学園ホールの利用状況

平成21年度

施設名		ホール	ギャラリー	計
区分				
入場者数(人)		55,005	12,195	67,200
利用件数(件)		892	194	1,086
利用率(%)		90.1	56.6	73.4
主 催 者 別 利 用 件 数	教育機関	29	8	37
	登録文化団体	0	0	0
	官公署	13	0	13
	音楽団体	158	0	158
	音楽教室	104	0	104
	劇団	0	0	0
	バレエ・洋舞団体	0	0	0
	邦楽・邦舞団体	0	0	0
	興行団体	0	0	0
	鑑賞団体	0	0	0
	政治・思想・宗教団体	2	0	2
	会社・事務所	18	0	18
	教育・福祉団体	6	7	13
各種団体	271	89	360	
サークル	12	28	40	
文化振興協会	30	0	30	
練馬区	7	0	7	
その他	242	62	304	

注：「利用件数」は、ホールについては午前・午後・夜間の区分を1件とし、ギャラリーについては1日を1件とする。

「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●財団法人練馬区文化振興協会

財団法人練馬区文化振興協会は、区民文化の向上および振興のための事業を行い、区民の自主的な文化活動の促進を図り、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、区が出資し昭和57年9月1日に設立された。

協会は、練馬区立練馬文化センターおよび練馬区立大泉学園ホールを拠点として区民の文化芸術の鑑賞機会の充実、音楽分野での人材育成を中心に文化芸術の振興を図るため、さまざまな事業を展開してきた。

平成21年度の事業内容はつぎのとおりである。

1 区民文化の向上および振興のための事業

(1) 文化芸術鑑賞事業

優れた音楽・古典芸能などを身近な場所で鑑賞する機会を提供するため、各事業を行った。(23事業)

(2) 練馬文化センター友の会事業

会員数1,672人(21年度末現在)

(3) 舞台芸術支援事業および協賛事業

(4) 「練馬区演奏家協会」の運営・活動に対する支援

練馬にゆかりのある演奏家等により18年3月に設立された練馬区演奏家協会の活動を支援するとともに、レクチャーコンサートの開催を委託するなど連携を図った。

(5) 文化芸術資産の整理・分類・公開

区に無償譲渡された区ゆかりの芥川賞作家である故五味康祐氏の遺品について整理、分類を行った。また、氏の収集品である貴重なオーディオ機器、レコードの公開事業としてレコードコンサートを実施するとともに、講演会「練馬の文学発見」を開催した。

2 区民の自主的な文化活動の促進等に関する事業

(1) 育成事業(5事業)

① アマチュア・オーケストラである練馬交響楽団の育成(定期演奏会・協会や区の事業への協力・訪問演奏など)

② 新進音楽家の育成(オーディション合格者による新人演奏会の実施)

(2) 文化芸術創造事業

① 区民参加・学習型事業(7事業)

従来の鑑賞型事業に加えて、「レクチャーコンサート」などの学習型事業や様々な公演ジャンルのワークショップなど区民参加型事業の充実を図った。

② 文化芸術情報発信事業

区内を中心として文化芸術活動を行っている団体等を協会の登録文化団体とし、活動の情報をホームページを通して発信した。

③ 文化活動支援補助事業

区民の自主的な文化芸術活動を支援する観点から、練馬文化センター、大泉学園ホールを拠点と

して活動している登録文化団体等に対し施設使用料の補助を行った。

3 区から受託する文化芸術振興に関する事業

(1) ゆめりあワンコイン・コンサート(6事業)

20年度から引き続き、大泉学園ホールにおいて定期的(偶数月の10日)に、入場料500円のコンサートを開催した。

(2) 区内3大学連携事業(2事業)

武蔵野音楽大学および日本大学芸術学部と連携事業を行った。また、武蔵大学の事業に対しての協力を行った。

(3) アカペラコンテスト(1事業)

(4) 国際交流を進める

●地域の国際交流

区は交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めている。また、外国籍住民等への支援を充実させるなどして、外国籍住民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるための整備に努めている。

平成21年度の事業内容はつぎのとおりである。

1 国際理解を深めるために

① 在住外国人との交流

在住外国人と区民との交流の場として、国際交流のつどい(2月)、国際交流サロン(8月・12月・3月を除く毎月、9回)をそれぞれ開催した。

② ホームステイ、ホームビジットの受け入れ

ホームステイ、ホームビジットの受け入れ家庭を登録し、ヨーロッパなどの公的機関から研修生等を受け入れた。

③ 外国文化講座

- ・チベットの自然と暮らし(12月)
- ・韓国伝統料理(3月)

④ 外国語講座

簡単な意思疎通がはかれるように、英語、中国語、韓国語、フランス語、インドネシア語、ポルトガル語の初級外国語講座を開催した。

2 外国籍住民への支援

① 外国語による相談コーナー

毎週月曜～金曜の午後、外国語による相談コーナーを設け、区の事業・文化・学習情報の提供や簡単な日常生活上の相談を受けている。(英語・中国語・ハンゲル※ハンゲルは金曜のみ)

② 初級日本語講座

日本語が十分に話せない外国人を対象に、日常会話やひらがなの読み書きを学ぶ講座と、ひらがなやカタカナの読み書き等の基礎学習修了者を対象とした講座を2期ずつ開催した。

また、日本語を母語としない外国籍の子ども等

のために初級の日本語指導の他、学校の勉強の補習も行うことも日本語教室を毎月第2、第4土曜日に開催した（夏季は8月下旬に6日間実施）。

3 国際交流協力員制度

区では、区民が主体となった国際交流を推進するため、国際交流協力員制度を設けている。国際交流協力員は、外国語の翻訳、ホームステイ・ホームビジットの受け入れ、国際交流事業のアイデア提供などを通じて区の事業を支えている。

国際交流協力員は22年3月31日現在649人である。

●外国人向け広報活動

1 外国語版広報（アザレア）

区内在住の外国人のための広報紙（英語版、中国語版）を平成2年7月に創刊し、年4回（4・7・10・1月）発行している。

2 練馬区暮らしガイド

外国語で区の手続き・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。新規に外国人登録をする際に外国人登録係で配布するほか、広聴広報課や文化国際課などで希望する外国人へ配布している。

●海外の友好都市等との交流

1 北京市海淀区

昭和63年に「都区市町村長訪中団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問以来、海淀区との交流が進められてきた。

平成4年10月13日には、海淀区長を練馬区に招き「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

以降、この合意に沿って、教育・文化・スポーツなどの分野での交流を進めている。友好交流10周年にあたった14年には練馬文化センターでの海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会など各種の記念事業を行った。14年11月6日には練馬区長が海淀区を訪問し、あらためて「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

最初の調印から15周年を迎えた19年は、5月に海淀区清河街道委員会視察団（32人）を受け入れた。7月には練馬区立美術館で「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」を開催し、開会式には海淀区友好文化交流代表団（7人）も出席した。10月には区役所アトリウム、12月には練馬文化センターギャラリーで「友好交流15周年記念写真展」を開催した。11月には練馬区議会代表団が海淀区を訪問し友好を深めた。

20年1月には友好交流15周年と練馬区独立60周年を記念して海淀区から記念碑が寄贈され、除幕式を開催した。11月には公募区民（8人）による親善訪問団を海淀区に派遣した。

21年5月には劉長利海淀区人民政府副区長をはじめとする18人の視察団が区長を表敬訪問し、区内施設の視

察を行った。

2 イプスウィッチ市

昭和63年10月に練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問して以来、クイーンズランド州イプスウィッチ市との交流を進めている。

平成6年10月15日には、イプスウィッチ市長を練馬まつりに招き、「友好都市提携に関する合意書」の調印を行った。

13年5月には、イプスウィッチ市のネリマ・ガーデンが開園し、練馬区長・区議会議長が開園式に出席した。

16年10月には練馬区長がイプスウィッチ市を訪問し、「友好都市提携10周年に関する合意書」の調印を行った。

20年7月には練馬区の中学生（68人）がイプスウィッチ市でホームステイ（5年から実施）を行った。

20年9月にはイプスウィッチの高校生等（23人）の練馬区訪問、ホームステイを受け入れた。

友好合意15周年となった21年は、11月に区長、区議会議員団がネリマ・ガーデンに建設された茶室の完成式典に出席し、今後の交流事業の発展に向けて意見交換を行った。

3 諸外国との交流

9年11月には練馬区独立50周年・フランスにおける日本年などを記念し、フランスのストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路3号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

19年6月には駐日モンゴル大使が、20年2月にはマレーシアのイポー市議会議員がそれぞれ表敬訪問に訪れた。その他、台湾、韓国等からの視察団を受け入れている。

2 経済活動が活発なまちをつくる

(1) 中小企業の経営を支援する

●産業振興のための基盤整備

1 産業振興基本条例の制定

区では平成17年3月、「産業振興基本条例」を制定し、事業発展と経営改革に努める事業者を支援し、区民の生活環境と調和した活力ある産業の発展を目指している。

区の産業構成は、卸売・小売・サービス・飲食業をあわせると54.1%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が過半数を占めている。また、事業規模では、従業者数10人未満の事業所が80.9%を占め、経営規模の小さい事業所が区内産業活動の中心となっている（平成18年事業所・企業統計調査）。

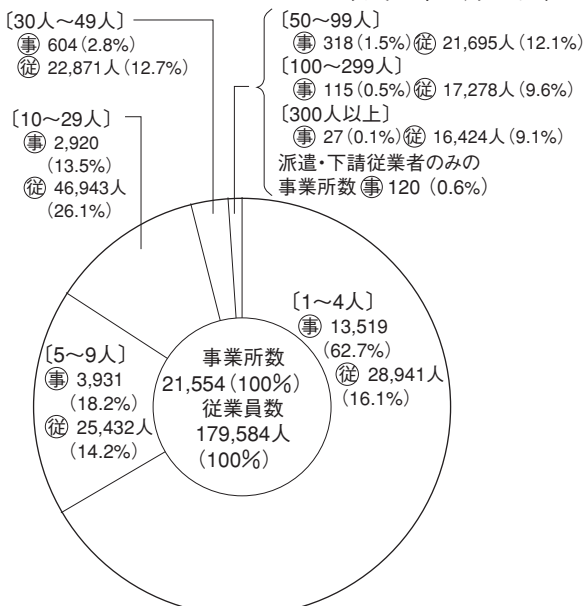
区内産業は100年に一度とも言われる世界的規模の景気後退に伴い依然として厳しい経営環境に置かれている。このため区では、スーパーサポート貸付などの緊急経済対策を実施し、区内企業の資金繰り等を支援している。

2 (仮称) 産業振興会館の整備

産業振興の中核的な拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内事業者や産業経済団体を総合的に支援する(仮称)産業振興会館を整備することとしている。

17年度から基本調査に着手し、19年3月に基礎調査報告書を取りまとめ、21年3月には、練馬駅北口区有地活用基本構想の中で産業振興の拠点整備を定めた。22年度は長期計画(22～26年度)に基づき「整備内容検討」を行う。

規模別事業所構成と従業者数 平成18年10月1日現在



注：〔 〕内の記述は事業所の規模を示す。また、(事) は事業所数、(従) は従業者数の略である。

資料：「平成18年事業所・企業統計調査報告書」東京都総務局統計部

工場数と従業者数および出荷額 平成20年12月31日現在

産業中分類	工場数	従業者数	出荷額
		人	万円
食料品	48	957	1,734,296
飲料・飼料等	1	11	X
繊維工業	110	375	171,471
木材・木製品	10	32	25,350
家具・装備品	39	144	144,600
紙・紙加工品	29	276	465,339
印刷・同関連業	116	834	1,023,613
化学工業	7	77	1,128,999
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	37	280	536,502
ゴム製品	5	21	23,900
皮革・同製品	5	18	X
窯業・土石	10	85	248,160
鉄鋼業	—	—	—
非鉄金属	7	298	957,074
金属製品	49	237	307,901
はん用機械	13	61	91,690
生産用機械	26	222	423,171
業務用機械	32	231	234,128
電子・デバイス	19	118	153,182
電気機械	41	266	453,851
情報通信機械	11	318	754,164
輸送用機械	16	180	297,358
その他	68	368	529,421
総数	699	5,409	9,753,884

注：①「X」は該当数値の公表を差し控えたもの

②総数は「X」にあたる数値を含む

資料：「平成20年工業統計調査報告」東京都総務局統計部

●産業情報の収集および提供

1 ねりま産業情報「ペがさす」の発行

区内中小企業の経営者や商店会の方に、産業振興に関する情報を提供するため、ねりま産業情報「ペがさす」を発行している。平成21年度は、3回、各回8,000部発行した。

2 景況調査の実施

地域経済振興のため、区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。21年度は、製造業、小売業、卸売業、建設業、サービス業の5業種、約450社を対象に景況調査を実施した。

3 産業振興情報事業 (IPNET-NERIMA) の実施

インターネットを利用した区内企業の情報発信を支援するため、練馬区のホームページに企業などのホームページをリンクさせ、企業情報を提供している。21年度は405社の情報を発信した。

●産業融資の実施

1 産業融資あっせん事業

区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。

平成21年度は、貸付件数4,617件、249億2,877万円の融資が行われた。このうち不況対策特別貸付は1,112件、70億3,818万円であった。また、21年度は期間限定でスーパーサポート貸付および新スーパーサポート貸付の融資あっせんを行った。

産業融資状況（業種別） 平成21年度

業種別内訳	貸付		
	件数(件)	金額(万円)	
建設業	1,456	818,227	
製造業	440	251,717	
運輸・通信業	146	77,350	
卸・小売・飲食業	1,229	651,993	
内訳	卸売業	466	281,815
	小売業	532	273,542
	飲食業	231	96,636
サービス業	904	451,990	
その他(不動産業含)	442	241,600	
合計	4,617	2,492,877	

2 小規模事業者経営改善資金融資〔マル経融資〕支援事業

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。

21年度は、411件に対し利子補助を行った。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体等への支援

区内の商工業団体等が行う事業に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 異業種交流活動への支援

区内の中小企業グループの行う異業種交流活動に対して補助金を交付する支援を行っている。

3 生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類・食肉・青果物の各小売業組合に対して、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進し、健全な経営基盤の強化を図るための支援を行っている。

平成21年度は、生鮮食料品全体で3小売業組合、延べ533店舗が参加した。

共同販売事業実施内容 平成21年度

品目	特売日
青果物 9品目	4/20、6/5、7/3、9/10、11/19、12/11、3/12
食肉 2品目	6/16、9/15、11/17、2/16、3/16
魚介類 18品目	10/16、10/17、11/13、12/4、12/5

4 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要にこたえらるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。

21年度は、147件のあっせんを行った。

5 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用の喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

●経営改善への支援

1 経営指導

中小企業診断士が経営改善のための指導を行うもので、平成21年度は、66事業所に直接出向き指導を行った。

2 商工相談

中小企業診断士等の専門の指導員が、区民相談所（練馬、石神井）、サンライフ練馬および経済課に相談窓口を設け相談に当たっている。

21年度は908件の相談があった。

商工相談状況 平成21年度

内容	練馬	石神井	サンライフ練馬	経済課	計
	件	件	件	件	件
金融	2	1	—	11	14
経営	2	4	—	48	54
税務	453	176	—	1	630
労務	89	53	28	—	170
店舗	—	1	—	2	3
経理	2	—	—	—	2
その他	10	13	8	4	35
計	558	248	36	66	908

●練馬区を特徴づける産業への支援

区に集積している伝統工芸、漬物産業やアニメ産業について、消費の拡大や優れた技術・作品紹介を行う展示会等の事業を積極的に支援している。

1 練馬区伝統工芸展

期間 平成21年10月23日～10月25日

場所 石神井公園区民交流センター

主催 練馬区伝統工芸会

後援 練馬区、練馬区教育委員会、練馬区観光協会

内容 東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等15業種の展示・実演・体験・販売

2 ねりま漬物物産展

期間 22年1月13日～1月19日

場所 西武池袋本店

主催 練馬漬物親睦会

後援 練馬区、練馬区観光協会

内容 漬物の展示・即売・PRビデオ上映

3 アニメ産業への支援

区には90社を超えるアニメ関連企業が集積している。そこでアニメ産業の支援を通じ、区の特徴的な産業の振興に取り組んでいる。21年1月には、「練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画」を策定し、区の重点事業として、アニメ産業集積の強化と波及効果による区内産業全体の活性化を図っている。

(1) フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

区は世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市との間で、21年4月22日にアニメ産業交流協定を締結した。以降、双方の自治体の事業者同士により、国際ビジネス展開や人材育成に向けた取り組みを開始した。

(2) アニメ脚本コンテスト（アニメクリエイターズアワード）

アニメ制作にたずさわる優れた人材の発掘・育成を図るため、短編アニメーション用の脚本コンテストを行った。21年度の応募は、32作品であった。

(3) 練馬アニメカーニバル

「ジャパンアニメーション発祥の地 練馬区」を区内外に向けて発信するとともに、アニメ産業の発展を図るため、イベントを行った。

開催日 21年11月21日～23日

場所 としまえん

主催 練馬アニメカーニバル推進連絡会

内容 アヌシー国際アニメ映画祭の受賞作品の上映、アニメ制作体験教室、アニメキャラクターショー、アニメソングコンサート、アニソンのど自慢大会など

来場者 19,600人

(4) アニメプロジェクトin大泉

アニメによる地域の活性化を促進するため、日本のアニメ発祥の地大泉で、地元商店会やアニメ事業者、鉄道事業者と連携し、イベントを行った。

開催日 22年3月7日

場所 大泉学園駅北口周辺

主催 アニメプロジェクトin大泉推進連絡会

内容 アニメキャラクターショー、アニメソングコンサート、アニメシアター、アニメ制作体験教室、スタンプラリー、会場巡回バス運行など

来場者 5,500人

(5) 練馬アニメーション協議会への支援

練馬アニメーション協議会のフランス・アヌシー国際アニメ見本市と東京国際アニメフェア出展に対して、経費の一部を補助した。

●起業・創業への支援

1 起業家セミナー事業

起業家を目指す方を対象に、創業するための知識や

留意点などについての起業家セミナーを「創業！ねりま塾」と「中高年創業支援講座」として実施した。

平成21年度は、「創業！ねりま塾」102人、「中高年創業支援講座」24人が受講した。

2 コミュニティビジネスの推進

コミュニティビジネスの推進を図るため、講座および講演会を実施した。

21年度は、講座は39人、講演会は36人が参加した。

●経営活動への支援

1 受発注企業情報交換会

区内中小企業の連携を強化し、受発注の拡大を図るため、情報交換の場を提供している。平成21年度は、4区合同で、受発注企業情報交換会を開催し、67社の企業が参加した。

開催日 22年2月19日

場所 板橋区立ハイライフプラザ

主催 練馬区、豊島区、板橋区、北区、(財)東京都中小企業振興公社

2 見本市等出展に対する支援

区内の製造業者およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。21年度は9件の補助を行った。

3 ISO認証取得に対する支援

国際標準化機構が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。21年度は2件の補助を行った。

4 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。21年度は30件の補助を行った。

5 経営者・後継者の研修受講に対する支援

区内中小企業の経営者または後継者が、経営の向上のための研修を受講する場合、経費の一部を補助している。21年度は2件の補助を行った。

(2) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め、区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）などの役割が大きいが、区でも就労希望者の便宜を図るため、就労支援に積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、平成21年6月30日現在で107組合、組合員数23,045人となっている。

1 商工業従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。21年度

は商業関係85人、工業・建設業関係51人を表彰した。

2 労働相談

21年度より勤労福祉会館において、専門家による「労働相談」を行っている。

3 労働講座

社会的に高い関心もたれている労働に関する諸問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。21年度は、「経営分析講座」「春闘講座」「労働法講座」の3講座を開催し、延べ328人の参加があった。

4 職業相談・紹介

求職者が身近な場所で相談できるように、17年8月、池袋公共職業安定所の協力を得て「ワークサポートねりま」（地域職業相談室）を石神井公園区民交流センター2階に開設した。15歳以上の全年齢層を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人検索用パソコンによる職業情報を提供している。21年度は29,401件の相談があった。

また、「アクティブシニア支援室」において、60歳以上の方を対象とする臨時的な業務に限定して、シルバー人材センターが就労相談を行っている。

5 就労支援

39歳以下の方を対象に、自己分析やコミュニケーション能力の向上を目的とした「ヤングジョブセミナー」を開催した。21年度は38人が受講した。

また、21年10月と22年3月に若年労働者向けの就職面接会「ヤング応援就職面接会in練馬」を開催した。21年度は198人の参加があり、10人が正社員として就職した。

6 内職の紹介

家庭外で就労することが困難な方を対象に、内職などの家内労働を紹介する事業を「ねりまファミリーパック」に委託して実施している。21年度は延べ231人に内職を紹介した。

●福利厚生事業への支援

企業の従業員に対する福利厚生については、経営基盤が弱い中小企業にとって、独自に充実を図るのは容易なことではない。このため区は、ねりまファミリーパックへの運営補助を通して、福利厚生の充実に努めている。

1 一般社団法人ねりまファミリーパック

法律改正により平成21年4月1日に有限責任中間法人から一般社団法人になった「ねりまファミリーパック」は、区内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主や20歳以上の区民を対象に、福利厚生事業を行う会員制組織である。

主な事業は、①祝金・見舞金・弔慰金などの給付、②健康維持増進のための日帰り温泉施設や人間ドック・スポーツクラブの利用補助など、③自己啓発のための観劇チケットや映画券・カルチャーセンター講座の利用補助など、④余暇活動のための旅行の開催・宿

泊施設や遊園地の利用補助などである。

なお、22年3月31日現在の会員数は、12,647人である。

2 各種共済制度の周知

中小企業の従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度などを、区報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図ることを主な目的として開設した施設であるが、勤労者はもとより、広く一般区民も利用できる施設である。

また、平成17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

21年度は、労働講座（3講座）、簿記教室、宅建講座、年金講座、タウンコンサートなど22事業を実施し、6,042人の参加があった。

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
集会室	963	60,154
会議室（小）	836	7,213
会議室（中）	775	15,812
会議室（大）	856	28,977
和室（小）	790	6,081
和室（大）	774	12,550
職業講習室兼会議室	827	10,072
音楽室	822	13,948
料理室	244	3,718
トレーニング室	31,601	31,601
展示コーナー	136	—
囲碁・将棋コーナー	—	10,341
卓球開放	—	126
計	38,624	200,593

2 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため区が誘致し、昭和56年4月に国の「雇用・能力開発機構」の施設として開設した。その後、平成15年3月に「雇用・能力開発機構」から建物所有権を譲り受けたもので、中高年齢者だけでなく広く一般区民も利用できる施設である。また、17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

21年度は、地域の活性化と福祉の向上を目的として、ボディコントロール体操、絵手紙講座など6事業を実施し、927人の参加があった。

東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）
利用状況 平成21年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
体育室	1,877	19,177
トレーニング室	25,985	24,150
和室 第一	649	8,428
和室 第二	722	5,666
会議室	812	11,180
研修室 第一	811	11,270
研修室 第二	720	9,756
クラブ室	511	4,618
職業講習室	782	8,356
計	32,869	102,601

石神井公園区民交流センター利用状況 平成21年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
展示室兼集会室 （展示利用）	44	8,690
展示室兼集会室 （集会利用）	755	43,924
大会議室（1）	995	18,866
大会議室（2）	988	18,151
会議室（1）	915	9,797
会議室（2）	857	7,235
会議室（3）	858	8,155
和室（1）	804	6,634
和室（2）	821	5,559
研修室	907	10,678
テスト室	530	4,458
料理実習室	466	8,025
保育室	212	1,288
計	9,152	151,460

(3) 消費者の自立を支援する

商品や販売形態の多様化が進み、消費者は限られた知識や経験に頼るのみでは、商品やサービスなどの合理的な選択が困難になっている。また、振り込め詐欺や点検商法などの悪質な商法が次々に現れ、消費者が被害にあっている。

このような中において、消費者が安全で安心な生活を送るために、区は消費者に最も身近な自治体として、消費者意識の啓発、情報提供、消費生活相談などの事業に積極的に取り組んでいる。

●石神井公園区民交流センターの運営支援

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信や、職業・就職相談のための場の提供などを行っている。また、平成18年4月からは指定管理者による管理を行っている。

施設は消費者施策・活動の拠点となる「消費生活センター」の機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」「アクティブシニア支援室」が設置されている。

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施するほか、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。また、消費生活相談では区民からの様々な相談を専門の相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの作成、情報誌の編集などを行っている。（22年3月末現在 運営連絡会会員数38人）

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

暮らしの問題をテーマに講師を招いて、講演・料理実習などを行っている。

消費者講座		平成21年度	
講座名	概要	開催(回)数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を、専門の講師の講演・実習により学習する講座。 「持たないくらし～片付くヒント～」 「ライフプランと資産運用」「50代から考える遺言と相続」のほか無添加ソーセージを作る親子講座などを実施した。	6回	236
消費生活通信講座	仕事の都合や育児等のため会場で行う講座への出席が困難な方を対象にした通信制の講座。 「契約」「悪徳商法」など8単元で実施した。	受講者 38人	
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。 「消費者力をあげる」をめざし5回シリーズの教室のほか料理教室や施設見学会などを実施した。	実技形式 3回	288人
		講座形式 10回	

2 消費生活展

パネル展示や実演など多彩な催しを組み合わせ、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者の意識の啓発を行っている。

21年度は、公募による消費者団体やグループで構成する実行委員会（18団体）の企画・運営により、6月20日・21日に石神井公園区民交流センターで開催し、延べ1,986人が来場した。

移動生活展は、区役所本庁舎1階のアトリウムで10月27日～11月1日に開催し、延べ1,115人が来場した。

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報を提供するとともに、消費生活に関する知識を普及することにより、区民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者だよりを発行している。

21年度は、6回、各回20,000部発行した。主な内容は、「金融商品の広告」「食品表示」「悪質な住宅リフォーム被害」「子どもの事故」「ネットトラブル」「消費者を守る法律改正」などであった。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

石神井公園区民交流センター内に消費生活相談窓口を設け、専門知識を有する消費生活相談員が消費生活に関する各種相談を受けている。

平成21年度の相談件数は4,399件で、前年（4,432件）に比べ0.7%減少したが、70歳以上の方の相談件数は増加した。

また契約・購入金額別件数で見ると300万円以上の相談の半数近くが60歳以上の方からのものであり、高齢

者の消費者被害は増加傾向にある。

消費生活相談では、身近な生活知識から悪質な事業者との契約にからむものまで、様々な相談に対応しているが、国民生活センターや東京都、警察、福祉関係部署などと連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

消費生活相談の内容別相談受付件数		平成21年度
区 分		件 数
商 品	食 料 品	184
	住 居 品	226
	光 熱 水 品	18
	被 服 品	157
	保 健 衛 生 品	104
	教 養 娯 楽 品	368
	車 両 ・ 乗 り 物	75
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備 品	174
	他 の 商 品	123
	役 務 (サ ー ビ ス)	2,750
内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講 他 の 相 談	45	
	175	
合 計		4,399

2 小売店立入検査

家庭用品品質表示法、電気用品安全法に基づき、小売店で販売されている家庭用品の表示が適正になされているかどうかについて、立入検査を実施している。

21年度は延べ21店舗、65種の検査を行った。結果はおおむね適正に表示されていた。

(4) 都市農業を支援する

区内の農業はキャベツの市場出荷を中心として行われてきたが、近年では農産物の市場価格の低迷、消費者ニーズの多様化や安全・安心志向の高まりを受け、多品目の農産物を減農薬で生産し、区内の直売所等で販売する地産地消の取組を進めている。また、身近に消費者がいる都市農業の利点を活用するため、観光・交流型の農業を推進している。

一方、区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約90haも減少している。区には環境保全・防災・農とのふれあいの場でもある貴重な農地を保全することが求められている。このため区は、他の自治体と連携し都市農地保全の意義を住民に発信するとともに、農地にかかわる法制度の見直しを国に要望する取組を進めている。

●農業振興計画の推進と都市農地の保全

1 農業振興計画の推進

平成16年3月に策定した「練馬区農業振興計画」では、①都市にある農地の機能や役割を見直し、豊かな地域社会を築く農業の推進、②地元で取れた農産物を地元

で消費する「地産地消」の推進、③環境に配慮した有機・減農薬農業の推進、④農業を体験したい方と農家を結ぶ観光・交流型農業の推進を基本的な考え方としている。

これを実現するため、区、農業協同組合、農家、区民・消費者がそれぞれの役割と責務を果たしながら、相互理解と信頼のもとで計画を推進していく。

2 生産緑地の指定

3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものともに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予が受けられる。

そこで区は、都市と調和した農業を目指し、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降毎年生産緑地の指定を行っており、22年3月現在、区内の農地の約8割に当たる約202haの農地を生産緑地として指定している。

3 都市農地の保全

練馬区を含め、都内の市街化区域内農地は過去10年間で約1,400haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。このため、練馬区の呼びかけにより、都内38の区・市・町が参加し、都市農地を保全する意義について自治体から住民に発信するとともに、農地制度の見直し等を国へ要望する都市農地保全推進自治体協議会が設立された。今後も、自治体間で一層の連携を図りながら都市農地保全に向けた取組を進めていく。

●農業経営の安定化

1 有機・減農薬農業推進事業

農薬や化学肥料をできるだけ使用しない有機・減農薬農業を推進し、消費者に安全な地場農産物を提供するために、有機・減農薬農業用資材等を購入し、農家へ配布している。

平成21年度は、減農薬資材としてフェロモン剤を120袋、フェロモントラップを16個、「練馬の大地」を含む有機質肥料を2,948袋購入し、延べ164軒の農家へ配布した。

農家戸数・農業従事者数および農地面積

年次	農家戸数	農業従事者数	農地面積	生産緑地面積
平成17	571戸	1,260人	287.5ha	217.9ha
18	545	1,212	277.5	213.0
19	538	1,178	270.3	209.8
20	535	1,159	264.2	205.7
21	534	1,172	258.3	202.2

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（耕作面積10a以上の区内農家を対象）による（各年8月1日現在）。

農地面積は都税事務所固定資産税課税対象による（各年1月1日現在）。

生産緑地面積は各年の告示面積による。

地区別農産物生産面積表

[単位：アール]

	品目	合計	練馬	石神井	大泉		品目	合計	練馬	石神井	大泉
野菜類	キャベツ	5,835	1,225	1,436	3,174	野菜類以外計	レタス	151	37	31	83
	ブロッコリー	1,691	711	345	635		その他野菜類	1,608	502	296	810
	大根	1,203	549	250	404		野菜類計	18,625	6,279	4,171	8,175
	ジャガイモ	1,068	459	237	372		柿	1,054	205	246	603
	枝豆	969	461	188	320		栗	403	24	77	302
	ほうれん草	837	282	242	313		梅	643	137	203	303
	こまつな	640	240	198	202		ブドウ	549	284	100	165
	トウモロコシ	671	329	95	247		キウイ	140	93	25	22
	サトイモ	556	188	127	241		梨	14	13	0	1
	ネギ	674	236	141	297		その他果樹類	960	270	193	497
	カリフラワー	418	170	127	121		植木	1,828	490	910	428
	にんじん	528	230	84	214		花類	687	228	102	357
	サツマイモ	409	173	56	180		芝	1,341	0	115	1,226
	トマト	524	182	115	227		その他	339	241	32	66
	ナス	429	160	101	168		野菜類以外計	7,958	1,985	2,003	3,970
	キュウリ	414	145	102	167		延べ生産面積計	26,583	8,264	6,174	12,145

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等

その他果樹類……ブルーベリー、みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等

その他……麦、緑肥、茶、牧草等

2 環境保全型農業推進事業

東京都特別栽培農産物認証制度認証農家および東京都エコファーマー認定農家に対し、必要な資材の配布を行い、環境保全型農業の推進を図り、区内消費者に安全・安心な農産物を供給する。21年度は、延べ56軒の農家へ配布した。

3 優良種子助成金交付事業

質の良い練馬区産農産物を区内消費者に還元するためには、優良種子を普及し、品種・規格の統一を促進することが必要である。このため区は優良種子購入費を助成している。

21年度は、キャベツの種子購入39軒に対して助成を行った。

4 土壌改良・病害防止助成金交付事業

キャベツ等の連作により、土地がやせ、連作障害特有の病気が発生することがある。その対策にかかる経費の一部として、21年度は43軒に対し、助成を行った。

5 野菜供給確保対策事業助成金交付事業

国、都および生産者は、野菜の市場価格が保証基準額を下回った際に生産者に交付される補助金を（財）東京都農林水産振興財団に積み立てている。区では野菜の安定供給と農業経営の安定を図るため東京都野菜供給確保対策事業に参加する市場出荷生産者が積み立てる金額の2分の1を助成している。

21年度は、1,586,579円を支出した。

6 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。21年度は、21軒の農家に12,350本を栽培委託し、生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業のほか、「第3回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、抜いた大根を学校給食に提供した。

さらに、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

なお、18年度からは、練馬大根の伝来種子の保存を委託している。

7 生産緑地保全整備事業

生産緑地の恒久的な保全と住環境との調和を図るため、土留やフェンスの設置工事等に助成を行っている。

21年度は農家6軒、8か所の工事に対して助成した。また、19年度から対象とした防薬シャッター設置は、農家1軒、1か所に助成した。

8 農作業ヘルパー・援農ボランティア養成研修事業

農業者の高齢化などによる農業の担い手不足に対応するため、区民を農作業ヘルパーとして養成する研修を行っている。

21年度には、新たに11人のヘルパーを養成し、登録数は89人となった。また、うち11人が援農ボランティ

アとして登録した。

9 都市型農業経営支援事業

多様化する区民ニーズにこたえとともに、農業者の創意工夫を発揮した都市型農業経営を支援することが目的である。21年度は、地産地消と有機減農薬農業の推進のため、練馬地区において8軒に対し、減農薬栽培が可能なパイプハウスの整備費用を助成したほか、ブルーベリー観光農園への施設整備支援、身近で新鮮野菜が購入できる野菜無人販売機の設置支援等を行った。

10 地産地消の推進

区内産農産物を区内で消費する「地産地消」の拡大を図り、区民に親しまれる農業を推進するため、JAの共同直売所や農家の直売所を掲載した練馬区農産物直売所マップ（20年度版）を引き続き配布した。

11 ブルーベリー観光農園

17年度より区が開園の支援をしてきたブルーベリー観光農園は、21年度は18園が開園した。この観光農園を区民に広く周知することにより観光・交流型の農業を推進するため、観光農園の紹介冊子を8,000部作成し区立施設等で配布した。

また、観光農園の魅力を広く発信するため、観光農園のPRキャラクターについて愛称募集を行った。

●農とのふれあいの推進

1 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。

平成22年3月現在、21園、1,934区画を開設している。

2 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。

22年3月現在、6園、294区画を開設している。

3 農業体験農園

農業体験農園は、区が開設し管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生して以来、毎年1園ずつその数を増やし、22年3月現在、14園、1,506区画が開設されている。

4 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫するなど、生産者とのふれあいを通して都市農業についての理解を深めら

れることを目的として、野菜ウォークラリー、酪農体験、ふれあい農園の各事業を行っている。

21年度は、野菜ウォークラリーに106組（317人）、酪農体験に88人の参加があった。ふれあい農園は、じゃがいも掘り10,641株、さつまいも掘り10,666株、さといも掘り56株、野菜セット109セットの収穫体験を行った。

区民農園一覧

平成22年3月31日現在

名 称	区 画 数
豊玉南三丁目	96
豊玉南三丁目第二	46
中村南一丁目	90
向山四丁目	98
田柄一丁目	235
田柄三丁目	94
高野台四丁目	55
石神井町六丁目	16
石神井台八丁目	39
上石神井二丁目	133
上石神井南町	40
下石神井六丁目	40
関町南三丁目	171
関町南三丁目第二	83
東大泉二丁目	92
東大泉五丁目	152
東大泉六丁目	49
西大泉二丁目	163
南大泉やまぶし	49
大泉学園町四丁目	146
大泉町一丁目	47
計 21 園	1,934

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

市民農園一覧

平成22年3月31日現在

名 称	区 画 数
高旭	54
谷原東	38
谷原西	56
南大泉	49
西大泉	48
西大泉	49
計 6 園	294

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

農業体験農園一覧

平成22年3月31日現在

名 称	区 画 数
緑と農の体験塾	153
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	122
みやもとファーム農業体験塾	100
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	120
農業体験農園「どろんこわあるど」	119
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百匁の里」	75
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	98
農業体験農園「農の詩」	47
計 14 園	1,506

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

(5) 快適な買い物環境を整備する

平成19年の商業統計調査によると、区内の商店数（飲食店を除く）は、4,704店、従業者数は36,620人である。このうち従業者規模9人以下の商店が79.4%で、小規模経営の近隣型商店がその大半を占めている。

これらの商店の多くは、急激な都市化とともに営業を始めたが、多様化する消費者ニーズへの対応が十分ではなく、また、交通機関の発達に伴う消費者の行動範囲の拡大とも相まって、消費の区外流出が続いている。さらに、規制緩和等に伴う大型小売店の営業日数、営業時間の拡大等により、商店街を巡る経営環境は厳しさを増している。

商店街は、買物の場であると同時に、地域コミュニティの核として、人々が集い、憩い、語り合える、区民にとって魅力ある場所になることが必要である。区は、商店経営者が、消費者の多様な要望にこたえるために取り組む商店街の環境整備事業やその他の各種事業に対し、支援を行っている。

商店数、従業者数と年間商品販売額（飲食店は除く）

区 分	平成19年6月1日現在		
	卸売業	小売業	総 数
商店数（店）	1,071	3,633	4,704
従業者数（人）	9,376	27,244	36,620
年間商品販売額（百万円）	608,257	484,278	1,092,535

資料：「平成19年商業統計調査」東京都総務局統計部

●商店街環境の整備

1 商店街装飾灯等への助成

商店街が買物の場であると同時に地域のふれあいの場として、魅力あるものとなるような環境づくりを推進するため、商店街が装飾灯等を修繕および塗装する経費について助成を行っている。また、装飾灯等の維持費（電気代等）についても助成をしている。

平成21年度の助成の状況は、つぎのとおりである。

商店街共同施設設置等事業助成状況		平成21年度	
助成内容	商店会数	基	数
装飾灯修繕費	3	53	
装飾灯塗装	2	41	
装飾灯・アーチ維持管理費	85	3,298	

2 大規模小売店舗等の出店に伴う生活環境の保持

区では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の出店に対しては「大規模小売店舗立地法」に基づき、中規模小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）の出店に対しては「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」（13年6月1日施行）を制定して生活環境の保持を図っている。

21年度は、大規模小売店舗については新設1店舗、変更2店舗、中規模小売店舗については新設3店舗、変更5店舗の調整を行った。

また、「練馬区まちづくり条例」（18年4月1日施行）に基づき、小売店舗を含む一定規模以上の集客施設に対し、基準を定め指導している。21年度に届出を受けた集客施設は8施設であった。

●商店街組織の強化

1 商店街振興組合への支援

商店会活動の基盤を強化するため、商店街振興組合の設立や事業運営に対して支援を行っている。平成21年度は、12組合に対し、運営経費の補助を行った。

2 商店街連合会への支援

商店会事業活動の充実と区内商業の振興発展を図るため、練馬区商店街連合会及び練馬区商店街振興組合連合会が行う事業を支援している。

(1) 商業まつりへの支援

練馬区商店街連合会が、区内全商店会（練馬区商店街連合会非加入商店会を含む）に参加を呼びかけ実施する商業まつりに対して支援を行っている。

この事業は、中元と歳末の時期に設定した統一売出し期間中に、区内商店街で買い物をした方を対象に、抽選で景品を進呈するというもので、その景品の1つとして、21年度は、9月15日に渋谷C.C.Lemonホールで行われた「加山雄三 歌謡コンサート」に約2,000人、2月9日に練馬文化センターで行われた「川中美幸 歌謡ショー」に約3,000人の買物客を、それぞれ招待した。

(2) 商店会加入促進への支援

練馬区商店街連合会が行う商店会への加入促進活動に対して支援を行っている。21年度は加入促進大会開催にかかる経費の補助を行った。

(3) プレミアム付区内共通商品券販売への支援

練馬区商店街振興組合連合会が行うプレミアム付区内共通商品券販売事業に対して支援を行っている。21年度は、プレミアム分および商品券発行に係る経費の補助を行った。

●商店街活性化への支援

1 商店街イベント等への支援

商店会が近隣消費者との交流を目的に開催する各種イベントおよび売出しに対して支援を行っている。

平成21年度は、74商店会による174事業に対して補助を行った。

この他に、7商店会で17事業を実施した商店街空き店舗活用産直販売イベントに対しても補助を行った。

2 商店街活性化事業への支援

商店会が商店街活性化のために提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた事業に対して支援を行っている。21年度は8商店会の8事業に対して補助を行った。

この他に、5商店会にホームページ作成事業、7商店会にシンボルマーク作成事業の補助を行った。

3 商店街空き店舗利用の促進

商店街に発生した空き店舗の解消を図り、商業集積地である商店街のにぎわいを回復するため、新規起業家や商店街に不足する業種などの出店者に対する支援を行っている。21年度は、6事業者に対して補助を行った。

また、商店街全体を活性化し、魅力的で個性ある商店街をつくることを目的として、商店街などが空き店舗を活用して実施する事業に対して助成を行っている。なお、21年度は利用実績がなかった。

4 商店街活性化計画策定支援事業

商店街が、地域資源・交通網などの立地環境・商店街構成上の特徴・商圏の住民構成およびイメージなどを調査・把握したうえで、それらを活用した「特色ある商店街」となるための活動に取り組むことへの支援として、各種調査の実施や実施すべき事業を提案・助言する専門家（コンサルタント）を派遣する。

また、この事業で策定した計画に基づく商店街事業については、「いきいき商店街支援事業補助金制度（都・区補助）」において優遇措置が受けられる。

なお、21年度は、南大泉商愛会（保谷駅周辺）と石神井公園商店街振興組合（石神井公園駅周辺）が商店街活性化計画の策定に向けて取組を行った。

(6) まち歩き観光を推進する

にぎわいの創出による地域経済の活性化と愛着と誇りの持てるまちづくりをめざして、区民、事業者とと

もに観光振興に取り組むこととし、その指針および具体的事業案として15年3月に「練馬区観光ビジョン」、17年3月に「練馬区観光事業プラン」を策定した。策定した事業案に取り組むための観光推進組織として、18年4月に「練馬区観光協会」が設立され、21年4月に一般社団法人となった。

●観光事業の推進

1 観光推進組織の支援

練馬区観光協会による観光事業実施を支援するため、事業費および運営費の補助を行っている。

練馬区観光協会が平成21年度に実施した主な事業は、練馬区にちなんだ商品事業、観光ガイドマップ作成、区民ガイドによる観光ガイドの実施などである。また、練馬駅地下1階に区が設置した練馬区観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントの案内などの情報発信のほか、区内物産品の販売を行っている。

2 練馬区観光案内板の設置

区民や鉄道利用者、観光客の利便性を高め、まち歩き観光を推進するため、区内の鉄道駅に観光案内板を整備している。デザインには、多くの人びとに親しまれる練馬区ゆかりのアニメキャラクターを活用した。

21年度は6基を整備した。

●練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援

1 練馬まつり・照姫まつり補助事業

練馬まつり実行委員会が主催する「練馬まつり」、照姫まつり実行委員会が主催する「照姫まつり」の2事業に補助を行っている。

(1) 第32回 練馬まつり

- ① 開催日 平成21年10月18日（日）
- ② 会場 練馬総合運動場
練馬文化センター北側～練馬総合運動場
平成つつじ公園
- ③ 内容 ステージ、パレード、ふれあい体験イベント、各種出店・展示
- ④ 来場者 15万5千人
- ⑤ その他 環境・リサイクルフェア（南町小）
健康フェスティバル（開進第二中）
も同時開催

(2) 第22回 照姫まつり

- ① 開催日 21年4月26日（日）
- ② 会場 都立石神井公園およびその周辺
- ③ 内容 照姫行列・出陣式・帰還式
野外ステージ、出店・展示
- ④ 来場者 11万2千人

2 地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会および自治会等地域の諸団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

- ① 開催時期 21年6月から22年1月
- ② 会場 17地区30会場
- ③ 参加者数 75,540人

3 安心できるまちをつくる

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活するすべての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、PTA・町会自治会・商店会などの住民団体や、学校・児童館・出張所などの区立施設などが連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

この連携体制の構築に向けて、「安全・安心地域懇談会」を各地域で開催し、地域の防犯防火にかかる情報や意見の交換をしながら、連携体制構築の働きかけを行うとともに、すでに構築された連携組織に対しては、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行う。平成21年度は、7組織に対し補助金を交付した。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、警察のパトロールカーと似た配色を施した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを無料で貸し出している。平成21年度は延べ463件の貸し出しを行った。

●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成22年3月31日現在で279団体が登録している。

<支援の内容>

○夜光ジャンパーや防犯ブザーなどパトロールに必要な用品を支給する。

○パトロール中に遭遇した事故により怪我をした場合などに備えて、区の費用負担でボランティア保険に加入する。

○パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを無料で貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールなどをお願いしている。平成22年3月31日現在で8団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、道路などに防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。平成21年度8団体に対し補助金を交付した。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

●街頭消火器の設置

火災を発見した区民の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100メートル四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成22年3月31日現在で6,037本を配備している。

●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

●ねりま安全・安心メール

区内で発生した犯罪などに関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成22年3月31日現在で約13,700件が登録されており、21年度は128件の情報の配信を行った。

●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・住宅用火災警報器・防犯用品などをあっせんする事業を行っている。また、防犯防火対策にかかる業者紹介を行っている。

●防犯ブザーなどの配付

登下校時などに遭遇する犯罪から子どもたちを守るため、区内在住在学の小中学生全員に、防犯ブザーを

配付している。

また防犯目的とともに、災害などがあった場合に周囲に危険を知らせることができるよう、一定の要件を満たすひとりぐらし高齢者などに対しても防犯ブザーを配付している。

●「街かど安全10万人の目警戒」運動

地域の方々に、花の水やり・ごみ出し・散歩・買い物などで外出した際に、併せて周囲を警戒してもらう運動を推進している。区内の3警察署および3防犯協会と協定を締結し、数多くの区民に周知するための啓発イベントを協同で実施している。平成21年度は「フラワーポット交付式」「危機管理フェア」などのイベントを行った。

●消防団

消防団は、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行う地域住民が主体となって組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団はさらに地域ごとに分かれた消防分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っており、区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●防災対策の基本

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進めて、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。

この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画として練馬区地域防災計画をあらためて位置づけた。

計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防・災害応急対策および災害復旧について、さまざまな防災対策を盛り込んでいる。

そして、各地で起きた災害から得られた教訓や、区が実施した訓練の結果なども適宜計画に反映させている。

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、計画の全面的な見直しのきっかけとなり、すべての区立小・中学校を避難拠点と位置づけることになった。

その後も計画の見直しを行い、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図っている。

20年には、東京都地域防災計画の修正（19年5月）等を受けて、大幅な計画の見直しを行った。計画の前提となる地震の想定を「首都直下地震による東京の被害想定」（18年東京都公表）の内容に合わせるとともに、あらたに減災目標の設定、福祉避難所の考え方の導入を行ったほか、練馬区耐震改修促進計画や練馬区災害時医療救護体制構築に係る調査検討報告、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけたものである。

19年3月の能登半島地震では発生直後から現地へ赴き、災害対策本部やボランティアセンター等の設置・活動の調査を行った。また、19年7月に発生した新潟県中越沖地震でも柏崎市からの要請を受けて義援金の提供だけでなく、支援物資の搬送、避難所運営、危険度判定、健康管理、清掃事業を支援するために職員を派遣した。このような活動も区の災害活動の見直しに生かしている。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

平成18年5月 東京都防災会議発表

被害の種類	東京湾北部地震(M6.9)	東京湾北部地震(M7.3)
建築物全壊棟数	270棟	1,582棟
建築物半壊棟数	5,338棟	14,026棟
ライフラインの被害		
上水道（断水率）	15.5%	28.4%
下水道（管きよ被害率）	17.1%	18.1%
都市ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
電力（停電率）	6.0%	11.1%
電話（不通率）	5.8%	9.3%
出火件数	21件	33件
焼失面積	2.90km ²	4.98km ²
死者	33人	98人
負傷者	1,830人	4,320人
帰宅困難者	39,821人	39,821人
エレベーター閉じ込め台数	149台	199台
避難所生活者（1日後）	68,531人	97,847人
避難所生活者（1か月後）	35,632人	67,554人

（冬の夕方18時 風速6m）

●災害による被害を減らすための取組

地震の被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分が守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災機関の防災活動）のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれる。

特に、阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）のように、同時に多くの個所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、区民の災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、区民の防災意識の向上を図るため、地震災害に対する備えと災害発生時の行動をわかりやすく説明した「防災の手引」と、防災関係情報を網羅した「防災地図」を作成し、区内全世帯に配布している。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災機関と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画をより実効性があるものにするため、17・18年度の2か年にわたって災害対策各部マニュアルを作成した。この過程で職員の防災に対する意識を高めていくことができた。

また、18年度から、災害時要援護者対策や災害時医療体制の整備などにも取り組み、災害対策の充実を図った。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。17年9月4日には集中豪雨により23年ぶりに石神井川が氾らんし、687件の浸水被害があった。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、毎年配布を行っている。

●区民防災組織

災害時には、区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになる。ここでは、地域の協力が不可欠なため、区民防災組織である「避難拠点運営連絡会」の結成を進め、平成9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

発足にあたっては設立総会が行われ、その後の活動としては、避難拠点会議や防災訓練などが行われている。

また、区では防災会と市民消防隊の育成を進めている。

防災会は、21年度末現在で284組織ある。また、避難

道路や避難拠点付近の延焼防止を主な目的とした市民消防隊が16隊活動している。

各防災会には防災資器材格納庫を整備し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、救護車等の各種資器材を、また各市民消防隊には軽可搬消火ポンプ（C級）を、それぞれ配備している。

また、区民防災組織には訓練助成金として1組織当たり3万円を支給し、活動を支援している。

なお、区および消防署では、消火ポンプの操法習熟を図るため、区内を3地域に分けて「ポンプ操法大会」を開催している。21年度は、ベジふるセンター練馬、南町小学校および日本銀行石神井運動場を会場にして行い、防災会・市民消防隊など54団体が参加した。

●災害時要援護者対策

平成19年8月から始まった災害時要援護者名簿登録制度により、登録された名簿を防災会に提供するために、20年度に区内20地区において災害時要援護者名簿提供説明会を開催した。説明会では、名簿の取扱いについて説明を行うとともに、平常時から災害時要援護者を見守っていく仕組みを作っていくための防災行動マニュアル「まちの防災みまもり袋 作成の手引き」を配布した。

●防災リーダー育成講習会

「(仮称)ねりま防災カレッジの設立」に先行し、平成20年度からカレッジ設立目的の一つである防災組織のリーダーとなる人材を育成する講習会を開催した。

区民防災組織で活動する者を対象に、21年度は5回の講習を実施し49人が修了した。

●各種防災訓練・講演会

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署などの防災機関と協力して、防災訓練や防災啓発活動を行っている。

発生する確率が高いといわれる首都直下地震による大規模な被害に対応するため、発災直後の組織的な対応の確認や情報通信機能を検証するとともに、初動期における災害対策各部の役割を確認するため、平成22年1月17日に練馬区震災総合訓練を実施した。その中では、災害対策本部を設置し、防災機関等との審議訓練を行うとともに、(仮称)中村中央公園用地において現地対策本部訓練を実施した。訓練には、区民防災組織・防災機関・協定団体等からの参加者も含め、約600人が参加した。

また、区民防災組織が行う地域防災訓練や会議等は、21年度に780回行われた。区はこれらの訓練に対し、起震車の出動や資器材操作の訓練指導等を行った。参加者は、55,543人であった。

防災啓発活動としては、22年3月14日練馬文化センターで、一般区民および区民防災組織関係者を対象に、「地域防災の勘所～多様な視点をもって先例に学びましょ

う～」をテーマに防災講演会を実施し、418人が参加した。

さらに、水災害に対しては、区および防災関係機関による水防訓練を21年5月14日に都立城北中央公園で行い、町会・自治会や一般参加者など、719人が参加した。

●功労者、功労団体の表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成21年度は功労者91人・8団体を表彰した。

●「防災の手引」などの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み、区民事務所等で転入者に配布している。

また、平成22年3月には、地震が起きた時にとるべき行動や、日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引（災害にそなえて）改訂版」を、発行した。（日本語版のみ）

●避難拠点の整備

大規模震災時には、広い範囲にわたり家屋の倒壊や火災が同時に発生し、多くの区民の生命や財産が重大な危機にさらされると予想される。

そこで、区は、区立小・中学校を「避難拠点」（＝避難所＋防災拠点）として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置し、関係機関や避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と協力して救援救護活動を実施する体制を整えている。

<避難拠点の役割>

- 応急医療活動
- 応急給水、応急給食
- 食糧・生活必需品の配給
- 宿泊場所の提供
- 災害復旧・復興情報の提供
- 被災者相談所の開設
- 避難生活のための物資の備蓄
- 住民組織の活動拠点

なお、東京都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険がおよぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。東京都指定避難場所は、区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

●防災まちづくりの推進

練馬区内には、ベッドタウンとして急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、都市の重要な機能をもつ道路も旧来の農道から発達した狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを災害に強い構造にすることが必要である。

このため、区では区民の理解と協力を得て防災再開発促進地区の指定を行うとともに、土地地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業などにより、道路の拡幅、公園などオープンスペースの確保などの事業を推進している。

一方、市街地火災の延焼防止と避難路の安全確保を目的として、笹目通り・環状8号線の一部の沿道（路端から概ね30m：平成13年8月から）を不燃化促進区域に指定し、区域内で耐火建築物を建築する際、建築費の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する都市防災不燃化促進事業を実施している（22年度に事業終了）。

また、19年4月からは、これまであった建築物の所有者に対して耐震診断に要する経費の助成対象を拡充するとともに、耐震改修工事への助成も開始し、建築物の耐震化への取組を行っている。

●練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

16年度に再構築された防災情報システムは、庁内LANを利用し、避難拠点や情報拠点および災害対策各部で収集した情報を防災課サーバーに登録するものであり、更なる災害情報の共有化と情報連絡体制の効率化が図られた。

また、大型プロジェクターや本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、東京都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

●情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「地域防災無線」は、災害時に、区とともに災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災機関等へは、相互連絡ができる無線機212台を配備している。

「固定系無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、平成21年

度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ900台を配置している。

また、17年度から、災害時優先電話の整備と衛星携帯電話の導入を図った。

●食糧等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、幼児および高齢者にはアルファ米を、その他の人にはクラッカーを備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立全小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を各土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄		平成22年3月31日現在
品名		1拠点当たり備蓄数
ク	ラ	1,190食
調	整	20缶
ア	ル	600食
哺	乳	20本
炊	飯	11,000枚
配	水	600枚
ポ	リ	200個
組	立	2基
毛	布	1,200枚
紙	お	1,350枚
担	む	2台
組	立	3台
発	電	2台
投	光	2基
生	理	1,384枚
携	帯	600枚
	用	
	ト	
	イ	
	レ	

注：①この他に医療用品、生活必需品、資器材およびろ過器も備蓄している。

②各避難拠点以外に区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、東京都の責任において措置し確保することとなっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所(66,600m³)と、大泉公園・学田公園(各1,500m³)、はやいち公園・みんなの広場公園(各100m³)の応急給水槽とあわせて5施設があり、十分な量が確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民

間水道組合等の協力を得て、区内19か所の深井戸(地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの)を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

また、区立全小・中学校のプールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,457か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,834か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸(掘り井戸で、地下7mぐらいのところまで水がたまっているもの)の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取り付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成21年度末現在、514か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ(D級)を接続することができる。

消 防 水 利			平成22年3月31日現在
種 別			個 所 数
消	火	栓	7,151
防	火	水	1,457
貯	水	池	1
受	水	槽	135
プ	ー	ル	142
河	川	溝	92
池	・	堀	7

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑

な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。
(協定団体は次ページの表参照)

また、長野県上田市、長野県喬木村および福島県塙町との協定や、23区間での特別区相互協力・自治体間支援協力協定を締結している。

<ul style="list-style-type: none"> ・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部 ・旭建材（株） ・アサヒバレッジサービス（株） ・（株）伊藤園 ・（株）イナダ電工 ・（有）上岡設備 ・（株）エムビーディー ・（有）太田工業 ・（株）オートレッカー・イケダ ・（株）オザキフラワーパーク ・勝鹿建設（株） ・加藤工業（株） ・かぶらぎ建設（株） ・木村産業車両（株） ・（有）弘栄運輸 ・五味（株） ・サミット（株） ・サンキュー会 ・三球電気（株） ・サントリーフーズ（株） ・（株）シマ建設 ・医療法人社団 慈雲堂内科病院 ・ジェイコム東京 ・（有）須山興業 ・石泉麺業組合 ・芹澤建材（株） ・（株）セレスポ ・全東京葬祭業連合会 ・（社）全日本冠婚葬祭互助協会 ・（株）秦秀 ・（株）ダイエー ・（有）大栄観光バス ・立花建設（株） ・JA東京あおば農協協同組合 ・東京コカ・コーラボトリング（株） ・東京電力(株) 荻窪支社 ・東京都公衆浴場業環境衛生同業組合 ・（社）東京都自動車整備振興会 ・東京都石油業協同組合練馬支部 ・東京都電気工事工業組合練馬地区本部 ・（社）東京都トラック協会練馬支部 ・東京都米穀小売商組合練馬支部 ・東京都麺類協同組合石神井支部 ・東京都麺類協同組合練馬支部 ・東京都理容生活衛生同業組合 ・ネオス（株） ・中の宮観光（株） ・並木石材（株） ・（社）日本アマチュア無線連盟 ・日本ボーイスカウト東京都連盟練馬地区 ・NPO法人日本救助犬協会 ・NPO法人日本救助犬協会 練馬支部 ・練馬環境造園協会 ・（社）練馬区医師会 ・練馬区建設業協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）練馬区歯科医師会 ・練馬区獣医師会 ・練馬区柔道接骨師会 ・練馬区設備防災協力会 ・練馬区土木防災協会 ・練馬区ビルダークラブ ・（社）練馬区薬剤師会 ・練馬区役所アマチュア無線同好会 ・練馬交通安全施設クラブ ・練馬蕎麦商組合 ・練馬建物解体業協会 ・練馬漬物親睦会 ・練馬電設工業会 ・練馬土木クラブ ・練馬麺業組合 ・練馬業協同組合 ・野口管工（株） ・（株）林総合建設 ・（株）日立コーポレーション ・藤岡建設（株） ・フジ興業（株） ・藤澤建設（株） ・（株）フレッツ ・（株）ポパイ ・（有）豊英電工 ・豊華園造園（株） ・ホテル カデンツァ光が丘 ・（株）前田電設 ・（株）増島組 ・（有）増島建材工業 ・（株）松屋フーズ ・宮部倉庫（株） ・森久保薬品（株） ・森屋興業（株） ・（有）弥栄運輸 ・（株）ヤマジョウ ・（株）山本プラスター ・（株）ユウシステム ・（株）ライフコーポレーション ・（株）レスキューナウ ・（株）ワールド・アメニティー ・都立井草高等学校 ・都立大泉高等学校 ・都立石神井高等学校 ・都立大泉北高等学校 ・都立田柄高等学校 ・都立第四商業高等学校 ・都立大泉桜高等学校 ・都立石神井特別支援学校 ・都立大泉特別支援学校 ・練馬郵便局 ・石神井郵便局 ・大泉郵便局 ・光が丘郵便局
---	---

4 平和と人権を尊重するまちをつくる

世界の恒久平和や人権が尊重される社会の実現は、人類共通の願いであり、時代を超え、国を越えてつぎの世代に伝えていかなければならない。

しかし、世界各地での紛争は絶えることなく、これまでの様々な差別や人権侵害に加え、社会状況の変化に伴う新たな人権問題も顕在化している。

区民一人ひとりの平和と人権を尊重する意識を高揚するため、各種の施策に取り組んでいる。

(1) 平和を尊ぶ心を育む

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、さらに後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人びとへ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。さらに、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。また、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

●平和推進事業

1 平和祈念コンサート

平成21年9月3日に練馬文化センター・大ホールで、「守りたい 音楽が流れる 平和な世界」をテーマに開催した。

出演者は、ヴァイオリニストの大谷康子さんとピアニストの藤井一興さん。

また、練馬区と友好都市交流を続けている中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージも披露した。

2 平和祈念パネル展

21年8月6日～17日に練馬区役所1階アトリウムで開催した。

空襲によるまちの被害の状況、戦時中の人々の暮らし、戦争の影響を受けた光が丘地区を写したパネル等を展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

平成20年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、81.1%であった。

現在でも同和問題やDV（配偶者などからの暴力）・児童虐待をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等、および犯罪被害者等への二次的

被害など、様々な人権問題や差別が存在している。

さらに、社会状況の変化に伴い、路上生活者、性同一性障害、インターネット上の人権侵害など、新たな人権課題も顕在化している。

また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているとともに、賃金格差や採用・昇進、出産や育児に関してなど、社会における様々な場面で未だに女性への差別が見受けられる。

様々な立場の区民がその能力を活かしつつ、互いに尊重し差別なく暮らせる地域社会を築くためには、区民および区職員が人権についての深い理解と認識を持つことが大切である。

●人権尊重の理解を深めるための啓発

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）」の基本理念にのっとり、人権尊重に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

ア 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

21年度は「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をテーマに、地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人 高橋シズユ氏による講演「突然、犯罪被害者になった私～被害者の尊厳と権利を考える～」と映画「おくりびと」の上映（参加者596人）を練馬文化センターで行った。

イ 映画会「まちかどシネマ」等

多くの区民が気軽に参加できるように、区立施設で年2回程度人権啓発映画の上映会「まちかどシネマ」を行っている。また、様々な人権課題の当事者の声を聞く講演会「人権トーク」も実施している。

ウ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸出している。

エ 区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

21年度は、11月21日号に「犯罪被害者の人権を守るために」を掲載した。

オ 啓発用小冊子発行

20年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「障害のある人と社会～だれもが暮らしやすい時代に～」(毎日新聞夕刊編集部員 野沢和弘氏)を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月には「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定した。

また、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配付した。

3 職員研修の充実

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」にのっとり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるように、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年5月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーを設け、子どもから高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画に係る啓発の推進

男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担等を見直す必要がある。この問題意識に立ち、人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通して男女平等の意識づくりを行っている。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

21年度は、練馬公民館において、「アンナ流 男女共同参画」をテーマに、荻野アンナさんを講師として講演会（参加者206人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」（12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定）に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、「男女共同参画社会基本法」をイラスト入りで分かりやすく解説したパ

ネル等の展示を行った。

3 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり決して許されるものではない。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力の実態を表したパネルの展示を行った。

4 啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は男女共同参画社会基本法を平成11年6月に制定し、男女共同参画社会の形成を推進している。区は13年3月に「練馬区男女共同参画計画」、18年3月に「第2次練馬区男女共同参画計画（18年度～22年度）（以下「第2次男女共同参画計画」という。）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に施策を展開している。

今後も男女共同施策を着実に推進するために、22年度中に第3次男女共同参画計画を策定するとともに、その他の施策全般について、男女共同参画の視点を反映させていく必要がある。

また、男女共同参画社会を実現するためには、区民や自主的な活動を展開する市民活動団体などとの協働および国・東京都との連携が重要である。

1 男女共同参画計画の推進

(1) 第2次男女共同参画計画実施細目の策定

第2次男女共同参画計画を推進するために、区は毎年度「実施細目」を策定し、計画の適正な進行に努めている。

(2) 審議会等への女性委員の積極的任用

第2次男女共同参画計画に基づき、区では政策決定に重要な役割を担っている審議会等に女性の意見を十分反映させるため、計画の最終年度である22年度までに、法令等で資格要件が定められているものを除き、女性委員の比率を50%とする目標を設定した。毎年、女性委員の任用状況を調査し、その結果を明らかにするとともに、積極的な任用を促している。

なお、21年度の比率は38.8%であった。

2 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画の取組を総合的に推進するため、練馬区男女共同参画推進懇談会で区民の意見を聞きながら男女共同参画の各種施策を進めている。22年3月には、次期男女共同参画計画の策定に向けて懇談会から提言

を受けた。この提言を参考として22年度中に第3次男女共同参画計画を策定する。

3 練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の策定

20年1月、国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正したことに伴い、法の基本的な方針に即し、都の基本計画を勘案するとともに第2次男女共同参画計画を踏まえ、21年3月、区の施策として「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定した。策定に当たっては、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議で検討を進めるとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民の意見を反映した。この計画に基づいて区内の関係機関および東京都と連携・協力し、施策を推進している。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用開始した。

22年4月からは、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」と名称および目的を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設として活用してもらうこととした。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出も行っている。

図書・資料室は、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料などを備え、区民への閲覧・貸出を行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、女性の何でも相談のほか、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

練馬女性センターの施設利用状況

平成21年度

施設	利用者(人)
会議室	9,907
視聴覚室	15,329
和室(大)	5,499
和室(小)	4,519
第1研修室	7,973
第2研修室	6,076
第3研修室	7,362
小計	56,665
録音室	4,480
保育室	5,377
合計	66,522

練馬女性センターの資料収集状況

平成22年3月31日現在

収集資料	数量
図書	12,766冊
行政資料	2,900種
女性団体資料	679種
雑誌	15誌
新聞	7紙
ビデオテープ(DVD含む)	53本

練馬女性センターの図書・資料室の利用状況

平成21年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで (読書相談は 午後5時まで)	1,307人	10,129冊	103件

練馬女性センターの相談室開設状況

平成21年度

相談	相談日	相談時間	相談件数(件)
女性の何でも相談	毎日	午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) (子育てに関する相談は 午前9時から午後5時まで)	4,104
心の相談 (カウンセリング)	毎日 予約制	午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	945
法律相談	土(祝休日を除く) 予約制	午後1時から午後4時まで	537
女性および母子への 暴力に対する専門相談	月・金 予約制	月 午前9時から午後5時まで 金(第一を除く) 午前10時から午後7時まで 金(第一) 午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施)	573

(いずれも年末年始を除く)

練馬女性センターの事業実施状況

・女性センターえーるフェスティバル「男女がともに輝くねりまをめざして」

6月6・7日に女性センターえーるフェスティバルを開催した。講演「言葉の心・言葉の力」(加賀美幸子)、ミニ講演会「介護現場にみる女性の仕事」・「糖尿病について」・「子どもの生きる力を育てる大人になるために」、手作り体験コーナー、人形劇とパネルシアター、健康いきいき体操、男女共同参画に関するパネル展示、利用団体の作品発表を内容とし、延べ1,889人が参加した。(保育人数4人)

・実施講座

平成21年度

項目	事業名	開催月	回数 (日数)	参加者 (延べ)	保育人 数
女性問題講座	女性のための再就職パワーアップ講座(第1回)「セミナー編」	6月	1日	66人	4人
	「パソコン編」	7月	4日	19人	0人
	図書・資料室講座「本の時間～ブックタイム～」	8・2月	2日	11人	12人
	女性学講座「自分史をつくる」	10月	4日	65人	0人
	コミュニケーション講座「男と女」「上司と部下」	11月	1日	30人	4人
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座「母と娘で学ぶ生涯を通じた女性の健康づくり講座」	11月	1日	10人	1人
	女性のための再就職パワーアップ講座(第2回)「セミナー編」	11月	1日	32人	4人
	「パソコン編」	12月	5日	20人	4人
	ネットワーク講座「パパのためのベビーマッサージ教室」	1・3月	4日	70人	4人
女性のためのパソコン講座	3月	5日	26人	4人	
生活と文化の講座	パソコン相談会	5・8・10・2月	8回	77人	5人
区企画講座	「どうして私たち息苦しいの?～それってDV?～」	11月	1日	8人	0人
	「安心して老いるために」	11月	1日	40人	0人
	「働く喜びを実感したい～女性の非正規雇用～」	11月	1日	21人	0人
	「女性が働き続けられる国～北欧の子育てと教育～」	12月	1日	22人	2人

5 納得と信頼の身近な行政を行う

(1) 便利で効率的な窓口サービスを行う

●出張所のサービス向上と事務の効率化

区では、区民の意見を伺い、平成18年1月に「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」を策定した。この計画に基づき、17か所の出張所を20年1月4日から4か所の区民事務所と13か所の出張所に機能別に再編を行った。

この見直しにより、①全区民事務所・全出張所に証明書の自動交付機を設置し、窓口受付時間外にも証明書の交付を可能としたこと。②届出事務を4か所の区民事務所に集約し、行政のスリム化（一部の内部事務の委託化の実施）を図ったこと。③証明書発行など、届出事務以外の多くのサービスは引き続き13か所の出張所で取り扱うこと。④4か所の区民事務所では、平日午後7時までと毎月第三土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図ったこと。など、事務の効率化を進めながら、サービス向上を図った。

自動交付機の導入については、区民へのサービス向上に不可欠なものであるとの認識から、出張所の見直しに先がけて、18年10月に17か所の出張所に導入した。19年4月からは、自動交付機の取扱い時間を延長し、平日は午後9時まで、年末年始を除く土日祝休日は午前9時から午後5時までとした。

21年1月からは、外国籍の方の印鑑登録証明書の交付も可能になった。

また、区民事務所・出張所以外の施設にも設置の拡大を図り、19年4月に西武池袋線中村橋駅の南口駅前、19年8月に西武池袋線練馬駅地下の練馬区観光案内所、20年3月に西武池袋線石神井公園駅北口の石神井公園区民交流センターに自動交付機を設置を行い、自動交付機の設置台数は21台になった。

計画事業名	平成22年度 末目標	平成21年度 末現況	5年間の 事業量
出張所のサービス 向上と事務の効率化	・出張所新体制による運営	同左	・出張所新体制による運営
	・自動交付機設置21台	21台	・自動交付機設置21台

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月2日から自動交付機による住民票の写し等の交付を行っている（外国籍の方の印鑑登録証明書は、21年1月5日から）。

なお、利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等 平成22年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 <small>(ただし外国籍の方については平成21年1月5日)</small>	1通200円

設置場所および利用時間 平成22年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎 2台 (練馬区民事務所)	平日 8:30~21:00 土日祝休日 9:00~17:00 ※ 年末年始および施設点検日を除く。以下同じ。
区民事務所(練馬を除く3か所)および出張所(13か所)各1台	
中村橋駅前 1台 石神井公園区民交流センター 1台	
練馬区観光案内所 1台	平日 9:00~21:00 土日祝休日 9:00~17:00
設置総台数 21台	

延べ稼働時間 平成21年度

	延べ稼働時間
時間内の延べ稼働時間	43,076時間
時間外の延べ稼働時間	39,608時間
延べ総稼働時間	82,684時間

※時間内とは、平日(月~金。以下同じ。)の8:30~17:00の間をいう。

※時間外とは、平日の17:00~21:00の間および土日祝休日の9:00~17:00の間をいう。

利用登録者数

	利用登録数
平成22年3月末現在	132,705人

●区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数

届出事務の窓口集約と出張所事務の執行方法の改善により行政のスリム化を図り、区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数の増加を目標とする。

18年度	19年度	20年度	21年度
750件	794件	855件	870件

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。

その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

21年度の住所付定件数は2,218件であった。

(2) 区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促している。加えて、他の税務機関との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等にも積極的に取り組んでいる。

期限内自主申告・報告件数対人口比指数（平成12年度比）

申告期限内における住民税の自主申告・報告の件数を対人口比でとらえ、12年度を100として指数で表したものである。区民および事業所（特別徴収義務者）から期限内に正確に所得状況等の申告・報告がなされている状態を高めていくことを目標とする。

12年度	19年度	20年度	21年度
100	107.9	110.1	119.2

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納を実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。

特別区税収納率

税負担の公平性を確保するために、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税）の収納率の向上を図る。

18年度	19年度	20年度	21年度
93.44%	93.69%	93.38%	92.78%

特別区税収納額の推移

18年度	19年度	20年度	21年度
58,882,807	63,255,467	64,126,607	63,229,892

（単位：千円 端数切り捨て）

特別区税滞納額の推移

18年度	19年度	20年度	21年度
3,577,463	3,689,354	3,954,942	4,456,079

（単位：千円 端数切り捨て）

(3) 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

[1] 国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより75歳以上の被保険者が自動的に移行したため、世帯数は123,947世帯、被保険者数も202,895人と減少するに至った。21年度においても世帯数は123,617世帯、被保険者数は200,917人と減少傾向にある。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

(1) 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方は平成23年3月までは1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

(2) 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

(3) 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

(4) 高額療養費

医療機関の窓口での支払い（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(5) 高額医療・高額介護の合算制度

年間の医療保険と介護保険の自己負担額が高額により、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(6) その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

**高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分		現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来＋入院 (世帯ごと)	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,000円	24,600円	15,000円
4回目以降の限度額 44,000円		「限度額適用・標準負担額減額認定」の 申請が必要			

※75歳到達月(1日生まれの方を除く)については上記自己負担限度額が個人については2分の1になります。
世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	150,000円＋総医療費が 500,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	35,400円
		4回目以降の限度額		
		83,400円	44,400円	24,600円

**高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分	現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
世帯の限度額	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	31万円 (41万円)	19万円 (25万円)

70歳未満の方

所得区分	上位所得者	一般	住民税非課税世帯
世帯の限度額	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	34万円 (45万円)

※初年度の計算期間は、平成20年4月から平成21年7月までです。負担限度額は()内の金額が適用されます。

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・同一世帯の国保加入者のうち、70歳以上の方の住民税の課税所得金額が145万円以上の世帯
- (2) 低所得者Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の世帯
- (3) 低所得者Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方、または老齢福祉年金を受給している方の世帯
- (4) 上位所得世帯・・・国保加入者の給与所得・雑所得などの各種合計所得金額から住民税基礎控除を引いた合計金額が600万円を超える世帯

給付の内容 平成21年度

種 類	件 数 (件)	金 額 (単位：千円)
療 養 給 付 費	2,898,370	36,795,958
療 養 費	115,948	937,963
高 額 療 養 費	64,122	3,862,258
出 産 育 児 一 時 金	1,012	399,667
葬 祭 費	885	61,950
結核・精神医療給付金	34,725	41,424

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年 度	世 帯 数	被保険者数	老 人 保 健 法 者	退 職 者 等
			対 象	被 保 険 者 等
	世帯 (%)	人 (%)	人	人
平成17	152,193 (48.2)	261,177 (38.6)	52,795	27,235
18	152,258 (47.4)	258,253 (38.0)	49,796	30,987
19	151,914 (46.5)	254,933 (37.2)	49,445	30,696
20	123,947 (37.5)	202,895 (29.4)	—	4,783
21	123,617 (37.1)	200,917 (29.0)	—	6,039

注：①()内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③老人保健法対象者は20年度から後期高齢者医療制度へ移行した。

④退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年 度	保 険 料 (調定額)			総 医 療 費		
	1人当たり	1世帯当たり	現 年 度 額	1人当たり	1世帯当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成17	81,695	141,044	21,449	333,340	575,500	87,518
18	84,225	143,790	21,954	337,136	575,566	87,878
19	85,981	145,044	22,126	350,602	591,444	90,224
20	90,773	149,027	18,582	245,169	402,506	50,187
21	90,497	147,494	18,363	249,616	406,829	50,651

注：①数値は、老人保健法による医療に係るものを含む。(19年度まで)

②1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

③上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

④21年度の医療費の各数値は、22年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成21年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、249,616円であり、前年度に比べ1.8%の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料および介護分保険料の3本立てとなっている。

平成21年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき27,600円」と所得割額「21年度住民税額×68/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき9,600円」と所得割額「21年度住民税額×26/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき11,100円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の21年度住民税額×13/100」との合算額である。この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が47万円、後期高齢者支援金分保険料が12万円、介護分保険料が10万円である。

保険料収納率の推移（医療分）

年度	現年分	滞納繰越分
	%	%
平成17	84.94	28.63
18	86.22	27.66
19	86.32	30.11
20	84.11	26.59
21	83.30	24.81

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（46ページと56ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成21年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で647億円、対前年度比1.8%の減、歳出総額で641億円、対前年度比1.8%の減であった。

高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続ける一方、厳しい経済状況の下で保険料収入は伸び悩み、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながら

プランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行っている。記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行い、医療費の適正化に努めている。

また、被保険者の資格の適正化を図るため、健康保険法の強制適用事業所に勤めている者・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。また、40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

ア) 特定健康診査 平成21年度

対象者数	受診者数	実施率
127,233人	44,856人	35.3%

イ) 特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
6,416人	783人	12.2%

注：受診者数・終了者数は平成22年5月31日現在において確認しているものの数

(2) 保養施設

近郊のホテル、旅館等22か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

21年度の利用は191件、延べ520人であった。

（上記の件数・人数には、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。）

(3) 日帰り温泉施設割引

日帰り温泉施設（大江戸温泉物語）の割引利用をあっせんしている。

〔割引利用協定料金〕

大人（中学生以上）	2,900円→1,700円
子供（4歳から小学生）	1,600円→520円
ナイター（6時以降入場）	2,000円→1,250円

〔21年度利用実績〕

割引券利用枚数	752枚
大人（中学生以上）	1,468人
子供（4歳から小学生）	190人
ナイター（6時以降入場）	253人
利用人数 合計	1,911人

(4) 健康増進啓発事業

エイズ予防に関する知識の普及啓発のため、パンフレットを窓口で配布した。

[2] 国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の支柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には、地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住むすべての方（外国人を含む）が20歳から60歳まで加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方

で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

平成22年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は118,134人、任意加入被保険者は2,858人、第3号被保険者は56,447人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。22年度の保険料は月額15,100円である。

また、保険料には免除制度があり、22年3月31日現在の免除者は、法定免除5,666人、申請免除（全額）6,399人、申請免除（4分の3）665人、申請免除（半額）469人、申請免除（4分の1）213人、学生納付特例9,757人、若年者納付猶予1,571人の合計24,740人で、第1号被保険者に対する割合は20.9%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成22年3月31日現在の練馬区の受給権者数は、老齢基礎年金104,939人、障害基礎年金7,053人、遺族基礎年金1,015人、老齢年金6,327人、通算老齢年金5,504人、旧障害年金252人、寡婦年金97人、老齢福祉年金70人である。また、21年度中の死亡一時金の受給者は157人である。

今後、年々、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年 齢	対 象 者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む） ・共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む）または共済組合員に扶養されている配偶者

※但し、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ第2号被保険者となる。

年金に希望すれば加入できる方

任意加入 被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として 65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方(受給できる資格期間を満たすまで)

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次	種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
		人	人	人	人
平成17		134,737	57,373	3,578	195,688
18		132,380	57,373	3,333	193,086
19		127,547	57,365	3,152	188,064
20		122,522	56,914	3,054	182,490
21		119,117	56,853	2,908	178,878
22		118,134	56,447	2,858	177,439

年金額の推移

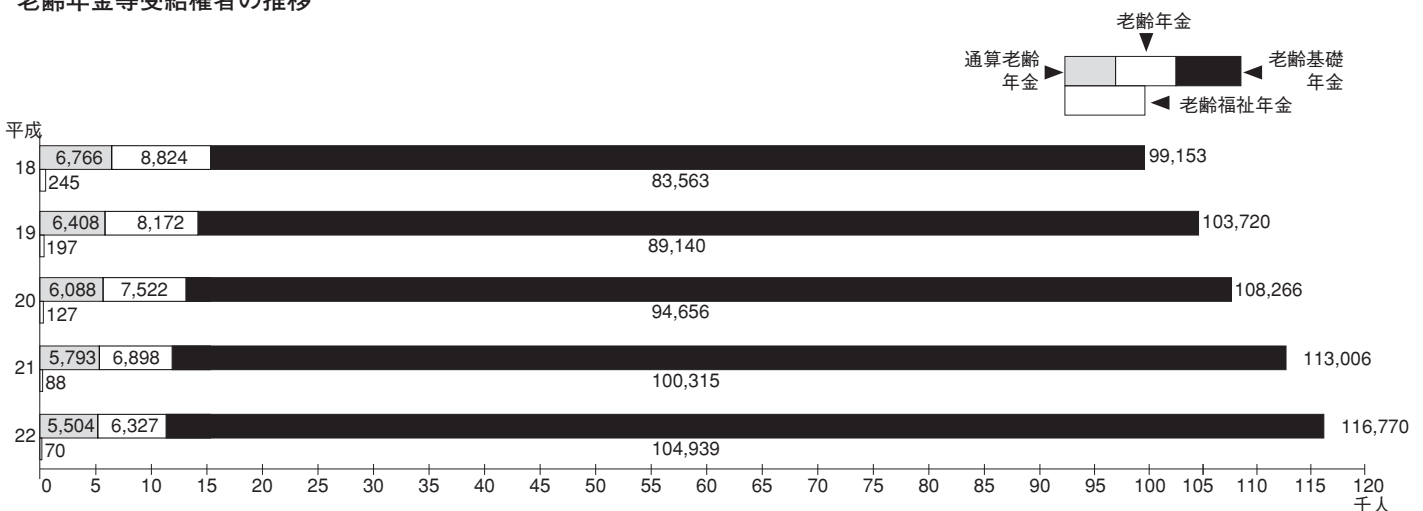
各年4月1日現在

年次	種別	老齢年金				障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
		福祉	基礎 (25年～40年)	拠出 (10年)	拠出 (5年)		
平成19	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
20	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
21	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
22	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	

- 注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
- ② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
- ③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



(4) 練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

とりわけ、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

●健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

区 分	状 況
事業所数	6,026件
被保険者数	32,438人
平均標準報酬月額	317,277円

資料：練馬年金事務所

●厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

区 分	状 況
事業所数	6,728件
被保険者数	60,741人
平均標準報酬月額	314,563円

資料：練馬年金事務所

●国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届け出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

●児童手当拠出金の徴収

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6 区内の公共機関

(1) 警察

約70万人の人口を擁する練馬区は、練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。

平成21年中の犯罪の発生件数は、全体で9,063件で前年に比べて631件、6.5%減少した。

窃盗は、7,000件発生し全体の77.2%を占めており、うち侵入盗は485件で前年より104件、17.7%減少した。

一方、非侵入盗は6,515件発生し、窃盗全体の93.1%を占め、前年に比べ161件、2.4%減少した。中でも、自転車・バイクの盗難の被害は3,903件で1日平均10.7件発生した。

罪種別犯罪件数

平成21年

区 分		練馬	光が丘	石神井	計
凶悪犯	殺人	3	2	0	5
	強盗	10	3	6	19
	放火	1	1	1	3
	粗暴犯	75	66	116	257
粗暴犯	暴行・傷害	5	8	12	25
	脅迫・恐喝	11	12	9	32
窃盗犯	侵入盗	231	110	144	485
	非侵入盗	2,227	1,850	2,438	6,515
	(うち自転車・バイク盗)	(1,367)	(1,144)	(1,392)	(3,903)
知能犯	詐欺	77	66	86	229
	その他	20	10	8	38
その他		508	335	612	1,455
合 計		3,168	2,463	3,432	9,063

資料：練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

平成21年中の火災件数は223件で前年に比べ12件減少し、焼損床面積は1,017m²で1,660m²減少し、焼死者は7名で3名減少した。

火災原因は、放火（放火の疑いを含む）が63件（約28%）で第1位、たばこが38件（約17%）で第2位、ガス器具が34件（約15%）で第3位となっている。

救急は29,072件で284件増加した。

消防署別の消防力

平成21年

消防署	練馬(台)	光が丘(台)	石神井(台)	計(台)
ポンプ車	5	4	8	17
化学車	1	0	0	1
はしご車	1	1	1	3
救急車	3	2	5	10
特別救助車	1	0	1	2
救助先行車	1	1	1	3
水槽車	1	0	0	1
その他の車	8	7	8	23
計	21	15	24	60

救急出場件数

平成21年

事故別	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
急病	5,659	4,076	8,888	18,623
交通事故	878	604	1,601	3,083
一般負傷	1,358	934	2,110	4,402
転院搬送	343	291	786	1,420
その他	438	270	836	1,544
計	8,676	6,175	14,221	29,072

火災状況

平成21年

区 分	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数	87件	49件	87件	223件
り災棟数	78棟	30棟	64棟	172棟
り災世帯	74世帯	26世帯	74世帯	174世帯
焼損面積	395m ²	262m ²	360m ²	1,017m ²
死 者	4人	1人	2人	7人
負 傷 者	17人	14人	22人	53人

救助出場件数等

平成21年

種別	練馬(件)	光が丘(件)	石神井(件)	計(件)
救助活動	391	184	327	902
緊急確認	97	51	84	232
危険排除	91	63	108	262
計	579	298	519	1,396

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

新長期計画（平成18年度～22年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、新長期計画で定めた区民生活分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。

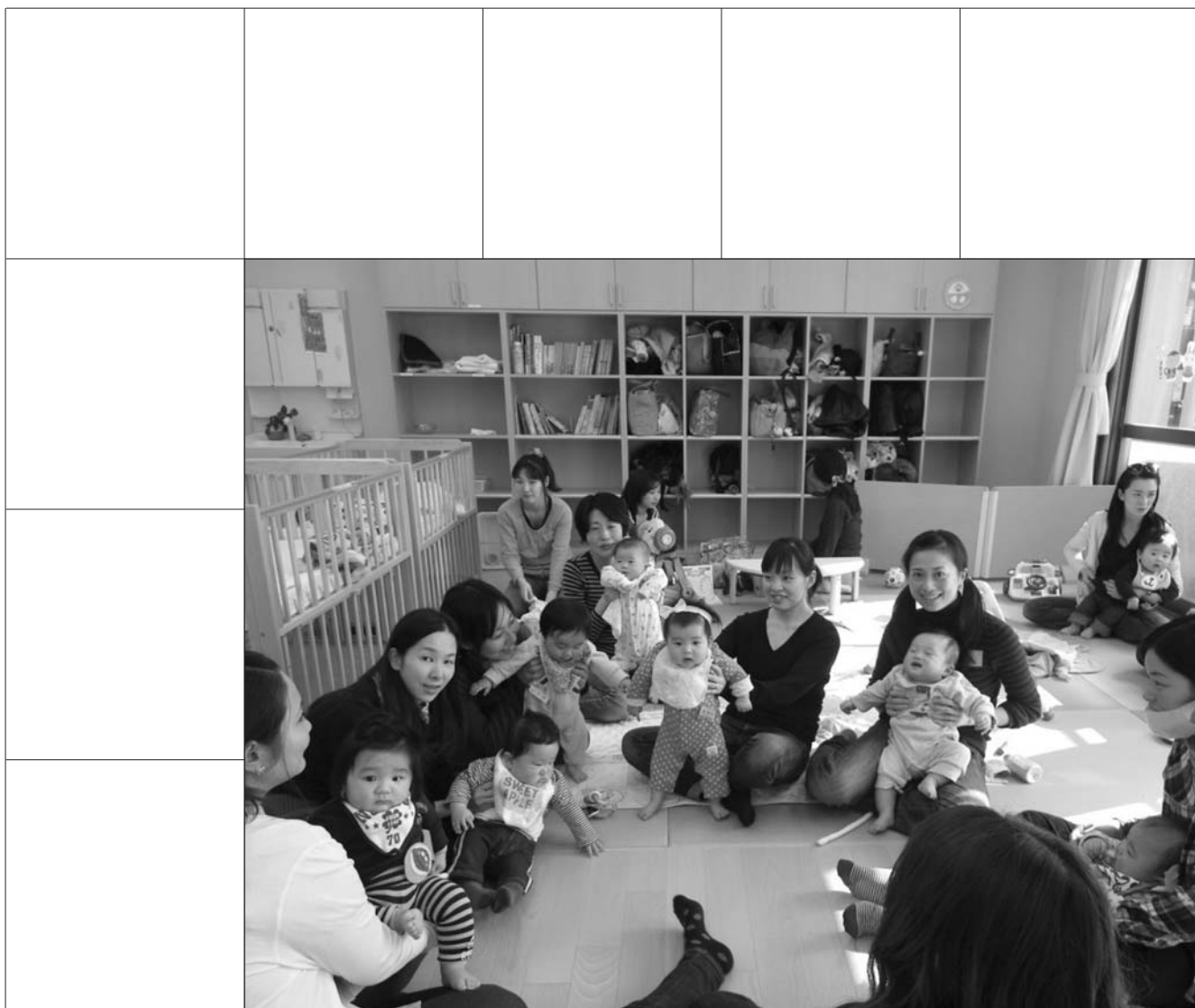
●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
11 地域の活動が活発なまちをつくる						
111	地域活動を支援する	地域活動に参加している区民の割合	%	43.6	42.0	45.0
		NPOと行政との協働事業数	件(／年)	—	12	30
112	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う	地域施設利用者満足度	%	—	76.9	70.0
		地域集会所の稼働率	%	42.0	46.2	45.0
		地区区民館における共催事業数 ※	回	205	276	264
113	区民の文化芸術活動を支援する	区民が自主的・主体的に関わる事業数	事 業	—	9	9
		区内の大学などと区の協働事業数	事 業	—	7	4
114	国際交流を進める	交流会等参加者数	人(／年)	722	863	750
		訪問団派遣人数と受入れ人数	人(／年)	126	24	140
12 経済活動が活発なまちをつくる						
121	中小企業の経営を支援する	卸売・小売・工業の年間販売額、出荷額	億 円	11,620	11,818 (20年度)	12,933
		区内の事業税額	百万円	7,226	2,792 (20年度)	7,275
122	中小企業の勤労者と就労を支援する	区内中小事業所の従業員数	人	181,514	179,584 (19年度)	209,384
		ねりまファミリーパック事業者会員の福利厚生事業の延べ利用者数	人(／年)	34,224	92,032	40,862
123	消費者の自立を支援する	消費者講座の募集定員に占める参加者数の割合	%	78.0	75.8	90.0
		消費者講座の参加者数 ※	人	—	846	889
		消費生活相談で受け付けた相談のうち、クーリング・オフによって解決した件数	件(／年)	328	135	180
		消費生活相談で受け付けた相談の解決率 ※	%	—	96.3	97.0
		出張講座の回数	回	—	16	18
124	都市農業を支援する	農地面積における施設（温室・パイプハウス等）栽培面積の割合	%	2.8	4.88	3.8
		農薬・化学肥料の使用を抑制した農業を行う東京都特別栽培農産物認証制度認証農家および東京都エコファーマー認定農家の戸数(累計)	戸	20	42	50
125	快適な買い物環境を整備する	区内商業の年間販売額	億 円	10,175	10,925 (19年度)	11,325
		商店街におけるイベント事業の実施数 ※	事 業	162	174	166
		商店会加盟率の推移	%	23.8	23.6	25.9
126	まち歩き観光を推進する	観光協会と区観光ホームページへのアクセス人数	人(／年)	32,324	115,535	97,000
		照姫まつりおよび練馬まつり来場者の満足度	%	64.7	87.0	100.0
13 安心できるまちをつくる						
131	犯罪等に対する態勢を強化する	練馬区の暮らしやすさについて「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	%	27.2	58.1	60.0
		区民1万人当たりの犯罪発生件数	件(／年)	197	128	140
		区民1万人当たりの火災発生件数	件(／年)	4.1	3.2	3.0
132	自然災害に対する態勢を強化する	活動実績のある避難拠点運営連絡会の数	校	82	96	99
		緊急初動要員（区職員）の訓練等への参加者数	人	954	496	全要員
14 平和と人権を尊重するまちをつくる						
141	平和を尊ぶ心を育む	平和推進事業への参加者数	人(／年)	1,209	1,284	1,486
142	人権の尊重と男女共同参画を進める	区民の人権に対する意識の高さ	%	45.3	65.9 (20年度)	60.0
		性別によって社会での役割が決定されることを良くないと考える区民および職員の割合	%	63.9	67.5	70.0
		職員の人権意識の高さ	%	75.0	80.3	100.0
15 納得と信頼の身近な行政を行う						
151	便利で効率的な窓口サービスを行う	自動交付機の時間外延べ稼働時間	時間(／年)	—	39,608	36,800
		出張所職員1人当たり届出事務処理件数	件／年	750	870	950
152	区税負担の公平性を確保する	住民税期限内自主申告・報告件数対人口比指数（平成12年度比）	指 数	102.6	119.2	111.0
		特別区税収納率	%	88.6	92.5	93.5
153	国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する	国民健康保険料の収納率	%	72.5	75.5	76.0
		レセプト内容点検効果率	%	0.29	0.38	0.35
		国民年金の受給者率	%	99.7	97.0	100.0

第2章

だれもが健やかに暮らすために ～健康福祉分野～

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 地域で福祉を支える ……………102 | 4 高齢者が暮らしやすい
まちをつくる ……………123 |
| 2 健康に暮らせるまちをつくる 106 | 5 障害者が自立して暮らせる
まちをつくる ……………135 |
| 3 子どもと子育て家庭を支援する
まちをつくる ……………117 | 6 生活の安定を図る ……………142 |



1 地域で福祉を支える

(1) 地域の福祉活動を支援する

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念の下、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。2期生30人、3期生35人が在学している。

●練馬区社会福祉協議会

練馬区社会福祉協議会は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

平成22年3月31日現在、個人会員4,129人、団体会員277団体となっている。

21年度はつぎの事業を行った。

1 白百合福祉作業所の運営

主に心身障害のため一般の職場に就職困難な人に作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立への支援を図った。(定員40人)

2 かたくり福祉作業所の運営

主に知的障害のため一般の職場に就職困難な人に作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立への支援を図った。(定員63人)

3 豊玉障害者地域生活支援センターきららの運営

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図り、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し、支えあう場として、多くの利用があった。

相談件数（電話および面接） 延べ8,932件

利用者数（オープンスペース、プログラム、見学等） 延べ14,482人

4 石神井障害者地域生活支援センターういんぐの運営

主に精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため21年5月1日に開設した。当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し、支えあう場の提供を行った。

相談件数（電話および面接） 延べ5,941件

利用者数（オープンスペース、プログラム、見学等） 延べ7,476人

5 ボランティア・市民活動推進事業（ボランティア・市民活動センターの運営）

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動や市民活動に必要な研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っている。

また、光が丘・大泉・関町にもコーナーを開設し、ボランティア・市民活動に関する相談に応じている。

6 生活福祉資金貸付事業（都社会福祉協議会からの受託事業）

低所得世帯、障害者世帯および日常介護を必要とする高齢者世帯の経済的自立と生活意欲援助のために、129件、129,837,000円の貸付決定を行った。

7 総合支援資金貸付事業（都社会福祉協議会からの受託事業）

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等として、122件、62,557,018円の貸付決定を行った。

8 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校等の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学資金等の差額分の貸付相談を行った。

9 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付き自動車を運行している。利用件数は、延べ654件であった。

10 共同募金への協力

10,039,143円を東京都共同募金会へ納付した。

11 歳末たすけあい運動募金

区の後援の下、町会・自治会・民生児童委員協議会・当協議会が実施主体となり、区民の理解と協力により実施した。

21年12月1日～31日の募金実績額は15,761,429円であった。

12 基金の積立

協議会の事業の推進、財政の安定を図るための基金を積み立てている。

13 相談業務

住民から寄せられる福祉の総合的な相談に対し、情報提供・支援をしている。

14 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行った。

・サービス提供時間数 6,736時間

・有料老人ホーム短期入所サービス 延べ926泊

また、協力員を常時募集するとともに、研修、講習会を計画的に実施し、その養成を図った。

・一般研修「高齢者を狙う悪徳商法」、介護研修、協力員交流会等 延べ6回（協力員73人、一般区民38人参加）

・在宅サービス協力員登録状況（22年3月31日現在）
211人（男性30人、女性181人）

15 不動産担保型生活資金貸付事業（都社会福祉協議会からの受託事業）

高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付けを行った。

21年度の利用者は3件あった。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成21年度は、いずれも、継続16団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。21年度は継続1団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。21年度は、新規4団体・継続7団体に対して補助を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局から道路運送法80条1項の許可を得ることで合法的に実施できることになっていた。

平成18年10月に道路運送法が改正され、福祉有償運送が従来の例外規定から79条の登録として位置付けられた。また、福祉有償運送に認められる車両は、車椅子用車両（チェアキャブ）や寝台車両（ストレッチャー）などの福祉車両に限られていたが、一般車両（セダン型車両）を用いた有償運送も可能となった。これに伴い、練馬区が17年3月に構造改革特別区域の認定を受けていた「福祉有償運送特区」（セダン型特区）については、19年3月末で取消しとなった。

練馬区では、16年12月に、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在練馬区において福祉有償運送が承認されている団体は14団体である。

道路運送法改正により、福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられた。練馬区は、18年12月に国土交通省から認定講習実施機関として認定を受け、移動サービス研修を実施していたが、21年9月から練馬区社会福祉協議会において実施している。

22年3月31日現在、193人の運転者が認定講習を修了した。

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

●相談と指導

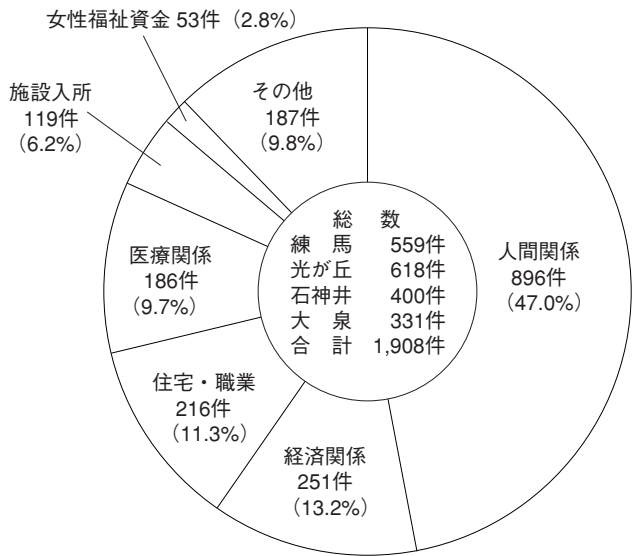
総合福祉事務所には、母子自立支援員、婦人相談員および家庭相談員を配置している。母子自立支援員・婦人相談員は、女性や母子家庭などが抱えるさまざまな問題についての相談を受け、必要な助言と指導を行っている。

家庭相談員は、家庭の内外における人間関係など、家庭にかかわる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

項目		総合福祉事務所			
		練馬	光が丘	石神井	大泉
相談実人員		829人	963人	703人	796人
合計件数		1,133件	1,486件	1,624件	2,242件
生活一般	住宅	34	12	78	109
	医療	33	13	36	136
	家庭紛争	25	50	52	44
	就労	78	36	53	200
	その他	269	454	620	672
児童	養育	64	9	234	183
	教行	25	0	3	71
	非職	1	0	2	5
	就他	0	0	1	0
生活資金等	母子福祉資金	425	767	367	504
	公的年金	0	0	0	0
	児童扶養手当	22	9	26	39
	生活保護	44	24	29	66
	その他	21	45	86	79
その他		64	63	21	117

婦人相談員の相談・指導

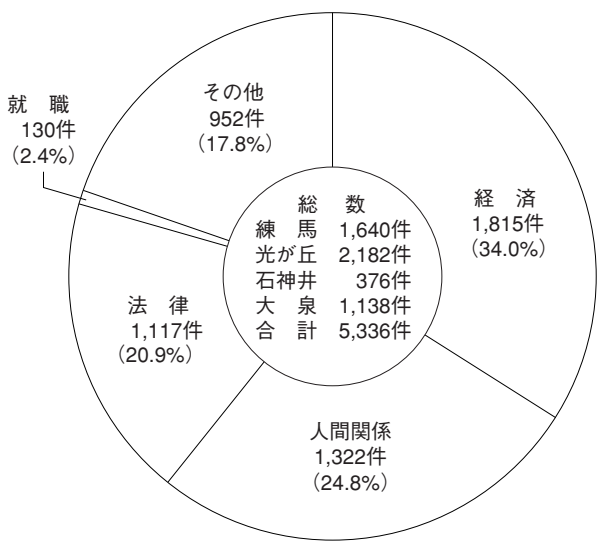
平成21年度



注：件数は実件数

家庭相談員の相談・指導

平成21年度



注：件数は実件数

●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

区では、平成22年4月1日現在、20地区計567人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関して苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

21年4月～22年3月の相談・苦情受付件数は195件、改善要望の申し立ては19件であった。

●権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

地域において安心して福祉サービスを選択し、利用していただくことを目的として、平成17年10月に設置され、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援を行っている。18年6月にセンターの円滑で適正な運営、透明性、公平性を担保するための「運営委員会」を設置し、19年1月には練馬区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

なお、この運営は、練馬区社会福祉協議会が行っている。

①相談の状況（22年3月31日現在）

*相談者942人、延べ相談件数6,192件

*相談者のうち、成年後見制度に関する相談者523人、延べ789件

②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（22年3月31日現在）

*地域福祉権利擁護事業利用者：85人

*財産保全・各種手続き代行サービス利用者：17人

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

●福祉のまちづくり総合計画の推進

まちは、本来、年齢や障害にかかわらず、すべての人が安心して生活できるものであり、一人ひとりが人間として尊重され、相互に支えあい責任を持ちながら自由に行動できるものでなければならない。

区は、平成18年3月に、だれもが社会参加が可能な福祉のまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり総合計画（平成18年度～22年度）を区民との協働で策定した。

計画の目標を「ずっと住みたいやさしいまち＜安心・らくらく・便利＞」とし、基本的な姿勢と12の基本方針を定めた。また、総合計画を実効性と継続性のあるものとするため、基本方針ごとにアクションプラン（行動計画）を実施するとともに、区民との協働による推進事業を実施している。

このことにより、福祉環境の整備を進めるとともに、共感、協働の福祉のまちづくりの考え方を広めている。

1 基本方針とアクションプラン

基本方針	アクションプラン
歩きやすい歩きたくなる道づくり	安心して歩ける道をつくります。
また来たくなる、楽しめる公園づくり	より魅力的に、より安心して使い、より楽しめる公園をつくります。
駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり	スムーズな乗り換えの実現を目指します。
人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり	放置自転車をなくして、歩行者と自転車の共存を目指します。
行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり	既存建築物バリアフリーアドバイザーの仕組みをつくります。
建物を活かす、総合的な運用やサービスの提供	建物トータルマネジメントマニュアルを作成します。
建物や施設のつなかりに配慮して、まち全体をバリアフリーに	まちぐるみでバリアフリーの推進に取り組みます。
出会って交流、学んで行動、“気づき”で変える	出会いと学びの場を支援します。
手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪	身近な地域の生活情報やルールに関する情報が共有できる仕組みをつくります。
みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし	みんながうれしいハートフルなお店を増やします。
いざというときにも安全安心。ふれあいのまち	いざというときにも安心できるための準備を進めます。
気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに	身近な地域単位のらくらく外出情報を発信します。

2 推進事業

①福祉のまちづくり200人モニター

福祉のまちづくりに関心のある区民がモニターとして登録し、使う人の視点で、ものづくり仕組みづくりを考える。

任期 2年 毎年100人募集

職務 アンケート調査、現地調査・検証、研修への参加

②福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

福祉のまちづくりの推進につながる区民発意の企画提案を募集し、事業費の一部を助成する。

平成21年度助成状況

助成区分	助成限度額	21年度実績
はじめの一步助成部門	5万円	8件(計323,501円)
パートナーシップ地域活動	20万円	9件(計1,572,938円)
活動助成部門 設備整備を伴う活動	100万円	— (—)
テーマ部門 普及啓発・学び活動助成	25万円	1件(計250,000円)

③福祉のまちづくりを推進する区民協議会

総合計画の評価、検証を行うとともに、福祉のまちづくりの提案を行う。

●やさしさ情報ねりまっぷ

区民の社会参加を促進するため、区立施設や公共交通機関、民間施設等の福祉環境の整備状況等を区民との協働により調査し、福祉情報地図(冊子)を作成した。平成14年度に区内東部地区版を作成し、15年度には区内西部地区版を作成した。18、19年度は、福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業テーマ部門(地図作成)により、区民提案のあった7地区において、ねりまっぷミニを作成し、地域のやさしさ情報を提供した。

また、20年度には、区民提案のあった1地区において、子育て支援マップを作成した。

さらに、21年度は、福祉関係団体やまちづくりに関心のある区民の協力を得て「練馬駅南口外出しやすいまち情報マップ」を作成した。

2 健康に暮らせるまちをつくる

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

生涯、健康な生活を送るためには、区民一人ひとりが日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち、健康づくりに取り組んでいく必要がある。区は、21世紀を迎えた平成13年10月に、「健康都市練馬区宣言」を行った。この宣言は、健康づくり総合計画等の諸施策を着実に進め、区民とともに生涯健康都市を目指して健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を示したものである。(宣言文は裏表紙参照)。

●母子の保健施策

近年、母子を取り巻く社会環境は、核家族化の進行、女性の社会進出、出生率の低下などにより大きく変化しており、次世代を担う児童の健全育成を図るためには、母子保健対策のより一層の充実が必要である。

区では、妊娠・出産期から、新生児・乳幼児期を通じて、一貫した体系の下に総合的な母子保健対策を進めている。

1 母子健康手帳の交付

妊娠届出書を提出した妊婦に、母子健康手帳、各種副読本、妊婦健康診査受診票などを交付している。平成21年度の母子健康手帳交付者数(再交付等を含む)は6,775人であった。

2 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦・乳幼児の健康管理と異常の早期発見のために、定期的に健康診査を行っている。妊婦健康診査受診票は14回分を交付し妊婦の健康確保を図っている。3歳児については、視力・聴力・尿検査も行っている。

また、胎児の発育異常等を早期発見するため、すべての妊婦を対象に超音波検査受診票を交付している。

妊婦・乳幼児健康診査

平成21年度

種 別	実施場所	受診者	
		人	有所見者
妊婦健康診査(1回目)	医療機関	6,066	343
〃(2回目以降)	医療機関	58,411	4,518
妊婦超音波検査	医療機関	4,256	121
乳児健康診査(4か月児)	保健相談所	6,006	2,017
〃(6か月児)	医療機関	5,495	357
〃(9か月児)	医療機関	5,402	310
1歳6か月児健康診査	医療機関	5,663	607
3歳児健康診査	保健相談所	5,231	1,136

3 母親学級・育児学級等

妊娠、出産、育児、栄養、口腔衛生に関する知識の習得や地域での仲間づくりを目的として、母親学級やパパとママの準備教室を行っている。また、育児と離乳食講習会、子育て学習室などを実施している。

21年度は、保健相談所で合わせて572回実施し、延べ21,582人が受講した。また、地域の幼児教室や子育てグループなどに対しても、必要に応じて助言している。

4 母子訪問指導

産婦と生後4か月までの乳児を対象に、保健師や助産師がすべての家庭を訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)し、相談・指導を行っている。

21年度は実人員で乳児5,145人、産婦5,170人を訪問指導した。また、必要に応じて、妊産婦、乳幼児の訪問指導を行っている。

5 歯科保健

1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診時に口腔衛生に関する指導を行うほか、1歳児でも歯みがき相談を実施することで、半年ごとに歯科健診や口腔衛生の指導を受けられる機会を設け、

区民の保健・衛生の主要指標

(単位:人)

指 標	練 馬 区				東京都	全 国	
	21年実数	21年率	20年率	19年率	20年率	20年率	
出 死	5,949	8.6	8.7	8.5	8.4	8.7	
死	4,893	7.1	7.2	7.0	7.8	9.1	
*主要死因	悪性新生物	1,620	233.7	234.6	233.5	249.6	272.3
	心疾患	733	105.8	108.3	108.8	122.2	144.4
	脳血管疾患	503	72.6	81.3	71.1	82.5	100.9
	肺炎	405	58.4	67.8	67.1	75.6	91.6
乳 児 死	20	3.4	3.8	3.0	2.5	2.6	
新生児死亡**	5	0.8	1.7	1.7	1.1	1.2	
周産期死亡***	33	5.5	4.8	4.7	4.3	4.3	
死産***	143	23.5	25.9	23.1	25.1	25.2	
低体重児出生**	551	92.6	97.1	87.0	95.6	—	
感染症り患率* 結核	163	23.2	20.1	22.7	25.1	19.4	

注: *印の率は人口10万当たり、**印の率は出生千当たり、***印の率は出産千当たり、他は人口千当たり
平成21年の数は概数

むし歯予防と健全な口腔育成を図っている。

区 分	受診者数	むし歯のある者	有病率(1人平均むし歯数)
	人	人	% (本)
1歳6か月児健康診査	5,273	133	2.5 (0.07)
3歳児健康診査	5,190	936	18.0 (0.60)

6 その他の給付、助成

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、母子栄養食品支給、特定不妊治療費助成などの給付事業を行っている。21年度の給付実人数は、未熟児養育医療136人、妊娠高血圧症候群等医療給付5人、育成医療給付59人、療育給付0人、母子栄養食品支給12人、特定不妊治療費助成405件であった。

また、東京都で小児慢性疾患の医療費を助成しており、区では申請の受付を行っている。21年度の申請受付件数は、484件であった。

●健康づくり事業

区民の健康づくりのための安全で効果的な運動習慣を促進するため、“健康づくり運動教室”“ヘルスアップ教室”“運動指導員派遣”を行っている。

また、区民の自主的な取組を応援するため、情報提供として、“健康づくりガイド”を作成し、区の事業紹介のほかに民間フィットネス施設の情報を掲載した。

さらに、練馬区独立60周年を記念し、区民がいつまでも健康でいきがいのある生活を送るため、だれもが気軽に取り組める健康体操として、区歌に合わせた“練馬区健康いきいき体操”を創作し、普及・啓発に努めている。

区 分	回数	人数(延べ)
運動指導員派遣	15	136
講習会	10	423
健康づくり運動教室	16	1,453
練馬区健康いきいき体操		
運動指導員派遣	18	390
練馬区ヘルスアップ教室	6	279

●保健・給食の充実

区は、成長期にある児童・生徒の身体測定や定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

また、学校給食は、児童・生徒が食事についての正しい理解と望ましい習慣を身に付け、栄養の改善、健康の増進を図ることなどを目的としている。

1 体位測定、健康診断

区では、身体の発育状況および体力調査を実施し、児童・生徒の健康づくり・体力づくりを計画的に実践し、充実を図っている。

また、全小・中学校で定期健康診断を実施している。これによると、アレルギー性の疾患が多くみられる。また、むし歯の未処置率は、小学生が15.7%、中学生が18.9%である。むし歯があると食べる楽しさが失われるだけでなく、偏食などの原因にもなる。そのため、歯垢(しこう)染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

このほか、脊柱側弯症の精密検査を、定期健康診断で異常が認められた小学校5・6年生、中学校1・3年生および学校長が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

また、生活習慣病対策として、肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

貧血検査は、中学校1年生の希望者を対象に実施している。

学年	区分	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
			人	人
小学5・6年、他		347	314	53
中学1・3年、他		209	170	48

学年	区分	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
			人	人
小学校		318	127	75
中学校		244	44	29

(平成12年度から生活習慣病検査に名称変更)

学年	区分	受診者数		有所見者数
		1次検査	2次検査	
		人	人	人
中学1年		2,862	38	17

注:希望者のみ実施(在籍者4,686人 5月1日現在)

健康診断における疾病等の状況

平成21年度

区 分		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数 (5月1日現在)		人	人	人	人	人	人
		17,776	16,621	34,397	7,478	6,522	14,000
受診者数 (注)		17,747	16,535	34,282	7,325	6,410	13,735
栄 養 状 態	栄養不良*	3	3	6	1	4	5
	肥満傾向*	388	260	648	192	112	304
脊柱側弯症・脊柱異常*		41	87	128	47	63	110
胸郭異常*		14	11	25	14	2	16
裸 眼 視 力	1.0以上	12,092	10,017	22,109	3,207	2,196	5,403
	1.0未満0.7以上	1,944	2,185	4,129	816	669	1,485
	0.7未満0.3以上	1,994	2,315	4,309	1,292	1,140	2,432
	0.3未満	1,342	1,595	2,937	1,410	1,713	3,123
眼鏡・コンタクト着用者		1,134	1,355	2,489	1,153	1,585	2,738
伝染性眼疾患		22	8	30	14	1	15
アレルギー性眼疾患		797	547	1,344	565	414	979
その他の眼疾患		328	274	602	90	80	170
難聴 (小学校1・2・3・5年および中学校1・3年のみ)		59	68	127	28	24	52
耳疾患		1,150	1,002	2,152	404	220	624
アレルギー性鼻疾患		2,193	1,277	3,470	1,513	887	2,400
その他の鼻・副鼻腔疾患		606	365	971	55	45	100
口腔咽喉頭疾患		37	32	69	0	1	1
伝染性皮膚疾患*		31	12	43	0	2	2
アレルギー性皮膚疾患*		882	742	1,624	300	219	519
結 核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者 (小・中ともに1学年のみ)	49	30	79	19	15	34
心 臓	心臓疾患	155	133	288	59	47	106
	心電図異常 (小・中ともに1学年のみ)	47	44	91	47	59	106
尿蛋白検出		21	46	67	59	35	94
尿糖検出		10	15	25	8	6	14
寄生虫卵保有		14	9	23	—	—	—
そ の 他	気管支喘息*	1,349	819	2,168	544	368	912
	腎臓疾患*	53	76	129	29	38	67
	その他の疾病・異常*	141	125	266	118	106	224
歯 および 口腔の検査	歯科受診者数	17,724	16,522	34,246	7,284	6,395	13,679
	う歯：処置完了者	6,508	5,885	12,393	1,729	1,899	3,628
	う歯：未処置歯のある者	3,027	2,388	5,415	1,409	1,192	2,601
	歯周疾患	96	59	155	134	94	228
	歯列・咬合	373	412	785	271	246	517
	顎関節の異常	4	14	18	32	46	78
	その他の歯・口腔の疾病および異常	112	89	201	95	93	188
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	410	379	789	809	814	1,623
	(小学6年生および 中学1年生のみ) う歯による喪失歯数	1	3	4	17	13	30
	処置歯数	1,239	1,458	2,697	1,333	1,849	3,182

注：受診者数は*印の疾病等に係る検査を全て受診した者 (内科健診を受診した者) の数

身体発達状況

平成21年度

学 年	年 齢	男 子			女 子		
		身 長	体 重	座 高	身 長	体 重	座 高
	歳	cm	kg	cm	cm	kg	cm
小学1年	6	116.8	21.2	65.0	116.2	21.0	64.6
2	7	122.8	23.9	67.7	121.8	23.4	67.4
3	8	128.6	26.9	70.4	127.7	26.3	70.0
4	9	133.7	30.2	72.7	133.5	29.5	72.7
5	10	139.5	34.3	75.2	140.4	33.8	75.9
6	11	145.5	38.3	77.7	147.0	38.6	79.3
中学1年	12	152.9	43.7	81.3	152.7	43.7	82.4
2	13	160.2	49.3	85.2	155.2	47.0	83.9
3	14	165.9	54.6	88.6	157.4	50.3	85.1

区内中学校の体力調査

平成21年度

性 別	学 年	年 齢	握 力 (kg)	上 体 起 こ し (回)	長 座 体 前 屈 (cm)	反 復 横 跳 び (点)	50	立 ち 幅 跳 び	ハ ン ド ボ ール 投 擲	20 ^m シ ャ ト ル ラ ン
							m 走 (秒)	(cm)	(m)	(回)
男 子	1	12	23.4	24.0	36.6	46.3	8.7	175.5	17.8	63.5
	2	13	28.9	26.7	40.1	49.0	8.1	190.8	20.1	77.2
	3	14	34.1	28.9	44.4	51.9	7.7	205.6	22.1	84.3
女 子	1	12	21.5	20.7	40.3	42.1	9.1	158.0	11.7	45.0
	2	13	23.5	22.6	42.8	43.5	8.9	163.5	12.6	53.0
	3	14	25.2	23.7	45.2	44.4	8.8	167.0	13.7	52.6

資料：「体力調査報告書」(練馬区教育委員会)

●生活習慣病対策

生活習慣病は、日常生活の過ごし方と密接に関連して発病、進行し、後遺症を残すこともある。こうした観点から生活習慣病の対策としては、

- ① 生活習慣の改善による予防
- ② 病気の早期発見

が重要である。そのため区では、つぎのような各種の生活習慣病対策を進めている。

1 健康診査

生活習慣病を予防し、健康を維持するための健康診査、がんを早期発見するための各種がん検診、歯科健診および骨粗しょう症予防教室を行っている。

健康診査は、平成21年度から30歳代、練馬区国民健康保険特定、75歳、後期高齢者、医療保険未加入者、生活機能評価、眼科健診の7種類に分けて実施している。がん検診は、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんおよび前立腺がんについて、それぞれ行っている。

2 健康教育

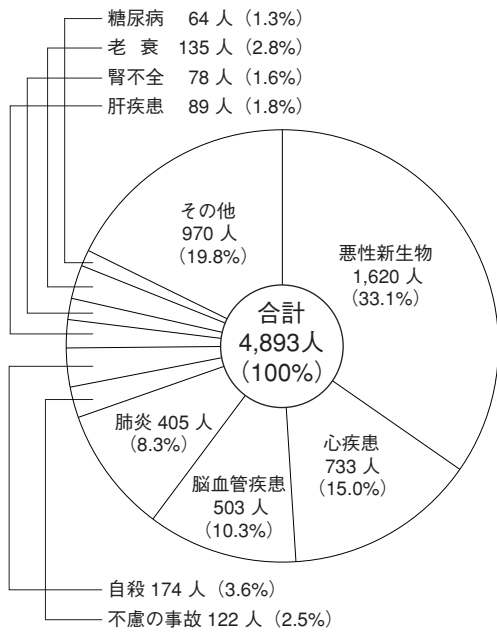
区民を対象に、各種健康教室を開催している。このほか、がん等に関する講演会も開催している。21年度は、各種健康教室に延べ1,731人の参加があった。

●食育講習会

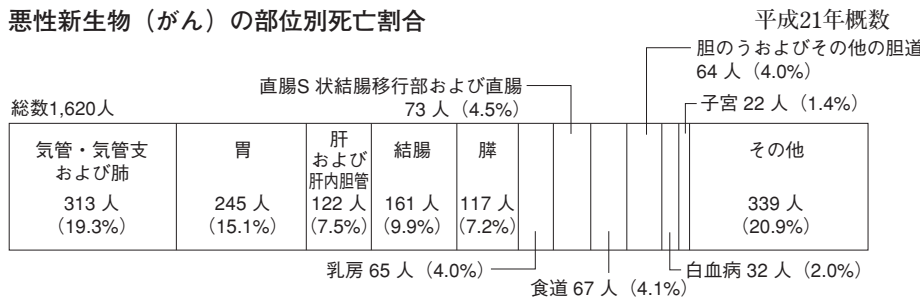
区民の健康増進を図るために、食生活や栄養に関する正しい知識、食の選択方法などを管理栄養士が分かりやすくアドバイスしている。平成21年度は214回開催し、延べ7,533人の参加者があった。

区民の主要死因別割合

平成21年



悪性新生物（がん）の部位別死亡割合



生活習慣病等の健康診査

平成21年度

健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者および実施場所
健康診査	147,407人	75,719人	
30歳代健診	7,903	108	30～39歳。健康診査室・医師会医療健診センター
国保特定健診	44,856	40,302	練馬区国保の被保険者で40～74歳のもの。健康診査室・医師会医療健診センター・協力医療機関
75歳健診	3,545	3,397	75歳。協力医療機関
後期高齢者健診	31,144	30,090	後期高齢者医療の被保険者。協力医療機関
医療保険未加入者健診	1,882	1,822	生活保護受給者等で40歳以上のもの。協力医療機関
生活機能評価健診	58,077	—	要支援・要介護認定を受けていない者で65歳以上のもの。協力医療機関
肝炎ウイルス検診	17,874	C型 104 B型 68	過去に検査を受けたことのない者で30歳以上のもの 健康診査室・医師会医療健診センター・協力医療機関
がん検診	134,243	11,758	
胃がん検診	16,965	2,168	30歳以上。健康診査室・医師会医療健診センター・保健相談所
子宮がん検診	20,910	997	20歳以上（前年受診していない女性）。協力医療機関
乳がん検診（マンモグラフィ検診）	13,812	1,874	40歳以上（前年受診していない女性）。医師会医療健診センター・区内協力医療機関
肺がん検診	23,375	1,812	40歳以上。健康診査室・医師会医療健診センター・区内協力医療機関
大腸がん検診	58,525	4,865	30歳以上。協力医療機関
前立腺がん検診	656	42	60・65歳。健康診査室・医師会医療健診センター・協力医療機関
成人歯科健診	3,219	2,614	20・30・40・50・60・70歳。区内協力歯科医療機関
眼科健診	1,351	190	50・55・60・65歳。区内協力眼科医療機関
骨粗しょう症予防教室	1,096	412	20～64歳の女性。保健相談所

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要なものの数（精密検査の結果、大半はがんではない。）
 ②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、平成22年5月31日現在において確認しているものの数

●高齢者保健事業の充実

高齢者が健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康づくりを支援するために、食生活や身体活動・休養・歯科衛生等健康に関する健康教育や健康相談を、保健・医療・福祉の連携の下で実施している。

また、敬老館、老人クラブや地区区民館等への出張健康教育や健康相談をしている。

(2) 健康づくりの条件整備を行う

●健康フェスティバル

区民の健康づくりに対する意識の高揚を図ることを目的に、平成21年度は、練馬まつりの協賛事業として、10月18日に開進第二中学校校庭で開催した。

健康づくりにかかわるNPO団体や自主グループ活動の紹介、健康に関する情報提供、相談、健康ステージを行い、入場者は約10,000人であった。

●練馬区健康づくりサポーター育成事業

区民主体の健康づくり活動の促進を図るため「練馬区健康づくりサポーター育成講座」を開催し、身体活動・運動施策、栄養施策の各分野別に、体系的な知識・技術を習得する機会と場を提供している。講座で学んだ知識・技術を生かして、地域で自主的に継続した運動習慣の普及・啓発および食生活の改善・食育を推進する人材を育成・確保している。平成21年度は、65人の参加があり、健康づくりサポーター育成講座を受講した結果、49人が健康づくりサポーターとなった。健康づくりサポーターは地域で自主的に健康づくりのためのサポーター活動を行うとともに、区が行う健康づくり事業をサポートすることで、練馬区全体の健康づくりの推進に寄与している。

●食環境整備事業

食環境整備の支援として、特定給食施設指導（巡回指導講習会等）を延べ678件実施した。また、平成12年度から、外食利用者が適切な栄養情報の下に食事を選択できるように、区内の飲食店等に栄養成分表示等をする健康づくり協力店事業を実施している。21年度末現在の協力店は225店舗である。21年度は店舗指導を延べ77件行うとともに、一般向け講演会を2回（参加者83人）実施した。

さらに、食育の推進を広く行っていくために、19年7月に「練馬区食育推進ネットワーク会議」を設置した。21年度に「食育実践カレンダーね・り・ま」20,000部を作成、配付し、食育推進講演会（入場者260人）を開催した。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●感染症対策

1 予防接種

感染症の予防に関しては、種痘が地球上から天然痘（痘そう）を根絶し、ポリオ生ワクチンが日本からポリオ（小児まひ）を一掃したことから明らかなように、予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人が感染症に罹患することを防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

予防接種法が平成6年10月1日に改正され、それまでの義務接種から勧奨接種に改められた。このため予防接種の必要性の周知を行い、感染症の流行を阻止する免疫保有率を保つため、積極的な働きかけが大切である。

定期予防接種は、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（小児まひ）、風しん、麻しん、日本脳炎、BCGの8種である。

また、予防接種法は、一部改正をたびたび繰り返し、13年度では、二類疾病の予防接種として高齢者のインフルエンザが追加された。

日本脳炎予防接種は17年5月から日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を行わないように勧告され、希望者のみ接種票を配布している。

麻しん風しん予防接種については、18年6月の改正で2回接種となり、19年の麻しんの流行に対する対策として、20年4月から中学1年生および高校3年生に相当する年齢の者を対象に麻しん風しんの定期接種が追加された。この接種期間は20年4月1日から25年3月31日までの5年間に限って実施されている。

19年4月の結核予防法廃止に伴い、BCGは予防接種法の定期予防接種になり、練馬区では乳児健診と同時に集団で接種している。

ポリオ予防接種は春と秋に保健相談所を会場に集団接種により実施し、その他は協力医療機関で通年（インフルエンザは除く。）、個別接種により実施している。

定期予防接種の接種状況

平成21年度

区 分		三種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風)		二種混合 (ジフテリア 破傷風)
		1期初回(3回)	1期追加(1回)	2 期
総 数	対象者数	18,015	6,005	6,173
	実施者数	18,649	5,961	4,107
	実施率	103.5	99.3	66.5
他区で接種した人数		1,572	393	181

区 分		ポリオ (小児まひ)		麻しん風しん混合			
		1回目	2回目	1期	2期	3期	4期
総 数	対象者数	6,074	6,005	6,005	5,673	6,104	5,976
	実施者数	5,845	5,505	5,857	5,539	5,204	3,819
	実施率	96.2	91.7	97.5	97.6	85.3	63.9
他区で接種した人数		3	4	455	346	227	162

区 分		日本脳炎		B C G	高齢者 インフルエンザ
		1期(3回)	2期		
総 数	対象者数	17,162	6,081	6,211	132,340
	実施者数	3,513	132	5,924	67,217
	実施率	20.5	2.2	95.4	50.8
他区で接種した人数		354	3	3	5,510

2 一類・二類・三類・四類・五類・新型インフルエンザ等感染症

11年4月1日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が施行された。この法律では、新しい感染症の出現など感染症をめぐる状況の変化や、感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質で適切な医療の提供を確保し、感染症に的確に対応することを定めている。また、感染症の感染力、り患した場合の重篤性等から感染症の類型化が行われ、それぞれに応じた対応が規定された。

19年の法改正で、結核予防法が廃止され感染症法に統合された。

20年5月2日、感染症法の一部改正により、感染症の類型が見直された。感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」が新設され、二類感染症に「鳥インフルエンザ(H5N1)」が追加された。

二類感染症の結核は、近年、結核り患率、死亡率は改善されてきているものの、高齢者と結核に対する免疫を持たない若年層に増加傾向があり、集団発生の危険がある。そのため、今後とも、結核対策を着実に進めていく必要がある。21年の新規登録患者は163人で、21年12月31日現在の登録患者数は、324人であった。

3 五類感染症

五類感染症については、発生情報を収集・分析し、その結果の公開・提供により、発生・拡大を防止すべき感染症と定めており、区では医師会・教育委員会等へ情報を提供している。なお、20年1月1日から、麻しんおよび風しんについて、医療機関から保健所への届出が義務化された。

全数届出感染症の届出患者数

平成21年度

種 別	疾 病 名	件数
一 類	エボラ出血熱	—
	クリミア・コンゴ出血熱	—
	痘そう(天然痘)	—
	南米出血熱	—
	ペスト	—
	マールブルグ病 ラッサ熱	—
二 類	急性灰白髄炎(ポリオ)	—
	結核	156
	SARS(重症急性呼吸器症候群)	—
	ジフテリア 鳥インフルエンザ(H5N1)	—
三 類	コレラ	—
	細菌性赤痢	—
	腸管出血性大腸菌感染症	11
	腸チフス パラチフス	—
四 類	マラリア	1
五 類	アメーバ赤痢	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	後天性免疫不全症候群	4
	麻しん	1

注：①練馬区に届出があった件数を掲載
②四類感染症、五類感染症は届出のあった疾病のみ掲載

4 エイズ・性感染症

エイズの原因となるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染の拡大は世界中で極めて深刻な状況にあり、国内の感染者も増加している。また、エイズとともに、性感染症が若年層を中心に増加傾向にある。そのため区では、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、各保健相談所で相談事業を、豊玉保健相談所で、HIV・梅毒・クラミジアの抗体検査(無料・匿名)を実施している。

エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数 平成21年度

区 分	件 数
エ イ ズ 相 談	1,617
H I V 抗 体 検 査	506
梅 毒 検 査	246
ク ラ ミ ジ ア 検 査	245

5 新型インフルエンザ

21年4月、ブタ由来の新型インフルエンザが発生し、区は、国や都の方針を受けて、相談・医療体制の整備、ワクチン接種など様々な対応を行った。

今後は「練馬区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザに対する保健医療体制の整備および庁内体制の整備の充実を図っていく予定である。そして、国・都の対策動向を見定めつつ、今後の新たなインフルエンザ発生時においても、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会経済活動の破たんを回避するための対策を行っていく。

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

区では、食中毒の防止、食品の安全性の確保のため、営業者の監視指導、食品等の検査を行っている。平成21年度は監視指導を11,846件、食品等の検査を2,659検体行った。

営業者に対しては、より食品衛生知識を深めるために30回の講習会を実施し、延べ2,080人が受講した。

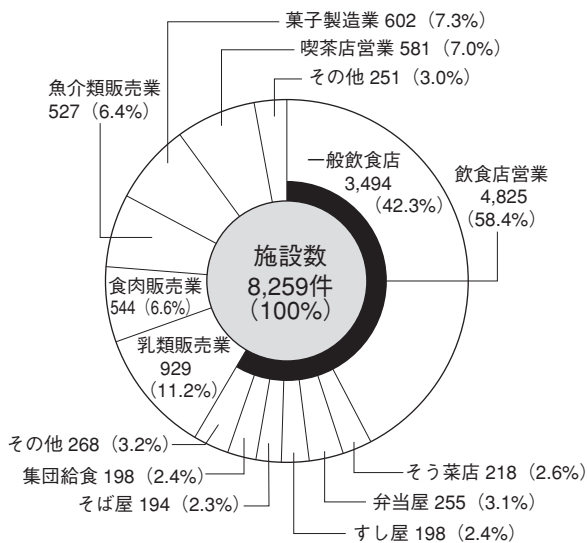
こうした監視指導を行うに当たって、区では食品衛生監視指導計画を策定している。21年度は計画について区民から意見を求めるとともに、意見交換会を22年2月に開催し、寄せられた意見を参考に22年度の計画を策定した。

21年度の区内での食中毒の発生は1件であった。

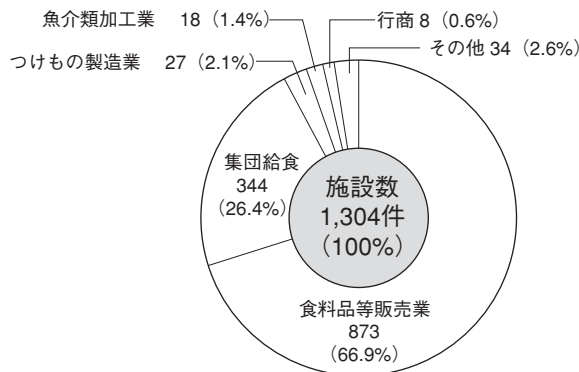
許可を要する食品関係施設

平成22年3月31日現在

〔食品衛生法に基づくもの〕



〔食品製造業等取締条例に基づくもの〕



●食品衛生普及啓発活動

平成21年度は、消費者に対する普及啓発活動として、母親学級内で実施している食中毒予防のための講習を含め、69回1,573人に講習会を実施した。また、リーフレット「ねりま食品衛生だより」を作成・発行（8回、11,840部）し、練馬区ホームページ内の食品衛生情報へ掲載するとともに、「消費生活展」「練馬まつり」等で食品衛生のコーナーを設けて展示などを行った際にも、併せて配布を行った。

10月には「カラダに良い菌・悪い菌」をテーマに「練馬区食の安全・安心シンポジウム」を開催、112人の参加者と意見交換を行った。また、平成22年3月には、これまで講習会・講演会への参加が少なかった子育て中の主婦を対象として「キッチンらくらくキレイ術」を開催、20人が参加し、食品衛生の基本についての講習を受講し、実習を行った。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

平成21年度には、159か所の監視指導を行った。

練馬区内の医療関係施設

平成22年3月31日現在

区分	施設数および病床数	人口10万人当たり
病院	19か所	2.7か所
病院病床	3,275床	467.9床
病院一般病床	1,351床	193.0床
療養病床	559床	79.9床
一般診療所	539か所	77.0か所
歯科診療所	455か所	65.0か所
助産所	30か所	4.3か所
施術所	513か所	73.3か所
出張施術業	220か所	31.4か所
歯科技工所	107か所	15.3か所

注：一般病床は、病院病床から精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床を除いたもの

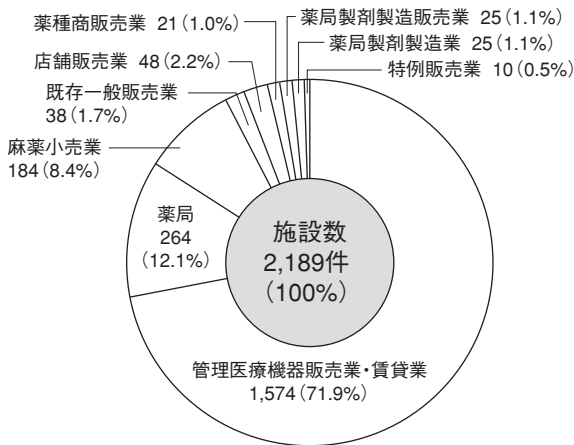
●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。平成21年度には、739件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

さらに、区民の保健衛生上の安全を確保する目的で薬事関連法令の主旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

薬局・医薬品販売業等関係施設 平成22年3月31日現在



2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。21年度には、86件の監視指導を行った。

●環境衛生

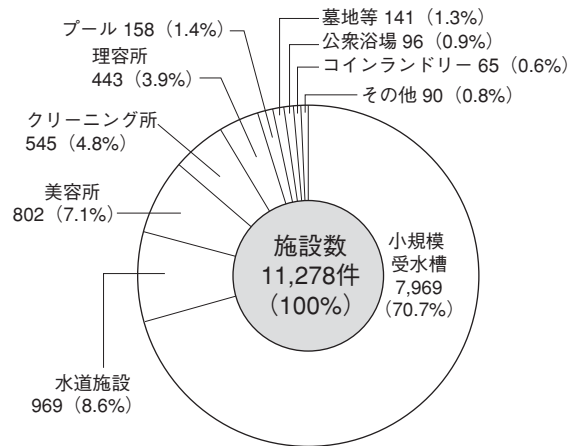
多数の人が利用するプール、公衆浴場や日常生活上必要な理容所、美容所、クリーニング所等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

このため区では、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気検査や細菌など各種検査を実施している。平成21年度は、583件の監視指導を行うとともに、384施設について各種検査を行った。このほかにも、飲料水についての相談受付・指導を行っている。

また、練馬区コインオペレーションクリーニング（コインランドリー）営業施設の衛生指導要綱および練馬区小規模給水施設の衛生管理指導要綱を制定し、区民の生活に直接影響を及ぼす施設の衛生向上を図っている。

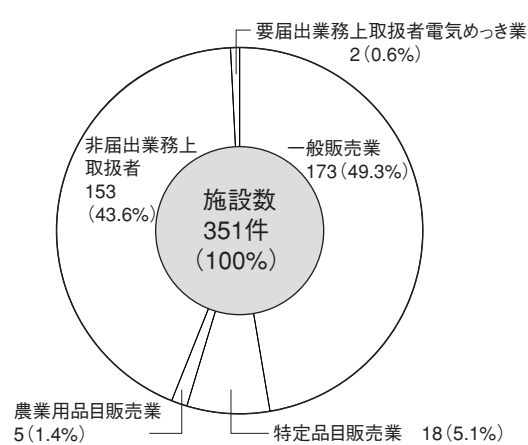
環境衛生関係施設

平成22年3月31日現在



毒物劇物営業者等関係施設

平成22年3月31日現在



●有害物質を含有する家庭用品の検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。平成21年度には、46品目（延べ84検体）の試買検査を行った。

●ペット動物の飼養

狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例により、畜犬登録、狂犬病予防注射、犬の正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。飼い猫の去勢・不妊手術費の一部（オス1,500円、メス3,000円）を助成する事業も行っており、平成21年度には、オス680件、メス856件、計1,536件の利用があった。

また、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動するグループを登録し、去勢・不妊手術費用の助成（オス5,000円、メス10,000円）や猫保護ケージの貸出しなどにより活動を支援している。21年度は、17団体が登録し、オス74件、メス84件、計158件の手術が行われた。

なお、区内には、動物質原料運搬業、畜舎など14施設がある。

狂犬病予防関係件数		平成21年度
区 分	件 数	
鑑 札 交 付 (内 訳) 交 付 再 交 付 交 換 (無料)	件	
	2,597	
	2,189	
	198	
狂犬病予防注射済票交付数 (再交付含む)	19,297	
咬 傷 事 故 数	32	

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、人体に害を及ぼす害虫等の駆除を行っている。

平成21年度は、蚊、蜂、毒蛾（が）など害虫その他の苦情・相談に対する処理367件のほか、ねずみの駆除指導を697件、ねずみ講習会を2回行った。

また、自主的に害虫駆除を行う地域団体や区民に、噴霧器の貸出し（肩掛式1台）を行った。

(5) 地域における医療体制を確保する

休日・夜間の初期救急医療を中心とする救急医療体制の整備を図っている。

●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間等において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（練馬区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急子どもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

併せて、平成18年度から日大練馬光が丘病院および順天堂練馬病院に毎日午後5時から午後10時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。21年度の患者実績は日大練馬光が丘病院は3,951人、順天堂練馬病院は1,214人であった。日曜・祝休日には区内6か所で休日診療当番医療機関を開設するほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施している。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局を開設している。

20年4月には石神井休日急患診療所のフロア内に石神井休日夜間薬局を開局した。

休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成21年度			
区 分	開設日数	受診者	1日平均
	日	人	人
医 科	72	7,223	100.3
歯 科	10	79	7.9
接 骨 院	72	508	7.1

休日急患診療所等の診療日数と受診者数

施 設 名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
練馬休日急患診療所 (内科・小児科)	71	365	7,027 (99.0)	7,763 (21.3)
練馬区夜間救急子ども クリニック（再掲） (年末年始)	6	365	420 (70.0)	6,337 (17.4)
練馬歯科休日急患診療所 (歯科)	70	—	549 (7.8)	—
石神井休日急患診療所 (内科・小児科)	72	123	6,088 (84.6)	3,597 (29.2)
石神井歯科休日急患 診療所（歯科）	72	—	637 (8.8)	—

注：①昼 間：午前10時～午後5時
準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）
午後8時～午後11時（月～金）
②受診者の（ ）内は1日平均

2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、東京都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。区ではこれを補完するため、日大練馬光が丘病院において、心臓循環器救急医療を実施している。

3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（練馬区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。併せて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。国では、臨床調査研究分野として130疾患の研究を奨励している。

東京都では、指定79疾患（国の指定56疾患を含む。）に対して医療費の公費負担を実施しており、所管の保

健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成21年度の診療実績は診療日数100日、延べ治療件数は2,932件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜の午前9時～午後1時）と訪問（第1・3水曜の午前9時～午後1時）があり、21年度の実績は、診療日数60日（外来30日、訪問30日）、延べ治療件数は250件（外来111件、訪問139件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を行っている。

●日本大学医学部付属練馬光が丘病院

昭和61年に区が誘致した「練馬区医師会立光が丘総合病院」は、平成3年4月から学校法人日本大学に経営を引き継ぎ「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発した。

経営を引き継ぐに当たり、区と日本大学との間で締結した基本協定において、同病院を地域医療の中心的機能と高度で専門的な機能を持ち、公的な目的と機能を果たす総合的な医療を提供する病院として維持、発展させることなどを取り決めた。

また、区および区民の意見を病院の運営に反映させるために、区民、区議会議員、学識経験者、区職員で構成される「病院運営協議会」が設置されている。

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

(1) 規模

敷地面積 9,513m²、延べ床面積 17,489m²
病床数 342床

(2) 診療科目

内科、循環器科、小児科、皮膚科、外科、心血管・呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、ペインクリニック（麻酔科）、神経内科、精神神経科、リハビリテーション科

日本大学医学部付属練馬光が丘病院利用状況 平成21年度

区 分	受診者(延べ人数)	月平均(延べ人数)
入院患者	102,284	8,524
外来患者	231,984	19,332
手術	2,355	196
ICU・CCU	1,689	141
人工透析	970	81
救急患者	21,758	1,813

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

●順天堂大学医学部附属練馬病院

平成10年12月の東京都保健医療計画の改定により、区内での増床が可能になったことを受け、区は誘致方式による病院整備を進め、17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

(1) 規模

敷地面積 11,188m²、延べ床面積 30,621m²
病床数 400床

(2) 診療科目

内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、神経内科、メンタルクリニック（精神科）、小児科、小児外科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、整形外科・スポーツ診療科、形成外科、皮膚アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸科、放射線科、産科・婦人科、ペインクリニック（麻酔科）、リハビリテーション科

順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況 平成21年度

区 分	受診者(延べ人数)	月平均(延べ人数)
入院患者	140,725	11,727
外来患者	338,359	28,197
手術	5,076	423
ICU・CCU・NICU	4,461	372
人工透析	5,949	496
救急患者	16,881	1,407

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

NICU（新生児集中治療管理室）

3 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる

(1) 地域で子育てを支える

●子ども家庭支援センター

子どもや家庭の抱える不安や悩みは漠然としたものから深刻なものまで様々だが、地域において早期に対応することが、問題の深刻化を防ぎ、解決をより容易にする。

練馬子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てのひろば、乳幼児一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供、子育てスタート応援券の送付などを行っている。平成22年1月に貫井子ども家庭支援センター、22年5月に大泉子ども家庭支援センターを開設した。

1 子どもと家庭の総合相談（練馬・関・光が丘・貫井子ども家庭支援センター）

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整を行っている。21年度は1,280件の相談があった。（養護相談769件、保健相談12件、育児しつけ相談281件、その他相談218件）

2 子育てのひろば（練馬・関・光が丘・大泉※・貫井びよびよ）※22年4月より西大泉びよびよに名称変更

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。21年度は、83,683人の親子の利用があった。

3 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。21年度は29,003人の親子の利用があった。

4 子育て相談（練馬・関・光が丘・大泉※・貫井びよびよ）

※22年4月より西大泉びよびよに名称変更

保育士などが子育てに関する一般相談を行っている。また、多方面に及ぶ相談には総合福祉事務所や児童相談センターなどの関係機関との連携を図ることで対応している。21年度は、1,795件の相談があった。

5 ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者に、地区リーダーを通じ、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。

22年3月31日現在、利用4,208人、援助350人の会員がいる。

6 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専門の施設で保育士などが2歳から

小学校6年生まで（石神井学園は17歳まで）を対象として保育に当たっている。この内、子どもショートステイは陽だまり荘と石神井学園で実施している宿泊型一時保育で、6泊7日まで連続して利用できる。21年度は延べ863日の利用があった。トワイライトステイは、陽だまり荘、石神井学園、練馬びよびよ、光が丘びよびよで実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育で21年度は延べ1,798日の利用があった。

7 乳幼児一時預かり事業

保護者が仕事や外出など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、乳幼児（生後6か月から就学前児）の短時間の保育を行っている。

練馬、関、光が丘びよびよに加えて貫井びよびよでも22年1月から実施しており、21年度は延べ5,752人（件）の利用があった。

8 育児支援ヘルパー事業

出産後まもなく、体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。原則として、出産予定日の2か月前から生後4か月以内の36時間を限度に派遣しており、21年度は、延べ2,334時間の利用があった。

9 子育てスタート応援券

新生児のいる家庭に、区の実施している子育て支援事業を紹介し、利用いただくため子育てサービスが利用できる応援券を支給している。

21年度は、育児支援ヘルパーサービス3時間、ファミリーサポート4時間ずつ利用できる応援券と、民設子育てのひろば利用券8枚を出生届・転入届により、対象となるすべての世帯に郵送し、育児支援ヘルパーサービスに延べ1,247時間、ファミリーサポートに延べ3,353時間、民設子育てのひろば利用に延べ3,684回利用された。

10 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな子育て中の親を対象に、ファミリーサポートの支援の下、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを共に学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

21年度は、全6回の連続講座を3回実施し、38人が受講した。

11 ねりまキッズ安心タクシー

妊娠中の方や子育て中の方が外出する際に、安心してタクシーを利用できるように、タクシー事業者向けに、育児についての講習会を実施している。講習会受講後に検定を行い、検定に合格した乗務員の方には認定証を交付する。タクシーには「ねりまキッズ安心タクシー」のステッカーを貼り、タクシー利用の際の目印とする。

21年度は、講習会を2回実施し、219人が認定証の交付を受けた。

●区立保育園子育て支援事業

地域に開かれた保育園としての機能を拡充するために、全区立保育園で子育て相談や地域の親子と交流する事業を行っている。

1 子育て相談

園長のほかに栄養士、看護師の職員が、専門知識や保育園での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

平成21年度は、2,709件（うち電話相談は607件）の相談があった。

2 地域交流事業

保育園の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行っている。また、地区の園長会が子育ての情報や保育園の遊び、食事を紹介するイベントを行っている。

21年度は、574事業11,240人の参加があった。

●練馬こどもまつり

練馬こどもまつりは、子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。会場は光が丘公園と石神井公園の2か所で、それぞれの会場では木工作や手芸、ドッジボール、スポーツチャンバラなどが行われ、ステージでは、歌や大道芸などが繰り広げられている。

運営は、区が事務局となり、児童館、地域の民間の団体により行われ、子どもたちも「子どもスタッフ」として準備や当日の運営に参加し、子どもたち自身にとって楽しいまつりとなるよう活動した。

平成21年度は、5月9日に開催し、当日来場者は延べ47,000人であった。

●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、児童手当を始めとする各種の手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1 児童手当

小学校6年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。支給月額は一歳未満は一律10,000円、3歳以上は第1子・第2子が5,000円、第3子以降が、児童1人につき10,000円である。

平成22年3月31日現在の支給児童数は49,695人（第1子27,511人、第2子17,245人、第3子以降4,939人）である。

2 児童育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保

護者に、育成手当を支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、児童1人につき13,500円、22年3月31日現在の支給児童数は8,576人である。

また、20歳未満の心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のある児童の保護者に、障害手当を支給している。支給月額は児童1人につき15,500円で、22年3月31日現在の支給児童数は447人である。

3 第3子誕生祝金

練馬区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。21年度は623人に支給した。

4 児童扶養手当

父が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級程度）である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害児の場合は20歳未満）を養育している保護者に支給している。ただし、保護者や児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けているときや、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が基準より低い方は全額支給されるが、一定所得以上の方は所得金額に応じて10円刻みで、一部または全部支給制限を受ける。児童1人の場合の21年4月現在の支給額は、全額支給は41,720円（一部支給は41,710円～9,850円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。

22年3月31日現在の受給者は4,346人、対象児童数6,428人である。

なお、22年8月から父子家庭にも支給される。

5 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度）、または中度の障害（身体障害者手帳3級程度および4級の一部、愛の手帳3度程度）のある児童を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、1人につき重度障害児は50,750円、中度障害児は33,800円で、22年3月31日現在の支給対象児童数は合わせて593人である。

6 子ども医療費の助成

小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施している乳幼児医療費助成に加え、19年4月から小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額まで）と入院時食事療養費標準負担額を助成している。22年3月31日現在の対象人数は乳幼児医療証が39,440人、子ども医療証が53,401人、合計92,841人で

ある。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金（高額療養費および高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担を除く）を助成している。

22年3月31日現在の対象人員は、3,700世帯、5,587人である。

●次世代育成支援行動計画

平成22年1月1日現在、練馬区の児童数は、107,784人で、区の人口の15.3%を占めている。児童の内訳は、乳児（1歳未満）5,809人、幼児（1～5歳）28,983人、少年（6～17歳）72,992人である。

近年の社会経済情勢の変化により、少子化が急速に進んでいる。

国は、少子化の流れを変えるため、少子化に対する地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を促す「次世代育成支援対策推進法」を、15年に制定した。

区では、同法に基づき、アンケート調査などにより区民のニーズを把握するとともに、公募区民などで構成する「次世代育成支援対策協議会」の意見や区民意見反映制度による意見などを踏まえ、22年3月に「練馬区次世代育成支援行動計画（後期）」（22～26年度）を策定した。

この行動計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもと子育て家庭を支援している。

(2) 保育サービスを充実する

●当面の主な課題

1 入所待機児の解消

平成10年度以降待機児童の解消のため、認可保育園や分園の新設、定員の見直しおよび保育園を補完する制度（保育室、認証保育所、家庭福祉員等）の拡充などにより、受入枠の増に努めてきたが、依然1～3歳児を中心に待機児童は多く、22年4月1日現在552人（1～3歳は502人、その他は50人）という状況である。

今後も引き続き、保育園の新設や、認証保育所の誘致などにより、待機児童の解消を図っていく。

●多様化する保育需要

1 乳児保育

区立保育園では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始し、平成22年4月1日現在14園で実施している。また、21園で生後101日から、15園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育園では、12園で生後58日、6園で6か月からの乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育園では原則として、中・軽度の障害のある

幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育園でも園の状況に応じて受入れを行っている。

22年4月1日現在、区立保育園58園に160人、私立保育園13園に41人が在籍している。

3 延長保育

満1歳以上については全保育園で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる）まで保育を行っている。

さらに、保護者の就労等の延長に対応するために、区立18園・私立13園で夕方1時間、私立1園で夕方1時間30分、区立4園・私立4園で夕方2時間、私立1園で夕方2時間30分、区立4園・私立3園で朝30分の延長保育を実施している。

22年4月1日現在、区立436人・私立260人の児童が利用している。

また、16年4月より、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。

21年度は、区立保育園22園で4,694人の利用があった。

4 年末保育

多様な就労形態に対応するために、12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を13年度から実施している。

21年度は、区立保育園10園、私立保育園5園、保育室1室で利用児童数は延べ284人であった。

5 病後児保育

病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業で、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。

15年4月から私立道灌山保育園、17年4月から病後児保育施設こどもデイケアプリムラ、18年4月からマミーズハンド中村橋、7月からは練馬区医師会病後児保育センターぱるむで開始した。21年度は延べ2,661人の利用があった。

6 休日保育

認可保育園が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できない時に保護者に代わって保育する制度である。

対象は練馬区の認可保育園に在園する満1歳以上の児童で、午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間を申込み、保育料は1日3,000円である。

18年4月から1園（光が丘第八保育園）、10月から3園（向山保育園・石神井町つつじ保育園・東大泉第三保育園）の、区立保育園計4園で実施している。

21年度の延べ利用者数は558人であった。

7 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、保護者に代わって保育する制度である。

私立保育園においては、15年4月から大泉にじのいろ

保育園で実施し、19年度からどんぐり山保育園とアスク関町北保育園、21年度からなんこう保育園とエンゼルペア石神井保育園も実施を開始し、21年度は5園で延べ3,525人の利用があった。

また、区立保育園においては18年10月から東大泉第三保育園で実施、21年度は延べ1,757人の利用があった。

8 短期特例保育

保護者が病気、出産等により一時的に保育ができなくなったときに、子育ての経験を持つなど一定の要件の下で区が認定した保育員または保育室等および区立保育園が保護者に代わって乳幼児を保育する制度である。

22年4月1日現在、保育員は9人（児童定員各3人）、認証保育所等は24か所、区立保育園60園、私立保育園6園で定員に欠員が有る場合に保育を行う。

21年度は95人、延べ1,627日の保育を行った。

区内では、平成22年4月1日現在、A型の認証保育所が25か所、B型は2か所開設されている。

2 家庭福祉員（保育ママ）

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合、区が認定した家庭福祉員が、保護者に代わって自宅で保育する制度である。

家庭福祉員には、保育士・教員、看護師等の資格と子育ての経験を持つことなど、一定の要件を必要としている。対象児は、生後58日以上、3歳未満の児童である。

21年度は、月平均117人の保育を行った。

3 駅型グループ保育室

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合に、送り迎えに便利な駅周辺のマンション等の一室を区が保育室として整備し、区が認定した家庭福祉員のグループや区から委託を受けた団体が、保育する制度である。

保育園数・児童定員・待機児数の推移

各年4月1日現在

区分 年次	保 育 園			児 童 定 員			待機児 人
	区立 園	私立 園	合計 園	区立 人	私立 人	合計 人	
平成18	60	18	78	6,421	1,473	7,894	221
19	60	20	80	6,410	1,617	8,027	243
20	60	21	81	6,415	1,677	8,092	254
21	60	23	83	6,453	1,790	8,243	429
22	60	24	84	6,536	1,878	8,414	552

保育室数と家庭福祉員・駅型グループ保育室・認証保育所・私立幼稚園在園児預かり保育・認定こども園数の推移

各年4月1日現在

年次	保育室	定員	福祉員	定員	グループ保育室	定員	認証保育所	定員	預かり保育	定員	認定こども園	定員
	か所	人	人	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人
平成18	14	289	47	133	8	66	18	515	7	175	—	—
19	10	187	46	120	8	66	20	563	7	175	—	—
20	9	169	42	121	8	63	22	623	7	175	—	—
21	9	169	41	117	8	60	22	623	6	155	2	100
22	7	140	48	141	8	75	27	815	6	155	2	100

●私立保育園への助成の充実

私立保育園に対して、保育内容の充実、運営の安定ならびに区立と同様の保育態勢の確立などを目的として財政等の援助に努めている。今後、特に施設整備面などの支援充実が課題である。

●保育園を補完する制度

多様化する保育需要に応えるため、保育園を補完するものとして、つぎのような制度を設けている。

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、東京都が基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。

A型（駅前基本型）とB型（小規模・家庭的保育所）の2つの類型があり、それぞれ利用対象者や定員規模、施設基準等が異なる。

11年6月に東大泉グループ保育室を開設したのを始めに、22年4月1日現在8か所の駅型グループ保育室を開設している。

4 練馬型グループ保育室

マンションなどの一室を区が借り上げて保育室とし、区立保育園の園長経験者などにより保育を行う。

22年6月に石神井地区に「練馬型グループ保育室石神井」を開設した。

5 保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」として認定し、保育の充実などのための助成を行っている。

21年度は、月平均155人の保育を行った。

6 私立幼稚園在園児預かり保育

幼稚園の通常の教育（保育）とは別に、同じ幼稚園の中で、保護者が働いていたり、病気等により保育に欠ける在園児を対象に、認可保育園と同じ保育日、保

育時間で保育を行う制度である。

対象人数は1園25人、保育料は1か月1万円で食事代やおやつ代は実費として別に徴収する。

保育時間は、幼稚園教育時間の前後で、午前7時30分から午後6時30分まで、夏休みなどの長期休業期は、午前7時30分から午後6時30分までである。

22年4月1日現在、私立幼稚園預かり保育を6か所の私立幼稚園で行っている。

7 認定こども園

教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施設である。

22年4月1日現在、私立幼稚園2園が認定されている。

●学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、夏休みなど学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

1 子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業。

21年度は63か所で実施し、延べ40,678人の利用があった。

2 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。17児童館のうち学童クラブがある14館すべてで実施している。

21年度は延べ139団体への貸出しを行った。

(3) 子どもの放課後等の居場所を確保する

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により家庭において保育に欠ける小学校1～3年生（心身に障害を有する児童については6年生まで）の児童の健全育成を図る施設である。保育時間は、平日は放課後（土曜日・夏休みなど学校休業日は午前9時）から午後6時（土曜日は午後5時）までである。指定管理者制度および運營業務委託による学童クラブにおいては、保育時間を延長（午前8時から午後7時まで）している。

平成22年3月31日現在、91クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内34、小学校内42、単独15）を開設しており、児童が指導員の下で、遊びや文化活動を繰り返し広げている。

また、昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成22年3月31日現在、84クラブに143人が在籍している。

留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移

各年10月1日現在

年次	平成19	20	21
学 校 数	69校	69校	69校
児 童 数	17,212人	17,272人	16,975人
留守家庭児童数	5,309人 30.8%	5,295人 30.7%	5,111人 30.1%
学童クラブ数	90か所	90か所	91か所
在 籍 者 数	3,780人 71.2%	3,736人 70.6%	3,539人 69.2%

注：児童数は1～3年の在籍児童数。在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が、①共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全育成を図る「放課後児童の広場」事業、②乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する「子育ての広場」事業、③保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する「乳幼児一時預かり」事業を実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する子育て支援事業である。

平成22年3月31日現在、6か所で運営されている。

●児童館（室）

区では、幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して遊びの指導、各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。

平成22年3月31日現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。21年度は、1日平均で1館（室）当たり82人の児童が利用した。

また児童館では、週1～3回、午前中に、リズム体操、読み聞かせ等集団での遊びを中心に、乳幼児を対象とした子育て支援事業を行っており、21年度は1館当たり平均87回の事業に1回あたり25人が参加した。

このほか、乳幼児の母親を対象とした子育てに関する事業も行っており、21年度は1館当たり平均4.5回の講演会等を開催した。

また地域の子育て支援の核として、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

なお、光が丘なかよし児童館では①「中高生の居場

所づくり事業」として月曜日～土曜日、午後5時30分から午後8時まで、②「親子のふれあう場等提供事業」として日曜・祝日、午前9時～午後5時まで施設開放を行っている。このほか、中村児童館では週2回午後5時から午後7時まで、「中高生の居場所づくり事業」として中高生専用の時間を設けている。

児童館（室）利用状況の推移

館名	年度	平成19	20	21
(児童館)	人	人	人	人
栄町		25,882	31,892	30,204
中村		54,752	60,278	54,709
平和台		34,056	35,348	32,708
春日町		35,214	40,142	35,347
北町		24,138	23,115	23,148
光が丘		42,196	39,563	34,733
光が丘なかよし		73,982	78,472	74,983
土支田		29,840	34,834	31,966
南田中		37,773	39,642	42,781
三原台		31,559	36,893	35,558
石神井		35,246	39,067	35,515
石神井台		33,452	36,842	24,802
上石神井		35,488	32,219	32,103
関町		42,368	34,824	31,591
東大泉		33,791	45,252	42,662
西大泉		25,270	35,640	28,649
北大泉		26,215	25,725	21,557
(児童室)				
厚生文化会館		22,213	20,765	27,706
地区区民館		333,028	326,720	312,246
合計		976,463	1,017,233	952,968

注：地区区民館は、22か所の合計。

厚生文化会館は、大規模改修のため平成20年9月～21年3月は縮小運営を実施。

(4) 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する

●子どもの権利条約の周知・啓発および児童虐待防止

子どもの権利条約においては、子どもを単に保護されるべき弱者として捉えるのではなく、人間としての尊厳を受けるべき一個の主体として捉えている。

区では、子どもに関わる施設の職員を中心として、条約の趣旨について広く区民に周知することに取り組んでいる。

児童福祉法の改正（平成17年4月施行）により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等で構成され、情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置することができるとされた。区では、これに基づき、19年3月、児童虐待防止のための一層広範な連携・協力を確保するため、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練

馬区要保護児童対策地域協議会に発展的に移行した。（要保護児童とは保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（法第6条の2）。）

また、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となって、要保護児童等に関する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」として子ども家庭支援センターを新たに指定し、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、精神的にも経済的にも大きな負担がかかっている。また、都市特有の住宅難、核家族化の進行、地縁的なつながりの欠如などにより孤立化しやすい状況となっている。

区ではこれらのひとり親家庭の自立のために、相談業務や福祉資金の貸付けを行っている。

さらに平成17年度から就業支援を柱とした自立支援策を実施しており、21年度は18件の自立支援教育訓練給付金、15件の高等技能訓練給付金を支給した。

また、家庭の事情などにより緊急に保護を必要とする女性および母子に対して、一時的に保護する事業を行っている。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1 ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、国民宿舎などをひとり親家庭等休養ホームとして指定し、年度1人3泊を限度として低料金で利用できるようにしている。

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

ひとり親家庭を対象に母子家庭、父子家庭になった直後、あるいは父、母、児童いずれかの病気やケガなどで家事や育児等に支障をきたしている場合にホームヘルパーを派遣している。

平成21年度は、299世帯に、延べ7,672回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、配偶者がいないなど、養育すべき児童のいる母子を入所させて、自立に必要な生活指導を行い、児童の健全育成を図るとともに、これらの家庭の社会への適応を図ることを目的としている。

平成22年3月31日現在、19世帯、42人が入所している。

4 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

(1) 地域で高齢者を支える

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成20年度に第3期計画（18～20年度）の見直しを行い、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（21～23年度）を策定した。

第4期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年の練馬区において目指すべき高齢社会を念頭に長期的な視野に立ち、平成27年に至る中間の3年間に取り組むべき施策を明らかにしている。

計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への反映に努めるとともに、区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定した。

計画期間は、21～23年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる23年度に見直しを行う。

1 基本理念

高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に共通する3つの基本理念を設けた。

- ① 高齢者の尊厳を大切にす
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

2 基本目標

「新長期計画（平成18年度～22年度）」の高齢者保健福祉部門の部門別目標との整合性を図るため、基本理念を具体化するための、基本目標を設けた。

「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」

3 基本施策

基本理念、基本目標の実現のため、6つの基本施策を定めた。

- ① 多様な社会参加の促進
- ② 健康の保持増進
- ③ 特定高齢者等への支援
- ④ 要支援・要介護高齢者への支援
- ⑤ 住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備
- ⑥ 地域で支える仕組みづくり

4 重点課題

第4期計画期間中に、重点的に取り組む必要がある課題について、解決に向けた積極的な施策の展開を図るため、9つの重点課題として定めた。

- ① 地域貢献につながる社会参加の促進
- ② 「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進
- ③ 主体的に取り組む介護予防の推進

- ④ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
- ⑤ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ⑥ 介護人材の確保
- ⑦ 適切な介護保険制度の運営
- ⑧ 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援
- ⑨ 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

5 施策、個別事業

6つの基本施策を柱として、25の施策と150の個別事業を明らかにしている。

6 介護保険事業計画

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度の役割がますます重要となっていく中、サービスを利用する高齢者にとって、信頼できる持続可能な保険制度とするため、3年間の介護サービスの総給付費の見込みに基づく、第4期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料等を定めている。

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置している。包括的支援事業としては、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援という4つの機能を担う。地域包括支援センターでは、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、地域包括支援センター支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。平成21年度には支所を3か所増設し、現在22か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

●高齢者の総合相談

総合福祉事務所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療、および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

高齢者サービスに関わる相談件数

平成21年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	1,331	38	897	837
在宅福祉サービス	3,224	2,258	666	1,550
経済的事項	330	571	687	624
家庭的事項	497	542	770	898
医療・保健	698	778	1,220	917
住居	917	559	163	591
介護保険	3,497	5,084	4,413	4,350
権利擁護	37	11	37	43
その他	830	478	8,667	1,119
小計	11,361	10,319	17,520	10,929
合計	50,129件			

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員等との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

●認知症対策事業

区では平成17年度から認知症予防事業を開始し、啓発活動や地域活動の育成支援、人材育成などを実施し、20年度は予防事業に加え、認知症の人や家族が安心して暮らす地域づくりを推進するため、啓発活動や人材育成など対策事業を開始した。さらに21年度からは、認知症高齢者等の支援体制を構築するため、認知症高齢者支援ネットワーク協議会など支援事業を開始した。

認知症対策事業

区分	平成20年度		平成21年度	
	回数・延べ人数など		回数・延べ人数など	
啓発	講演会・報告会	2回 238人	5回 806人	
	高齢者団体などへのミニ講座	30回 1,014人	36回 888人	
	パンフレット作成配布	10,000部	10,000部	
地域活動育成支援	認知症予防プログラム	344回 1,952人	238回 1,732人	
	予防プログラム説明会	4地区、7回	4地区、4回	
	予防プログラム	全19回×3グループ×4地区	全18回×4グループ×2地区	
		全7回×2グループ×1地区	全7回×6グループ×1地区	
	ファシリテーター支援	94回	26回	
	プログラム修了者支援	1回	1回	
	人の裏	推進員養成講座(5日制)	1回 547人	
推進員フォローアップ講座		14回 365人	13回 441人	
啓発	講演会	1回 700人	8回 308人	
	認知症相談		24回 68件	
	リーフレットの作成配布	50,000部	50,000部	
人材の育成	サポーター養成講座	68回 2,208人	71回 1,961人	
	キャラバンメイト養成研修	1回 50人	1回 38人	
	キャラバンメイト連絡会	1回 37人	2回 91人	
	支援ワークショップ	11回 193人		
	支援ネットワーク協議会		4回 44人	
地域支援	ネットワーク事業報告会		1回 300人	
	介護家族の勉強会とついで		12回 90人	
	介護家族パートナー養成講座		5回 102人	
	介護家族の会支援		13回 141人	

●高齢者集合住宅

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

高齢者集合住宅

	住宅名	戸数	入居
区立	羽沢	50	平成3年 9月
	土支田	47	5年 3月
	豊玉	19	5年10月
	高松	24	6年 3月
都営住宅	大泉学園町	20	8年 6月
	東大泉	27	8年 6月
	練馬	23	8年 9月
	谷原	20	10年 2月
	中村北	24	11年11月
	関町南	26	13年11月
	豊玉中	26	13年12月
	関町北	26	14年 8月
	石神井町	26	14年 8月
	平和台	26	16年 7月
UR住宅	光が丘	18	2年 8月
	石神井	21	8年12月
	にしき平和台	18	9年12月

●事業者状況

介護サービス事業者には、東京都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と練馬区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として練馬区民のみが利用できるサービスである。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成22年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	162 (一)
介護予防支援	— (4)
訪問介護 (注※)	159 (157)
訪問入浴介護	8 (8)
訪問看護	32 (32)
訪問リハビリテーション	6 (6)
通所介護	115 (102)
通所リハビリテーション	11 (10)
短期入所生活介護 (注※)	22 (21)
短期入所療養介護	10 (10)
特定施設入居者生活介護	32 (31)
福祉用具貸与	22 (23)
特定福祉用具販売	24 (24)
合 計	603 (428)

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数

※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成22年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	17 (16)
認知症対応型共同生活介護	20 (20)
小規模多機能型居宅介護	6 (6)
夜間対応型訪問介護	1 (一)
合 計	44 (42)

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

区内の介護保険施設の状況

平成22年4月1日現在

施設の種類	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,362人）	20
介護老人保健施設（定員743人）	7
介護療養型医療施設（定員319人）	5
合 計	32

●後期高齢者医療制度

平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

東京都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

- ・広域連合の事務
資格管理、医療給付、保険料賦課等
- ・区の事務
保険料徴収、被保険者の便益の増進に寄与する事務（主に申請等窓口事務）

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者および65歳から74歳までの一定の障害があり、広域連合から認定を受けた者。（生活保護受給者を除く）

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払いは、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分	現役並み所得者	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	
窓口での一部負担金の割合	3 割	1 割	1 割		
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円

*（ ）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者。
ただし、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での自己負担割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 低所得Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 低所得Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。自己負担限度額は所得区分によって異なる。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦全額本人が支払い、後日申請することにより、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

20年4月から、年間の後期高齢者医療費の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療+介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得者		67万円(89万円)※
一 般		56万円(75万円)
低所得者	Ⅱ	31万円(41万円)
	Ⅰ	19万円(25万円)

※平成20年4月から21年7月までは、通常より計算期間が4か月長いいため、通常よりも高い限度額である()内の額を適用する。ただし、20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用する。

5 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

平成21年度

対象者数	受診者数	実施率
57,727人	31,144人	54.0%

注：受診者数は平成22年5月31日現在において確認しているものの数

6 保険料

被保険者一人ひとりが納める。保険料(年額)は、均等割額(一人37,800円)と所得割額(旧ただし書き所得金額×所得割率7.18%)を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。)

7 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

(2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの者は、所得割額を50%軽減する。東京都広域連合独自の措置として、更なる軽減を行っている。

8 保険料の特例

制度加入前に被用者保険の被扶養者だった者は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

9 保険料の納付方法

原則として年金からの天引き(特別徴収)となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と合算して年金受給額の2分の1を超える者は納付書や口座振替で納める(普通徴収)。また、年金からの天引き対象となった場合は、申請により口座振替を選択することができる。

10 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬儀等を行ったとき、その費用を負担した方からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額(2万円)は、区が上乗せして支給する。

平成21年度 葬祭費支給実績

葬祭費支給件数	2,861件
支給額	200,270千円

(2) 高齢者の多様な社会参加を支援する

●高齢者施設

1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

21年度の利用状況は、個人利用延べ152,552人、団体利用は延べ4,237団体、57,157人であった。

光が丘高齢者センター事業実施状況 平成21年度

事業名	実施状況		
講座	9講座	延べ	1,015人受講
教室	15教室	延べ	1,918人受講
映画	12回	延べ	2,134人入場
作品展	2日	延べ	422人入場
各種大会	10回	延べ	871人参加
介護予防事業	3講座	延べ	6,782人受講
敬老祭・演芸大会	1日	延べ	1,050人参加
落語会・演奏会等	6件	延べ	897人参加

関高齢者センター事業実施状況 平成21年度

事業名	実施状況		
講座	5講座	延べ	618人受講
教室	10教室	延べ	7,219人受講
映画	12回	延べ	613人入場
敬老の日事業	1回	延べ	500人参加
落語会・演奏会等	5回	延べ	931人参加

豊玉高齢者センター事業実施状況

平成21年度

事業名	実施状況
講座	32講座 延べ 4,452人受講
教室	27教室 延べ 14,051人受講
映画会	11回 延べ 346人入場
演奏会	5回 延べ 375人入場
個人開放事業	6回 延べ 13,493人参加
敬老の日事業等	3回 延べ 1,265人参加

2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名	年度			
	平成18	19	20	21
(高齢者センター)	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
光が丘	64,191	67,467	70,301	74,931
関	37,204	39,311	33,823	42,257
豊玉	42,243	37,207	40,062	35,364
(敬老館)				
栄町	12,609	12,350	12,338	12,769
中村	21,357	20,417	19,621	19,922
春日町	15,701	14,454	14,344	15,298
南田中	19,489	18,990	17,933	19,355
高野台	22,278	23,465	27,814	29,627
三原台	33,453	29,414	28,038	29,118
石神井	22,133	23,120	15,703※2	17,810
石神井台	14,368	17,455	17,366	—※4
東大泉	19,973	—※1	24,405	27,634
西大泉	13,584	—※1	17,461	16,400
大泉北	19,652	19,202	14,334※3	16,781
(敬老室)				
厚生文化会館	14,115	13,058	7,316※5	10,655
地区区民館	113,491	110,078	107,512	109,198
合計	485,841	445,988	468,371	477,119

※1 東大泉敬老館および西大泉敬老館は、大規模改修のため一年間休館した。

※2 石神井敬老館は、空調設備工事のため、7月25日～10月31日は休館した。

※3 大泉北敬老館は、アスベスト除去工事のため、10月15日～12月9日は休館した。

※4 石神井台敬老館は、大規模改修のため、一年間休館した。

※5 厚生文化会館は、大規模改修のため、9～10月は縮小運営、11～3月は一部事業を除き休館した。

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行って

る。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。

平成21年度のクラブ数は、140団体、会員数12,131人、助成額は老人クラブが3,974万円、老人クラブ連合会が747万円であった。

2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。22年3月31日現在の農園数は24か所21,917㎡で、21年度は、36の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。22年3月31日現在、6か所9面を提供している。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。(21年度は、9月16・17日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数105組、出演者1,543人、作品出品数103点であった。)

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成21年度の助成額は、19サークル計738,850円であった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿(99歳)、米寿(88歳)の方にそれぞれ記念品を贈呈している。

平成21年度は、記念品を最高年齢者(110歳)1人、百歳以上200人、白寿120人、米寿1,704人に贈呈した。

●シルバー人材センター

社団法人練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方ならだれでも会員になれる。

平成22年3月31日現在の会員数は、3,907人、21年度の受注実績は14億4,121万円であり、延べ336,341人が就業した。

区では、センターに対し21年度は国の補助金(1,250万円)の他に約9,077万円(下記の高齢者就業・社会参加支援事業を含む)の補助金を交付し、運営を助成している。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

●高齢者就業・社会参加支援事業(アクティブシニア支援事業)

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援

を図るため、平成14年8月に社団法人練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っている。21年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は207人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座と面接会を21年度は計8回行い、参加者は延べ256人であった。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、8つの事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。

平成21年度は、67,818人の申し込みがあった。

(3) 特定高齢者の自立を支援する

●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

1 介護予防事業

要介護状態等となることを予防する事業

- ・特定高齢者把握事業
（生活機能評価健診）
- ・通所型介護予防事業
（高齢者筋力向上トレーニング、転倒予防のための体づくり教室、若さを保つ栄養教室、しっかりかんで元気応援教室、元気なお口通信講座）
- ・訪問型介護予防事業
（はつらつ訪問）
- ・介護予防特定高齢者施策評価事業
（介護予防事業評価委員会）
- ・介護予防普及啓発事業
（小冊子等の作成、講演会実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発）
- ・地域介護予防活動支援事業
（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員の育成）

2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

3 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業
（ケアプラン標準化、介護給付費明細書通知）
- ・家族介護支援事業

（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、認知症理解普及促進等事業、認知症高齢者支援ネットワーク、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）

・その他事業

（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護）

●いきがいデイサービス

健康体操、趣味活動、会食など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成21年度には実人員で498人、延べ人数では15,125人の利用があった。

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けられることができる利用券を希望者に交付している。

平成21年度は、延べ18,015回利用された。

●ひとりぐらし高齢者に

1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成21年度入浴証の交付決定者数は3,414人で、利用は114,390回であった。

2 高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に区に登録を行った見守り訪問員（ボランティア）が週1回程度、高齢者宅を訪問し、声かけなどにより安否を確認する。事業の進行管理を各在宅介護支援センターが行う。21年度は、利用者数460人、見守り訪問員数194人であった。

3 居宅火災予防設備の設置

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などに、生活環境や健康状態などを考慮して設置している。22年3月31日現在の火災警報器の貸与台数は272台、自動消火器の給付台数は258台である。

4 ひとりぐらし高齢者等住宅用火災警報器普及促進事業

65歳以上のひとりぐらしの方・75歳以上のみで構成される世帯の方に住宅用火災警報器（煙式）を1台に限り無料で給付設置する。東京都の火災予防条例により、22年4月から既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されることに伴う3年間限定事業で、22年3月末で終了した。21年度の設置数は2,694台、19～21年度の総設置数は8,830台であった。

5 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐら

しの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

21年度の利用者数は220人であった。

6 高齢者食事サービス

(1) 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみ世帯（日中ひとりぐらし等も含む）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。21年度末の実利用者数は、会食78人、配食1,320人であった。

①デイサービスセンターでの会食

②事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円/1食

② 420～670円/1食

21年度提供食数

総数	143,517食
会食	6,577食
配食	136,940食

(2) 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。

21年度は、区内10か所で実施し、延べ3,727人の利用があった。

7 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方を対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、民間受信センターにつながり、速やかな相談援助が受けられるものである。22年3月31日現在の設置台数は340台である。

8 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む）で器具の取付が困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼りつける取付費を助成している。21年度の取付件数は、63件であった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち自立生活に支援が必要なひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

平成21年度の派遣世帯数は97世帯、派遣回数は1,754回であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要

な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成21年度の給付件数は、自立支援用具2,026件、住宅改修（予防給付）436件、住宅改修（設備改修）132件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、ケガや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている。

なお、介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。平成21年度の延利用件数は、介護用ベッド420件、車イス584件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成21年度の保護者数は31人、滞在延べ日数は267日であった。

(4) 要介護高齢者の自立を支援する

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サービスの導入などの改正が行われた。

21年度は、第四期介護保険事業計画期に入り、高い離職率や人材確保の困難性など介護従事者をとりまく厳しい状況を改善するため、介護報酬の増額改定が行われた。また、認定調査員の調査におけるバラツキの解消、介護技術の進歩を取り入れ、最新の介護の手間をより正確に反映させること、特記事項の充実等により、より適切な要介護認定審査を行うことを目的として、要介護認定の調査方法の見直しが行われた。要介護認定調査法の見直しについては4月から実施されたが、見直しの結果を踏まえ10月に再び改正が行われた。

さらに、練馬区の独自事業として、福祉人材の維持・確保のため、介護支援専門員更新研修費助成事業

や、福祉人材雇用促進事業を実施した。

●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成21年度は委員183人（22年3月31日現在）、40合議体で運営した。

要介護認定申請等の状況

年 度	要介護認定申請	審査回数	審査判定
	件	回	件
平成17	23,209	690	21,607
18	26,158	709	25,136
19	19,565	663	19,140
20	25,177	730	23,426
21	22,360	673	21,407

要介護認定者数の状況

各年3月31日現在

認定の区分	年次	平成20	21	22
		人(%)	人(%)	人(%)
要支援1	961(4.6)	1,108(5.1)	1,375(6.0)	
要支援2	2,484(11.9)	2,544(11.7)	2,454(10.8)	
要介護1	3,391(16.3)	3,582(16.5)	3,770(16.6)	
要介護2	5,016(24.1)	4,970(22.9)	5,392(23.7)	
要介護3	3,503(16.8)	3,698(17.1)	3,723(16.4)	
要介護4	2,997(14.4)	3,201(14.8)	3,272(14.4)	
要介護5	2,444(11.8)	2,578(11.9)	2,755(12.1)	
合 計	20,796(100)	21,681(100)	22,741(100)	

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（46ページと56ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設・特定施設に係るサービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者20%、第2号被保険者30%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成21年度、練馬区は3.94%の交付を受けた。

●介護保険運営協議会

介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者（公募）、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者の

計20人以内で構成される介護保険運営協議会を設置しており、平成21年度は3回開催した。

●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、練馬区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、東京都などが窓口となる。平成21年度、練馬区は82件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、東京都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

21年度は、審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として練馬区に住所を有する者が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

保険給付費の状況

年 度	居 宅 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成17	15,397,926,880	149,237	103,178
18	15,238,487,064	151,921	100,305
19	16,046,143,343	157,395	101,948
20	16,967,854,964	164,903	102,896
21	18,736,103,256	173,489	107,996

年 度	施 設 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成17	9,545,269,881	31,817	300,005
18	8,897,139,557	32,780	271,420
19	9,486,897,126	34,838	272,315
20	9,494,059,846	35,211	269,633
21	10,177,061,280	36,253	280,723

年 度	地域密着型サービス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成18	1,067,720,182	6,256	170,671
19	1,305,877,607	7,800	167,420
20	1,448,503,687	9,126	158,723
21	1,633,800,064	10,245	159,473

注：①受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。
 ②17年10月の制度改正により施設を利用するサービスの居住費（滞在費）および食費が、保険給付の対象外となったため、施設サービス給付費が減少した。なお、居住費および食費については、軽減制度の対象となっている。

介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類	年度	平成19	20	21
居宅サービス				
(介護給付)		人	人	人
訪問介護		75,144	74,629	75,950
訪問入浴介護		6,582	6,398	6,515
訪問看護		16,162	16,359	16,507
訪問リハビリテーション		1,382	1,640	1,766
居宅療養管理指導		22,145	24,592	27,831
通所介護		45,442	49,445	55,026
通所リハビリテーション		10,353	11,971	12,647
短期入所生活介護・療養介護		11,578	12,813	13,977
特定施設入居者生活介護		10,370	12,616	14,088
福祉用具貸与		60,985	65,139	70,094
居宅介護支援		120,181	124,163	129,129
福祉用具購入費の支給		2,059	2,023	2,014
住宅改修費の支給 (予防給付)		1,272	1,302	1,304
介護予防訪問介護		16,952	17,054	18,171
介護予防訪問入浴介護		1	2	6
介護予防訪問看護		515	397	482
介護予防訪問リハビリテーション		34	35	13
介護予防居宅療養管理指導		747	968	1,187
介護予防通所介護		5,452	6,269	6,737
介護予防通所リハビリテーション		721	771	795
介護予防短期入所生活介護・療養介護		80	163	167
介護予防特定施設入居者生活介護		1,005	1,292	1,491
介護予防福祉用具貸与		1,495	1,701	2,307
介護予防支援		22,181	23,011	24,739
介護予防福祉用具購入費の支給		212	215	256
介護予防住宅改修費の支給		238	274	276
施設サービス				
介護老人福祉施設		18,560	19,200	19,880
介護老人保健施設		9,114	9,434	9,989
介護療養型医療施設		7,164	6,577	6,553
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護		328	1,178	1,765
認知症対応型通所介護		3,777	3,784	3,686
小規模多機能型居宅介護		418	773	1,085
認知症対応型共同生活介護		3,273	3,365	3,767
介護予防認知症対応型通所介護		0	4	13
介護予防小規模多機能型居宅介護		4	22	23
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計である。
 ②3月～翌年2月利用分である。
 ③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。なお、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について、平成18、19年度に限り、利用料の激変緩和措置を実施した。

1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。21年度は延べ57,718件、576,942,572円を支給した。

2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。21年度の減額認定証交付件数は延べ3,847件であった。

3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。21年度の利用者負担減免の認定証交付件数は87件、食費・居住費の減額認定証交付件数は181件であった。

4 訪問介護の利用者負担の減免

国の特別対策により、法施行時に訪問介護を利用していた障害者について利用者負担を19年6月までは3%、19年7月からは6%に減額した。（20年6月末終了）また、障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用して一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。21年度の減額認定証交付実績はなかった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を約3/4（老齢福祉年金受給者は約1/2）に軽減している。21年度の軽減確認証の交付件数は160件であった。

●保険者と被保険者

保険者は練馬区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・東京都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として練馬区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

年次	第1号被保険者 人(%)
平成18	122,625 (17.8)
19	127,133 (18.3)
20	130,681 (18.7)
21	134,577 (19.1)
22	137,093 (19.4)

注：()は練馬区全人口に対する割合

●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。練馬区においては、平成21年度から23年度まで、基準年額を47,400円、所得段階を12の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、21年度から23年度までの、所得段階第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第2段階の保険料額に減額した。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収される。

第1号被保険者の保険料収納状況

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額(円)	収納率(%)	収納額(円)	収納率(%)
平成17	4,846,614,430	97.5	28,286,021	12.7
18	6,085,360,401	97.4	27,153,340	11.4
19	6,341,233,326	97.4	36,244,708	12.6
20	6,502,170,977	97.4	31,375,981	9.7
21	6,126,077,110	97.5	39,854,772	11.5

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5回分を限度に交付している。平成21年度の利用者は、延べ4,741人であった。一回当たり500円の利用者負担金がある。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。21年度は、乾燥消毒が7,712件、薬品消毒が823件、水洗いが723件であった。また、薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。22年度から利用内容が変更され、シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用でき、クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。

21年度は、延べ2,978枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一角が利用者負担となる。

21年度は、紙おむつ等を延べ39,915人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,082人に支給した。

5 リフト付タクシーの運行

介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車イス等を利用する方を対象に利用料の一部を区が負担している。

21年度の運行回数は5,189回である。

6 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の捜索の労力を軽減するため実施している。

21年度は、延べ352人の利用があった。

7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、ケガまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する。（2号被保険者を含む）利用者は1泊3,000円および食費を負担する。

21年度の利用者数は52人、利用泊数は336泊であった。

8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。21年度は、1人に支給した。

●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

1 家族介護者教室

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、より良い介護を行うための学習の場をデイサービスセンター等で提供している。

(5) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区立））平成22年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	指定管理者名
田柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
関町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
富士見台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
大泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区助成））平成22年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
光陽苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園 (増築)	平成12年4月 平成15年10月	55 42	} 97 (福)東京福祉会
土支田創生苑	平成13年4月	80	
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウイング

2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成22年3月31日現在

総合福祉事務所	入所者	待機者
	人	人
練馬	23	5
光が丘	52	7
石神井	36	9
大泉	60	1
合計	171	22

3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

平成22年4月1日現在、7施設がある。

●地域密着型サービス

1 認知症対応型デイサービスセンター（認知症対応型通所介護）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成22年4月1日現在、17施設がある。

2 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、20施設がある。

3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせ、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設や設備等を整備する場合、費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、6施設ある。

4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設や設備等を整備する場合、費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、1か所ある。

●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。

平成21年度は、11世帯（うち新規登録10居室）への提供を行い、現在は67世帯が入居している。

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

18年4月1日からは地方自治法における指定管理者として、区立の特別養護老人ホーム4施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター12施設、高齢者センター1施設を管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所11施設、敬老館2施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。

5 障害者が自立して暮らせるまちをつくる

平成19年3月に策定された「改定練馬区障害者計画・第一期障害福祉計画」では、「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざす」ことを目標としている。

そのため区では、障害者が地域で安心して暮らすための仕組みづくりを推進している。

(1) 地域で障害者を支える基盤をつくる

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者自立支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

平成21年度に、「第一期障害福祉計画」の必要な見直しを行い、関係団体・事業者からのヒアリング、素案説明会・パブリックコメント等により区民意見を踏まえながら、「第二期障害福祉計画（21～23年度）」を策定した。

「第二期障害福祉計画」では、「ケアマネジメントによる相談支援の充実」など、重点的に取り組む課題を設定し、さらなる施策の充実に取り組むこととした。

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

障害者支援係の相談・指導件数

平成21年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
身体障害者手帳交付	1,715	2,075	1,978	1,458
自立支援医療(更生医療)	630	565	575	340
補装具交付	933	1,013	773	862
職業	5	0	18	15
施設入所および紹介	419	363	360	400
医療保健	983	1,235	982	754
在宅・生活	4,465	5,359	5,269	6,902
無料乗車券	1,203	1,382	757	610
その他	790	1,153	1,176	1,432
小計	11,143	13,145	11,888	12,773
合計	48,949			

知的障害者担当係の相談・指導件数

平成21年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	人	人	人	人
施設入所	412	366	203	487
職親(しよくおや)委託	0	2	0	0
職業	64	52	53	10
医療保健	28	83	13	12
生活	33	23	54	14
教育	9	17	0	0
その他	1,261	1,766	1,902	641
小計	1,807	2,309	2,225	1,164
合計	7,505			

2 障害者地域生活支援センター

福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援など総合的な相談支援事業を通して、地域で自立した日常生活や社会生活ができるように、障害者やその家族を支援している。

主たる利用対象者が精神障害者である豊玉障害者地域生活支援センター（きらら）と石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ）がある。また、主たる利用対象者が身体・知的障害者である光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ）で電話や来所による相談、地域交流事業等を行っている。

平成22年5月には主たる利用対象者が身体・知的障害者である大泉障害者地域生活支援センター（さくら）を開設した。

障害者地域生活支援センターの相談件数

平成21年度

種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労			その他
			就	労	社会生活	
施設	件	件	件	件	件	件
豊玉	641	4,906	563	1,780	1,111	
光が丘	115	593	28	365	458	
石神井	889	3,156	331	1,222	311	
小計	1,645	8,655	922	3,367	1,880	
合計	16,469					

●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面、ストレス社会でもある。そういう中で、心の健康を維持し、向上させていくためには個人的な努力に加え、社会全体の取組が必要である。

各保健相談所では、保健師による家庭訪問、所内面接相談、電話相談と医師による精神保健相談を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、認知症（痴ほう）に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成21年度は延べ37,632件の相談を受けた。

その他、社会復帰に関する相談・支援は延べ4,792人であった。就労に関する支援として民間の通所施設や社会適応訓練事業等、都や医療機関等と連携を図りながら実施している。

医療費については、東京都が通院医療費、小児精神病医療費の公費負担を実施しており、保健所等でその申請を受け付けている。このうち通院医療費については、18年4月1日から、障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援医療制度（精神通院）となった。21年度の医療受給者証交付件数は8,336件、小児精神病の医療券交付件数は9件であった。

また、7年10月から精神障害者の各種優遇措置等、福祉の向上のために、長期にわたり、日常生活または社

会生活への制約がある方を対象に「精神障害者保健福祉手帳」が交付されるようになった。21年度の交付件数は1,852件であった。

●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、東京都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

身体障害者手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	身 体 障 害 者					合 計
	視覚障害	聴覚機能 平衡障害	音声言語 障 害	内部障害	肢体不自由	
	人	人	人	人	人	人
平成18	1,330(14)	1,486(99)	207(1)	4,769(82)	9,135(263)	16,927(459)
19	1,350(20)	1,514(106)	219(2)	5,065(90)	9,231(263)	17,379(481)
20	1,382(19)	1,553(104)	236(3)	5,233(91)	9,380(252)	17,784(469)
21	1,410(20)	1,561(102)	238(4)	5,449(87)	9,407(242)	18,065(455)
22	1,434(20)	1,636(100)	240(3)	5,710(81)	9,652(243)	18,672(447)

注：()内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）愛の手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	知 的 障 害 者				合 計
	最 重 度	重 度	中 度	軽 度	
	人	人	人	人	人
平成18	126(28)	899(221)	945(262)	1,200(352)	3,170(863)
19	126(31)	942(231)	977(270)	1,281(383)	3,326(915)
20	126(22)	970(244)	979(261)	1,374(412)	3,449(939)
21	129(20)	999(249)	997(262)	1,448(443)	3,573(974)
22	136(19)	1,021(245)	986(233)	1,512(453)	3,655(950)

注：()内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）処遇状況

平成22年3月31日現在

総合 福祉 事務所	種別				計
	障害児施 設入所	障害者施 設入所	障害者施 設通所	そ の 他 (居宅等)	
	人	人	人	人	人
練馬	16	67	149	460	692
光が丘	17	90	231	771	1,109
石神井	25	89	246	670	1,030
大泉	17	77	183	547	824
合 計	75	323	809	2,448	3,655

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（82疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規 ②本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が制限基準額を超える方 ③児童育成手当（障害手当）受給者 ④施設入所者等は該当しない。

平成22年3月31日現在の受給者は10,047人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。22年3月31日現在の受給者は539人である。

3 国の特別障害者手当等

昭和61年4月の障害基礎年金制度の発足により、従来の福祉手当は、次の3手当に改められた。①特別障害者手当（20歳以上対象） ②障害児福祉手当（20歳未満対象） ③経過的福祉手当（昭和61年3月31日の時点で、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の方で、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けられない方が対象）。

これらの手当は、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給するものである。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者（特別障害者手当の場合）および障害を理由とする公的年金等受給者（障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合）は、該当しない。

平成21年度の手当額は、特別障害者手当は月額26,440円、障害児福祉手当および経過的福祉手当は月額14,380円を年4回に分けて支給した。22年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当657人、障害児福祉手当207人、経過的福祉手当32人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的とした東京都心身障害者扶養年金制度は、19年3月1日をもって廃止となった。東京都は、これに代わる制度として20年4月1日から全国共通の心身障害者扶養共済制度に加わった。22年3月31日現在の加入者は25人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険

診療の自己負担分（ただし、高額療養費として支給される額を除く）の一部を助成している。ただし、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。22年3月31日現在の対象者は5,459人である。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室（洋室、和室）などがあり、平成21年度の利用状況は、団体利用が、延べ2,991団体、27,344人であった。

(2) 障害者が必要とするサービスを提供する

障害者自立支援法では、身体障害・知的障害・精神障害などの障害種別に関わりなく、支援の必要度に合わせたサービスを提供することとしている。

1 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害があると判定された方。

2 障害程度区分認定

障害者自立支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害程度区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付）を利用するには、申請をし障害程度区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状況についての106項目のアセスメントを基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害程度区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

障害程度区分の判定状況

平成21年度

	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	0	24	45	29	16	20	38	172
知的障害者	0	7	66	46	93	77	56	345
精神障害者	0	44	108	47	0	0	0	199
計	0	75	219	122	109	97	94	716

●障害者自立支援法による障害福祉サービス等

障害者自立支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。利用者負担は、定率負担（原則一割負担）である。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

平成22年3月31日現在

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護(身体・家事)	7,648人
	重度訪問介護	1,166人
	行動援護	0人
	重度障害者等包括支援	0人
	児童デイサービス	1,832人
	短期入所	1,329人
	療養介護	51人
	生活介護	5,051人
	施設入所支援	1,438人
	共同生活介護	1,151人
訓練等給付	自立訓練	221人
	就労移行支援	1,139人
	就労継続支援	8,303人
	共同生活援助	1,336人
旧法による給付	旧法施設支援	5,999人

(2) 自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化され、精神通院、育成医療部分は東京都、更生医療部分は区が行っている。21年度の更生医療の給付状況は、延べ3,660件であった。

(3) 補装具

障害の種別、程度に応じて、車いす、義足、点字器、補聴器などの費用を支給している。21年度の支給状況は支給795件、修理624件、計1,419件であった。

2 地域生活支援事業

障害者(児)が地域で自立した生活ができるように、能力や適性に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

(1) コミュニケーション支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳派遣や要約筆記者派遣を行っている。21年度の派遣回数、手話通訳2,436件、要約筆記は274件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

重度障害者の在宅生活を援助するための制度で、特殊寝台、ポータブルレコーダー等の日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。また、住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の給付を受け、不足する分が対象となる。21年度の日常生活用具の給付は8,920件、住宅設備改善費給付は48件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のためのガイドヘルプ等の支援を行っている。21年度は延べ8,386人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が3か所Ⅱ型が1か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行った(介護保険対象者を除く)。21年度の利用者は延べ896人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。21年度の利用者は延べ854人であった。

●障害者自立支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護

(1) 家庭委託

心身障害者(児)の保護者が、病気や家庭の都合などで、緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。

平成21年度は延べ3,628回の利用があった。

(2) 施設保護

心身障害者(児)の保護者が、病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での介護ができなくなった場合や休養する場合、施設(大泉つつじ荘)で保護している。21年度は、延べ1,428日の利用があった。

2 脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者自立支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。

22年3月31日現在の対象者は106人で、21年度は延べ18,887回派遣した。

3 福祉電話の設置・料金助成

重度の身体障害のため外出困難な世帯に電話機を設置貸与し、基本料金および付加使用料を区で負担している。

また、同条件の方で電話機を自己所有している場合にも同様の助成を行っている。

平成21年度末での助成台数は59台である。

4 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得(20歳未満は保護者の所得)が基準額以下の方に紙おむつ等を支給

している。21年度は延べ3,670人に支給した。

5 出張調髪

東京都重度心身障害者手当を受給している方で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を交付している。21年度は6枚を限度として交付し、利用者は延べ407人であった。

なお、一回あたり500円の利用者負担金がある。

6 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。

21年度の交付人数は、5,462人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

7 リフト付きタクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車いす等を利用する方を対象として利用料の一部を区が負担している。21年度の運行回数は11,182回である。

8 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。21年度は1,467人に助成した。なお、年齢、所得による対象制限がある。

9 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車いすを使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する。(社会福祉協議会運営)

21年度は延べ654人の利用があった。

(3) 障害者の生活の場づくりを支援する

●福祉園

区立7福祉園は、知的障害者通所更生施設として役割を果たしてきたが、平成21年4月に障害者自立支援法に基づき生活介護事業へ移行した。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。

22年3月31日現在、大泉町50人、氷川台51人、関町33人、光が丘34人、石神井町27人、大泉学園町60人、貫井40人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受け入れを行っている。定員は、それぞれ1日あたり5人。

●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練のほか、入浴・給食・送

迎サービスなどを提供している。

定員は1日あたり15人、1人の最大利用日数は週3日。

●知的障害者生活寮

区立知的障害者生活寮(しらゆり荘および大泉つつじ荘)では、15歳以上の知的障害者で就労または授産施設等に通所している方に生活の場を提供し、日常生活に必要な援護・指導を行っている。定員はしらゆり荘が6人、大泉つつじ荘が8人である。

●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成21年度末現在、定員は189人である。

(4) 障害者の就労・社会参加を促進する

職業を通じた社会参加、自立を図るために、障害者の就労を進める必要がある。そのため、区では、練馬区障害者就労促進協会の機能強化を図るとともに、就労支援団体やハローワーク、特別支援学校等の関係機関と連携し、就労支援に関する情報を共有化して、就労促進をめざしている。

また、既存の作業所等が障害者自立支援法に基づいた就労移行支援事業や就労継続支援事業へ移行するための支援を行っている。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、2か所の就労移行支援事業所を設置している。

自立支援法に基づいた就労移行支援事業所に、平成19年4月に貫井福祉工房(就労サポートねりま)、21年4月にかたくり福祉作業所が移行した。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が6人である。

21年度の収益は、貫井福祉工房は6,570,880円、かたくり福祉作業所は830,766円である。

就労の状況は、貫井福祉工房が5人、かたくり福祉作業所は0人である。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的あるいは身体障害のある方のために福祉的就労の場として、4か所の福祉作業所を設置している。

障害者自立支援法に基づいた就労継続支援B型事業所に、平成18年10月に白百合福祉作業所、21年4月に大泉福祉作業所、北町福祉作業所、かたくり福祉作業所が移行した。一般企業などでの就労が困難な方や、一定年齢に達している方に働く場を提供している。21年度末現在、白百合38人、大泉68人、北町49人、かたくり61人が利用している。

●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進

するために、平成2年11月に設立された。18年10月の障害者自立支援法の本格施行に伴い、障害者への就労支援の取組強化が今まで以上に求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増をめざしている。

21年度には、次の事業を行った。

1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、21年度の対象者は285人、延べ1,142回になった。

2 就労相談事業

来訪や電話等による、職業相談を行い、21年度は延べ845件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、21年度は48人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

21年度はネットワーク会議を18回、講演会を2回、企業見学会を2回実施した。この他、就労している障害者を対象とした余暇支援として交流会を2回実施した。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、21年度は就労支援セミナーを4回実施した。

●練馬区障害者雇用協議会

図書館や出張所、公園等の区立施設の清掃業務を活用し、就労支援を行う。(平成17年度発足)

21年度末現在、20人が一般就労に向けた支援を受けている。

作業内容と工賃

平成21年度

[大泉福祉作業所]

内 容	作 業 工 賃
	円
チラシ折・封入等	1,894,280
紙器組立等	403,043
自主生産等	1,074,340
公園清掃他8件	1,062,008
合 計	4,433,671

[北町福祉作業所]

内 容	作 業 工 賃
	円
紙器組立等	3,070,400
公園・アパート等の清掃	1,241,400
ポスティング等他1件	1,078,359
自主生産等	2,429,669
合 計	7,819,828

[かたくり福祉作業所]

内 容	作 業 工 賃
	円
ダイレクトメール封入他	4,286,140
バーコードシール貼り	753,450
公園・マンション等の清掃	56,809
雑誌付録封入他7件	3,795,393
合 計	8,891,792

[白百合福祉作業所]

内 容	作 業 工 賃
	円
紙器組立	1,119,830
公園清掃	794,065
古紙回収等	352,916
自主生産他8件	2,224,975
合 計	4,491,786

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎10階展望室内の喫茶コーナー「我夢舎楽(がむしゃら)」は、障害者と健常者のふれあいと、障害者の社会参加・生活訓練の場として障害者が自ら運営している。平成21年度の利用者は12,862人であった。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。

平成21年度は、地域活躍者4人、援護功労5件の表彰を行った。

●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成21年度は、納涼会や施設公開等の催しを23回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

さらに社会福祉法人練馬区社会福祉協議会ではボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティアや市民活動に関する情報提供を行っている。

(5) 障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える

●講習会・教室

ボランティアを育成するため、手話講習会（初、中、上級、通訳養成、原則週1回、年間）を実施している。

また、中途失聴者や難聴者を対象にした手話講習会、視覚障害者等を対象にした点字教室も実施している。

さらに、障害者を対象に初歩のパソコン講習会（年6回程度）を実施している。

●訓練は幼児から

障害者の自立には、一日も早い訓練が必要である。区では、区立心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）や民間団体などで障害者の訓練を行っている。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

センターでは、医師をはじめ専門職員を配置して、相談・指導・訓練・支援を行うとともに、障害者団体等に施設の貸出しを実施している。

また、1歳6か月までのダウン症児等とその親を対象に、相談・療育指導・訓練を行うダウン症児等超早期支援を実施している。

1 相談

心身に障害のある方を対象に、専門医や専門職員が相談に応じている。また成人の聴力障害の相談（週1回）も行っている。

2 指導・訓練・支援

幼児に対しては、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを集団または個別に行っている。平成22年3月31日現在319人が指導を受けている。

養護学校卒業後等の心身障害者に対しては、自立生活プログラム、創作・趣味的活動、社会体験学習等を通して、社会生活能力の向上を目指した活動支援を行っている。

心身障害者福祉センターの相談・訓練・施設提供 平成21年度

区 分	延べ人数
相 談	3,868
幼 児 訓 練	12,748
成 人 訓 練	1,391
施 設 提 供	32,079
合 計	50,086

●心身障害児（者）通所訓練事業助成事業

民間7団体が行う幼児や児童の集団保育や訓練・指導等の事業について運営費の補助を行っている。平成22年3月31日現在243人が通所している。

6 生活の安定を図る

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

区では、生活に困窮する区民に対して、生活保護法による保護を実施し、健康で文化的な生活を営むことができる最低限度の生活を保障している。

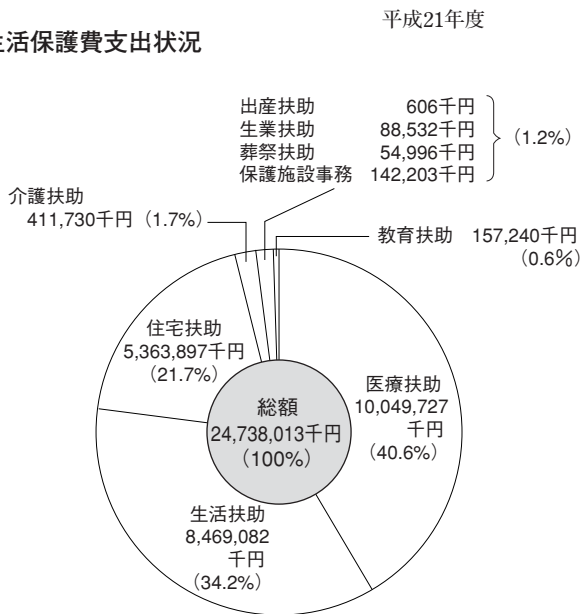
保護の種類には、生活、住宅、教育、医療、介護、生業、葬祭、出産の8種類の扶助があり、平成21年度には24,738,013千円の生活保護費が支出された。これは前年度に比べ約11.8%の増である。

また、経済給付の実施とともに、被保護世帯の就労・日常生活・社会生活の自立を支援することも重要な課題であるため、自立支援プログラムによる取組を実施している。22年3月31日現在、実施中の自立支援プログラムは次のとおりである。

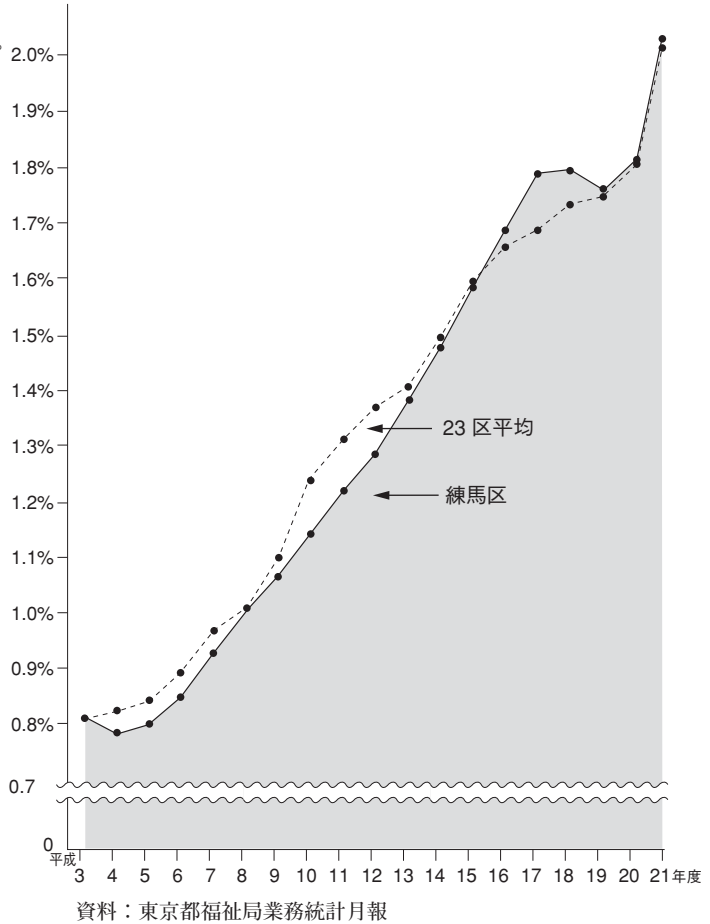
- 1 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 4 精神保健福祉支援 在宅生活支援プログラム

- 5 精神保健福祉支援 受診支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校児童・生徒支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 ホームレスに対する居住生活支援プログラム

生活保護費支出状況



被保護率（人口に占める割合）の推移



生活保護世帯および人員

各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成17	8,254	12,112	7,345	10,864	7,262	10,850	802	1,151	1,083	1,129	6,893	8,703	*3,929	*4,465	*182	*182	*5	*5
18	8,491	12,326	7,496	10,942	7,492	11,051	820	1,178	1,166	1,199	6,677	8,458	*4,302	*4,982	*301	*301	*7	*7
19	8,638	12,363	7,570	10,856	7,628	11,056	796	1,127	1,240	1,291	6,847	8,619	*4,365	*4,859	*283	*283	*8	*8
20	9,125	12,959	7,975	11,329	8,088	11,616	786	1,119	1,338	1,389	7,197	9,006	*4,461	*5,428	*338	*338	*9	*9
21	10,214	14,404	9,067	12,857	9,093	12,955	850	1,190	1,520	1,579	8,058	10,040	*4,869	*5,405	*291	*291	*9	*9

注：*は、年間累計数値

●法外援護

区では、被保護世帯の自立を支援するため、生活保護制度では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。平成21年度は次のとおり支給をした。

1 入浴券の支給

54,675枚、総額24,603,750円を支給。

2 児童・生徒夏期健全育成費の支給

1,573人に総額5,190,900円を支給。

3 学童服と運動着購入費の支給

2,009人に総額15,983,400円を支給。

4 中学校卒業者入学・就職支度金の支給

17年度に法内給付として高等学校等就学費が創設されたことにより、支給対象者が限定された。このため、21年度は支給実績がなかった。

5 修学旅行支度金の支給

・小学校6年生

123人に総額528,900円を支給。

・中学校3年生

155人に総額1,317,500円を支給。

6 自立促進費の支給

・就労支援

117人、延べ159件に総額4,105,599円を支給。

・社会参加活動支援

12人、延べ16件に総額39,780円を支給。

・地域生活移行支援

329人、延べ347件に総額10,582,071円を支給。

・健康増進支援

29人、延べ29件に総額269,258円を支給。

・次世代育成支援

487人、延べ1,552件に総額39,166,781円を支給。

7 家財保管料等の支給

・家財保管費161件に総額1,610,948円を支給。

・家財処分費118件に総額15,235,214円を支給。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円、特別貸付が60万円。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

年 度	応 急 小 口 資 金	
	件	千円
平成17	397	65,825
18	373	59,406
19	337	53,704
20	386	54,912
21	571	79,350

2 高等学校進学準備資金の貸付

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円まで20か月以内の均等償還となっている。

年 度	高等 学 校 進 学 準 備 資 金	
	件	千円
平成17	33	2,034
18	13	700
19	30	1,716
20	37	2,203
21	33	2,080

3 入院資金の貸付

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。21年度は155件、1,497万円の貸付を行った。

●生活の安定と自立のために

1 母子福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付を行っている。

平成21年度は759件、4億2,261万6,200円の貸付を行った。

2 女性福祉資金の貸付

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付を行っている。

21年度は46件、3,138万5,800円の貸付を行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。

21年度は54件の利用があった。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成21年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は79件である。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在練馬区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。

21年度は、1人当たり12,500円を453人に支給した。

●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人および樺太残留邦人に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に給付する。平成20年4月1日から実施している。22年3月現在、被給付世帯数は70世帯、被給付人員は109人であった。

●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人および樺太残留邦人とその同伴家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、NPO法人や支援者の協力を得て、平成20年7月1日から実施している。

新長期計画(平成18年度～22年度) 施策別成果指標実績値一覧

- この表は、新長期計画で定めた健康福祉分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。
●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
21 地域で福祉を支える						
211	地域の福祉活動を支援する	地域福祉活動団体との協働事業数	件(／年)	8	62	80
		地域福祉活動団体交流会の参加者数	人(／年)	—	49	600
		移動サービス団体の利用会員数	人	—	1,152	2,000
212	保健福祉の総合支援体制を確立する	保健分野と福祉分野の共同研修開催回数	回(／年)	3	5	10
		地域精神保健福祉関係者連絡会等の参加人数 ※	人	433	592	525
213	保健福祉サービスの利用を支援する	地域福祉活動団体に関する情報提供数	団 体	—	82	88
		成年後見に関する相談件数	件(／年)	313	789	750
		保健福祉サービスに関する苦情調整機関の利用満足度(4点満点)	点(／相談)	2.66	2.71	3.00
214	福祉のまちづくりの考え方を広める	福祉のまちづくりの活動に参加した延べ人数	人(／年)	1,000	6,800	15,000
		福祉のまちづくりニュース、普及啓発誌等の配布部数 ※	部(／年)	2,000	10,000	12,000
22 健康に暮らせるまちをつくる						
221	健康づくりを支援する	生活習慣病基本健康診査受診率	%	74.6	34.3	77.0
		乳幼児健康診査受診率 ※	%	90.6	89.7	100.0
		「健康づくり運動教室(4日制)」を受講し健康づくりのための運動方法を習得し、継続的に実施できると回答した人数の割合	%	61.0	91.9	70.0
222	健康づくりの条件整備を行う	外食や食品を購入する時に成分表示を参考にする人の割合	%	69.0	82.9	80.0
		区の施設における喫煙場所の受動喫煙防止措置率	%	1.0	100.0	100.0
223	健康に関する危機管理を行う	食品の収去検査適合率	%	91.3	89.2	90.0
		1類から3類の感染症感染者発生時の入院等勧告・消毒措置率	%	100.0	100.0	100.0
		災害時医療救護訓練および関連イベントへの参加者数	人	140 (18年度)	296	増加
224	安全な衛生環境を確保する	環境衛生の安全に関する区民の満足度	%	88.4	93.5	90.0
		薬事衛生の安全に関する区民の満足度	%	75.0	77.9	90.0
		食に関する区民の満足度	%	90.0	98.5	90.0
225	地域における医療体制を確保する	休日急患診療所事業の1日当たりの受診者数	人(／日)	28.8	40.1	30
		休日夜間急患診療所事業満足度	%	83.0 (17年度)	76.0 (19年度)	88.0
		かかりつけ医の紹介等電話相談件数	件(／年)	2,763	2,687	3,800
23 子どもと子育て家庭を支援するまちをつくる						
231	地域で子育てを支える	子育てのひろばの整備箇所数	か所	2	13	12
		ファミリーサポート事業の利用延べ件数	件(／年)	25,096	25,269	44,000
232	保育サービスを充実する	保育園入園希望者受入率	%	97.2	94.9	100.0
		次世代育成支援行動計画、「保育サービスの充実」の計画事業進捗率	%	—	80.5	100.0
233	子どもの放課後等の居場所を確保する	児童館の定員数に対する1日当たりの来館者数の割合	%	74.5	77.0	100.0
		学童クラブ入会希望者受入率	%	96.7	97.2	100.0
		放課後児童等の広場事業実施施設数	所	3	15	15
234	特に援助が必要な子どもと子育て家庭を支援する	要保護児童対策地域協議会の設置数	組 織	—	4	4
		母子家庭自立支援給付金事業利用世帯数 ※	世 帯	—	33	—

新長期計画（平成18年度～22年度） 施策別成果指標実績値一覧

- この表は、新長期計画で定めた健康福祉分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。
 ●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
24 高齢者が暮らしやすいまちをつくる						
241	地域で高齢者を支える	支援・見守りが必要な高齢者に関する相談数 ※	回	57,599 (18年度)	114,818	増加
		町会自治会・老人クラブ、介護事業者等のネットワーク協力数	数	791	1,067	増加
		民生委員が高齢者に関する相談を受けた件数 ※	数	4,887 (18年度)	5,997	増加
242	高齢者の多様な社会参加を支援する	地域福祉パワーアップカレッジねりまの60歳以上の卒業生のうち社会参加活動をしている方の割合	%	—	100.0	30.0
		アクティブシニア支援室における就職件数 ※	件	171	207	190
243	特定(虚弱)高齢者の自立を支援する	いきがいデイサービス事業に参加することによって外出の機会が増えた人の割合	%	32.9	50.0	50.0
		筋力向上トレーニングと転倒予防のための体力づくり教室における達成度自己評価 ※	%	90.9	100.0	90.0
		特定高齢者がプランの作成を受けた割合 ※	%	—	4.1	増加
244	要介護高齢者の自立を支援する	要支援から要介護状態に移行しない人の割合	%	—	13.2	10.0
		要支援1・2の認定を受けた区民がケアプランの作成を受けた割合 ※	%	54.4 (18年度)	57.2	増加
245	高齢者の生活基盤づくりを支援する	介護保険施設の整備率	%	1.82	1.81	2.02
25 障害者が自立して暮らせるまちをつくる						
251	地域で障害者を支える基盤をつくる	障害者の生活等相談件数	件(／年)	98,272	100,157	115,000
		障害者の生活支援事業等参加者数	人(／年)	11,755	31,510	18,000
252	障害者が必要とするサービスを提供する	支給決定時間に対するホームヘルプサービスの利用時間の割合	%	73.6	72.7	80.0
		ショートステイの利用者数	人(／年)	388	1,329	1,090
		緊急一時保護の利用率	%	28.1	48.9	55.0
253	障害者の生活の場づくりを支援する	グループホームの定員数	人	77	184	220
		日中活動支援(朝から夕方までの時間、障害者の方が自分らしく、地域の中で自立して生活できるように、様々なサービスの充実を図ることや利用を支援すること)の利用者数	人(／年)	578	1,421	1,739
254	障害者の就労・社会参加を推進する	就労を希望する障害者の就職者数	人(／年)	18	66	80
		障害者の職場定着率 ※	%	—	63.0	94.0
		障害者雇用率 ※	%	—	1.3	1.8
255	障害の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える	発達、発育に関する相談件数	件(／年)	785	1,313	1,300
		当事者の手話、点字、パソコン教室および各種講習会事業修了者数	人(／年)	41	45	60
26 生活の安定を図る						
261	生活の安定のための支援を行う	就労支援専門員等により就労支援した人数	人	193	513	増加
		就労支援専門員等による就労支援により就労した人数	人	56	160	増加

第3章

だれもがいつまでも学ぶことができるために ～教育分野～

- 1 地域に開かれた教育を進める … 148
- 2 楽しく学ぶことができる
学校教育を進める …………… 149
- 3 次代を担う青少年を育てる … 158
- 4 ともに学びあえる
生涯学習を進める …………… 162



舞い上がる気球「さよなら おもいで広場(平成22年1月30日光が丘第二小学校)」

1 地域に開かれた教育を進める

(1) 教育施策への区民の参加を推進する

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。21年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は35校となった。

●広報活動

教育行政の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育・生涯学習の事業紹介、学校・幼稚園の紹介など、教育情報の提供に努めている。

なお、平成21年度のアクセス数は833,156件であった。

●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および職見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。（21年度 全幼稚園、全小・中学校）

(2) 地域とともに歩む学校づくりを推進する

●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会など地域住民からなる「学校応援団」を計画的に設置している。22年3月31日現在の学校応援団の設置校は、57校である。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」などを企画・運営している。

ほかにも登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、放課後に、児童がそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま学校で友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域人材の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子どもの安全で安心な居場

所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、学童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組をしている。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定した。

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

2 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

(1) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められる、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の64.1%が幼稚園に入園し、そのうち95.5%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

近年の出生率の低下により、園児数は昭和48年の16,190人をピークとして減少し、昭和60年には9,922人となった。

平成22年5月1日現在の園児数は10,673人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。21年度は、約15億7,485万円を助成した。さらに、住民税が一定限度額以下の世帯には、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘あかね、光が丘むらさき、光が丘わかば、光が丘さくらの5園があり、22年5月1日現在の園児数は475人である。

この5園全園において、心身障害児を受け入れ、健常児と一緒に教育を行っている。

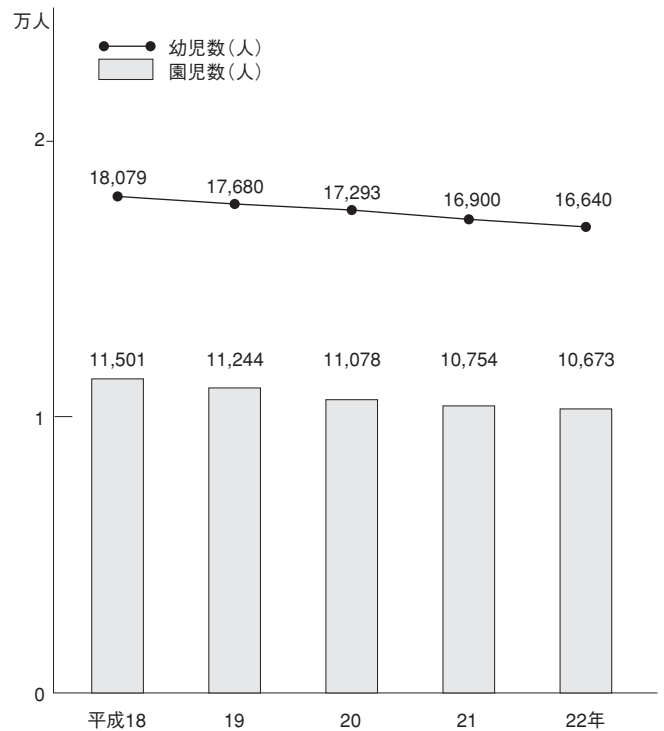
区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

幼児数・幼稚園児数 平成22年5月1日現在
保育所入所者数 平成22年4月1日現在

区 分	3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)	
幼 児 数	5,638 (100)	5,405 (100)	5,597 (100)	16,640 (100)	
幼稚園 園児数	区立5園 — (—)	226 (4.2)	249 (4.4)	※475 (4.3)	
	私立42園	3,411 (60.5)	3,318 (61.4)	3,469 (62.0)	10,198 (61.3)
	計	3,411 (60.5)	3,544 (65.6)	3,718 (66.4)	10,673 (64.1)
区立・私立保育所 入所者数 計	1,596 (28.3)	1,598 (29.6)	1,627 (29.1)	4,821 (29.0)	
幼稚園・保育所 合 計	5,007 (88.8)	5,142 (95.1)	5,345 (95.5)	15,494 (93.1)	

※区立幼稚園の計(%)は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児(住民基本台帳による)。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(2) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携の下に、人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子どもの育成を図る学校教育を推進する。

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校の教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子どもの理解に努めるとともに連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、その趣旨を十分に理解し、豊かな心を育成し、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るため、指導内容や指導方法の工夫・改善を図り、授業の質的向上に努めるなど、指導力を高めるよう具体的な実践研究に取り組んでいる。

- ① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。
- ② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問により学校の課題等に対し学校と一体で取り組んでいる。（平成21年度 27校に訪問）
- ③ 教職員の資質の向上を図り、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（21年度 新規採用教員研修会など25分野の研修会、総数92回を実施）

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、すべての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々とかかわる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

- ① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成21年度実績7回）
- ② 人権尊重教育推進校（21年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を実施している。
- ③ 心のふれあい相談員（小・中学校全校）、スクールカウンセラー（小学校7校・中学校全校）を配置し、子どもの相談を受けるなどの支援を行っている。
- ④ 不登校の子どもを支援するため、「ネリマフレン

ド」の派遣や長期に欠席している子どもの実態調査、研修会を実施し、さらに、教員の加配を実施している。（21年度 中学校1校）

- ⑤ 社会の一員として自覚と勤労観・職業観を育成するために中学校生徒の職場体験を実施している。（21年度 中学校全校）

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、確かな学力の向上を図り一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

- ① 一人ひとりの子どもの確かな学力の向上を図るために
 - ・学力向上支援講師を配置している。（平成21年度 小学校47校・中学校17校）
 - ・子どもの基礎学力向上ときめ細かな指導の工夫改善のために教員の加配を実施している。（21年度 小学校63校、中学校24校）
- ② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる態度や能力を培うために
 - ・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。（21年度 中学校全学級）
 - ・小学校児童が英語に対する親しみを感じてもらうため、外国語活動指導員を配置している。（21年度 小学校5・6年生）
 - ・世界の人々の生活や文化に対する理解を深め、国際的な交流の機会などを生かし自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。（21年度は新型インフルエンザのため休止）
 - ・「学びの連続性」「きめ細かな指導と評価」「子どもと教師が向き合う時間的ゆとり」の確保・充実を図るため、二学期制を導入している。（21年度 小・中学校全校）

●特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために

子どもたちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、特色ある学校づくりを推進するため、各学校（園）が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

- ① 特色ある学校づくりを推進している。
 - 平成21年度 各学校の取組例（一部）
 - ・留学生や外国人の方を招き、交流を通しての異文化理解と自国文化について考えを深める取組
 - ・校内にビオトープや自然体験ゾーンをつくり、自然とのかかわりを深める取組

- ・地域の人材を講師として招き、「昔遊び」「地域の歴史の話」「伝統芸能」などを指導してもらう取組
 - ・学校農園や地域の農家の畑を借りて、大根作りなどの農作業体験を行う取組
 - ・和室を活用し、日本の伝統文化（琴、茶道、華道、日舞、能、狂言等）に親しむ活動を行う取組
- ② 学校評議員や保護者などを委員とする関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在の社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や東京都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整えるとともに、学校巡回相談等による学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子どもが、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の多様化、重複化の傾向に対応して、知的障害のある子ども、情緒面に障害のある子ども、ことばやきこえに障害のある子ども（言語障害・難聴）、目の不自由な子ども（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行ってきており、平成22年度は北町小学校、上石神井北小学校、南田中小学校に知的障害学級の増設を行った。22年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校21校、中学校12校を数える。

これらの学級では、子どもたちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子どもたち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	児童数
旭 丘 小	知 的 障 害	2	9
〃 〃 〃	難 聴 等	1	11
〃 〃 〃	情 緒 障 害	4	39
豊 玉 第 二 小	知 的 障 害	4	28
中 村 西 小	弱 視	1	8
南 町 小	言 語 障 害	3	46
北 町 小	知 的 障 害	1	7
北 町 西 小	知 的 障 害	2	24
練 馬 第 三 小	知 的 障 害	5	38
〃 〃 〃	情 緒 障 害	3	25
練 馬 東 小	知 的 障 害	2	15
田 柄 小	情 緒 障 害	4	34
光が丘四季の香小	情 緒 障 害	5	42
光が丘春の風小	知 的 障 害	4	29
光が丘第八小	知 的 障 害	5	35
石 神 井 小	難 聴	1	17
〃 〃 〃	言 語 障 害	4	67
石 神 井 東 小	情 緒 障 害	3	26
石 神 井 西 小	知 的 障 害	2	11
上 石 神 井 北 小	知 的 障 害	1	6
関 町 小	情 緒 障 害	3	27
大 泉 小	知 的 障 害	4	29
〃 〃 〃	情 緒 障 害	3	21
〃 〃 〃	言 語 障 害	3	53
大 泉 東 小	知 的 障 害	5	37
大 泉 学 園 小	知 的 障 害	4	32
南 田 中 小	知 的 障 害	1	7
計(21校)	5 障 害	80	723

特別支援学級〔中学校〕

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	生徒数
旭 丘 中	知 的 障 害	2	13
豊 玉 第 二 中	情 緒 障 害	5	45
中 村 第 二 中	知 的 障 害	2	15
開 進 第 二 中	難 聴	1	8
開 進 第 三 中	弱 視	1	1
練 馬 中	知 的 障 害	2	11
光が丘第三中	知 的 障 害	4	28
石 神 井 中	知 的 障 害	2	14
上 石 神 井 中	情 緒 障 害	2	17
南 が 丘 中	知 的 障 害	3	17
谷 原 中	知 的 障 害	1	6
大 泉 中	知 的 障 害	5	36
計(12校)	4 障 害	30	211

特別支援学校

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	在籍数
石神井特別支援学校 (小・中・高)	都 立 知的障害	人 241
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都 立 肢体不自由	124
旭出学園(特別支援学校) (小・中・高・専攻)	私 立 知的障害	98
計		463

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況

平成21年度

区 分	場 所	日 数	参加 人数	参加 校数
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、武石、 岩井	(5年) 2泊3日	人 5,810	校 69
		(6年) 3泊4日	5,651	69
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,140	34
臨海学校 (中学1年)	下田、岩井	3泊4日	3,410	34
林間学校 (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	476	6
修学旅行 (中学3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,718	34

注：臨海・林間学校は希望参加

●総合教育センターの学校教育事業

総合教育センターは、①学校教育の質的向上 ②社会教育の充実振興 ③地域住民の相互交流や活動の場の提供などを目的に開設したものである。
(総合教育センターの生涯学習事業については163ページに掲載)

総合教育センターの学校教育事業は、教育研究関連事業と教育相談関連事業に大別される。

1 教育研究関連事業

(1) 教職員研修

教職員の指導力、資質向上のために、教職員対象の各種研修会を実施している。

- ①パソコン研修会 (平成21年度延べ431人参加)
- ②音楽実技研修会 (21年度1回22人参加)
- ③理科実技研修会 (21年度5回延べ166人参加)
- ④教育研究基礎講座 (21年度2回延べ19人参加)

(2) 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料 (22年3月31日現在4,440点)、教育図書 (3,954冊)、通信簿などの教育関連資料を収集し、研究資料室で教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットによる検索が可能である。

(3) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに、採択替えの年度には10日間特別展示会を開催している。21年度は特別展示会を6月6日～6月18日、法定展示会を6月19日～7月4日 (6月13日、日曜日は除く。)に開催した。

なお、展示した教科書は、附設の教科書センターに

保存展示し、教職員および区民が常時閲覧できるようにしている。

(4) 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方、考え方を育てるため、小学校科学教室と中学校科学教室を開催している。

- ① 小学校科学教室は、年間を通して体系的のある内容とするため、4期制 (第1期小5対象5・6月5回、第2期小4～6対象7月5回、第3期小4・5対象10・11月5回、第4期小4～6対象2月1回) で実施している。(21年度延べ400人参加)
- ② 中学校科学教室は、夏休み中5日間、冬季1日で開催している。(21年度延べ36人参加)

(5) 教育研究活動

① 児童・生徒基礎調査

昭和56年度から、小・中学校における学級経営や生活指導に資することを目的として、児童・生徒基礎調査を行っている。平成14年度までは隔年実施であったが、16年度からは毎年実施している。21年度は「子供たちの人とのかかわりは、今」について調査・報告を行った。

② 練馬区教育研究員

教員の指導力向上を図ることを目的として、18年度から教育指導課と連携して練馬区教育研究員制度を発足させた。21年度は7分科会 (小・中学校理科、中学校外国語、小学校体育、中学校保健体育、小学校外国語活動、特別支援教育) で研究を行い、成果を報告書にまとめた。

教育相談実施状況 (練馬・光が丘・関教育相談室合算)

〔来室教育相談件数〕

平成21年度

相談内容	対象			就学前			小学生			中学生			高校生			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学 校 ・ 学 習	4	4	8	124	79	203	112	82	194	50	47	97	5	7	12	295	219	514			
対人関係・集団 (社会) 生活	10	1	11	193	45	238	43	17	60	13	6	19	3	1	4	262	70	332			
家族関係・家庭生活の問題	10	8	18	61	39	100	31	18	49	4	5	9	2	1	3	108	71	179			
身体に出てくる問題	2	2	4	9	11	20	3	3	6	—	—	—	—	—	—	14	16	30			
不安・自信喪失	4	2	6	19	21	40	7	11	18	4	5	9	—	2	2	34	41	75			
精神疾患	—	—	—	—	1	1	1	3	4	—	2	2	—	1	1	1	7	8			
発達の問題	10	3	13	105	20	125	47	14	61	15	2	17	1	—	1	178	39	217			
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
合 計	40	20	60	511	216	727	244	148	392	86	67	153	11	12	23	892	463	1,355			

〔電話教育相談件数〕

平成21年度

〔処置別相談回数〕

平成21年度

相談内容	計
学 校 ・ 学 習	198
対人関係・集団 (社会) 生活	120
家族関係・家庭生活の問題	91
身体に出てくる問題	12
不安・自信喪失	11
精神疾患	—
発達の問題	42
その他	113
合 計	587

相談内容	対象			計
	子ども	保護者	担任等	
初 回 面 接	332	397	3	732
継 続 面 接	7,894	7,240	69	15,203
小 計	8,226	7,637	72	15,935
担任等連携相談	/			4
学校訪問相談				31
緊急対応				—
小 計	/			35
合 計				15,970

(6) 学校教育相談活動

学校教育相談活動を通して児童・生徒の理解を深め、それを基本とした教育活動の推進ができるよう研修会を実施するとともに、各種啓発活動を行う。

- ① 学校教育相談研修会の実施（21年度延べ993人参加）
- ② 学校教育相談啓発誌『ふれあい』の発行（年3回総合教育センター広報誌『銀杏』と合併して発行）
- ③ 保護者対象家庭教育講演会の開催（21年度2回延べ96人参加）
- ④ 全教員対象講演会の開催（21年度1回21人参加）

2 教育相談関連事業

(1) 教育相談室

総合教育センター分室である練馬・光が丘・関の3つの教育相談室では、教育・心理・医療の専門相談員が、区内の幼児・児童・生徒の発達の過程で生じた諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう援助している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行う。相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ 保護者対象講演会

不登校児童生徒の保護者を対象に講演会等を実施している。（21年度講演会2回延べ50人参加、懇談会5回延べ32人参加）

(2) 適応指導教室

総合教育センターの適応指導教室（小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）では、区内在住の不登校児童生徒に対して、心の安定を図るための相談活動を基本に、集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう援助している。

(3) 登校支援対策事業

① 学校訪問相談事業

学校の要請により、不登校など、教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に心理学の専門家や学識経験者を講師または指導助言者として派遣して

いる。

21年度の派遣回数は83回、延べ1,937人の教員が参加した。

② 登校支援研修

21年度から、教員向けに登校支援研修を実施した。（21年度3回延べ108人参加）

③ ソーシャルスキルトレーニング（SST）

19年度から、学校へ講師を派遣し、SSTを実施している。（21年度2校、8回延べ630人参加）

また、教員がその技能を身に付け、学校で実施できるようにSSTリーダー養成研修会を21年度から開始した。（21年度2コース各4回延べ138人参加）

〔適応指導教室実施状況〕

平成21年度

教室名	参加者数	活動日数
	人	日
フリーマインド	32	194
トライ	133	194

(3) 教育環境を整備する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増対策のため、多くの学校を新設するとともに、木造校舎から鉄筋コンクリート造へと改築を行ってきた。

現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、子どもたちにとって安全で快適な教育環境を保持し、教育内容の多様化等に対応するため、計画的な改築を必要としている。

平成15年度には、光和小学校の校舎を鉄筋コンクリート造校舎としてはじめて改築し、19年度からは、豊玉南小学校の校舎、20年度からは、谷原小学校の校舎の改築を進めている。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体育実技の向上を図るため、施設の老朽の程度を考慮しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。18年度までに、体育館については小学校14校・中学校13校、プールについては小学校9校・中学校12校を改築した。20年度には、南田中小学校の体育館を改築し、併せてプールの改築を進めている。

3 校舎等の大規模改修工事

(1) 耐震診断および補強工事

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することを求められる。

全区立小・中学校103校中、耐震診断が必要な校舎に

については12年度までに診断を完了し、必要な補強工事を順次実施している。その結果、21年度までに小学校42校、中学校17校の校舎の耐震性が確保された。学校体育館については17年度までに診断を完了し、21年度までには小学校63校、中学校34校の体育館の耐震性が確保された。

18年6月に策定した「練馬区公立学校等施設整備計画」に基づき、22年度には、小学校15校・中学校7校の校舎補強、小学校5校の体育館補強工事を予定しており、23年度までに耐震化率を100%にする予定である。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

学校施設の主な改修工事実施状況

平成21年度

改修工事件名	小学校	中学校
	(延べ)	(延べ)
① 外 壁 改 修 工 事	4校	1校
② 屋 上 防 水 改 修 工 事	4校	1校
③ 耐 震 補 強 工 事	18校	7校
④ ト イ レ 改 修 工 事	6校	1校
⑤ 給 水 設 備 改 修 工 事	3校	—校
⑥ 水 飲 栓 直 結 給 水 化 工 事	3校	—校
⑦ プ ー ル 改 修 工 事	2校	—校
⑧ プ ー ル ろ 過 機 改 修 工 事	3校	2校

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷の少ない快適で、みどり豊かなうらおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識をはぐくみ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン（壁面緑化）、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。21年度には、北町小学校、練馬小学校、石神井東小学校、石神井西小学校、石神井台小学校、富士見台小学校、大泉第三小学校校庭の芝生化、三原台中学校の屋上緑化を実施した。

6 環境への配慮

太陽光発電設備や太陽熱を利用した給湯システムなど、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。15年度に竣工した光和小学校では、太

陽光発電や太陽熱給湯を始め、風力発電、雨水のトイレ洗浄水利用などの設備を導入し、国から全天候型のエコスクールとして認定を受けている。

●学校給食の充実

1 学校給食

区では、自校調理方式、総合調理場方式（通称センター方式）、親子調理方式の3方式により、小・中学校全校で完全給食を実施している。

総合調理場は、第二総合調理場を練馬二丁目に設置している。

(1) 献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るとともに、安全で衛生管理に配慮した給食の提供に努めている。

(2) 米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

(3) 衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校等に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修を実施するなどにより、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、学校給食の安全で衛生的な実施に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬・添加物等の検査を行い、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

学校給食実施状況

平成22年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
自 校 (75校)	給食実施食数 学 校 数	31,638食 54校	10,842食 21校
親 子 校 (18校)	給食実施食数 学 校 数	3,187 7	3,411 11
センター校 (6校)	給食実施食数 学 校 数	1,952 4	972 2
計 (99校)	給食実施食数 学 校 数	36,777 65	15,225 34

学校給食費の状況（月額保護者負担分） 平成22年度

区 分	自校調理校		センター調理校	
	親	子	調	理
小 学 校	円		円	
	低学年	3,930	低学年	3,610
	中学年	4,170	中学年	3,820
	高学年	4,500	高学年	4,080
中 学 校	5,150		4,680	

2 センター調理校の自校調理化計画

食育の「生きた教材」として、学校ごとのきめ細やかな調理を可能とし、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図るため、学校給食の調理方式を「センター方式」から「自校調理方式」に改善していく。併せて計画的に給食室の整備を行う。

3 学校給食調理業務民間委託の導入

新行政改革プランに基づき、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶、運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業であり、献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、これまでどおり学校と教育委員会が責任を持って行うものである。平成22年4月現在、41校が委託を行っている。

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めている。

- ・教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。
- ・文部科学省の新整備方針に基づく教育用コンピュータの整備をしている。

中学校は平成10年度に1校当たり41台、小学校は11年度に1校当たり21台のパーソナルコンピュータをコンピュータ教室に整備した。13年度は、全小中学校でインターネットへの接続を開始した。

学校ICT環境整備事業として、21年度に全小・中学校に電子黒板を各校1台、デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具（校具）類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されている。区では、これに基づき独立

行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

児童・生徒の災害発生と給付額 平成21年度

区 分	加入者数	災 害 発生数	災 害 発生率	給 付 額
	人	人	%	円
小学校	34,397	1,505	4.4	15,212,668
中学校	14,000	895	6.4	26,920,488
計	48,397	2,400	5.0	42,133,156

●小・中学校の現況

平成22年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ34,325人の児童と13,788人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,082学級、中学校が412学級となっている。児童数は昭和54年の52,452人、生徒数は昭和57年の24,114人をピークに減少傾向が続いていたが、児童数については平成13年から微増の傾向に変化し、近年は横ばいとなっている。

区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成22年5月1日現在

区 分	小 学 校	中 学 校
学 校 数（校）	65	34
学 級 数（学 級）	1,082	412
児 童 生 徒 数	男（人）	17,759
	女（人）	16,566
	計（人）	34,325
1学級当たり(人)	31.7	33.5
教 員 数（人）	1,582	782
1教員当たり 児童・生徒数(人)	21.7	17.6

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童・生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童・生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定した。

統合の組合せおよび実施時期等

	統合の対象校	新校名(位置)	統合の実施時期
1	光が丘第一小	光が丘四季の香小 (高松五丁目24番1号)	平成22年4月
	光が丘第二小		
2	光が丘第三小	光が丘春の風小 (光が丘七丁目2番1号)	
	光が丘第四小		
3	光が丘第五小	光が丘夏の雲小 (光が丘三丁目6番1号)	
	光が丘第六小		
4	光が丘第七小	光が丘秋の陽小 (光が丘二丁目1番1号)※	
	田柄第三小		

※平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間は、光が丘二丁目6番1号

統合を円滑に進めるため、20年5月、統合の組合せごとに、校長および保護者や地域の代表などで構成する統合準備会を設置し、21年度は、統合新校の校章・校歌、通学路の安全確保などについて協議を行った。

●小中一貫教育校の設置

近年、児童・生徒の心理的・身体的成長が早まっていることや小学校から中学校への環境の変化に伴い教育指導上の課題が生じる傾向があることに鑑み、区では、新長期計画（平成18年度～22年度）に基づき、23年4月に小中一貫教育校を設置することとした。

小中一貫教育校では、児童・生徒が9年間の一貫した教育課程と学習環境の下で学ぶことにより、児童・生徒一人ひとりの個性を重視した教育の充実を図る。

20年11月、「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」を策定し、同年12月、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定した。

21年5月、校長および保護者や地域の代表などで構成する練馬区立小中一貫教育校推進委員会を設置し、教育内容、学校経営、施設整備、就学、統一校名、統一校歌、統一校章などについて検討し、小中一貫教育校の23年4月の開校に向けた準備を進めている。

3 次代を担う青少年を育てる

区では、青少年施策の基本方針である「青少年育成活動方針」を策定し、4つの重点目標を掲げ、青少年の健全育成のための取組を行っている。

〔平成22年度青少年育成活動方針 重点目標〕

- (1) 地域とともに心のかような明るい家庭づくりを進める。
- (2) 青少年の社会参加機会を増やそう。
- (3) 健全で安全な社会環境づくりを進める。
- (4) 家庭・学校・地域・関係機関の連携の推進と強化。

(1) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が地域の活動へ自主的に参加し、社会の一員としての自覚をもち、社会的な役割を担うことは、青少年の健全な成長に欠かすことができない。このような体験を積むための機会を大人は地域ぐるみで青少年に提供する必要がある。

青少年が地域や学校の行事に単に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことは、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識をはぐくむ大きな力になっている。

地域では、青少年がスポーツや文化活動を通じて、直接体験を積むための集団活動、地域活動が行われている。

青少年育成団体のひとつである青少年育成地区委員会では、自主性と社会性をはぐくむことを目的に、企画から当日の運営までを青少年が行う事業として、高齢者との交流会や地域の子どもまつりを実施している。また、自分の意見を地域の大人たちに聞いてもらう機会として、中学生の意見発表会などの事業も行われている。これらの事業は、青少年の自主性と社会性をはぐくむとともに、自らを表現する場としても機能している。

●練馬区青少年委員

小学校の通学区域から1名ずつ、小・中学校校長会から代表各1名の計67名を青少年委員に委嘱している。

主として、ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業、青少年の各種グループの育成などに携わっているほか、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。また、定例会等を通じ委員相互の連携を積極的に行っている。

●青少年リーダーの養成

小学5～6年生、中学生を対象に、仲間作りのリーダーとして役立つよう、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら

ら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。修了者は、この講習会の協力者として子どもたちの指導、育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

●成人の日のつどい

区では新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象として「成人の日のつどい」を開催している。

平成22年は、1月11日に「としまえん特設会場」で行われ、対象者6,746人の61.6%にあたる4,153人の参加があった。

●練馬子ども議会

未来を担う子どもたちが練馬区について区長をはじめとする区職員と意見交換を行うことを通じて、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に「練馬子ども議会」を開催している。

平成21年度は、中学生52人が子ども議員として参加した。7月23日に5つの委員会を開催し、子ども議員一人ひとりが意見を述べ、区理事者と討議を行った。

8月3日に本会議を開催し、子ども議員が10グループに分かれ、「伝統工芸の振興」、「エコ・リサイクル」などのテーマに基づき意見表明・提案を行った。

●青少年の活動の場

1 区立秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、秩父市（埼玉県）の秩父さくら湖を望む山腹に、青少年キャンプ場を開設している。開設期間は、毎年5月1日～10月31日で、約28,000m²の敷地にバンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備え、110人の宿泊（テントを含む）ができる（夏休み期間は常設テント15張、幼児用プールを開設）。

平成21年度は延べ1,878人の宿泊利用があった。

2 民間遊び場

民間遊び場は、子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。遊び場の管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。

22年4月1日現在33か所、延べ面積33,633.57m²となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。

22年4月1日現在3か所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。

22年4月1日現在6か所を開放している。

●青少年表現活動の支援

青少年の健全な成長に資するよう、青少年の演奏等の表現活動の場を確保し、区に登録された青少年の個人または団体が日ごろの芸能・芸術活動の成果を発表する。

平成21年度は延べ8団体が、平成つつじ公園において6回の実演を行った。

●青少年館

青少年館は、講座、教室などの事業を通して青少年の豊かな発達を援助するとともに、生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの生涯学習活動の場としても利用されている。また、個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話コーナー、ホールなどの開放を行っている。

あわせて、知的障害・肢体障害を持つ青年たちの様々な生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館（分館）があり、南大泉青少年館は南大泉図書館との併設施設となっている。

平成21年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ114,253人（単位時間ごとの利用者延べ数）の利用があった。また、心身障害者青年学級では、延べ1,727人が出席した。

青少年館の内容別利用状況 平成21年度

区分	春日町		南大泉	
	件	人	件	人
一般団体	1,781	22,992	620	5,241
館主催事業	2,368	35,005	2,325	15,513
青少年団体	2,371	24,732	613	6,653
官公署	60	2,894	56	1,223
計	6,580	85,623	3,614	28,630

青少年館の事業実施状況

平成21年度

事業名	実施事業
〔春日町〕	
文化教養講座	5講座 699人受講
スポーツ講座	2講座 295人受講
青少年館まつり	12月19日実施 延べ360人参加 ダンス
サークル合同発表会	作品展示とダンスの発表会 11月14日・15日実施 延べ592人参加 バレーボール大会 10月18日 延べ129人参加
演劇活動	練馬児童劇団 ・けいこ 35回 延べ947人参加 ・合宿：武石少年自然の家 3泊4日 32人参加 ・発表会：10月1日 会場：練馬文化センター小ホール 演目：「夏の夜の夢」 公演：2回 延べ入場者：1,072人
児童劇教室	7回 延べ195人受講
野外活動	1講座：40人受講 (土曜・日曜日)
ホール個人利用	124回 利用者数 延べ1,934人
学習室の開放	常設学習室 利用者数 延べ4,399人 臨時学習室 利用者数 延べ2,947人
談話室の開放	利用者数 延べ2,188人
青少年将棋コーナー	27回実施 延べ222人参加
心身障害者青年学級	4学級 延べ1,727人参加
わかものスタート支援事業	4講座 延べ1,568人参加
〔南大泉〕	
文化教養講座	4講座 延べ443人受講
スポーツ講座	3講座 733人受講
こどもフェスティバル	8月8日実施 延べ435人参加 お楽しみ会、おはなし会、プラバン工作、けん玉、折り紙など
ホール個人利用	(水曜・土曜日) 80回 利用者数 延べ2,256人
音楽練習室	1,520回 利用者数 延べ2,687人 利用講習会12回実施、90人受講
学習室の開放	教室の利用がないときに学習室として開放 利用者数 延べ10,021人

(2) 家庭・学校・地域の連携を支援する

●家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域の持つ教育力を十分に機能させる必要がある。

特に、家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の考え方や行動が青少年の人間形成に大きく影響している。そこで、家庭のもつ教育機能の重要性を認識するとともに、地域ぐるみでその機能を支えていくことが重要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を積極的に行っている。

また、性の低年齢化や薬物乱用は、社会問題となっており、家庭や地域の教育力を深め、解決を図る必要がある。区では地域の青少年団体に対し、研修会や講演会などを開催している。

平成21年度研修会内容

1 第1回（実施日）21年10月27日（火）

- ・テーマ 「親子の絆～たった一言で変わった俺の人生～」
- ・講師 歌手 杉山 裕太郎
- ・会場 練馬公民館
- ・参加者 235人

2 第2回（実施日）22年1月26日（火）

- ・テーマ 「地域の子どもは 地域で育てる」
- ・講師 子育てボランティア団体「わいわいギルド」代表 星 一郎
- ・会場 練馬公民館
- ・参加者 202人

●学校との連携強化

地域ぐるみで育成活動を推進するため、学校・家庭・地域社会の連携を図り、「総合的な学習の時間」に対応した地域の人材活用を図り、地域社会と学校との交流を深めていく。

また、学校・家庭・地域社会が一体となり、青少年の健全育成を図っていくために、教職員、保護者、青少年委員、青少年育成地区委員等が相互に情報・意見交換を行い、地域懇談会等で連携を図っていく。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置されている。練馬区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、青少年問題協議会の諮問を受け、青少年育成活動方針（案）等の検討を行っている。

●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、旧出張所管轄地域を単位として17地区に設置し、約2,200人の委員が活動している。

主な活動として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた青少年の育成、不健全雑誌等自動販売機追放などの環境浄化活動を行っている。

●環境浄化と非行防止の推進

地域の環境は青少年の育成に欠くことができない重要な部分である。青少年にとって地域は、望ましい人間形成ができる場として期待できる反面、非行化の温床になる可能性もある。地域ぐるみで環境浄化につとめ、非行を防止するよう、大人は青少年と日ごろから会話をかわせるような人間関係を築くことが重要になっている。

区では、青少年をとりまく社会環境の悪化に対し、青少年団体などと協力し、健全で安全な社会環境づくりに取り組んでいる。

1 「健やか運動」の推進

「子どもたちを健やかに育てる運動」（以下「健やか運動」という。）は、青少年の非行防止と健全育成をすべての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主に次のような活動を行っている。

① 「健やか運動」の協力店

コンビニエンスストア、文具店や外食産業など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店のステッカーを掲示してもらうとともに、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。平成22年4月1日現在、1,713店が協力店として活動している。

② 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションにあわせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区防災無線設備を利用して放送をしている。

③ 「健やか運動」のPR

「健やか運動」を広く区民に周知し、青少年の健全育成を推進していくため、毎年、子どもたちから募集した原画を使って、カレンダーなど「健やか運動」PR物品を作成し、健全育成推進事業で活用している。

2 「社会を明るくする運動」の推進

青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動である。青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「社会を明るくする運動のつどい」などを行っている。

3 不健全雑誌自動販売機等実態調査

だれでも自由に不健全雑誌やビデオが購入できる自

動販売機は、通学路や住宅地近辺に設置される場合があり、思春期の子どもたちに影響を与えている。

また、こうした雑誌やビデオは、地域のコンビニエンスストアやレンタルビデオ店でも手軽に入手できる状況である。

そこで、地域の青少年育成地区委員会が中心となって、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

不健全雑誌自動販売機などの調査結果

調 査 項 目	平成20年	平成21年
不健全雑誌・ビデオ自動販売機	24台	16台
レ ン タ ル ビ デ オ 店	23店	17店
成人向ビデオが置いてある店	22店	16店
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	180店	183店
24 時 間 営 業 の 店	164店	164店
成人雑誌を販売している店	151店	160店

4 地域における子どもたちの安全のために

子どもたちを犯罪から守るために、10年度から「子ども防犯ハンドブック」を小学校1、4年生に配布し、13年度からは、子どもたちの緊急避難所事業を実施している団体へ「ひまわり110番」表示プレートを提供している。さらに17年9月から緊急避難所見舞金支給制度を開始した。

4 ともに学びあえる生涯学習を進める

(1) 生涯学習活動を支援する

●支援体制の整備

区では、区民の生涯学習を推進するため、平成7年2月に「練馬区生涯学習推進計画」を策定し、「学びのまち ねりま」の実現に努めてきた。その後、13年度には、「練馬区長期総合計画」に基づき、「練馬区生涯学習推進計画」の理念を受け継ぎつつ、生涯学習活動の支援に重点を移した「練馬区生涯学習支援プラン21（第1期）－生涯学習によるまちづくりプラン－」（13年度～15年度）を、16年3月には、「練馬区生涯学習支援プラン21（第2期）－学びから学びあいへの支援をめざして－」（16年度～18年度）を策定した。これらのプランにより、区民や生涯学習関連団体等が行う自主的な生涯学習・スポーツ活動が豊かに展開できるよう、その支援体制の整備を進めてきた。

19年2月には、生涯学習支援体制の整備に関する行政計画の最終期として、「練馬区生涯学習支援プラン21（第3期）」（19年度～22年度）を策定した。このプランでは、区民の主体的な学習要求である「知りたい・深めたい・活かしたい」という「学びの循環」を活性化するための3つの視点を「伝える・整える・託す」と定め、区民支援の諸事業を21の支援目標で体系化している。このような「学びの循環」を通して、「学び」が深まり続けるとともに、その「学び」が単に個人の中で完結することなく、人と人との結びつきを深める「学びあい」にまで進むことを願い、「－ともに学びあえる生涯学習を進める－」を副題にして施策を推進している。

22年度は、「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画（22年度～26年度）」が21年度に策定されたことから、23年度を初年度とする区の総合的な生涯学習推進に関する計画の策定に取り組む。

●生涯学習団体の育成

生涯学習団体は、芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等、様々な分野で自主的な学習・スポーツ活動を展開している。平成22年3月31日現在、1,934団体が、教育委員会に届出されている。（従来の社会教育関係団体登録制度と社会体育団体登録制度は、廃止・統合され、13年4月1日から新たに、生涯学習団体届出制度となった。）

区では、これらの団体の求めに応じて指導・助言をするほか、団体の学習・スポーツ活動をより広く情報提供するため、届出名簿一覧表を閲覧できるようにしている。

●区民参加と交流の促進

子育て・子どもの教育をテーマとした講座（子育て学習講座）や、子どもたちがいろいろな遊びや体験・学習等を行う講座（ねりま遊遊スクール）の企画運営をPTA・生涯学習団体・NPO等に委託し実施することにより、区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、週末における子どもたちの居場所の一つとしている。

●学習・スポーツの機会の充実

1 子育て学習講座

地域や家庭における子育てや子どもの教育は、人格形成の上で、大変重要である。PTA等の地域で活動している団体に、子育てや子どもの教育に関する様々な課題等を学習する場として企画・運営を委託し実施している。平成21年度は、85講座実施し、延べ2,623人が参加した。

2 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、学校や公共施設等を会場に、子どもたちがいろいろな遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として、地域で活動している団体に企画・運営を委託している。21年度は、441講座実施し、延べ13,619人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学・高校生が自ら講座の企画運営にかかわること、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学・高校生の交流を図るために、14年度から団体に委託し、実施している。21年度は、13講座実施し、延べ216人が参加した。

4 子ども安全学習講座

子どもが安全に、かつ安心して生活するために、子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学んだり、大人が子どもの安全に関する知識を習得する講座である。

地域で活動している団体に企画・運営を委託している。21年度は、8講座実施し、延べ352人が参加した。

5 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で、年1回珠算大会を開催している。21年度は、166人が参加した。

6 人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。21年度は、14回実施し、延べ778人が参加した。

7 武蔵大学特別聴講生

武蔵大学に4月から翌年3月までの1年間、一般の学生と一緒に授業を聴講する特別聴講生を派遣している。

修了後、ボランティア活動を行う意志があることを条件に、聴講料の一部を練馬区と武蔵大学で負担している。21年度は、31人の聴講生を派遣した。

●区民発出前講座

様々な趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。平成13年6月に講座登録を開始し、22年3月31日現在で、105講座が登録されている。

●情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を収集し正しく判断する能力や、自ら情報を発信していく能力の育成およびインターネットなどを悪用した犯罪等に対処できる情報能力を育成する。21年度は、10回実施し、延べ441人が参加した。

●学習情報の提供・相談活動の推進

区民の生涯学習活動を支援するため、毎年「学習・文化ガイドブック」および「スポーツガイドブック」を発行するとともに、平成14年2月から区ホームページに、「ねりまの生涯学習」を開設し、生涯学習の施設、事業計画・事業案内等、最新の情報を提供している。また、生涯学習の相談やアドバイスなども行っている。

●学校施設の地域開放推進

学校教育に支障のない範囲で、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、地域住民の学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の場として、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。施設開放は、当該校と地域の住民による学校開放運営委員会や学校応援団に学校開放事業の運営を委託しているほか、学校への事前申請にもとづき、区民の一般利用に開放している。

1 校庭開放

平成22年3月31日現在、区立全小学校（69校）の校庭を、地域の子どもたちの健全な遊び場、スポーツの場として開放している。

21年度は、1校当たり1日平均47.8人、年間では全校で延べ1,084,485人の利用があった。内訳は、63.0%が個人利用、37.0%が少年スポーツ団体などの利用であった。

2 学校図書館開放

子どもを主とした地域住民に対して、区立小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

22年3月31日現在、44校を開放し、蔵書数は296,314冊である。また、21年度は延べ189,212人の利用があり、64,119冊を貸し出した。

また、13年度から、区立図書館から離れた場所にある学校開放図書館に、区立図書館資料の検索ができる端末を設置し、21年度末時点では、5校で予約・貸出を

実施している。21年度は3,670冊の貸出しがあった。

3 教室開放

区立小学校の余裕教室を活用して整備した開放用施設を、地域住民の身近な学習・文化・レクリエーション活動の場として開放している。

22年3月31日現在、22校で54施設を開放している。21年度は4,046件、延べ74,249人の利用があった。

4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、区立学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。これは区民の体力増進や、健康管理のために場を提供するだけでなく、スポーツを通じて、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指すものである。

21年度の学校体育館開放は、37校の小中学校で実施し、延べ211,838人が利用した。また、プール開放は9校の小学校（ただし夏休み期間中のみ）で、延べ6,211人が利用した。

5 学校施設の一般利用

学校開放運営委員会や学校応援団による施設開放のほか、区立の全小・中学校の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で、学校への事前申請にもとづき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、中学校18校に設置済みの第二屋内運動場（格技室）や開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

●総合教育センターの生涯学習事業

昭和55年に開設された総合教育センターでは、区の生涯学習活動の拠点のひとつとして、つぎのような事業を行っている。

1 催物

平成21年度に実施した催物は、下表のとおりである。

区民囲碁大会・将棋大会は、それぞれ年1回の開催であり、初心者から有段者まで老若男女を問わず楽しく腕を競っている。

総合教育センターの催物		平成21年度
事業名		参加者
		人
子ども映画会	12回	延べ122
区民囲碁大会	1回	120
区民将棋大会	1回	113

2 ジュニア・オーケストラ

小学4年生から18歳までの少年少女を団員として、オーケストラ練習を行い、学校演奏会と定期演奏会をそれぞれ年1回開催している。22年4月現在の団員は71人である。

3 弦楽体験教室

小学4年生から中学生で弦楽器の初心者を対象に、夏季期間中に全9回で1コースの体験教室を開催した。21年度は、28人が参加した。

4 16ミリフィルム等の貸出

22年3月31日現在、学校教育や社会教育、昔話などのアニメーション等1,571巻を所蔵している。

21年度は、幼稚園、保育園を中心に67件で303点の貸出しがあった。

●公民館

練馬公民館は、昭和28年開館以来、区民大学、寿大学等の各種講座の開催や、自主的な学習・文化活動の場の提供などを通じて、練馬区の生涯学習の中心的施設として区民に親しまれてきた。

近年は、ボランティアとの協働・参画型事業に力を入れており、練馬区文化団体協議会加盟団体との共催講座、区民団体との協働講座、公募区民による料理講座などの各種「公民館サポーターズ講座」を充実させている。

公民館はこれからも、区民と区民を結ぶ場として、また区民の力を地域に生かしていくための拠点としての役割を果たしていきたいと考えている。

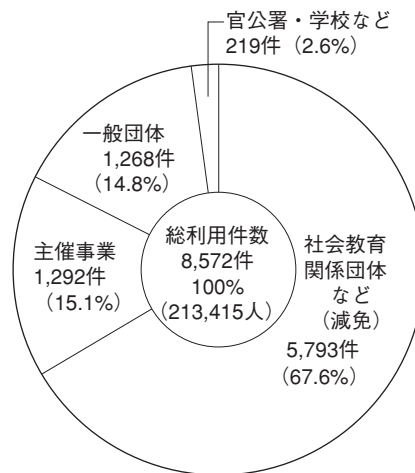
また、貸出施設は区内全域の区民団体の利用があり、年間平均の利用率は65%に達している。

公民館の事業実施状況 平成21年度

事業名	実施状況
区民大学	13講座、延べ2,473人受講
寿大学	65歳以上対象 年2回、延べ3,884人受講
寿大学通信講座	60歳以上対象 書道・俳句の2科目、 延べ6,471人受講
寿大学通信講座	講師による直接指導
スクーリング	年3回、延べ210人受講
寿大学通信講座	年1回、231人出品
書き初め展	
児童合唱団	毎週土曜日練習 演奏会4回
視聴覚事業	名画鑑賞会、こどもえいがかい 43回、延べ4,310人入場
サークル文化祭	年1回、延べ2,040人入場
区民文化祭	年1回、延べ12,409人参加
芸術鑑賞会	年7回、延べ1,653人入場
公開講座	7講座(大学5校、高校1校) 延べ868人受講
国際理解推進講座	1講座、延べ545人受講
サポーターズ講座	料理講座16講座、一般講座12講座、 延べ2,380人受講

公民館の利用状況

平成21年度



●美術館

練馬区立美術館は、区民の美術に関する知識および教養の向上を図ることを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術館の事業運営についての幅広い意見を反映させる場として、美術館運営協議会を設置している。この協議会は、美術に関する学識経験者、美術作家および社会教育・学校教育関係者等で構成され、美術館の運営方針や事業計画を中心に協議を行っている。

1 展示事業

(1) 企画展

美術に関する調査に基づき日本の近・現代美術をテーマとした自主企画の展示会を平成21年度は5回開催した。

企画展 平成21年度

展示会名	会期	内容	観覧者数
現代の水墨画 2009 水墨表現の現在地点	4/21~5/31 36日間	水墨画の新たな可能性と墨のもつ現代的な意義を探るものとして、富山県水墨美術館と共同開催した展示会。水墨による様々な表現の可能性を真摯に追究している作家のなかから特に優れた業績を残し、今日さらに目ざましい活動を展開している11人の作家の近作と新作約30点を紹介した。出品作家は、浅見貴子、伊藤彬、尾長良範、呉一駿、田中みぎわ、中野嘉之、箱崎睦昌、正木康子、マツダジュンイチ、三瀬夏之介、八木幾朗(敬称略、五十音順)。うち6人の作家によるアーティストトークと、関連ワークショップを実施した。また、練馬区ゆかりの作家、五味康祐氏の遺品のパーゼンドルファ社のピアノにより、ピアノライブを行った。	人 4,100
コレクションによる企画展 「絵画の、あつまりー日本の絵画はうすっぺらか?」	7/25~8/23 26日間	当館コレクションの中から、様々な絵画の厚みに視点を向けた展示会を開催した。展示室を暗めにし、懐中電灯で自由に光をあてられるようにしたり、普段は見ることのできない絵画の裏側を見せるなど、これまでになく展示を行った。また、ロビーのガラス窓には吉田曉子氏の新作インスタレーションを展示した。会期中、絵画の厚みに関連したワークショップを開催した。いずれも多数の応募をいただき、好評のうちに終えることができた。	5,527

小野木学 一ナヤミタネー 展	9/5～ 11/8 56日間	1955年から亡くなる1976年までの21年間、練馬区にアトリエを構えた小野木学(おのぎ・がく 1924-76)のパステル画・水彩画を中心とした回顧展を開催した。講談社から出版されたエッセイ集『ナヤミタネ』に収録されたパステル画は、ほとんどが練馬区立美術館に所蔵されている。企画展示室1には主にパステル画、企画展示室2には油彩画(代表作の「風景」シリーズ)を展示し、これまでの回顧展と異なりテーマを限定した構成とした。展示室付近にアンケートを設置し、来館者には概ね好評であった。会期中、「ナヤミタネ」の筆者であり、小野木氏の甥にあたる上矢津(かみや・しん 美術家)氏のトークや、打楽器ユニットによる、展覧会をイメージしたライブを開催した。	2,537
菅原健彦展	11/15～ 12/27 36日間	1962年練馬区に生まれ、多摩美術大学に学んだ菅原健彦の、画業20年を節目として開催した展覧会。岡崎市美術館、練馬区立美術館、日本経済新聞社の共同企画により開催した。美大卒業制作から水墨による近作、さらにこの展覧会のために新たに制作された「雲龍図」「雷龍図」まで約40点を紹介した。会期中、菅原氏本人によるアーティストトークを開催。終了後に、サインを求める列ができるなど好評であった。また、チェロによるギャラリートークを行った。	6,011
コレクション展 ゲンダイビジュアル ドゥ? 道	2/21～ 3/28 31日間	2007年に開催した企画展「賛美小舎 上田コレクション」で出展した多くの作品を、上田國昭・克子夫妻から寄贈いただいた。それらの中から、石原友明、岡村桂三郎、小野友三、小滝雅道、斎藤典彦、新恵美佐子、須田悦弘、諏訪直樹、園家誠二、舟越直木、間島秀徳、山本直彰、湯浅龍平、湯川雅紀(敬称略、五十音順)ら、激動の時代と帆走するに己の信じる道を走り続けてきた画家・彫刻家の作品を紹介した。会期中、6人の作家によるトークを行なった。また、関連ワークショップを実施した。	1,499

(2) コレクション展

企画展以外の期間に美術館の収蔵作品からテーマを決めて特集展示している。

(3) 「子どもワークショップ2009」展

たんけん！ ぼくのわたしの美術館

「複数の人間が時間と場を共有し能動的な視点を獲得する」という「ワークショップ」の一定義を借り、これに沿った展示を行った。作家による作品の展示はせず、未知の世界に赴き開拓する「探検」を子どもたちが美術の世界へ踏み出すことになぞらえ、「観る」こと自体への興味を引き出すために館内の「探検」「調査」を楽しむ、参加型の作りとした。

(4) 教育委員会主催展

区内在住の美術家協会会員の作品を紹介するため、毎年1回「練馬区美術家協会展」を開催している。21年度の出品点数は67点であった。

「練馬区民美術展」は区民の日ごろの創作活動を発表する場として開催するもので、21年度は291点の出品があった。

(5) 展示室等の貸出し

区民などの創作発表の場として一般展示室を開放し、企画展示室についても美術館の主催事業に支障のない6月と7月の一部に貸出しをしている。また、サークルの

創作活動のために創作室の貸出しも行っている。

2 教育普及事業

展覧会関連講座をはじめ、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受け入れ、小・中学校の先生を対象に学芸員による作品解説を行うティーチャーズデイの実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

講座開設状況		平成21年度	
講座名		回数(回)	受講人数(人)
展覧会 関連講座	ワークショップ・講座	15	187
	ギャラリートーク	30	1,247
	コンサート	3	345
	子ども向け鑑賞プログラム	6	43
美術講座		8	161
美術館を楽しむワークショップ		5	66
スクール プログラム	団体鑑賞	3	52
	施設見学	2	182
	職場体験	7	17
ティーチャーズデイ		4	45
合計		83	2,345

3 資料収集事業

練馬区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。21年度は、寄贈163点があり、全所蔵数は2,072点になった。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ(スペイン語で「みどり」という意味)という愛称が付いており、浅間山の麓(ふもと)にベルデ軽井沢、伊豆下田にベルデ下田、美ヶ原高原の麓にベルデ武石、内房岩井海岸にベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校に利用されているほか、夏・冬休みを中心に区内の少年団体や区民にも広く利用されている。また、ベルデ武石には新館を開設し、区民の保養利用の充実を図っている。

少年自然の家の利用状況		平成21年度
施設名		利用者数
		人
軽井沢少年自然の家(ベルデ軽井沢)		36,269
下田少年自然の家(ベルデ下田)		14,590
武石少年自然の家(ベルデ武石) [本館]		19,646
[新館]		6,909
岩井少年自然の家(ベルデ岩井)		18,237
計		95,651

注：小・中学校の校外授業、少年団体や区民の総利用者数である。

●他地域との交流の促進

区では、昭和55年に区立武石少年自然の家を開設して以来、長野県武石村（現上田市武石）と小・中学生の施設利用を中心とした交流を進めてきた。

平成6年11月に、武石少年自然の家新館の開設にあたり、「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

18年3月に武石村を含む4市町村の合併で新たになった上田市と、同年8月に友好交流を継続するにあたり、「友好提携に関する合意書」の調印を改めて行った。

(2) 読書活動を推進する

●図書館

様々な制度の変化や技術の革新が急速に進む現代社会においては、学生時代に学んだ知識では不十分であり、社会人になった後でも新たな知識を常に学習していくことが必要となっている。さらに、雇用制度や雇用形態の多様化により、職業上の知識や技術を新たに学習することも必要になっている。また、急速な高齢化が進む中で、高齢者が長きにわたる人生をより豊かで有意義に過ごすためには、そのための知識や情報も必要となっている。こうした生涯にわたる学習をどのように支えていくかが、図書館に問われている。

これまでの図書館は、利用者の読書支援を中心とするサービスであった。しかし、社会の変化や生涯学習社会の中で、図書館が果たす新しい役割として、ビジネス、子育て、住民活動など、人々の生活や仕事の上で必要な資料や情報を提供するなどの支援が求められる。

そのため、図書館では地域の情報拠点として、こうした資料の収集・提供を充実するとともに、これまでの貸出しやリクエストサービスに加えて、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスを重要なサービスとして位置付け、その充実を図っていく。

1 施設の充実

図書館利用者の利便性の拡充を図るため、12館目となる南田中図書館を南田中小学校の拡張用地内に建設し、平成21年5月に開館した。

また、18年2月には、図書館資料の返却および予約資料の受取窓口を総合教育センター内（高野台2）に開設した。

そのほか、区立小学校の開放図書館5校に区立図書館の図書館を検索・予約できるパソコンを設置している。

2 図書等資料の充実

東京都公立図書館調査（20年度実績）によれば、個人貸出点数は23区中第2位、予約点数は第2位となっている。とりわけ15年から開始した図書館ホームページによる予約サービスにより、予約が飛躍的に増加している。練馬区はこのように図書館の利用が多い一方、

人口1人当たりで見ると所蔵資料数は23区中22位と低位に位置している。

これらの状況を改善するため、18年度からの3か年で全館に導入した窓口等業務委託によって生み出した財源の活用などにより、所蔵資料数を増やし、同時に書架等の整備による収蔵力の充実を図っていく。

3 開館日・開館時間の拡大

開館日の拡大については、18年4月から祝日の振替休日、5月4日、12月28日の開館を実施した。20年4月からは、休館日である月曜を各館ごとに月に1回開館することとした。

開館時間については、窓口等業務委託を導入した館から、順次開館時間の延長（平日1時間、土・日・祝休日2時間）を実施し、20年4月からはすべての館で平日は午後8時、土・日・祝休日は午後7時まで開館している。

4 子どもの読書活動の推進

区立図書館では、21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、練馬区の子どものたちが読書の楽しさや素晴らしさを知り、たくさんの本と出会えるように、区を挙げての様々な取組を進めている。

こうした取組を通して、読書意欲を喚起し、読書環境を整備することで、子どもの読書活動が充実するように支援を行っている。

区立図書館では、絵本や紙芝居、図鑑や読み物などを豊富に所蔵した児童コーナーを設置しており、児童向けのおはなし会、おたのしみ会などの多彩な催しを行っている。中高校生向けとしては、青少年コーナーを全館に設置し、読書活動の推進と居場所の提供に取り組んでいる。

また、親子のふれあいと、本への親しみを深める活動として、（保健相談所で行う4か月児健診時に案内し）図書館で保護者に絵本等を手渡すブックスタート事業への取組（21年度4,307セットを配布）や、児童に無償で図書の貸出し等を行っている地域文庫等への本の助成（19団体979冊）、会場に用意した様々な本の中からクイズの答えを見つけ出す参加型イベント「本の探検ラリー」事業を実施している。

子どもたちの読書活動を推進していくため、学校への団体貸出や調べ学習の受入れ、ブックトーク、学校等の教職員を対象とした読書活動の講習会などの支援を実施している。21年5月に開館した南田中図書館では、南田中小学校の敷地内に設置されている図書館という特色を生かし、近隣小・中学校6校に対し、学校支援モデル事業を実施している。この事業では、6校の学校図書館に学校図書館支援員を配置し、各校の学校図書館運営計画に基づき、調べ学習の支援や学校図書館資料の選定に対する助言・整理の一層の充実などを行っている。また、ブックスタート事業や本の探検ラリーで

図書館の利用状況等

平成21年度

種別	館名															合計
	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	春日町	南田中	各館合計	高野台窓口		
個人利用登録者数(人)	49,337	33,924	25,934	19,771	22,932	17,710	24,891	8,925	13,999	15,607	13,932	3,423	250,385	—	250,385	
団体利用登録者数(団体)	162	81	38	153	70	91	35	41	43	43	35	55	847	—	847	
貸出数	個人貸出点数(点)	1,249,742	694,842	219,966	502,819	644,745	493,360	593,711	242,795	395,858	638,284	542,752	472,507	6,691,381	30,669	6,722,050
	図書(冊)	1,034,849	572,822	176,885	422,868	554,602	406,992	490,033	203,301	309,174	554,605	455,445	400,167	5,581,743	25,250	5,606,993
	点字図書・録音図書(組)	1,187	620	5	876	235	145	94	—	—	—	—	—	3,162	—	3,162
	雑誌(冊)	61,576	25,316	9,159	23,031	18,550	21,148	26,117	16,254	15,995	25,370	23,864	8,839	275,219	1,059	276,278
	点字雑誌・録音雑誌(組)	3,783	36	111	489	459	192	432	—	—	—	—	—	5,502	—	5,502
	CD、カセットテープ、レコード(組)	139,872	95,723	33,619	55,237	70,190	64,571	76,746	22,991	70,364	58,050	63,157	63,342	813,862	4,322	818,184
	公共・一般ビデオ、その他(組)	7,978	325	186	277	334	289	283	249	325	259	286	159	10,950	38	10,988
	視覚障害者用CD、カセットテープ(組)	497	—	1	41	375	23	6	—	—	—	—	—	943	—	943
	個人貸出者数(人)	478,619	269,053	99,345	185,625	232,649	178,805	244,433	83,132	148,876	213,307	215,611	169,531	2,518,986	15,560	2,534,546
	団体貸出点数(点)	5,779	8,784	2,579	9,680	5,970	4,352	2,347	5,214	10,239	3,012	2,494	8,777	69,227	—	69,227
協力貸出点数(点)	3,743	722	690	575	880	611	1,384	601	574	828	842	96	11,546	—	11,546	
貸出予約数	個人貸出予約数(点)	282,418	216,969	135,952	145,392	169,331	157,904	197,712	54,416	132,240	147,846	138,060	78,062	1,856,302	30,243	1,886,545
	図書等(冊)	222,535	166,451	107,986	115,043	130,090	117,598	151,832	41,792	92,841	113,642	109,102	62,438	1,431,350	24,527	1,455,877
	雑誌等(冊)	14,183	8,670	5,817	7,057	8,570	5,726	9,303	3,300	6,534	7,668	8,049	3,153	88,030	1,097	89,127
	CD、ビデオ等(点)	45,700	41,848	22,149	23,292	30,671	34,580	36,577	9,324	32,865	26,536	20,909	12,471	336,922	4,619	341,541
	団体貸出予約数(点)	1,659	588	2,505	1,338	902	1,438	683	3,287	2,473	913	1,379	1,334	18,499	—	18,499
協力貸出予約数(点)	1,866	654	708	540	895	613	1,409	605	593	836	861	98	9,678	—	9,678	
対面朗読数(時間)	44	175	—	8	90	44	346	—	—	—	507	—	1,214	—	1,214	
会議室利用数(回)	244	168	—	9	75	—	—	4	19	—	283	26	828	—	828	
視聴覚室利用数(回)	106	—	—	91	22	117	263	—	—	—	—	—	599	—	599	
ギャラリー利用数(日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	—	69	—	69	
図書館開館日数(日)	313	315	312	314	315	314	315	314	315	314	315	288	3,744	—	3,744	

※光が丘には外出困難障害者郵送サービス分を含む

催し物

平成21年度

催し物名	実施回数等	参加者数
よみきかせ・おはなし会	645回	11,283人
おたのしみ会	23回	1,429人
人形劇	9回	587人
児童映画会	22回	1,077人
昆虫教室(稲荷山図書館)	3回	70人
本の探検ラリー(図書館)	2館	324人
本の探検ラリー(小学校)	26校	2,378人
手づくり講習会	1回	47人
学校、施設教職員講習会	1回	35人
よみきかせ講習会	5回	209人
展示特集	2回	52人
工作会	6回	112人
講演会	2回	130人
布の絵本講習会	延べ12回	延べ185人
中級音訳講習会	6回	144人
校正講習会	4回	96人

図書館情報化サービス利用状況

平成21年度

利用者開放用端末利用者数	36台	94,004人
利用パスワード登録者数		86,466人
Eメールアドレス登録者数		63,391人
インターネット資料予約点数		1,341,722点
図書館情報ボックス利用件数		96,357件

(3) スポーツ活動を推進する

●スポーツの機会の充実

区は、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでもどこでも いつまでも」スポーツに親しめる豊かであるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざし、平成21年3月に「練馬区スポーツ振興基本計画」（21年度～25年度）を策定した。

区民が生涯にわたって、いきいきとスポーツ活動を続けるためには、活動の場の整備と活動の機会の提供が必要なことは言うまでもない。そのため、区では、初心者のためのスポーツ教室や、各種の競技会、野外活動など多くの事業を区民に提供している。

今後も、より身近な地域で、多くの区民がスポーツに親しむ機会を、充実していく必要がある。

スポーツ事業

平成21年度

区 分	内容および参加人数		
各 種 大 会	区民体育大会	34種目 総合開会式	20,801人 616人
	都民体育大会	32種目	717人
	都民生涯スポーツ大会	14種目	177人
	城北地区競技会	6種目	312人
	少年野球大会	66チーム	1,156人
	女性スポーツ大会	3種目	1,593人
	都民スポレクふれあい大会	3種目	53人
野 外 活 動	区民歩行会	7月11・12日実施 八島ヶ原湿原・上高地 10月24・25日実施 菅平高原・軽井沢	176人 177人
	わんぱくキャンプ	7月31日～8月2日実施 武石栗栗キャンプ場	62人
ス ポ ー ツ 教 室	30種目 73教室	6,278人	
夏 休 み 水 泳 教 室	2校	199人	
少 年 少 女 ス ポ ー ツ ふ れ あ い ひ ろ ば	2月20日実施	430人	
体 育 の 日 記 念 行 事	10月12日実施 総合体育館ほか 7会場	11,879人	

●地域スポーツ指導者の育成

区には、平成22年3月31日現在1,308の生涯学習スポーツ団体が届出をして活動している。一方では、スポーツをやりたくてもその方法が分からない区民も数多くいる。

区では、区民の多様なスポーツへの要望に応じられるよう、また、生涯スポーツの日常化を目指すスポーツクラブの育成のために、資質の高い指導者の育成と確保に努めている。

1 体育指導委員

区民の要望に応じて、地域スポーツの振興を図るため、スポーツに関する指導、助言を行うことを主目的に、43人（22年3月31日現在）の体育指導委員を委嘱している。

主な日常活動として、地域に向けて、様々なスポーツイベントを企画・実施し、スポーツ振興を図っている。さらに、区民に開放している小・中学校体育館の管理運営やスポーツサークル等の育成・指導等もしている。このほか区民歩行会、わんぱくキャンプ、夏休み水泳教室等の指導員としても活躍している。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区民の様々な要望に応えられる指導者の育成・確保を図るため、区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。

種目別生涯学習スポーツ団体届出数 平成22年3月31日現在

種 目	団体数	
球 技	バレーボール	152
	バドミントン	92
	卓球	100
	バスケットボール	89
	キャッチバレーボール	37
	野球	57
	ソフトボール	38
	サッカー	106
	テニス	44
	その他（球技）	11
水 泳	水泳	95
	その他	8
体 操	体操	70
	エアロビクス	22
	その他	57
武 道	剣道	42
	空手	26
	合気道	19
	その他（武道）	29
ダ ン ス	社交ダンス	45
	フォークダンス	16
	その他（ダンス）	58
そ の 他	野外活動	27
	ニュースポーツ	49
	その他	19
合 計	1,308	

種目別スポーツリーダー数

平成22年3月31日現在

種目	計
バレーボール	18
バドミントン	62
卓球	56
水泳	134
陸上	4
サッカー	2
テニス	1
ソフトボール	6
野外活動	1
ダンス	7
軽スポーツ	6
バウンドテニス	3
体操	29
健康トレーニング	2
クラブコーディネーター	91
ペタング	15
ソフトバレーボール	29
グラウンド・ゴルフ	16
インディアアカ	29
ラケットテニス	10
ターゲット・バードゴルフ	8
カヌー	3
スポーツチャンバラ	4
ウォーキング	67
ユニバーサルホッケー	5
フットサル	36
ティーボール	5
チュックボール	11
水中運動	31
エコジョースポーツ	2
合計	693

注：複数種目登録者を含む

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するためには、まずスポーツ施設の整備を図り、活動の場を確保することが必要である。

平成22年3月31日現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場6面、少年野球場5面、少年野球場兼グラウンド1面、テニスコート27面、多目的運動場1面、陸上競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場2か所である。

しかし、施設は区の人口に比較し十分とはいえない状況であり、今後もスポーツ施設の整備・充実を図る必要がある。

屋外施設利用状況

平成21年度

区分	施設名	件数
成人野球場	学田公園	1
	高野台	1
	北大泉	2
	東台	2
	計	2,937
少年野球場	練馬総合運動場	2
	大泉学園少年野球場	1
	日本銀行石神井運動場	1
	荒川河川敷野球場(硬式少年野球)	2
庭球場	豊玉中公園	3
	高野台	4
	びくに公園	2
	土支田	7
	夏の雲公園	4
	日本銀行石神井運動場	7
	計	24,580
陸上競技場(サッカー等)	練馬総合運動場	1
ゲートボール場	練馬総合運動場	2
個人利用	大泉さくら運動公園多目的運動場	79
	練馬総合運動場	13,579
ラグビー	大泉さくら運動公園多目的運動場	20
サッカー	大泉さくら運動公園多目的運動場	921
	日本銀行石神井運動場(少年サッカー)	70
ニュースポーツ	大泉さくら運動公園多目的運動場	98
	日本銀行石神井運動場	106
	びくに公園多目的広場	277
	夏の雲公園多目的広場	—
	総合体育館東側多目的広場	44
	やまなみ公園多目的運動広場	—
	南大泉第二スポーツ広場	1,954

注：日本銀行石神井運動場は、区が施設の一部を借用している。

件数について、練馬総合運動場は時間で集計している。

体育館の利用状況

平成21年度

区分	施設名	総合体育館	桜台体育館	平和台体育館	光が丘体育館	上石神井体育館	大泉学園町体育館	中村南スポーツ交流センター
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用		44,669	9,225	17,525	37,755	48,725	53,261	37,043
団体利用		55,527	30,832	8,093	29,727	32,961	29,095	24,133
トレーニング室		11,894	—	5,568	47,218	18,398	29,881	56,031
連盟主催大会等		33,253	395	1,493	15,283	395	5,215	4,743
教室・大会等		23,221	5,056	584	17,605	3,271	5,292	9,309
健康体力相談		—	—	—	204	—	—	—
合計		168,564	45,508	33,263	147,792	103,750	122,744	131,259

注：トレーニング室には説明会参加者を含む。なお、光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

注：平和台体育館は大規模改修工事のため、平成21年8月から22年3月まで休館

注：桜台体育館は耐震補強工事のため、平成21年7月から8月まで休館

プールの利用状況

平成21年度

区分	施設名	石神井プール	三原台温水プール	平和台体育館温水プール	光が丘体育館温水プール	上石神井体育館温水プール	大泉学園町体育館温水プール	中村南スポーツ交流センター
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用	幼児	0	4,438	1,090	6,535	1,738	2,924	7,739
	小・中学生	0	14,065	6,232	23,619	7,341	12,744	19,629
	大人	0	27,117	14,852	60,752	30,229	31,210	67,661
	高齢者	0	23,604	7,682	40,680	23,783	24,778	32,891
	心身障害者	0	1,363	487	2,282	1,277	3,066	3,031
	小計	0	70,587	30,343	133,868	64,368	74,722	130,951
団体利用		—	27,212	3,081	18,803	13,018	28,575	11,989
教室・大会等		0	1,211	151	4,512	2,009	1,593	5,090
障害者専用コース		—	656	236	1,499	934	1,266	1,124
合計		0	99,666	33,811	158,682	80,329	106,156	149,154

注：平和台体育館は大規模改修工事のため、平成21年8月から22年3月まで休館

注：石神井プールは石神井公園ふさと文化館の工事のため平成21年度は休場

●総合型地域スポーツクラブの育成

国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月告示）では、21世紀の生涯スポーツ社会の実現を目指した地域のスポーツ環境づくりとして「総合型地域スポーツクラブ（練馬区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

その総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

- ・地域の人々が自主的に会費で運営する。
 - ・クラブの活動拠点となる施設を持っている。
 - ・複数種目の活動が楽しめる。
 - ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる。
 - ・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供される。
- などを特徴とした、今までになかった欧州型の地域スポーツクラブづくりを目指している。

区では、12年度から3か年にわたり、文部科学省のモデル市町村の指定を受け、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、積極的に育成・支援を行っている。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会費制による自立的な運営を行っている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）平成22年3月31日現在

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数 (人)
NPO法人SSC谷原アルファ (SSC谷原)	平成14年 8月24日	22,171
NPO法人スポーツコミュニティー桜 (SSC桜台)	平成14年 9月 5日	6,001
NPO法人スポーツクラブホワイト 上石神井 (SSC上石神井)	平成14年12月17日	7,390
NPO法人総合型地域スポーツクラブ 平和台 (SSC平和台)	平成14年10月 4日	9,632
NPO法人光が丘総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC光が丘)	平成14年 9月10日	7,946
NPO法人コミュニティネット SSC大泉 (SSC大泉)	平成14年 8月13日	50,678
豊玉・中村地域スポーツクラブ 「クラブプラッツ」(SSC豊玉・中村)	平成21年 2月21日	14,620

(4) 文化財と伝統文化を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

練馬区には、郷土の歴史を伝える有形、無形の多くの文化財がある。文化財は、先人の歴史・文化等の貴重な遺産であり、当時の人々の生活を理解するために欠かすことができない。また、歴史・文化の正しい理解は、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。しかし、都市開発の影響を受け、貴重な自然や文化財が消滅しつつある。

これらの文化財を守るためには、一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区では、かけがえない文化遺産を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

練馬区文化財保護条例が昭和61年3月に制定された。条例に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、保存・活用を図るために、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。

平成21年度は1件の文化財を指定し、3件の文化財を登録した。また、1件の登録文化財の解除をした。

※区内の指定・登録文化財については、234～235ページ参照。

●文化財保護推進員

区内の文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

区では、文化財の所有者を始め多くの区民の協力の下に、文化財の保護・保存を行っている。

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

埋蔵文化財（遺跡等）は、開発行為による破壊の危険にさらされており、区では遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。集合住宅建設などにより遺跡消滅の恐れがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

平成21年度は、遺跡地で工事を行う届出が93件、通知が7件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等82件、発掘調査は1件であった。

2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、東京都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間であり、21年度は、10月31日～11月8日までの9日間、区内5件の文化財（小野蘭山墓及び墓誌、尾崎遺跡、練馬白山神社の大ケヤキ、三宝寺池沼沢植物群落、石神井城跡及び三宝寺池）が公開された。また、つぎの企画事業を行った。

・文化財講座

「縄文時代を楽しもう！」を10月18日に開催。45人参加。

・「石神井城跡巡りと発掘パネル展」

主郭跡を特別公開し、城跡のミニガイドツアーや発掘調査パネル展示と解説を行った。

11月3日開催。476人参加。

・「尾崎遺跡出土品公開・解説会」

10月31日、11月1～8日に開催。48人の参加。

3 刊行物の発行

21年度は、つぎの刊行物を発行した。

・ねりまの文化財（年4回）

・埋蔵文化財調査報告24

・練馬区文化財あんない

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。21年度は、新設2件、修繕2件を実施し、総数167件となっている。また、道標は29か所設置している。

5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努め、平成21年度は、浅間神社、南蔵院、本立寺の3か所で、一斉放水の訓練を行い、706人の参加があった。

●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約500点を展示している。平成21年度は延べ214人が来室した。

●石神井公園ふるさと文化館の開設

練馬区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能をもった生涯学習施設として、区立石神井プール敷地（石神井町5-12-16）に平成22年3月28日に開館した。ギャラリーや会議室などの施設貸出しも行っており、創作作品の展示・発表や、様々な文化活動の場としても活用を図っている。

また、隣接の区立池淵史跡公園内に茅葺き屋根の民家として「旧内田家住宅」（練馬区指定文化財）を移築し、昭和戦前期の姿に復元した。建物内部も見学することができ、伝統行事などの催しも行っている。

なお、昭和45年以来、郷土の歴史や民俗を中心に、調査・研究等を行っていた郷土資料室は平成21年3月31日をもって閉室し、石神井公園ふるさと文化館に展示や資料閲覧などの機能を引き継いだ。

(1) 常設展

原始時代の土器などの出土品から、アニメーション

資料まで、練馬区の伝統文化にかかわる資料に触れたり、体験したりしながら、楽しく学べるよう展示している。

(2) 特別展

開館記念特別展「練馬区の博物館、美術館の共演」3月28日～5月16日

区内12館の博物館・美術館のコレクションから選りすぐりの一品を一堂に公開した。

(3) 多目的会議室等の貸出し

区民の文化活動の場として、多目的会議室、ギャラリー等の施設の貸出しを行っている。

ギャラリー 「照姫まつり写真パネル展」3月28日～5月9日

展示用ボックス 区民作品展示

新長期計画(平成18年度～22年度) 施策別成果指標実績値一覧

- この表は、新長期計画で定めた教育分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。
●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
31 地域に開かれた教育を進める						
311	教育施策への区民の参加を推進する	出前教育委員会(教育委員と児童生徒および保護者との意見交換会)実施校数(累計)	校	12	35	41
		教育委員会ホームページへのアクセス人数	人(/年)	301,203	833,156	730,000
312	地域とともに歩む学校づくりを推進する	学校評議員設置園・校数	園・校	76	108	104
		学校応援団構成員数	人	87	2,707	3,115
		学校安全安心ボランティア活動率	%	67.9	66.6	90.0
32 楽しく学ぶことができる学校教育を進める						
321	幼稚園教育を充実する	幼稚園への就園率	%	64.0	63.6	65.0
		区立・私立幼稚園保護者負担額の差額 ※	千 円	118	96	減少
		区立幼稚園の在園児数	人	684	525	752
322	小中学校の教育内容を充実する	授業の充実感(授業が「わかる」と感じる割合)	%	小学校 85.9 中学校 58.9	小学校 83.7 中学校 68.4	100.0
		不登校児童・生徒の出現率	%	小学校0.37 中学校3.13	小学校0.32 中学校2.87	小学校0.18 中学校1.56
		特別支援学級の設置学校数	校	15	18	21
323	教育環境を整備する	小中学校校舎、体育館の耐震性能を確保した校数	校	20	58	80
		学校緑化や新エネルギー装置等を整備した学校数	校	81	94	増加
		自校調理校の数	校	81	93	99
33 次代を担う青少年を育てる						
331	青少年の自主的な活動を支援する	企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	%	49.0	52.5	100.0
		民間遊び場、公有地・民有地一時開放遊び場数	か 所	50	45	50
		秩父青少年キャンプ場利用者数 ※	棟 数	80	107	168
332	家庭・学校・地域の連携を支援する	青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	人(/年)	77,227	81,274	85,000
		練馬区内の少年非行補導件数	人(/年)	617	465	500
34 ともに学びあえる生涯学習を進める						
341	生涯学習活動を支援する	生涯学習施設の利用件数	件(/年)	23,369	25,696	24,500
		生涯学習活動に参加した区民の人数	人(/年)	212,900	262,562	223,500
342	読書活動を推進する	区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	冊	2.04	2.22	2.25
		利用登録率	%	37.5	31.8	40.0
		図書館利用に満足している区民の割合	%	—	79.2	100.0
343	スポーツ活動を支援する	定期的(週1回以上)運動・スポーツを実施している成人の割合	%	31.6	48.9 (19年度)	50.0
		区立スポーツ施設の年間利用者数	万人(/年)	172	182	215
		総合型地域スポーツクラブ(S S C)の会員数	人	913	3,593	7,000
344	文化財と伝統文化を保存・活用・継承する	区の伝統文化や文化財への関心度	人(/年)	10,937	7,991	103,400
		保護、周知される文化財数(累計)	件	164	185	212

第4章

だれもが快適に暮らすために ～環境まちづくり分野～

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 1 | みどり豊かなまちをつくる …176 | 5 | 生活しやすいまちをつくる …199 |
| 2 | 環境にやさしいまちをつくる…179 | 6 | 良好な交通環境をつくる ……206 |
| 3 | 循環型社会をつくる ……190 | 7 | 安心して生活できる住まいづくり
を進める ……215 |
| 4 | 地域特性に合ったまちづくり
を進める ……195 | | |



1 みどり豊かなまちをつくる

(1) ふるさとのみどりを守る

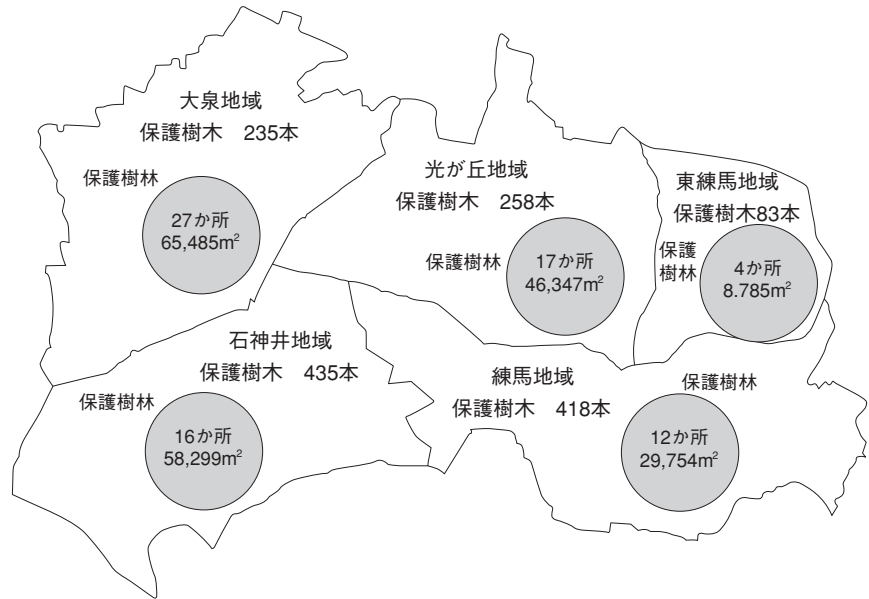
●保護樹木・樹林、憩いの森、街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.5mにおける幹の直径が50cm以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成22年4月1日現在、樹木を1,429本、樹林を76か所(208,670㎡)指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」(1,000㎡以上)は42か所109,071㎡、「街かどの森」(300㎡以上1,000㎡未満)は8か所4,907㎡となった。

保護樹木・樹林の分布図

平成22年4月1日現在



(2) みらいを築くみどりをつくる

●みどりの保全と創出

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」を、また昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的に行ってきた。その後、平成3年3月には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の3つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきた。

さらに、10年8月に「練馬区みどりの基本計画」を策定した。これは第三次みどりを保護し回復する計画にもあたる総合的な計画である。

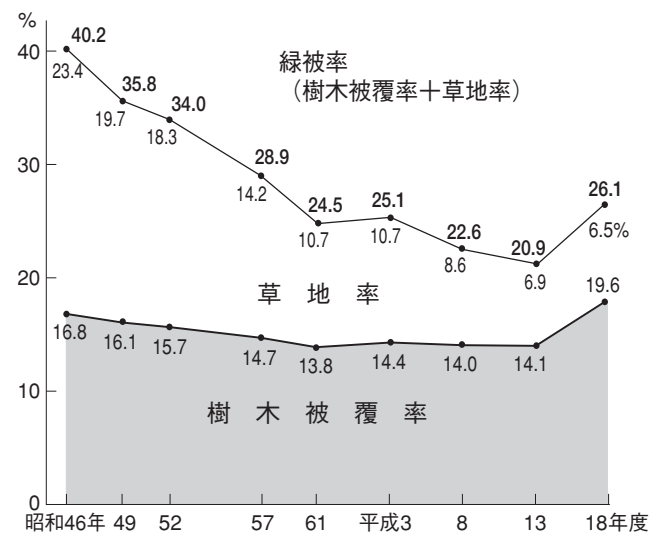
また、18年12月には「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね30年後に緑被率を30%とすることを目指している。

そして、19年12月に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりをとりまく状況の変化等にあわせ、新たな制度等を設けている。これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、この条例に沿ってみどりのまちづくりを行っていく。

21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画をさらに発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

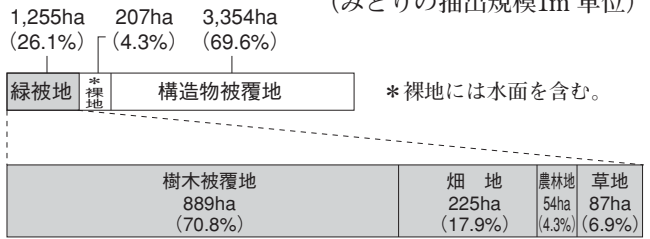
「区民みんなでみどりを愛しはぐくみます」
「いのちをはぐくみます」
「郷土のみどりを継承します」
「新しいみどりをひろげます」
「みどりと水のネットワークをつくります」
という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳



●進む公園の整備

だれもが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成22年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め627園に達し、その面積は1,931,713.33m² (区総面積の4.0%) である。区民1人当たりの公園面積は2.73m²で、昭和45年に比べると3.7倍になっている。しかし、都市公園法で定める1人当たりの目標値である10m² (平成5年6月、6m²から10m²に改正) はもちろん、市街地の特例である5m² (5年6月、3m²から5m²に改正) にも及ばないのが現状である。

「みどり30推進計画」では、概ね30年後の緑被率を30%にすることを目標にしている。その実現に向けて区民1人当たりの公園緑地等の面積6.0m²を目指し、整備を進めている。また、20年4月には、屋敷林を買取り整備した石庭の森緑地が開園した。

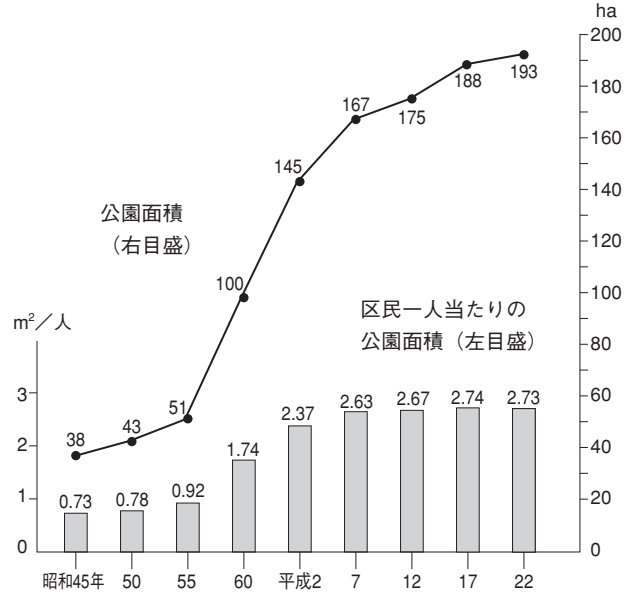
区では、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況 平成22年4月1日現在

種類	数	面積
	か所	m ²
都立公園	4	1,036,958.60
区立公園	191	668,012.18
区立児童遊園	217	89,754.39
区立緑地緑道	212	127,449.16
区立市民農園	3	9,539.00
計	627	1,931,713.33
区民一人当たり		2.73

公園面積の推移

各年4月1日現在



●公園管理事務所

区立公園等の増加に対応し、区民が気持ちよく公園を利用できるよう、清掃、遊具類の保守点検などの維持管理の充実を図るために、平成元年7月に、東部・西部公園管理事務所を開設した。

区内には他に、都立公園の管理事務所が4か所ある。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成21年度には、新たに屋上の緑化を8施設、壁面緑化を5施設で実施した。

●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、八坂台児童公園では湧水を活用した施設を設置した。また、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度の改定計画においては、13年度から進展した部分を反映した。これは新長期計画 (18年度～22年度) の策定に合わせ、石神井川や白子川の河川整備工事の完了拠点をはじめ、徐々に変化を遂げている水辺環境をふまえたものである。

●結婚出生苗木配布

区内の結婚・出生を記念した苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成21年度は2,484本の苗木を配布した。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協

議をしなければならない。

平成21年度は、425件の事前協議があった。

●生け垣化の推進

区では、みどり豊かな環境をつくと同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施している。住宅の道路に面した部分を対象として、ブロック塀などを取り壊して生け垣を造る区民に設置費の助成を行い、生け垣化を促進している。

平成21年度は約0.427km（42件）、21年度末までに約17.479km（1,391件）の生け垣ができた。

●屋上緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「屋上緑化助成制度」を実施している。

民間建築物上の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して経費の助成を行い、屋上緑化を促進している。

平成21年度は9件、延面積180.30m²の屋上緑化ができた。

●壁面緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのあるまちなみを形成するために「壁面緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の壁面を緑化する事業に対して経費の助成を行い、壁面緑化を促進している。

平成21年度は1件、延面積13m²の壁面緑化ができた。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成22年4月1日現在、14地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。

平成21年度は55件の届出があった。

(3) みどりを愛し育む活動を広げる

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行うものである。

●花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせない。区では、様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

みどりに関する相談や緑化活動の拠点である「花とみどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての相談を受け付けているほか、花とみどりにまつわる様々な分野の講習会や展示会を開催している。

平成21年度の相談件数は3,548件であった。また、教室・講習会などの開催は延べ68回、参加者は計1,054人であった。

●練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉（は）っぱい基金」（条例名称：練馬区みどりを育む基金）を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。22年3月31日現在の基金額は542,373,000円である。

●練馬みどりの機構

平成18年3月には、区民・区内事業者そして区の三者により「練馬みどりの機構」を設立し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としている。

みどりの協定地区 平成22年4月1日現在

名 称	所 在 地
旭 町 二 丁 目 町 会	旭町二丁目
上 石 神 井 町 会	上石神井四丁目
石 神 井 町 一 丁 目 東 町 会	石神井町一丁目
城 南 住 宅 組 合	向山三丁目
中 里 泉 地 区	大泉町二丁目
早 宮 三 、 四 丁 目 町 会	早宮四丁目
石 神 井 台 中 央 町 会	石神井台八丁目
西 大 泉 連 合 町 会	西大泉三丁目
ルミエール豊玉管理組合	豊玉南一丁目
仲 町 五 丁 目 町 会	平和台四丁目
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合	光が丘三丁目
関町北四、五丁目町会	関町北五丁目
ファミリー成増グランデージ管理組合	旭町三丁目
石 神 井 小 関 町 会	石神井台七、八丁目

2 環境にやさしいまちをつくる

(1) 足元からの行動を広げる

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、20年12月から第2期の審議会となり、公募区民委員6人、区民団体委員3人、事業者団体委員3人、学識経験者委員2人、教育関係者委員1人、関係行政機関委員1人の計16人で構成されている。

21年度は4回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画の策定」、「放射35号線・36号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）」、「練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、練馬区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」、「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境基本計画

練馬区は、平成5年度に「練馬区環境基本計画」を、12年度に「練馬区環境基本計画2001-2010」を策定し、この計画を基本に区の環境行政の展開を図り、また計画事業等を着実に進めてきた。

しかし、「練馬区環境基本条例」の制定、「環境都市練馬区宣言」の実施、環境を主軸とする区の枠組みが構築されたこと、また、地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都

の施策に新たな展開が見られ、区民・事業者の行動と区の施策にも大きな影響を与えていることなど、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変化した。

このような状況を踏まえ、「練馬区環境基本計画2001-2010」の改定作業を18年度から始め、改定素案を環境審議会に諮問し、答申を受けて、19年9月に計画改定を行った。

21年度には、新たな区の基本構想や長期計画の策定を踏まえ、23年度からの次期環境基本計画の策定作業に着手した。次期環境基本計画は、22年度中の計画決定を予定している。

●練馬区民環境行動連絡会

区民・事業者の環境保全のための行動方針や自ら実行する具体的な取組について、区の支援を受けて区民・事業者自身で検討し、それらをまとめた「練馬区民環境行動方針」が平成16年8月に策定された。

方針策定後、提案した取組の具体化、実行のための区民組織が複数結成され、さらに17年4月にはそれらの連絡調整を行う「練馬区民環境行動連絡会」が設置され、活動が進められている。この連絡会の活動についても、区は、エコライフチェック事業など共同の取組の実施や、連絡会による講演会の開催、広報紙「もっど！青い空」の発行等に対する支援を行っている。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050（平成62）年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」（「地域推進計画」）を21年3月に策定した。

2 練馬区における温室効果ガスの排出状況

地域推進計画の策定に当たり、区から排出される温室効果ガスの量を推計したところ、現状レベルの温暖化対策のままで、

- ① 温室効果ガス排出量は増え続け、2012（平成24）年度には231万7千トン（1990（平成2）年度比で32.3%増）となり
- ② その約95%をエネルギー起源の二酸化炭素が占め
- ③ さらにその二酸化炭素の約95%は、民生家庭部門

(一般家庭：44.4%)、民生業務部門(事業活動：23.6%)、運輸部門(自動車等：26.8%)から排出されると予測された。

3 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

- ① 短期的目標：2012(平成24)年度までに、2000(平成12)年度比で8%削減
- ② 中長期的目標：2020(平成32)年度までに、2000(平成12)年度比で25%削減

4 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体(区民、事業者、区)別に温暖化対策を体系化したうえで、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、エコライフチェック事業を平成18年度から5年間実施する計画である。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区などが集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行う事業である。

21年度は、区内小学校68校の4・5・6年生10,463人と、区内中学校36校の1・2年生6,897人、参加した小中学生の家族8,042人、特別支援学校84人、一般参加者713人、事業所従業員604人、区職員1,419人、イベント参加者834人の合計29,056人が参加し、エコライフデー1日の取組んで、普段の日に比べて約2.19トンの二酸化炭素の排出を減らすことができた。また、参加者から延べ3万件を超える「わたしの省エネ宣言」が寄せられた。

●地球温暖化対策住宅用設備等設置補助事業

平成18年度より、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電設備の新エネルギー設備または省エネルギー推進のための設備等を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行った。

21年度については、住宅用太陽光発電設備224件、潜熱回収型高効率給湯器114件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器179件、家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム19件、家庭用燃料電池システム3件、計539件、24,880,000円を補助した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立

区における地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、

検討を重ね、22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立した。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取り組みについて協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していく。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、さまざまな事業に取り組んでいる。

21年度には、「区市共通版温室効果ガス標準算定手法」(20年度策定)により算出した都内の区・市・町の温室効果ガス排出量の公表や、共通啓発物品の作成、レジ袋削減キャンペーン、カーボン・オフセットの研究等を行った。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、21年9月、冊子「ねりまのかんきょう—平成20年度報告—」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。特集として「練馬から広げようエコの“環”」を取り上げるとともに、「環境にやさしいまちをつくる」「みどりとかんきょう」「循環型社会をつくる」の3部構成で、20年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また用語解説や関係法令・条例の解説、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成21年度に実施した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今年で36回目を迎えた。

21年度は「家のまわりのみどり・どうぶつ・虫」、「地球を守るはじめての一步」、「わたしのエコ・アクション」の3つのテーマで募集し、小学生536作品、中学生446作品の計982作品の応募があった。

入選作品16点を掲載した環境作文集を1,300部作成し、区立施設で配布した。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間(6月)に実施している。21年度は6月中旬に区内3ヶ所のリサイクルセンターを会場として、「ECOの花を咲かせよう」をテーマとし、講演会・イベントなどとともに区内で活動している環境団

体やこどもエコクラブの紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

環境省が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、区内クラブの活動を支援した。

21年度は20クラブ439人が会員として登録・活動し、1年間を通して活動したメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を53人に発行した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、18・19年度は53人、20・21年度は76人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等へ派遣をしている。また、各所属団体にて環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー」協議会を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」（ニュースレター）発行、フォローアップ研修を実施した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をよりの確に区民に提供することを目的として、ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報や区内で活動する環境団体の紹介などを案内している。

(2) 公害問題を解決する

●大気汚染

自動車や工場からの排出ガスなどが大きな原因となって、大気汚染が引き起こされている。特に自動車は都内の窒素酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化炭素の排出源として大きな比重を占めていることから、一層の自動車公害対策が必要となっている。

一方、廃棄物焼却炉を主な排出源とするダイオキシン類汚染と建築物の耐火材等に使用されているアスベストの飛散が問題となっており、区では、環境調査や発生源対策を実施している。

大気汚染測定結果（区測定） 平成21年度

項目 測定室	二酸化窒素 (NO ₂)			光化学オキシダント (Ox)		浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化いおう (SO ₂)		
	年度 平均 値 ppm	98日 平均 値の % 適 否	年度 平均 値 ppm	適 否	年度 平均 値 mg/m ³	2日 平均 値の % 除外 値 mg/m ³	適 否	年度 平均 値 ppm	2日 平均 値の % 除外 値 ppm	適 否	
											適 否
豊玉北	0.021	0.042	○	○	0.023	0.050	○	0.005	0.008	○	
石神井南中	0.020	0.042	○	○	-	-	-	-	-	-	
大泉中	0.019	0.041	○	○	-	-	-	-	-	-	
北町小	0.035	0.055	○	-	-	-	-	-	-	-	
くすのき緑地	0.034	0.055	○	-	-	-	-	-	-	-	
石神井西小	0.026	0.045	○	-	-	-	-	-	-	-	
長光寺橋公園	0.031	0.048	○	-	0.027	0.057	○	-	-	-	
谷原交差点	0.031	0.051	○	-	0.025	0.054	○	-	-	-	
大泉北小	0.022	0.041	○	-	-	-	-	-	-	-	
小竹	0.024	0.050	○	-	0.023	0.051	○	-	-	-	
高松一丁目	0.023	0.044	○	-	0.026	0.060	○	-	-	-	
大泉町三丁目	0.027	0.047	○	-	-	-	-	-	-	-	
大泉町四丁目	0.026	0.047	○	-	-	-	-	-	-	-	

注1)：適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。(○)は適、×は否

大気汚染物質に関する環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

*一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。
 ※環境基準 環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、次ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。

平成21年度の各汚染物質の状況は下表のとおりである。

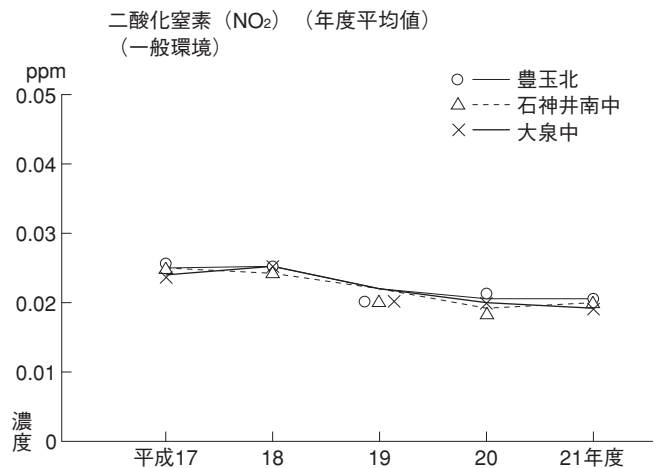
(1) 二酸化窒素 (NO₂)

年度平均値では一般環境大気、沿道環境大気とも横ばい傾向を示している。21年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

二酸化窒素 (NO₂) (年度平均値) (一般環境)

(単位：ppm)

測定室	17	18	19	20	21
豊玉北	0.025	0.025	0.022	0.021	0.021
石神井南中	0.025	0.024	0.022	0.019	0.020
大泉中	0.024	0.025	0.022	0.020	0.019



大気汚染測定室配置図

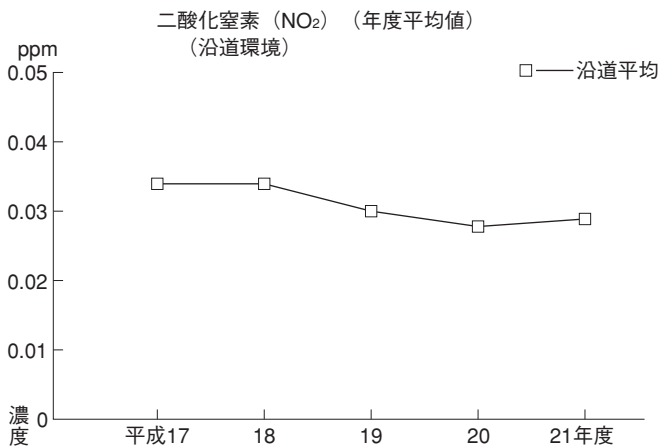


二酸化窒素 (NO₂) (年度平均値)
(沿道環境)

(単位: ppm)

測定室	年度	17	18	19	20	21
北町	0.037	0.037	0.036	0.036	0.035	
桜台	0.036	0.035	0.030	(0.028)	—	
くすのき緑地	—	—	—	(0.036)	0.034	
石西小	0.031	0.034	0.032	0.027	0.026	
長光寺	0.037	0.039	0.032	0.030	0.031	
谷原	0.041	0.038	0.033	0.029	0.031	
大北小	0.026	0.029	0.024	0.019	0.022	
小竹	0.030	0.031	0.028	0.021	0.024	
高松一	—	—	—	0.023	0.023	
大泉三	0.033	0.031	0.029	0.027	0.027	
大泉四	0.031	0.030	0.029	0.025	0.026	
沿道平均	0.034	0.034	0.030	0.026	0.028	

※平成20年度途中に、桜台出張所の測定室をくすのき緑地に移設したことから、各々が長期評価の測定時間数(6000時間以上)を確保できなかったため、括弧書きして参考を示した。

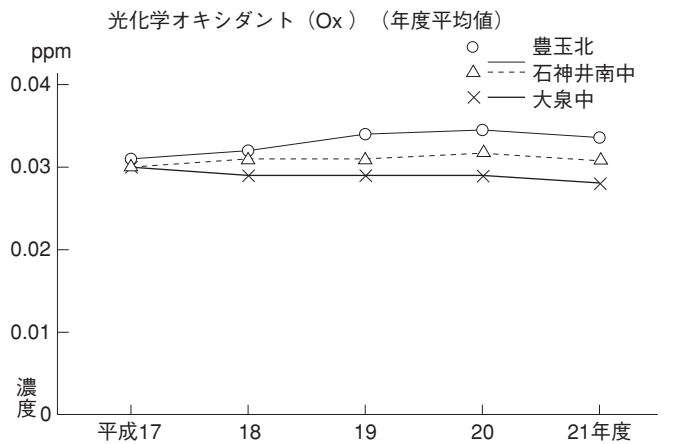


(2) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント (Ox) (年度平均値) (単位: ppm)

測定室	年度	17	18	19	20	21
豊玉北	0.031	0.032	0.034	0.035	0.034	
石神井南中	0.030	0.031	0.031	0.032	0.031	
大泉中	0.030	0.029	0.029	0.029	0.028	

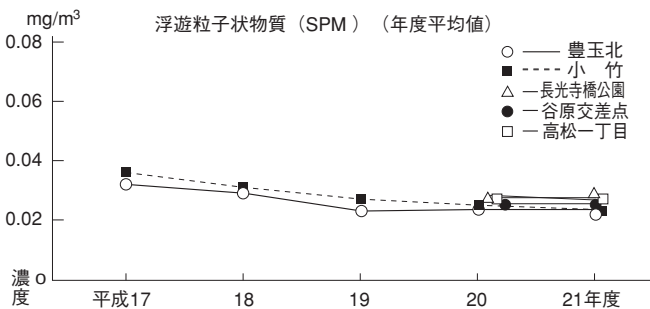


(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

21年度において、3か所の測定点の年度平均の測定値は減少傾向であるが、他の2か所は横ばいとなっている。環境基準については、21年度は5か所とも達成している。気象条件（風速が低く汚染物質が拡散しづらい条件等）によっては、一時的に高い濃度を示すことがある。

浮遊粒子状物質 (SPM) (年度平均値) (単位: mg/m³)

測定室	年度	17	18	19	20	21
豊玉北		0.032	0.029	0.023	0.024	0.023
小竹		0.036	0.031	0.027	0.025	0.023
長光寺橋公園					0.028	0.027
谷原					0.025	0.025
高松一丁目					0.026	0.026



(4) 二酸化いおう (SO₂)

燃料規制等により、環境基準は引き続き達成している。

2 光化学スモッグ

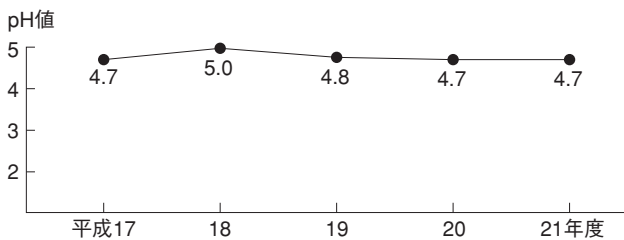
21年度の注意報の発令日数は4日で、20年度の6日を下回った。

光化学スモッグによると思われる被害の届け出はなかった。

3 酸性雨調査

区では、3年9月から酸性雨調査を実施している。採取方法は開放型ろ過式捕集器によるもので、1週間単位で計測している。測定項目は雨量、pH、導電率である。pHの年度平均値は横ばいで、国内の最近の平均値とほぼ同じである。

雨水の酸性度 (年度平均値)



4 ダイオキシン類環境調査

21年度、区では大気、地下水、土壌中のダイオキシン類について環境調査を行った。大気については年4回 (5・8・11・2月)、地下水については年1回 (11月に実

施)・土壌についてはそれぞれ年1回 (11月)、区内3か所で調査を行った。なお、地下水は学校防災井戸、土壌は公園で試料を採取している。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

5 アスベスト環境調査

区では、21年度も、20年度に引き続き、区内4か所で年4回大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.3本/ℓ以下で、平常であった。

●アスベスト飛散防止

1 区立施設対策

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、16年5月に策定した「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、17年度までに除去を完了した。

その後、20年1月にトレモライト等新3種のアスベスト報道がなされたことから、区は20年2月より吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、使用が判明した8施設は21年度までに除去を完了する予定である。

「練馬区アスベスト対策大綱」については、新たに民間建築物対策を追加し、20年6月に全面改訂した。

2 民間施設対策

アスベスト除去工事等に対する国や東京都の規制は対象が限定的であったことから、18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を国の規制強化に先駆けて施行した。また、民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援策として、吹付けアスベスト調査費助成要綱および、吹付けアスベスト除去工事費助成要綱を22年4月に改正し、新たに施行した。

21年度の調査費助成件数は一戸建住宅1件、賃貸マンション1件、事業所3件、除去工事費助成件数は事業所1件であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川、白子川は格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川で

ある。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼす恐れのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では全測定点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

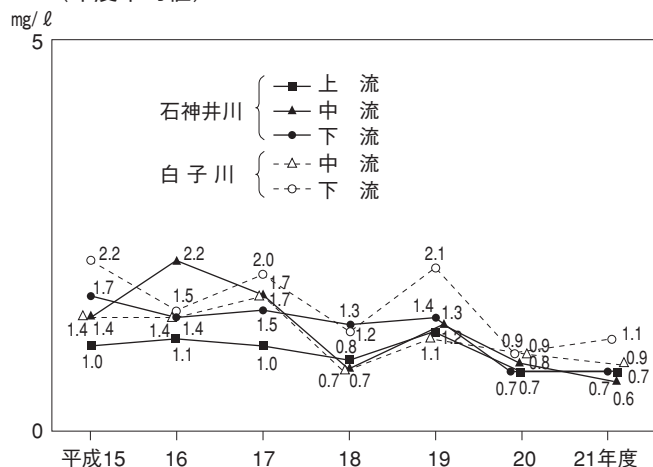
区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに毎年水質の調査や河川水質の浄化に向けた活動を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウをはじめアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウム（常時展示は20年度末から実施）で展示している。また21年度は夏休みの時期に豊玉リサイクルセンターで「みずべのいきもの展」を行った。

区内河川BOD 経年変化
（年度平均値）



注：各河川の調査地点は以下のとおり
 石神井川…上流は溜漕橋、中流は南田中橋、下流は栗原橋
 白子川……中流は大泉水川橋、下流は新東埼橋

生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼を除く)〕

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注1)：AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。

注2)：MPN：最確数 (Most Probable Number) の略称で、検体となる試料中の菌数を確率的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

●低公害車の導入

区では、環境負荷の低減を目指し、庁有車の更新および新規導入（リースを含む）に際しては、八都府市指定低公害車を選定条件とするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。現在、全庁有車の約8割が指定低公害車となっている。

また、クリーンエネルギー自動車として、天然ガス自動車20台、ハイブリッド自動車6台および電気自動車2台を導入し、日常の業務で活用するとともに、区民、事業者へのPRに努めている。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害をはじめ、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出、パンフレットの配布を行っている。

特にカラオケ騒音は深夜に問題となることから、実態把握のための夜間調査を平成21年度は27件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別）

平成21年度

種別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計(件)	合計(%)
ばい煙	2	1	1	46	50	20.2
粉じん	1	1	13	2	17	6.9
アスベスト	0	0	4	0	4	1.6
有毒ガス	0	0	1	0	1	0.4
悪臭	1	3	3	41	48	19.5
汚水	0	0	0	0	0	0
騒音	3	7	41	45	96	38.9
振動	0	3	19	1	23	9.3
その他	0	2	1	5	8	3.2
合計	7	17	83	140	247	100

注 2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

●事務所の立入検査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを未然に防止するため、発生源に対して立入検査を行っている。

1 光が丘清掃工場の立入検査

区内最大のばい煙発生施設である練馬清掃工場と光が丘清掃工場に対しては、昭和59年度から対象工場を一年ごとに交替しながらばい煙（窒素酸化物、いおう酸化物など5項目）を調査し、平成10年度からはダイオキシン類を調査項目に加え、監視している。

21年度は11月に光が丘清掃工場の立入検査および測定・分析を行い、その結果は環境確保条例の規制基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を下回っていた。

●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には焼却炉や、ドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、58種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合に、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられた。

21年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等89事業所から使用量等の報告があった。

3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれた東京都環境確保条例が13年10月1日に施行された。有害物質による土壌汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3000m²を超える土地を改変する場合（東京都所管）には、土壌調査が義務付けられた。その結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入れ替え等の汚染拡散の防止措置を取らせることとなった。

21年度は9事業所が廃業による土壌汚染有無調査を行い、2事業所が建物の建て替えに伴う土壌汚染調査を行った。また、1事業所から汚染拡散防止計画書提出書が、3事業所から汚染拡散防止措置完了届出書が提出された。

15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、東京都環境確保条例による調査手続により汚染が確認された場合に、東京都が法に基づき、その地域を指定区域として指定し、対策措置を命ずることとなっている。

なお、22年3月現在では、18年度に指定区域として指定された場所が、1か所引き続いて存在している。

(3) まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

東京都は昭和55年に「環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、22年3月31日現在17件である。

21年度は、「東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業」と「練馬清掃工場建替事業」の2事業が環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

●自動車駐車場等の開発調整の手続き

練馬区まちづくり条例に掲げる自動車駐車場等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な町並の保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことが定められている。

手続きの対象は、つぎのとおりである。

(1) 床面積300m²以上の自動車駐車場の建築

（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000m²以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く）

- く)
- (2) 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（(1)を除く）
 - (3) 開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置
 - (4) 開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
 - (5) (1)または(2)の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
 - (6) ペット火葬施設等の設置

21年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計15件であり、いずれも(2)に該当する届出であった。

(4) まちの美化を進める

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、一向に減らない歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21年10月19日公布・22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

1 まち美化意識の啓発

21年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- ① ポイ捨て・落書き防止条例施行記念キャンペーン（7月1日）
- ② 区内一斉清掃（5月31日・11月29日）
- ③ ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーン（区内20か所の駅において延べ20日間実施、延べ367人が参加）
- ④ 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内24か所の駅において延べ27日間実施）

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等環境美化団体に清

掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを率先して実施するなどの支援を行っている。（21年度35地区35団体35,794世帯）

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（21年度136団体93,184世帯）

(3) ボランティア駅前清掃

区内の駅前における、区民の自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（21年度15駅延べ34団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 環境美化推進委員

条例に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、42人に委嘱している。

4 歩行喫煙者率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・光が丘・石神井公園・大泉学園の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙者率は、14年度2.6%だったものが、21年度には0.7%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の平均値）

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・光が丘・石神井公園・大泉学園の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

光が丘・石神井公園・大泉学園の3駅については、調査開始以来、吸い殻の本数に大きな変化はみられない。一方、練馬駅については19年末に喫煙所が設置されて以降、年々吸い殻の本数が減少傾向にある。

6 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に試行的に喫煙所を3か所に設置した。さらに、21年10月に公布された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。そこで、22年3月に大泉学園駅、22年6月富士見台駅・中村橋駅に喫煙所をそれぞれ1か所ずつ設置した。

7 新条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務の開始

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、条例の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 路面シートの設置

新条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面シートを区内の駅周辺の約300か所に貼付した。22年度以降も路面シートを順次増やしていく。

8 ポイ捨て・歩行喫煙防止のための啓発強化

ポイ捨て・歩行喫煙防止のための啓発活動として、啓発ポケットティッシュを配布し、歩行喫煙者には声かけをしながら練馬区オリジナルの携帯用吸い殻入れも手渡している。

さらに、環境・リサイクルフェアなどで行われる区民主催のポイ捨て防止キャンペーンの機会にも区民とともに清掃を行い、歩行喫煙者に声かけをしながら、啓発ポケットティッシュおよび携帯用吸い殻入れを手渡している。また、バス・鉄道事業者や商店などの協力により一部のバス、駅、道路、店頭において、啓発のための放送やポスター、表示板の掲示、横断幕の設置を行っている。

9 落書き対策

(1) 落書き消し

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（21年度は12件、16か所、延べ123m²）を行っている。

(2) 落書き消し用具の貸出し

落書きの被害を受けた方に、落書きを消すための用具（ローラーハンドル、ペンキ皿など）を貸出している。

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、雑草の刈り取りの指導を行うとともに、草刈機の貸出し（平成21年度延べ60台）、雑草除去の実費受託（同86件）を行っている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親ガラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成21年度70巣撤去、37羽の落しヒナを捕獲）を行っている。

(5) 率先して区の実践を進める

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 国際規格ISO14001の認証維持とEMSの推進

区は、平成13年11月に、環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格であるISO14001の認証を取得し、16年11月には、EMSの適用範囲を区立小・中学校、幼稚園にまで広げて、EMSを活用した環境の改善に努めて

いる。

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などの組織が、環境負荷を減らすなど、環境の改善に貢献する取組を継続的に進めるための仕組みである。

このシステムは、PLAN（計画）・DO（実施および運用）・CHECK（点検）・ACTION（見直し）の「PDCA」サイクルを通じて、区の業務から生じる環境負荷を減らすとともに、積極的に良好な環境を創り出していかうとするものである。

区は、積極的に環境を保全するため、「豊かな自然と共生するまちにする」「公害問題を解決する」「足元からの行動で地球環境保全に貢献する」「循環・共生を進めるための基礎を整える」などの目標を掲げ、各種事業に取り組んでいる。また、環境負荷を減らすため、「省エネルギー・省資源の推進」「環境にやさしい製品の利用促進」「区立施設の省エネルギーの推進」などに取り組んでおり、これらの取組を全庁的に推進するとともに、その運用状況について、①区職員および教員などによるEMS内部監査、②専門の審査機関による外部審査により検証している。

区では、今後もEMSの運用を通して、温室効果ガスの排出抑制をはじめとした環境負荷のより一層の低減や良好な環境の創出に努めるとともに、取組状況については、区報やホームページを通し公表していく。

2 「練馬区役所地球温暖化対策プラン」の推進

1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（京都会議）において、京都議定書が合意されてから10年が経ち、2010年は約束期間の3年目となる。

国では、京都議定書目標達成計画に基づき、2012年の温室効果ガス6%削減約束の達成に向けて様々な活動を進めている。

都道府県および区市町村においても、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス抑制を目標とした地球温暖化対策実行計画の策定が義務付けられており、より一層の省エネ・省資源活動の実践を求められている。

区では、19年3月、従前の「環境配慮実行計画」の改訂版として、「練馬区役所地球温暖化対策プラン（19年度～22年度）」を策定し、区の事務事業活動における温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量の更なる削減を図っている。

今後も本プランを効率的に推進していくため、環境マネジメントシステムを推進手段として、職員が一人となり環境配慮行動を着実に実践し、目標達成のために取り組んでいく。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、環境マネジメントシステムの運用および練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進

めている。

また、地球温暖化の防止を図るため、東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）の地球温暖化対策計画書制度に基づき、17年度に区役所庁舎、18年度に日大練馬光が丘病院の地球温暖化対策計画書を作成して都に提出し、両計画書とも「AA」の評価を得た。計画書の策定から3年度目に計画の達成状況について作成し、都に提出した中間報告書については、両施設とも「AA+(プラス)」の評価を得ている。なおこの計画書に基づき、20年度から、全国の自治体で初めて、区役所本庁舎内の電気使用量の『見える化』を行い、職員の節電意欲の向上に努めているほか、21年度には区役所本庁舎南面ガラスに遮光フィルムを貼り空調負担の低減を図った。

3 循環型社会をつくる

(1) ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区が行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、区民等に情報を提供することにより、区が循環型社会を作ることを目指していることを普及啓発している。普及啓発用パンフレットとして「練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」の発行や平成21年度には「練馬区からのお知らせ」と「簡易版練馬区の資源・ごみの分け方と出し方」を全戸配付した。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

(1) ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってその仕組みや機能を説明している。21年度は、区立小学校67校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000m²以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルにかかわる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

21年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃の事業などを実施した。

4 環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（10月18日）、実行委員会と区の共催で実施し、約30,000人が来場した。

21年度は、「練馬から広げよう エコの“環,,(わ)」をテーマに、区民の活動団体や資源回収事業者などによる展示や実演が行われた。

環境政策課・環境保全課では、同年に導入した電気自動車（2台）の展示を行った。

また、東京都と連携して「太陽エネルギー見本市」を設置し、参加企業による太陽エネルギー設備の展示や、区の地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度の情報提供を行った。

清掃管理課・資源循環推進課と清掃事務所では、パネル展示や資源・ごみの分類例示、ごみの出し方クイズ・相談業務の実施、環境学習に役立つ中が見える清掃車の展示を行った。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえずリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成21年度には、58台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、21年度の助成件数は212件であった。

●リサイクルセンター

リサイクルセンターはリサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

なお、関町リサイクルセンターでは12年度から、春日町リサイクルセンターでは16年度から公募で選ばれた区民を中心に組織された活動団体に事業を委託してきたが、17年度からは指定管理者として、より自主的な運営を行っている。また、豊玉リサイクルセンターは直営で事業を開始した。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室・多目的室・会議室・コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

1 手作り教室の開催と生活用品の修理など

不用品を使った衣類のリフォームやおもちゃの修理、環境を扱った講座などを行った。21年度は、関町、春日町および豊玉リサイクルセンターで合計132講座（延べ774回）開催した。

2 不用家具類の展示・販売

家庭で不用となった木製家具類のうち、再使用に適するものを無償で引き取り、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売している。21年度は、関町および春日町リサイクルセンターで合計50,040点販売した。また、豊玉リサイクルセンターでは、モデル事業として粗大

ごみとして出された家具を販売している。21年度は、区民提供の小物とあわせて722点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●不用品の活用（再使用）

1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出などの支援を行っている。平成21年度は公園や区立施設など24会場で146回のリサイクルマーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区役所西庁舎、石神井庁舎、石神井公園区民交流センター、中村橋区民センター、光が丘区民センター、男女共同参画センターえーる、勤労福祉会館、関町リサイクルセンター、春日町リサイクルセンター、豊玉リサイクルセンター、春日町青少年館、平和台・大泉・関町図書館の14か所に設置している。

21年度の情報提供は、「譲ります」550件、「譲ってください」120件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」281件、「譲ってください」16件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画」を平成18年3月に改定した。

計画では、「次世代に良好な地球環境と限りある資源を残し、緑に恵まれた練馬区に人と環境が共生する安全で安心なまち」をめざす都市像とし、22年度に1人1日あたりのごみ量を16年度より約100g（15%）削減、32年度には、資源・ごみを合わせた総排出量を16年度比で5%抑制し、1人1日あたりのごみ量を200g削減することを目標とした。

また、目標を推進するための実行計画と位置づけた「練馬区リサイクル推進計画(平成21～25年度)」を21年3月に改定した。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池を回収品目に加えた。また、学校や区立公園で発生する落ち葉についても、区内農家が引き取り、たい肥化するなどして再利用している。

庁舎等区立施設回収

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
古紙等	995.7	983.3	1,019.3
びん	10.3	10.3	8.4
缶	26.2	23.1	18.1
ペットボトル	13.7	14.0	11.1
トレイ	0.1	0.04	0.02
乾電池	2.1	2.3	5.2
マテリアル資源	22.5	22.1	23.9
計	1,070.6	1,055.1	1,086.0

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙を使用したり、環境マネジメントシステムの運用により、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」や「建築・土木工事における環境配慮手順書」の活用を推進している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所で区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に練馬区で商標登録した。21年度は約1,180tの生ごみが回収され、21tの「練馬の大地」が出荷された。

なお、豊溪小学校では自校で資源化している。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。

21年度は21事業所が参加し、69.3tの古紙類を回収した。

●再生資源のリサイクル（再生利用）

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に東京都から移

管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

21年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に9,019 t、登録団体数は366団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出も行っている。

21年度には48団体に対して54台貸出を行った。

集団回収

	19年度	20年度	21年度
回収量	t 9,632.6	t 9,405.1	t 9,019.5
団体数	322	345	366

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

なお、びん・缶については15年度から街区路線回収に統合し、清掃事務所での回収は行わなくなった。

また、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、17年10月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を禁止するとともに、21年7月には、罰則規定を設けた。

清掃事務所による古紙の回収

	19年度	20年度	21年度
古紙	t 22,569.4	t 19,006.0	t 19,631.5

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた、容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

	19年度	20年度	21年度
容器包装プラスチック	t 379.2	t 3,412.2	t 5,505.3

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から関町北、関町東の地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。その後、順次地域を拡大し、12年12月には清掃事務所による回収地域である光が丘地区を除くすべての地域に拡大した。これに伴い、飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収していたこれまでの路線回収と地域分別回収、公共施設の拠点回収（飲料缶のみ）は廃止し、街区路線回収に統合した。

また、13年3月から12月にかけて光が丘地区を除く区内全域（約28万5千世帯）で飲食用ガラスびんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更した。

さらに15年度からは清掃事務所で回収していた光が丘地区も統合し、区内全域での展開となった。

16年7月から、早宮、春日町、田柄の地域でびん、缶に加え、ペットボトルの回収を始めた。その後、回収地域を順次広げ、18年度に区内全域で回収することになった。なお19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

街区路線回収

	19年度	20年度	21年度
アルミ缶	t 534.7	t 626.1	t 712.6
スチール缶	1,108.6	1,307.8	1,507.8
リターナブルびん	388.7	436.8	487.2
ワンウェイびん	3,847.3	4,341.2	4,893.5
ペットボトル	1,214.9	1,455.2	1,726.6
計	7,094.2	8,167.1	9,327.7

5 拠点回収（紙パック）

区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店26店および区立施設23か所を拠点とした紙パック回収を行っている。（22年3月現在）

6 拠点回収（使用済み乾電池）

区内83か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校70校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。（22年3月現在）

7 拠点回収（ペットボトル）

販売店を拠点として回収を行っている。

22年3月現在、回収協力店は283店である。

8 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から、区立施設24か所（21年6月からは25か所）を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

9 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を月1回地区区民館などの区立施設で回収を行っている。（22年3月現在41か所）

拠点回収

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
紙 パ ッ ク	45.3	46.4	41.5
使用済み乾電池	79.1	90.2	100.6
ペットボトル	439.0	445.6	458.9
古着・古布	414.7	500.8	573.1
廃食用油	—	12.4	19.6
計	978.1	1,095.4	1,193.7

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみ排出ルールの確立

1 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、平成22年3月31日現在274である。

2 清掃事務所におけるふれあい指導事業

(1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

(2) 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこ

ととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券をはって出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは「粗大ごみ受付センター」に申し込むことにより、各戸ごとに有料で収集する。粗大ごみについては有料粗大ごみ処理券をはって出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機（21年4月1日から）については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

21年度中に区内で収集したごみの種類・量は下表のとおりである。21年度は前年度と比較して、可燃ごみは増加し、不燃ごみと粗大ごみは減少した。特に可燃ごみと不燃ごみの増減が大きいのは、20年10月から資源とごみの分別変更を実施し、これまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として、また、その他のプラスチック等を可燃ごみとして収集したことによるものである。

練馬区のごみの収集量

	19年度	20年度	21年度
	t	t	t
可燃ごみ	119,473	125,570	131,196
不燃ごみ	34,194	19,261	6,817
粗大ごみ	5,314	4,369	4,169
計	158,981	149,200	142,182

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（練馬清掃工場は22年3月31日現在、建替中のため他区清掃工場で処理している）。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設で破碎したうえで、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は東京都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、22年3月31日現在、430基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体について、清掃事務所で有料（一頭2,600円）で処理している。21年度の処理件数は1,036件であった。

都・区道上の動物死体については、原則として清掃事務所が引き取って業者に処理を委託している。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

21年度の貸出枚数は2,277枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。22年3月31日現在893世帯で収集を行っている。

4 地域特性に合ったまちづくりを進める

(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●まちづくり条例の制定

都市計画マスタープランの「めざすまち」を実現するためには、都市計画マスタープランの内容を実現するための制度的保障、都市計画への住民参加の仕組みの充実、住民にとって身近な地区の特性や課題に応じたまちづくりを推進するための仕組みづくり、法的に限界のある宅地等開発指導要綱の条例化などの課題に取り組む必要があった。

このようなことから、区では平成15年度から区民懇談会、検討委員会、庁内委員会を設置し、住民参加を図りながら、練馬区まちづくり条例の制定に取り組み、17年12月に条例が制定され、18年4月1日から施行している。

また、19年12月には条例を改正し、ペット火葬施設を適用対象とする等、制度の充実を図っている。

●区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、まちの将来像を具体的に分かりやすく示すとともに、その実現に向けて、民間事業者などを含む区民と区などの行政が、協働してまちづくりを進めていくための仕組みや考え方を明らかにしている。

行政が進めるまちづくりでは、基本的にまちに必要とされている施設や環境水準を得るため、防災性の確保や公害の防止、都市生活の利便性の確保、社会福祉の充実などに努める。

また、区は必要なまちづくり事業に直接関わりつつ、区民・事業者が行う主体的な地区別まちづくりの取組が進んでいくように、その自主性を尊重しながら支援を行う必要がある。

一方、区民・事業者も、まちづくりを進めるには、自らの活動がまちづくりの基本になることを自覚し、当事者としてまちづくりの一端を担うことや、様々な主体と協調しながら、自立的かつ積極的に取り組むことが重要である。

練馬区まちづくり条例の施行に伴い、区民等のまちづくりを支援するため、都市整備公社内にまちづくりセンターが開設された。まちづくりセンターは、まちづくりに関する相談や情報提供のほか、区民等の主体的な地区まちづくりに対するスタッフの派遣、まちづくり団体に対する活動費助成、まちづくり条例に基づく専門家の派遣、区民が身近なまちづくりについて学ぶ機会としてのまちづくり講座の開催などを行っている。

●練馬区まちづくり条例に基づく開発調整

この条例に掲げる大規模建築物等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成を図るために、建築紛争の予防・調整手続きの前に、条例に基づく手続きを行うことを定めている。

対象となる建築物は、つぎのとおりである。

- (1) 延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物
- (2) 床面積500㎡以上の集客施設、葬祭場の建築・増築・用途変更
- (3) 専用床面積29㎡未満の住戸が20戸以上、かつ、総戸数の3分の1を超える集合住宅の建築（ワンルーム形式の集合住宅）

なお、従来は要綱であったワンルーム形式の集合住宅の開発基準を「練馬区まちづくり条例」に位置付け、平成18年4月から施行している。

条例では、ワンルーム形式の集合住宅以外にも、集客施設や葬祭場等の具体的な基準を定め指導している。

21年度の条例に基づく届出件数は、(1)9件 (2)3件（すべて集客施設）(3)11件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続き」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続き」について定めている。

予防・調整条例の取扱状況

項 目		平成21年度 件 数	
中高層建築物対象件数		597	
あ っ せ ん	取 扱 件 数	4	
	結 果	解 打 決	1
		計 画 取 止	3
		次 年 度 へ 繰 越	0
あ っ せ ん 回 数		7	
調 停	取 扱 件 数	2	
	結 果	解 打 決	0
		計 画 取 止	2
		次 年 度 へ 繰 越	0
委 員 会 開 催 回 数		14	

(2) 土地利用を計画的に誘導する

●都市計画マスタープランの運用

区のまちづくりの総合的指針となる都市計画マスタープランは、①区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針（都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）②民間事業者などを含む区民が主体となって行うまちづくりの指針、という2つの性格をもつものである。このマスタープランは、全体構想と地域別指針により構成される。

●全体構想

全体構想は、区全体にかかわるまちづくりの理念や基本的な考え方と、地域別指針や地区まちづくりの考え方などを示すもので、素案をつくる段階から区民参加を図り、平成13年3月に策定された。

全体構想において、目標とするまちの将来像を「だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にされた活力のあるまち」としている。

具体的には、①ともに住むまち ②安心・安全のまち ③活動的でにぎわいのあるまち ④みどりと水のまち ⑤環境と共生するまち、という5つのまちの姿を描き、その実現のための方針を示している。併せてめざすまちを実現するための基礎となる将来の都市構造を「まちの骨格」と「まちの構成」によって表している。

●地域別指針

地域別指針は、全体構想の策定を受けて平成13年度から区民参加のもとで策定に取り組み、15年6月に策定された。

地域別指針では、区内を7つの地域に区分し、地域ごとのまちの情報やまちづくりの課題などを整理し、まちづくりの指針、まちづくりに際して配慮を要する点を示している。さらに、区民が作成した地域カルテも掲載している。

地域別指針の策定により、練馬区の都市計画マスタープランの全体がまとまった。

●地域地区制度

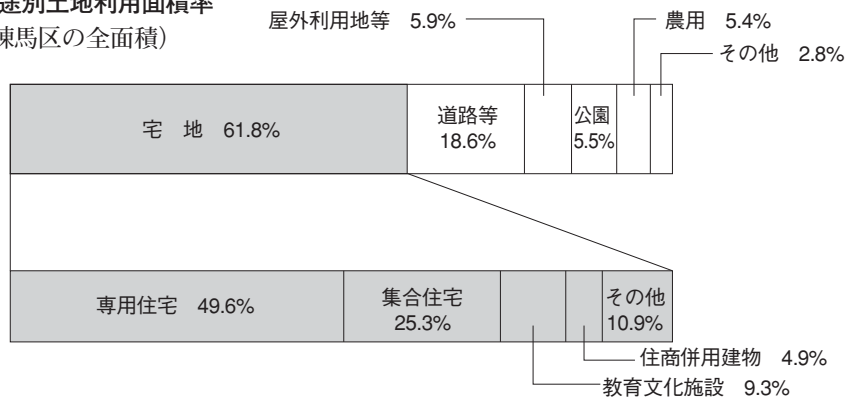
地域地区制度は、土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などにより、良好な市街地環境の維持にとって望ましくない状況が発生していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、21年11月現在687地区、202.20haである。

用途別土地利用面積率
(練馬区の全面積)



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。

資料：平成18年度土地利用現況調査

練馬区用途地域等の面積

平成22年3月31日現在

地域地区	面積	比率
	ha	%
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,818.6	58.5
第1種中高層住居専用地域	822.5	17.0
第1種住居地域	496.0	10.3
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.8	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.3	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.00	100.0
高度地区		
第1種17m	2614.3	54.3
第1種第1種	28.5	0.6
第2種	204.3	4.2
第2種17m	389.8	8.1
第2種20m	928.2	19.3
第2種25m	50.2	1.0
第2種30m	90.1	1.9
第3種17m	22.0	0.5
第3種20m	0.2	0.0
① 第3種25m	151.1	3.1
② 第3種30m	207.5	4.3
③ 第3種35m	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④ 指定なし	95.1	2.0
(①~④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.00	100.0
防火地域		
防火地域	579.3	12.0
準防火地域	4161.0	86.4
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.9	2.8

●東京都風致地区条例に基づく事務

風致地区内で建築物を建てたり、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。

平成21年度は、173件の相談を受け、154件の許可書を交付した。

●土地区画整理事業の推進

この事業は、一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

練馬区では、区の面積の約44%が「土地区画整理事

業を施行すべき区域」として昭和44年5月に都市計画決定されており、平成22年3月31日現在の区域面積は約2,104.2haである。

23区随一の農地を有している練馬区では、都市化が進む中で後継者難や相続などを契機として農地が切り売りされ、年々農地と農家人口が減り続けている。また、3年4月に生産緑地法が改正され「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」の市街化が進んでいる。

区はこのような状況に対応し、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成に努めている。

また、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を実施している。

土地区画整理事業施行地区

地区	面積	施行者	事業認可日	事業終了日
大泉町二丁目	2.2ha	組合	昭和59年 8月23日	平成2年 8月24日
高松・谷原	10.4ha	組合	61年11月 5日	8年 3月14日
土支田三丁目	1.8ha	組合	平成元年12月13日	7年 2月16日
西大泉六丁目	3.6ha	組合	2年10月 2日	7年 3月31日
三原台三丁目	1.7ha	共同	4年 4月23日	8年 3月18日
中里	4.3ha	組合	5年12月 6日	10年 3月31日
西大泉一丁目	1.4ha	共同	8年 7月24日	10年 8月 3日
西大泉四丁目	4.8ha	組合	8年10月 7日	13年12月10日
三原台二丁目	3.1ha	組合	10年 1月16日	15年11月 7日
西大泉四丁目西	1.6ha	組合	11年 3月30日	14年 1月15日
大泉町一丁目	2.0ha	組合	12年 3月30日	17年 7月20日
石神井台六丁目	0.7ha	共同	16年 3月31日	17年 9月13日
土支田中央	14.3ha	区	* 17年 3月17日	事業中
早宮四丁目	1.9ha	組合	18年 3月31日	事業中
早宮四丁目南	0.4ha	共同	18年 3月31日	22年 3月31日
中里中央	3.9ha	組合	20年 3月31日	事業中

*区施行の区画整理は、事業決定日である。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

平成21年度の建築確認の申請は494件（区扱いのみ・区計画通知27件を含む）であった。

建築確認の受付状況（構造別）

平成21年度

区 分	件 数		
	一 般	区計画通知	計
木 造	427	0	427
鉄 骨 鉄 筋	0	2	2
鉄 骨	29	15	44
鉄 筋	11	10	21
ブ ロ ッ ク	0	0	0
計	467	27	494

2 道路位置の指定など

前面道路が建築基準法上の道路でない場合、家を建てるためには、道路位置の指定を受ける必要がある。

21年度は、道路位置指定11件（延長126.26m）、指定の廃止0件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。

21年度の違反建築物取扱件数は27件であった。その主な違反条項と件数は、建ぺい率8件、容積率9件、高度斜線5件、接道13件であった（重複を含む）。

●キャンプ朝霞跡地

キャンプ朝霞跡地は、練馬区、和光市、朝霞市および新座市にまたがる基地跡地であった（総面積292ha）。

昭和54年、政府において跡地利用の処理大綱が決定され、昭和55年から平成3年にかけて、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、福祉施設、公園（都立大泉中央公園）が整備された。6年3月には、処理大綱により用途が留保されていた土地の一部を利用し、最高裁判所司法研修所が開所された。

区内に残された留保地（約4.4ha）については、12年度に（仮称）多目的運動公園として都市計画決定し、国から用地を買収した。

その後、14、15年度に整備工事を行い、16年4月に、サッカー、ラグビーなどに利用できる多目的運動場や、デイキャンプなどの野外活動の場として利用できる野外炊事広場などを備えた「大泉さくら運動公園」として開設した。

また、昭和55年に開校した都立大泉学園高等学校については、生徒数の減少に伴って、都立大泉北高等学校（現大泉桜高等学校）に統合され平成17年3月をもって廃校となった。跡地（約2ha）については、19年度に近隣公園として都市計画決定し、20年度に東京都から買収した一部用地（約1ha）について、22年度中の公園整備を予定している。

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

良好な景観は、暮らしに潤いと安らぎを与えるものであり、より快適に暮らす都市環境をつくる重要な要素のひとつである。良好な都市景観を形成するには、道路、公園などの公共施設を始めとして、まちを構成するすべてのものの質を向上させていくことが必要である。

●景観形成のルールを整備

区では、良好な都市空間を形成するため、平成5年3月に「練馬区景観形成基本方針」を策定した。方針の中で、区は自らの役割を明確にするとともに、区民が地域の景観づくりに参加しやすい環境を整えることとした。

区内には、農地、屋敷林などの緑が広がり、石神井川、白子川の河川が流れ、武蔵野の面影がまだ残っている。また、にぎわいのある商店街、歴史を感じさせるまちなみ、落ち着きのある住宅地など、様々な特色を持った地域があり、そこには伝統的な行事や文化も引き継がれている。

そのため、区では、区民とともに、それぞれの地域の個性を際立たせ、住み続けたいと思える練馬の景観をつくっていくことが重要と考えている。

そこで、景観法を根拠として地域特性に応じた景観施策を展開するため、同法に基づく「景観行政団体」となり、独自の景観計画と景観条例に基づき、区民と協働し、景観形成を行うことを目指している。そのため、現在（仮称）練馬区景観計画と（仮称）練馬区景観条例策定の準備を進めている。

●景観啓発事業

区では、区民の景観への関心を深めるために、景観啓発事業を行っている。

その一環として、「ねりまの散歩道」の指定を平成4年7月に行った。散歩道は、9つのコースからなり、水辺を含むみどり、史跡や文化財など地域固有の自然や歴史など区内の景観資源をめぐり歩くようにできている。

散歩という手軽なレクリエーションを通して、「ねりまの景観」に関心をもち、「わがまちねりま」への愛着と誇りをはぐくむことを考えている。コースの案内パンフレットを作成し、区民の方に配布している。

また、実際にまちを歩く「景観ウォッチング」も、散策をしながら、まちに親しみ、「ねりま」らしさの再発見をしてもらうことを目的として合わせて行っている。

今後も、機会をとらえて広く景観啓発事業を推進していくことを目指している。

5 生活しやすいまちをつくる

(1) 良好な市街地を形成する

●まちづくり計画の策定

昭和30年代に始まった東京への人口集中が、周辺住宅地である練馬区の市街地化を急激に進行させた。

このため、都市計画道路や生活幹線道路、公園をはじめとした都市基盤の整備が遅れ、狭く曲がった道路沿いに住宅が建ち並んだ密集住宅地や、住宅と工場が混在した地域が点在するなど、安全面や居住環境の面で多くの課題が残されている。

また、日常生活の拠点となる駅周辺は、駅前広場や道路が必ずしも十分に整備されているとはいえず、商業の集客力も弱い。

一方で、都営大江戸線の開業や、地下鉄有楽町線と西武線との相互乗り入れ、さらに副都心線の開業と相互乗り入れなどの交通・鉄道体系の変化が、都心との距離を一層短縮させた。その結果、市街化のさらなる進行や、老朽家屋の建て替えによる高容積利用が行われるようになってきている。

区ではこのような現状に対し、安全で住みやすいまちにするために、まちづくり計画を策定して、駅周辺の整備のほか住宅密集地や狭あい道路の改善など、良好な市街地形成に向けた取組を展開している。

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画制度は、個々の建築や宅地開発を行う際の土地利用や建築物に関するルールを都市計画として定め、地区特性を生かしたまちづくりを実現しようとする制度である。

具体的には、数街区程度から数10haの地区を対象として、道路や公園の配置・規模等の計画や、建築物の用途・敷地面積の最低限度等のルールを定め、この計画地区内で建築や開発行為を行うときに、計画やルールに沿って施工することにより、徐々にまちづくりを行い、計画の実現を図っていくものである。

区では、地区計画制度によるまちづくりを行うため、昭和58年度から調査を実施し、この結果に基づいて区内各地で地区住民と話し合いを進めてきた。平成22年3月31日現在、これらの地区のうち右表の24地区で計画が決定し、建築や開発行為について都市計画法および条例により規制誘導を行っている。

また、地区計画制度によるまちづくりを促進するため、昭和61年4月から地区計画に定められた道路・公園等について区が整備等を行うほか、塀の移築費用などの助成を行っている。

平成21年4月からは、一定の要件を満たした道路・公園等の用地の買取りができるようにし、より一層の推

進を図っている。

都市計画決定された地区計画		平成22年3月31日現在
地 区	面積	都市計画決定年月日
	約 ha	
春日町一・二丁目地区	5.2	昭和61年 8月12日
早宮二丁目地区	5.0	61年12月 2日
大泉町二丁目地区	2.4	61年12月 2日
田柄五丁目地区	19.6	63年 3月10日
高松四・五丁目、谷原一丁目地区	11.5	平成元年10月11日
高野台一丁目地区	4.1	2年 7月16日
高松一・二丁目地区	21.3	2年12月 6日
春日町六丁目地区	28.0	4年 3月10日
土支田三丁目地区	2.3	6年 4月19日
三原台三丁目地区	2.7	6年 4月19日
北町六丁目地区	5.6	6年 6月30日
西大泉六丁目地区	3.6	6年 6月30日
中里地区	4.8	6年10月25日
西大泉四丁目地区	5.5	12年 3月17日
大泉町一丁目地区	2.1	13年 5月15日
三原台二丁目地区	3.8	13年 5月15日
練馬駅南口地区	3.1	16年12月10日
中村橋駅南口地区	2.6	17年 1月11日
江古田駅北口地区	4.2	18年 6月23日
補助230号線土支田・高松地区	11.6	19年 4月 6日
土支田中央地区	14.3	20年10月21日
練馬駅北口地区	3.0	21年 6月22日
上石神井四丁目地区	10.2	21年 9月30日
中里中央地区	4.5	22年 3月 5日

●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率※の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、東京都からの補助を受けることができる。

現在すでに、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区で決定されている。

※間口率：
$$\frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$$

●補助230号線沿道地域のまちづくり事業

地下鉄大江戸線の導入空間となる都市計画道路補助230号線は、土支田中央土地区画整理事業の区域を除き東京都が整備を進めている。区では大江戸線延伸の早期実現に向け、道路整備の促進とともに良好な市街地

の形成を図るため、道路整備に併せた沿道地域のまちづくりを進めている。

現在、補助230号線の土支田・高松区間では、土支田中央土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）、土支田・高松地区地区計画の都市計画決定（19年4月）、土支田中央地区地区計画の都市計画決定（20年10月）により、沿道地域のまちづくりが進められている。

また、大泉町・大泉学園町区間でも、地域特性に応じた3つの地区（大泉町二丁目沿道地区、大泉町三丁目沿道地区、大泉学園町沿道地区）において、まちづくり計画を策定するための協議・検討を進めている。

●宅地などの開発指導

区では昭和53年から、宅地開発事業に対して、指導要綱に基づき事業者に協力要請をするという形で「指導」を行ってきたが、平成18年4月から「練馬区まちづくり条例」を施行し、開発事業等に関する手続きや基準を定めている。

21年度の都市計画法に基づく開発許可（500m²以上）件数51件、練馬区まちづくり条例に基づく協定締結（500m²以上）件数は30件であった。

●建築物の規制と誘導

区では、農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化しつつある。

区では、こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を平成20年3月に定めた。これらを含み、建築基準法および関係法令に基づいて建築物を安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

建築協定の状況 平成22年4月1日現在

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (平成14年2月更新)	10年	160人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

(2) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の各駅周辺では駅前広場や道路などの都市基盤の整備が十分でなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、商業活動も活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生

活拠点と位置付け、各駅周辺で都市基盤の整備を進め、交通混雑を解消するとともに、買い物客・駅利用者の利便性、安全性を向上させ、商業基盤の拡充と拠点機能の向上を図っている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所をはじめ、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、文化センター、図書館、公民館などの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかしながら、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や近代化にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、練馬の中心核に位置付け、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想案」を作成（5年度に一部修正）し、この構想案に基づいてまちづくりを推進している。

1 地区整備の現状

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペDESTリアンデッキ（橋のような歩行者専用通路）は西武池袋線の高架化にあわせて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備にあわせてまちづくりの実現を図るため「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道（やすらぎ歩道橋）が9年6月に完成した。

さらに、豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を16年12月に都市計画決定した。

また、道路の無電柱化も進めている。

2 総合的なまちづくり事業の推進

このように、既に各種のまちづくり事業が展開されている。今後とも「練馬駅周辺地区まちづくり構想案」に基づいて、まちづくりにかかわる各事業の調整と、総合的なまちづくりの促進を図り、区の中心核にふさわしい魅力あるまちへの整備を推進する。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、また駅前広場の整備などが不十分なため、交通問題をはじめ、多くの課題を抱えている。

1 整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を大泉学園駅周辺地区

とともに、区西部における地域拠点の一つと位置付け、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進する。

- (1) 車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備するとともに、駅に集中する交通を処理、連結する交通結節機能と、駅利用者が憩い、集い、語らう広場機能とをあわせ持つ駅前広場を整備し、地域の交通拠点機能を高める。
- (2) 交通渋滞や市街地の分断要素となっている西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。
- (3) 商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

2 駅北口地区市街地再開発事業の完了

昭和63年6月に駅北口地区約1.6haについて、都市計画決定が行われた。さらに平成8年2月に都市計画の変更が行われ、同年7月に組合設立、10年11月に権利変換計画が認可された。

施行者である石神井公園駅北口地区市街地再開発組合が市街地再開発事業を進め、14年3月に再開発ビルと都市計画道路の一部が完成した。

さらに、同年10月には、北口駅前広場が開設され、再開発事業は完了した。

3 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、地元住民からの提言を参考に、今後のまちづくりのあり方を示した「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を15年6月に策定した。

現在、駅南口を中心に、都市計画道路や駅前広場の整備を進めながら、地区にふさわしい街並みの形成や商業の活性化を図るための検討を行っている。

21年3月には「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会」が設立され、まちづくり計画を策定するための協議、検討を行っている。

●大泉学園駅周辺整備

大泉学園駅は、1日8万人以上の利用者があり、路線バスの発着本数が1日千本を超える区内屈指の交通拠点である。しかしながら、駅前広場や道路など、駅周辺の都市施設の整備が十分とはいえない状況であったため、都市計画道路、周辺道路などと一体となった地区整備が進められている。

1 整備の方針

区では大泉学園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、機能の向上を図るため、駅北口・南口地区を一体とした市街地再開発事業を実施してきた。

現在は北口駅前広場の検討をはじめ周辺道路の整備事業を行い、交通拠点機能の向上と商業環境の改善を図るなど、総合的なまちづくりを進めている。

2 市街地再開発事業の完了

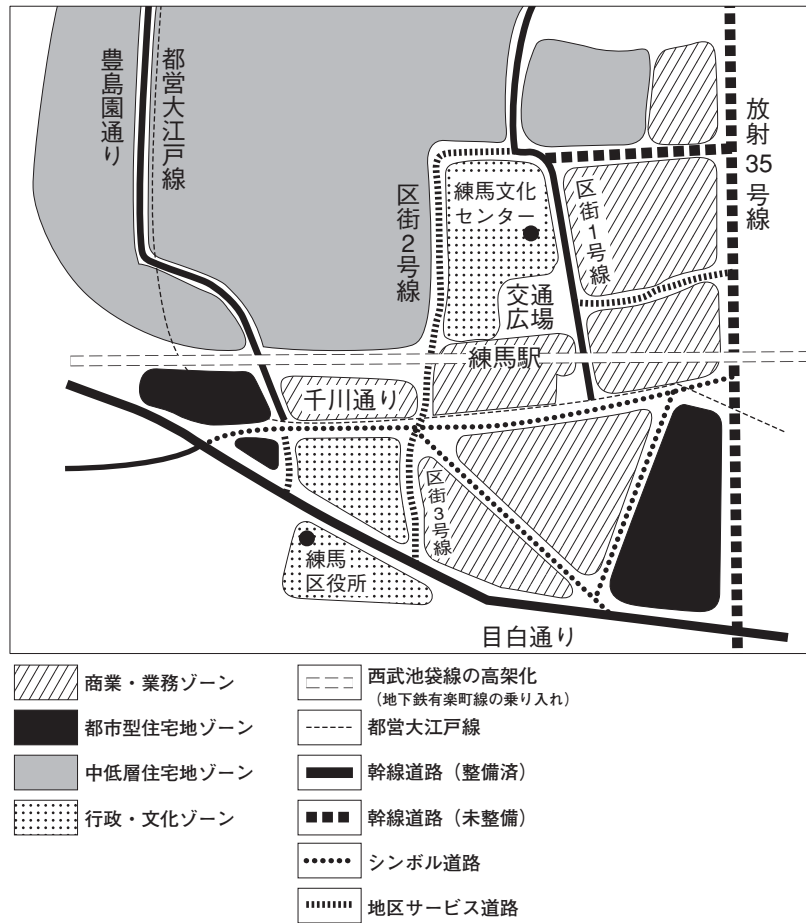
平成2年12月に駅前地区約2.1haについて都市計画決定が行われた。さらに、7年12月に事業決定、9年2月に権利変換計画が認可され、施行者である都市基盤整備公団（現都市再生機構）が市街地再開発事業を進めてきた。

12年11月には再開発地区の名称が、公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定した。13年9月には西武池袋線と立体交差する補助135号線が開通し、11月には北口の再開発ビル（ゆめりあ1）が完成した。また、14年11月には南口の再開発ビル（ゆめりあ2）が、15年3月には南口駅前広場が完成し、再開発事業は完了した。

3 駅周辺まちづくり事業の推進

市街地再開発事業は14年度で完了したが、乗降客の多い駅北口を中心に取り組むべき課題は多い。今後は、北口駅前広場の整備や安全で円滑な交通動線の確保および商業の活性化のために、さらにまちづくりを推進していく。

練馬駅周辺土地利用方針



●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、駅利用者の安全性と利便性を向上させる等、拠点にふさわしいまちづくりを進めることとしている。

江古田駅周辺地区では、平成18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、ゆとりある歩行者空間の確保と、低層の街並みの形成を目指している。

また、東武練馬駅南口周辺地区では、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指し、地区計画の策定に着手している。

このほか、中村橋駅周辺地区・上石神井駅周辺地区・武蔵関駅周辺地区においても、地域の方々と協働して、拠点機能の向上を図るまちづくりの協議およびその実現に取り組んでいる。

●都市整備公社

練馬区都市整備公社は、環境と共生する快適なまちづくりを実現するため、区が出資して、昭和62年11月に設立した財団法人である。

公社では練馬区まちづくり条例の公布を受け、平成18年4月に区民主体のまちづくり活動等を支援するため、練馬まちづくりセンターを開設した。また、4年度からタウンサイクル・有料自転車駐車場の管理運営を

受託し、17年度には放置自転車の保管・返還業務を受託した。18年度からはタウンサイクル・有料自転車駐車場の管理運営について、区から指定管理者の指定を受けるとともに、放置自転車撤去業務等を一体的に受託し、区の自転車行政の一翼を担っている。

21年度の事業内容はつぎのとおりである。

(1) 練馬まちづくりセンターの運営

- ① まちづくり情報誌「こもれび」の発行、ホームページによる情報発信、まちづくり交流会「練馬まちづくりのwa(わ)メッセ」の開催
- ② まちづくり講座、区民企画講座、スキルアップ講座の開催
- ③ まちづくり活動に対する助成事業、打合せスペースの提供、情報コーナーの設置
- ④ まちづくりに関する相談事業、専門家派遣、地区まちづくり支援
- ⑤ 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援
- ⑥ みどりに関する取組
- ⑦ まちづくりの推進を図るための調査・研究

(2) タウンサイクル(貸し自転車)・有料自転車駐車場の管理運営

22年3月末現在、ねりまタウンサイクル7か所、有料自転車駐車場64か所

(3) 放置自転車対策事業

放置自転車の撤去、搬送、保管および返還、駅周辺の案内誘導、自転車問い合わせセンターの運営

(3) 災害に強い都市をつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、区内の老朽建築物等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、併せて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。

事業内容は、老朽住宅などを耐火構造などの建築物に建替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費など）や、オープンスペースの確保、公共施設・道路・公園などの住環境の整備で、行政と民間が役割を分担してまちづくりを行う。

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20.0ha）では、昭和61年10月に建設大臣（平成8年4月継続承認）、3年10月に都知事の承認を受けた。なお、練馬地区は、18年3月31日をもって事業を終了した。また、江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）では、4年7月に建設大臣、5年6月に都知事の承認を受けている。さらに、北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）では、9年3月に建設大臣、同年9月に都知事の承認を受けている。両地区は、現在事業中である。

また、新たな地区として貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92ha）を検討地区とし、事業化に取り組んでいる。

なお、9年11月に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集整備法）が施行されたことに伴い、11年1月に江古田北部地区が、12年2月に北町地区が防災再開発促進地区の指定を受けている。

●都市復興マニュアル策定事業

区では、地震災害により被災した市街地を早期に復興するためのプロセスや、復興に地域住民の力を生かす地域協働復興の仕組みなどを盛り込んだ練馬区震災復興マニュアルを平成19年度に策定した。

なお、20年度には、練馬区震災復興の推進に関する条例を制定した。

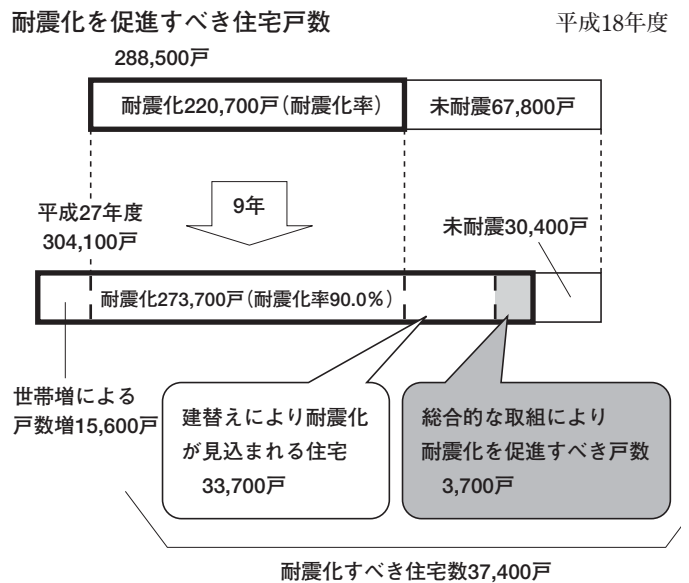
●練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業

災害に強いまちづくりに向け、区内の民間建築物の耐震化率を90%、区立施設を100%にする方針を定めるとともに、耐震改修支援を盛り込んだ練馬区耐震改修促進計画を平成19年3月に策定した。18年時点での住宅の耐震化率は76.5%であるが、27年度まで建築物の自然更新や自発的な建替えを含め、区の支援による耐震補

強を合わせ耐震化率90%にすることを目指している。

耐震化へ向けた具体的な支援策としては、戸建住宅に対しては無料で簡易診断を行う。さらに、耐震改修工事に対する助成を行っている。対象となる建築物は住宅のみではなく特定建築物（賃貸住宅、店舗、事務所など不特定多数の方が利用する用途で一定規模以上の建築物）、私立幼稚園、保育園等の公共的施設、分譲マンション、後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物を助成の対象建築物としている。

20年度からは、木造住宅に住んでいる高齢者等を対象に耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して助成を開始した。



耐震改修工事等助成費用【】は限度額 平成22年4月1日現在

区分	耐震診断	実施設計	改修工事
戸建住宅 ※1	費用の3分の2 【8万円】	費用の3分の2 【22万円】	費用の3分の2 【100万円】※2
分譲マンション ※1	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の3分の1 【2,000万円】
特定建築物	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の6分の1 【1,000万円】
公共的施設	費用の3分の2 【150万円】	費用の3分の2 【200万円】	費用の2分の1 【3,000万円】
後方医療機関等および緊急輸送道路沿道の建築物	費用の3分の2 【200万円】	費用の3分の2 【450万円】	費用の2分の1 【6,000万円】

※1 戸建住宅と分譲マンションは無料で簡易診断を実施
 ※2 世帯所得が一定以下で、それを証明できる方の場合、費用の5分の4で限度額120万円

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川を残すのみとなっている。このように都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、暫定改修（1時間30mmの降雨に対応できる改修）が完成している。本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）も進み、石神井川で66.6%が完成している。また、白子川については、現在15.9%が完成し、比丘尼橋上流右岸側に34,400m³、比丘尼橋下流左岸側に212,000m³を貯留する調節池の整備が完了している。区では、河川災害を防ぐため、しゅんせつ（河床整正）工事を行い、水防器材の充実、注意個所の確認、降雨量や水位の観測、行政機関相互の情報交換等により河川災害対策の充実を図っている。

河川の現況 平成22年4月1日現在

河川名	延長(m)	本改修済延長(m) (改修率)
石神井川	11,644	7,751 (66.6%)
白子川	6,513	1,036 (15.9%)

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

21年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で108,311m³、大規模民間施設等で151,801m³、合計260,112m³の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

(4) 利用しやすい都市をつくる

●練馬区福祉のまちづくり整備要綱

区では、横断歩道等の歩車道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を進めるとともに、区立施設の改善等を行ってきた。平成5年には、「練馬区福祉のまちづくり整備要綱」を策定し、まちなかの福祉環境の整備促進を図っている。

この要綱は、公共的建築物、道路、公園および公共交通機関等様々な施設をだれにでも使いやすくなるように整備することにより高齢者や障害者等を含むすべての区民が社会参加できることを目的としている。

この要綱に基づく公共的建築物に係る事前協議件数は、21年度は98件だった。

また、諸条件に合った既存の公共的建築物に対し、その経費の一部を助成している。

●福祉のまちづくりのための建築指導

高齢者、障害者等の円滑な移動等をより実効性のあるものとするため、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、バリアフリー新法として平成18年12月から施行された。これにあわせて、東京都は、建築物バリアフリー条例を施行し、学校や共同住宅など多数の人々が利用する一定規模以上の建築物についてもバリアフリー化を義務付けるなど一層のバリアフリー化を図っている。

また、「東京都福祉のまちづくり条例」により、福祉のまちづくりを推進しており、同条例に基づく特定施設工事計画届出件数は、21年度においては46件だった。

なお、区は22年3月に上記の都の2つの条例を包含した「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、同年10月1日から施行する。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性の向上を図ること等を目的として、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる交通バリアフリー法。18年にハートビル法と統合され、バリアフリー新法として施行）が施行され、行政、公共交通事業者および国民の役割が明確となり移動円滑化に向けた制度整備が図られた。

交通バリアフリー法の施行を踏まえ、区では、区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」を制定し、14年度から事業者が行うエレベーター等の整備に対し、その経費の一部を補助している。

これまで、区内の4駅についてエレベーター、エスカレーターおよび「だれでもトイレ」等の整備経費の一部を助成し改善を図ったが、引き続き駅のバリアフリー化を推進していくため、鉄道事業者に働きかけている。

(5) 上・下水道の整備

●上水道

練馬区の給水人口は、平成22年3月31日現在713,995人で、給水普及率は100%となっている。

水道は、人々の暮らしや都市生活を支える基幹的な都市施設であり、水道事業は、清浄な水を常に安定して供給する役割を担っている。

このような使命を将来にわたって果たしていくために、ダム建設等による水源の確保や、耐震性の強化も含めた浄水場施設の整備等が進められている。

しかしながら、事故時などのバックアップ機能が不足しているものがある等、解決されるべき課題も多い。

また、水資源は有限かつ貴重なものであり、その開

発には多大な時間と費用を要することから、常に漏水防止対策が必要である。そのため、経年配水管の取替え、給水管のステンレス鋼管への取替えが進められている。

上水道使用水量 平成21年度

区 分	使 用 水 量
	m ³
一 般 用	67,439,683
公 衆 用	30,655
共 同 住 宅 用	914,034
公 衆 浴 場 営 業 用	10,909
計	68,395,281

資料：東京都水道局

●下水道

1 普及率はおおむね100%に

下水道は都市の基幹的な施設であるとともに、雨水の排除、浸水の防除、地域の環境改善、便所の水洗化、川や海などの公共水域の水質保全という重要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった練馬区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達している。また、下水道管きよの総延長は、22年3月末現在1,259kmとなっている。

なお、東京都は、6年度末に区部100%普及概成を達成している。

下水道管きよ延長 平成22年3月31日現在

総 延 長	管きよ内訳	
	幹 線	枝 線
m	m	m
1,259,240	64,182	1,195,058

資料：東京都下水道局

2 雨水流出抑制型の採用

練馬区の下水道は、雨水と汚水を一緒に流す合流式を採用しており、一定量以上の雨が降ると、雨水は下水管を通じて、一部が河川に放流される仕組みになっている。

しかし、放流される河川の本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）が遅れているため、大泉・石神井地区では、大幅な下水道の普及が図れないという問題が生じた。

そこで都と区は、こうした区域にも下水道を普及する手段として、できる限り河川への流出を少なくする雨水流出抑制型下水道を採用し、7年度末には、おおむね100%の整備を行った。

この方式は、透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、雨水が一時に河川に流れ込まないようにするといった、従来とは異なる排除方式を用いたものである。

6 良好な交通環境をつくる

(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と都市交通マスタープラン

区内では、都営大江戸線や西武有楽町線の開通、西武池袋線の連続立体化、環状8号線などの道路整備が進展し、交通基盤が着実に整備されつつある。この結果、区民生活の利便性が向上するとともに、交通渋滞の緩和や安全性の確保などが図られている。

しかし、公共交通の不便な地域が依然として多く存在し、区民の移動の自由が十分に確保されていないこと、バリアフリー化が確保されていない駅・バスが存在し、区民の移動の利便性が図られていないこと、また、道路の整備率は、都市計画道路で約5割、生活幹線道路で約3割にとどまり自動車交通の円滑化が図られていないことなど、解決すべき問題が数多く残されている。

さらに、移動に困難を伴う高齢者などの増加に伴い、円滑に移動できる手段の確保が一層重要となっている。また、地球温暖化などの環境問題に対する区民意識の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通をとりまく状況が大きく変化しつつある。

このような背景の下、だれもが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、平成19年度に練馬区都市交通マスタープランを策定した。ここでは、基本目標や取り組むべき交通施策を体系的に整理しており、今後は、区が抱える様々な交通問題の解決に取り組んでいく。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などのために計画された路線である。

この路線は、放射部と環状部からなり、放射部の光が丘～練馬間は平成3年12月、練馬～新宿間は9年12月に開業した。環状部についても新宿～国立競技場間は12年4月、同年12月には全線（除：汐留駅）が開通した。これにより、区内から六本木、築地、下町方面へは乗り換えがなくなるとともに、14年11月の汐留駅開業と、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

さらに、12年1月の運輸政策審議会（現交通政策審議会）では、光が丘～大泉学園町間の延伸と武蔵野線方面への検討を、運輸大臣（現国土交通大臣）に答申している。

区では、大江戸線延伸の早期実現のため、導入空間となる都市計画道路補助230号線の整備に併せて、沿道

のまちづくりなど環境整備に努めており、17年3月に土支田中央地区の土地区画整理事業を決定し、事業を進めている。

また、延伸を実現するために、区議会、地元住民とともに昭和63年7月に「地下鉄12号線延伸促進期成同盟」（平成14年3月「大江戸線延伸促進期成同盟」に改名）を設立し、都や国に早期事業化を図るよう要請活動を実施している。

さらに、13年9月新座市等が構成する「都市高速鉄道12号線延伸促進協議会」に加盟し、要請活動に参加している。

各駅の1日平均乗降客数

平成21年度

駅名	平成21年度		
	乗車	降車	総数
	人	人	人
西武池袋線			
江古田	16,886	17,641	34,527
桜台	6,815	7,057	13,872
練馬	50,406	50,354	100,760
中村橋	19,103	19,406	38,509
富士見	12,059	11,965	24,024
練馬高野台	12,454	11,671	24,125
石神井公園	34,992	35,051	70,043
大泉学園	42,208	41,881	84,089
保谷	28,029	28,012	56,041
西武豊島線			
豊島園	6,470	6,457	12,927
西武新宿線			
上井草	10,251	10,443	20,694
上石神井	22,184	22,145	44,329
武蔵関	14,512	14,347	28,859
東武東上線			
東武練馬	29,673	29,306	58,979
下赤塚	9,454	9,732	19,186
成増	29,567	30,135	59,702
東京メトロ有楽町線			
小竹向原	40,514	38,086	78,600
氷川台	17,661	17,183	34,844
平和台	18,978	18,753	37,731
地下鉄赤塚	15,887	15,411	31,298
地下鉄成増	21,417	21,384	42,801
東京メトロ副都心線			
小竹向原	24,661	23,606	48,267
西武有楽町線			
小竹向原	44,077	47,459	91,536
新桜台	3,345	3,033	6,378
都営大江戸線			
新練馬	11,775	11,396	23,171
豊島園	35,124	35,553	70,677
練馬春日	5,607	5,452	11,059
光が丘	9,268	9,097	18,365
	28,706	28,538	57,244

注：①小竹向原駅は、直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。

②西武池袋線練馬駅は、西武有楽町線の乗降客を含む。
資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、西武池袋線の連続立体交差事業（高架化）に取り組んでいる。併せて、ラッシュ時の混雑緩和や所要時間の短縮のための複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められている。昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手し、平成15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間約5.4kmの高架複々線化が完了した。これにより、計19か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくり大いに寄与した。また、これらの事業に併せて、6年12月に練馬高野台駅が開業、10年3月には有楽町線と西武池袋線の相互直通運転が開始されるなど、利便性も高まった。

一方、懸案であった練馬高野台駅～大泉学園駅付近間約2.4kmについては、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手した。事業完了は26年度を予定しており、富士街道を含む9か所の踏切がなくなる。なお、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化される。

●西武新宿線

西武新宿線は区の南西部を東西方向に走る鉄道であり、区内の上石神井と武蔵関の2駅のほかに、上井草、東伏見両駅も近接していることから、多くの区民が利用している。

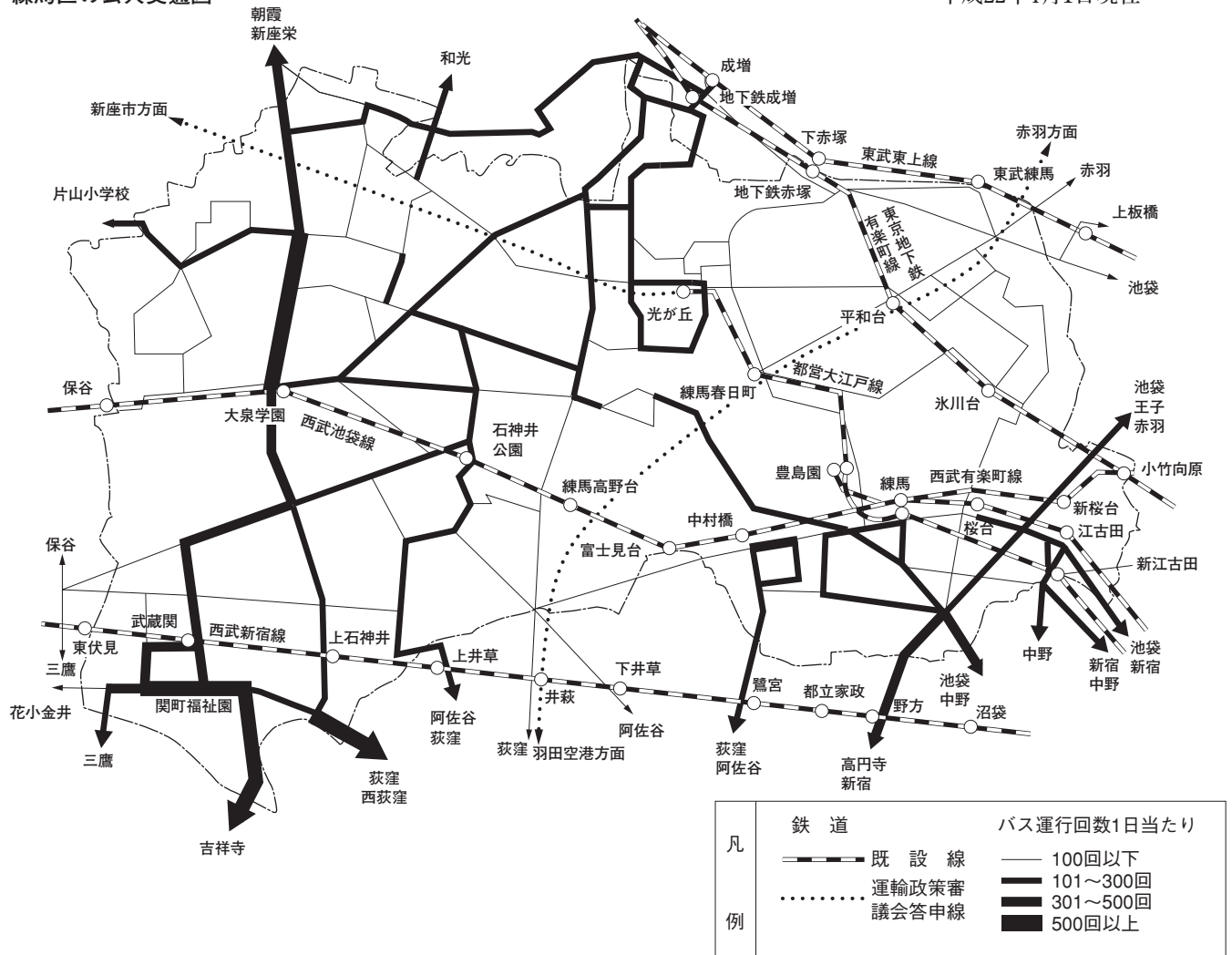
この路線については、区内の全区間で線路が地上部を走っていることから、南北を横断する道路については、すべて踏切での平面交差となっている。このため、特に朝夕の時間帯などを中心に、一部の踏切で交通渋滞が発生している。東京都は、踏切対策基本方針の中で鉄道立体化の検討促進区間としていた井荻～東伏見駅間を、平成20年6月に連続立体交差事業の新規事業化に向けた事業候補区間として位置付けた。区では関係機関による勉強会を行うなどしてその対策を検討している。

●東武東上線

東武東上線は川越街道と平行し、練馬区と板橋区の境界付近を走る鉄道である。練馬区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚、成増などについては近接していることから区民の利用も多く、重要な交通手段のひとつとなっている。

練馬区の公共交通図

平成22年4月1日現在



●地下鉄有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋～営団成増（現地下鉄成増）間が開業し、池袋から先の区間とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通が飛躍的に便利になった。

また、同年10月に小竹向原～新桜台間で開業した西武有楽町線が、平成6年12月に練馬まで開通したことにより、西武池袋線との相互直通運転も実現し、利便性の向上や西武池袋線の混雑緩和にも大きく寄与した。

なお、20年6月には、小竹向原から池袋を経由し渋谷に至る東京メトロ副都心線も開業し、小竹向原駅で西武有楽町線・池袋線との相互直通運転が実現されたことにより、さらなる利便性の向上が図られている。

●エイトライナー

区内の鉄道網は、山手線から放射方向に伸びる鉄道は整備されているが、環状方向に伸びる鉄道は整備されておらず、その移動は主にバス交通にゆだねられている。

区は、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて関係区とともに研究を始め、平成5年に「エイトライナー構想」を取りまとめた。「エイトライナー構想」の実現により、①環状方向の移動時間が短縮される、②沿線拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港への交通が便利になる、などの効果が期待される。

6年には大田・世田谷・杉並・板橋・北の5区とともにエイトライナー促進協議会を発足させ、その実現に向けた調査・研究を続けている。

これまでに、環状七号線を基本ルートとする「メトロセブン構想」を掲げたメトロセブン促進協議会と連携して促進活動を行い、その成果として、運輸政策審

議会答申第18号（平成12年1月27日）において、「区部周辺部環状公共交通（仮称）」として「今後整備について検討すべき路線」に位置付けられている。

●バス交通

区内を通過する西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。

区内には、西武・国際興業・関東・京王電鉄・都営の計5社、約100系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことから、バス路線の配置は充分とはいえない状況にある。

また、1日の運行回数が少ない路線もあり、サービス水準も満足とはいえない。こうしたことから、新路線の開設や増発などバス不便地域の解消、バス交通の利便性の向上が望まれている。

一方、区は、日大練馬光が丘病院や光が丘区民センターなどの区内の拠点となる公共公益施設を利用しやすくとともに、交通が不便な地域を解消するために平成4年4月から保谷（駅）～光が丘駅間、15年3月から東武練馬駅と光が丘駅間でコミュニティバスを運行している。

また、17年7月からは、関町福祉園～順天堂練馬病院間、氷川台福祉園～日大練馬光が丘病院間でコミュニティバスを運行している（現在は、練馬北町車庫～日大練馬光が丘病院）。

さらに、20年1月から、大泉学園駅～大泉学園町5丁目～大泉学園駅でコミュニティバスを運行している。

運輸政策審議会の答申の内容（答申第18号 平成12年1月27日）

（凡例は次ページ参照）

路線名	通過場所
東京8号線の延伸及び複数線化	<p style="text-align: center;">┌ 新木場</p> 所沢—石神井公園—練馬—池袋—有楽町—豊洲—東陽町—住吉（■）押上（—）四ツ木—亀有—野田市 （練馬～石神井公園間は工事中） ・住吉～四ツ木間は東京11号線を共用する。 ・今後開業する常磐新線の投資効果が減殺しないよう留意して、着工区間、時期等を決定する。 （ ）は、工事中を表す。
東京12号線の建設及び延伸	都庁前■新宿西口■飯田橋■門前仲町■青山一丁目■新宿—都庁前—光が丘—大泉学園町…→武蔵野線方面
東京13号線の延伸	和光市—小竹向原—池袋■新宿三丁目■渋谷 ・池袋駅以西において営団有楽町線、東武鉄道東上線及び西武鉄道池袋線と相互直通運転を行う。 ・渋谷駅において東京急行電鉄東横線と相互直通運転を行う。
区部周辺部環状公共交通（仮称）の新設	葛西臨海公園…赤羽…田園調布…→羽田空港方面 ・羽田空港方面の扱いについては京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄目蒲線を短絡する路線の整備状況等を踏まえて検討する。 ・長大路線であり、今後の輸送需要等を踏まえて、早期に優先着工区間を決定する。

答申路線の表示に係る凡例

○開業区間	—
○目標年次までに整備を推進すべき路線	新設 複々線化
・目標年次までに開業することが適当である路線	■ =
・目標年次までに整備着手することが適当である路線	—
○今後整備について検討すべき路線	…
また、今後整備について検討すべき方向を示す場合は「…→」とする。	

(2) 主要な道路を整備する

●区内の道路事情

道路はそれぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路、地区集散（生活幹線）道路、区画（生活）道路、特殊（歩行者専用等）道路に分類される。

区の道路状況は、自動車専用道路である関越自動車道を始めとして、主要幹線道路は国道の川越街道（放射8号線）、都道の目白通り（放射7号線）、青梅街道（放射6号線）があり、さらに幹線道路として新青梅街道（補助76号線）、千川通り（補助229号線）など東西方向へは比較的整備されていて、放射状の都心指向型となっている。しかし、南北方向には、東京外環自動車道、環状7・8号線と笹目通り（補助134号線）がある程度で、東西方向に比べ南北方向の道路は少ない状況である。

一方、区画道路の役割を果たす区道は、いまだ旧街道や旧農道からなる狭くて曲がったものが多く、道路幅員も4.5m未満のものが道路総延長の42.6%と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

平成22年3月31日現在、区内の都市計画道路は37路線あり、延長は108.3kmである（都市高速道路および付属街路を除く）。整備状況は、完成が52.9km（48.8%）、概成が10.6km（9.8%）、事業中が7.1km（6.6%）、未施行は37.7km（34.8%）である。

区内の都市計画道路網は、東京の発展に伴って、昭和初期から計画され、数次の改訂が行われた。

これまでの第二次事業化計画に代わり、都と23区が共同して、新たに第三次事業化計画を策定し、16年度～27年度において優先的に整備すべき路線を公表した。区内においては、13路線（16区間）、延長17.9kmについて、鋭意事業を進めていく。

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏を環状方向に結ぶ、延長約85kmの自動車専用道路であり、放射方向の道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を分散導入し、首都圏の交通、環境問題を改善する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越道までについて供用中である。それ以南の関越道～東名高速の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画の変更決定が行われ、21年5月に事業化した。区では、抜本的な交通状況の改善などのために、事業者である国等に対して、より良い形での早期完成に向け働きかけを行っている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」として位置付け、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、平成21年度末現在、延長約23kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目2,000m用地取得中
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目間1,330m用地取得中、下水工事中
補助132号線	石神井町二丁目地内530m用地取得中・街路築造工事中
補助229号線	上石神井一丁目および関町南一丁目地内430m樹木移植工事中
補助230号線	土支田二丁目～土支田三丁目間540m街路築造工事中
	高松六丁目～土支田三丁目約550 m用地取得中・街路築造工事中
	大泉町三丁目～土支田三丁目850m用地取得中

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
平成20年	180,686	47,414	38,982
21年	175,735	46,258	38,908
22年	173,250	46,615	37,627

資料：練馬自動車検査登録事務所、区民部税務課

主要道路の自動車交通量（12時間値）

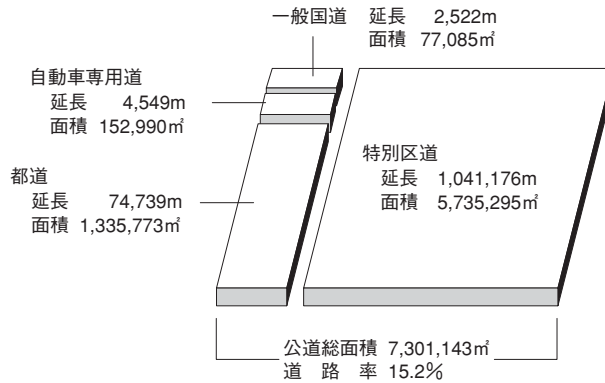
路線名 (観測地点)	平成 9年	11年	17年
環状7号線 (羽沢2丁目)	台 42,169	台 37,553	台 39,566
目白通り (豊玉北4丁目)	36,549	33,855	34,058
川越街道 (旭町3丁目)	27,875	23,853	23,728
笹目通り (谷原3丁目)	32,970	35,602	35,684
新青梅街道 (関町北4丁目)	13,985	14,841	13,393
青梅街道 (関町南1丁目)	29,399	30,713	31,695

注：台数は、7時から19時までの秋の1日（平日）の測定値

資料：「交通量調査報告書」（東京都建設局）

練馬区の道路の現状

平成22年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査平成21年版」（東京都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。平成21年度に認定した路線は29件、延長1,266m、面積5,129㎡であった。

また、区道の舗装は、中・高級舗装を進めており、従来施工した簡易舗装の傷みが激しいところは、順次中・高級舗装に切り換えている。22年4月1日現在、区道面積は5,735,295㎡であり、このうち、中・高級舗装は3,710,209㎡（前年度より21,890㎡増、区道に占める割合は64.7%）となり、簡易舗装は2,021,140㎡（区道に占める割合は35.2%）、未舗装は3,946㎡（同0.1%）となっている。

(3) 道路の利用環境を整備する

●狭あい道路拡幅整備事業

幅員が4mに満たない「狭あい道路」で建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する。

平成21年度の助成件数は102件であった。

●私道整備助成制度

私道の整備を進めるため、舗装等の工事費用の一部を助成している。平成21年度は26件、舗装面積5,821㎡について助成した。

●排水設備工事の助成

公共下水道が敷設され、供用開始の告示がされると、3年以内にくみ取り便所を水洗化することが法律で義務付けられている。水洗化に伴う便所改造や私道の排水設備工事に要する費用は自己負担となるため、区では排水設備工事（改修を含む）に要する費用について、一定の条件により助成を行い、自己負担分の軽減を図っている。

●橋りょう

区内の橋は、平成22年4月1日現在177橋であり、このうち区の管理する橋は125橋、総延長2,913mである。

都は河川の改修事業に併せて、19年度に着手した外山橋の架け替えについては21年度に完了した。20年度着手の三ツ橋、21年度着手の栄橋、水道橋については22年度中に完了する予定である。

また愛宕橋と東映橋は河川改修事業に併せて、22年度に架け替えに着手する。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅および修繕にかかる費用の負担をしている。

●水路

区内の公共溝きよの総延長は119,309mである。長年、農業用として使用された水路は、市街化が進むにつれてその必要性がなくなり、景観に配慮した緑道等として、今後も環境整備を行う。

●快適なみちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設や整備済路線の改修に当たり、バリアフリー化および地域の景観に配慮して、歩道の舗装、無電柱化、防護さく・街路灯などの道路設備、道路の植栽などの質の向上を図り、安全・安心で快適な道路空間を創出することにより、魅力ある道づくりを進めている。

●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の要因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定し、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。このうち、練馬駅北口地下および石神井公園

駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。

●違法駐車等防止対策

区は平成12年4月1日に「練馬区違法駐車等の防止に関する条例」を施行した。この条例は自動車の違法駐車等を防止することにより、道路交通の適正化を図るとともに、災害時における緊急活動および避難行動の円滑化を図り、安全で快適な生活環境の維持および向上に資することを目的としている。

●駅周辺の自転車等乗り入れ状況

平成22年5月の調査では、区内の駅周辺の自転車等乗り入れ台数は、1日38,485台だった。このうち36,116台が自転車駐車場等を利用し、残る2,369台が駅周辺道路に放置されていた。

路上放置台数、放置率共に、11年以降減り続けている。

●放置自転車に対する取組

区では、放置自転車をなくすために、昭和49年から現在までに区内の駅周辺などに80か所、約42,000台分（平成22年5月1日現在）の自転車駐車場を設置してきた（（財）自転車駐車場整備センターの運営も含む）。

また、3年12月に自転車を都市における基礎的な交通手段として明確に位置付け、交通需要に基づく交通施設の整備、他の交通手段と均衡のとれた利用を図るとともに、適正利用を推進するため、「練馬区自転車利用基本計画」を策定した。

さらに12年5月、上記「練馬区自転車利用基本計画」

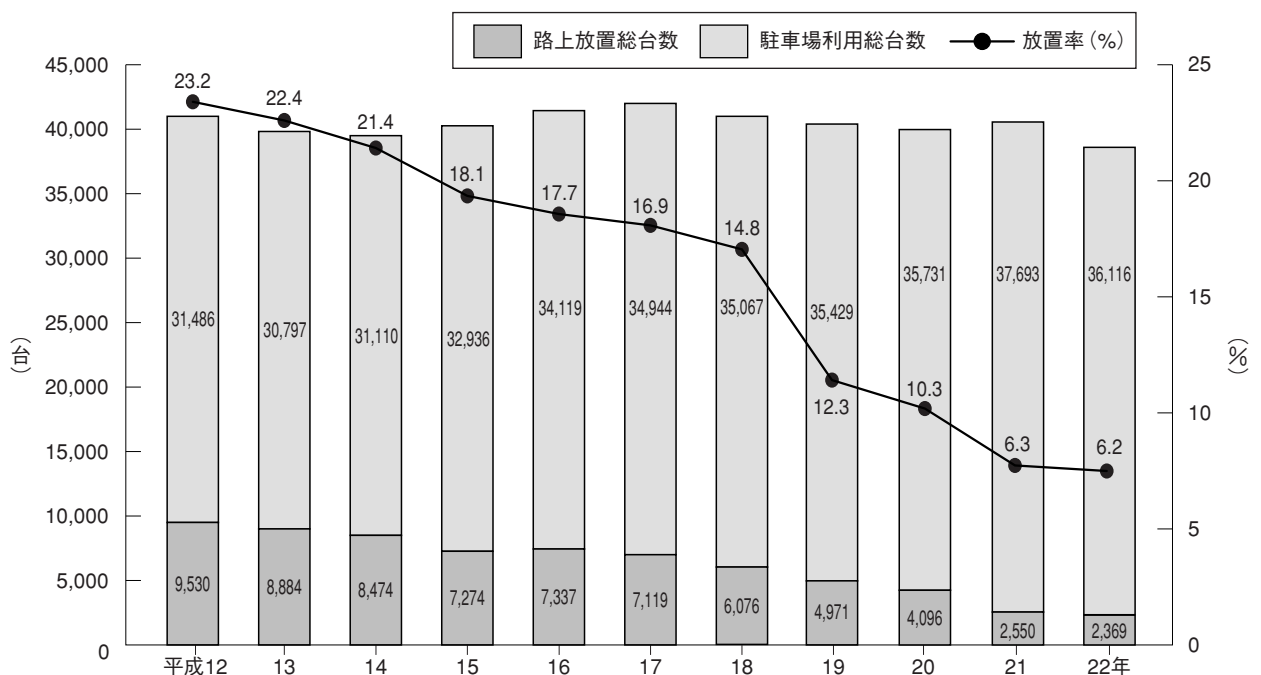
に基づき、12年度から22年度までの自転車対策の指針を定めた「練馬区自転車利用総合計画」を策定した。

これにより、自転車駐車場などの交通施設の整備や、自転車利用のシステム化を図っていくことにしている。

また、自転車を適正に利用してもらうという観点から、放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の撤去も行っている。

駅周辺の自転車等利用状況

各年5月調査



注：台数には、自転車のほか原動機付自転車を含む。

●自転車の快適な利用のために

現代社会では自転車は日常生活に必要不可欠なものとなっており、自転車利用を単に規制するだけでは自転車問題は解決しない。むしろ、適正利用のできる環境を整備していく必要がある。

1 全国自転車問題自治体連絡協議会の活動

駅周辺の用地不足や土地価格の高騰などにより、利用者数に応じた自転車駐車を整備することが、ますます難しくなっている。

これは、法制度の整備や財源が十分でないことが主たる原因である。そのため、平成4年2月に全国174（22年5月現在149）自治体が結束し、「全国自転車問題自治体連絡協議会」（以下「全自連」という。）を発足させ、自転車法の改正等、制度の見直しを積極的に国へ働きかけてきた。その結果、5年12月に国会において自転車法が改正され、鉄道事業者は自転車駐車の設置に積極的に協力しなければならないことや、自転車を違法に駅前広場などに放置し撤去された場合、撤去・保管・売却などに要した費用を、その原因者たる当該自転車の利用者に負担させることが明記されるなど、一定の成果を上げることができた。（なお、全自連会長は発足以来、練馬区長が務めている。）

2 自転車駐車の有料化

区では4年7月から、施設の整備を前提に、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めている。その理由として、駅周辺の用地不足、地価高騰の結果として、駐車場整備が極めて困難になってきており、貴重な税収を整備財源とする上で利用者の負担を考慮しなければならなくなったことがある。また、駅の近くに無料駐車を設置した場合、今まで自転車を利用していなかった人の自転車の利用を誘うことになり、かえって駐車需要の増大を招き放置自転車が増えることが明らかになったことがある。さらに、区が無料で駐車を提供することが、バス等他の輸送サービスを後退させ、交通手段の需給バランスを崩すことが考えられ、自転車も都市交通体系の一環としてとらえることが必要とされてきたことなどがあげられる。

3 レンタサイクルシステムの導入

区では、南北方向を結ぶ交通手段は主にバス路線しかなく、これを補うために自転車が多く利用されているのが現状である。

このことから、自転車が公共交通の一つとして利用できるように体制を、地域に応じて整備していく必要がある。区では、駅と自宅（通勤・通学先）を結ぶ足としてRCS（レンタサイクルシステム）を実施している。現在、区内6駅に7か所の「ねりまタウンサイクル」を設置しており、2,700台の自転車を供用している。

RCSは、区が自転車を貸出し、1台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、

結果として放置自転車を減らすというものである。

各駅における1日の自転車等利用状況（区内分）

平成22年5月調査

駅名	駅利用台数	公営駐車場 利用台数	路上放 置台 数	放置禁止 区域指定	レンタサイクル	民営駐車場
江古田	512	300	212	○		
桜台	447	186	243	○		18
練馬	2,663	2,071	250	○	342	
豊島園	832	257	575			
中村橋	1,136	1,036	100	○		
富士見台	1,231	675	37	○		519
石神井公園	4,823	2,040	140	○	234	2,409
大泉学園	8,144	5,612	162	○	1,422	948
大泉バス停	499	479	20			
保谷	1,753	1,683	4	○		66
上井草	0	0	0	○		
上石神井	2,060	1,454	76	○	409	121
武蔵関	1,675	1,470	37	○		168
東武練馬	359	84	62	○	164	49
小竹向原	728	711	17	○		
氷川台	1,844	1,671	173	○		
平和台	3,157	3,031	92	○		34
地下鉄赤塚	775	702	37	○		36
新桜台	56	52	4	○		
光が丘	3,633	3,567	66	○		
練馬春日町	912	705	13	○	160	34
練馬高野台	993	426	33	○		534
新江古田	253	187	16	○		50
計	38,485	28,399	2,369		2,731	4,986

注：①公営駐車場とは、区立自転車駐車場および(財)自転車駐車場整備センターが運営するものを指す。

②大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・北出張所前バス停を指す。

ねりまタウンサイクル利用状況

平成22年5月調査

名称	貸付台数	会員数	正利用台数	逆利用台数	当日利用台数	
					(5月中総台数)	(1日当たり平均)
	台	台	台	台	台	台
練馬	400	313	166	147	906	29
東武練馬	200	149	75	74	458	15
石神井公園	400	220	150	70	430	14
上石神井	400	396	350	46	410	13
大泉学園駅北口	600	835	587	248	484	16
大泉学園駅南口	500	561	451	110	319	10
練馬春日町	200	147	115	32	388	13
計	2,700	2,621	1,894	727	3,395	110

注：①正利用台数は自宅から駅までの利用台数

②逆利用台数は駅から会社や学校等への利用台数

③当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

●交通安全計画等の策定

区は交通安全対策基本法に基づき「第八次練馬区交通安全計画（平成18年度～22年度）」を策定し、各年における交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させることを目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。

交通安全施設

平成22年4月1日現在

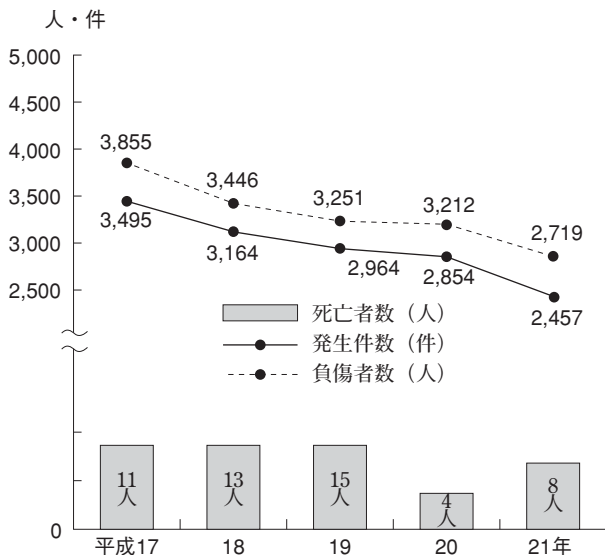
種 別	総 数	対前年度 増 減
歩 道	122,425m	392m
道 路 標 識	2,677本	8本
街 路 灯	44,079基	190基
反 射 鏡	6,279本	60本
防 護 柵	84,739m	180m
点字ブロック	2,187か所	17か所

区内における交通事故（人身事故）の発生状況は、21年において発生件数2,457件、負傷者数2,719人、死亡者数8人であった。

交通事故発生背景には、①運転者・歩行者の交通ルール・マナーの軽視、②車両の増加、③道路整備の遅れ、などがある。さらに、近年、生活道路を通過する車両が増加し、歩行者への危険や生活環境の悪化をもたらしている。

また、近年、高齢者の事故や、自転車に関係する事故の割合が高まっている。

区内の交通事故の状況



●交通安全啓発

交通事故はその大部分が、基本的な交通ルールの軽視、マナーの欠如によって起こされているだけに、交通安全を守る心の啓発が大切である。平成21年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてPRをし、1歳児を対象として幼児用自転車ヘルメット購入助成事業を行い、1,389個の助成をした。

また、区立小学校児童を対象に、自転車の安全な乗り方教室を実施し、受講した児童に「自転車安全運転免許証」を発行するなどして交通安全の意識啓発に努めている。21年度は、51校で実施し4,734名の児童が免許証を取得した。さらに、区立小学校新入生に対しては、毎年ランドセルカバーを配布している。

21年度からは新たにスケアード・ストレート（恐怖を直視するためのスタントマンによる事故再現）方式による自転車安全教室を区立中学校にて実施している。もし交通ルールを守らなかった場合、いかに恐ろしい事態を誘発するかを強調し、もって危険運転に対する抑止力を自転車運転者自らが培うことを目的としている。21年度は7校で実施した。

10年12月15日には「交通安全都市練馬区宣言」を行い、この中で、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。宣言の趣旨を踏まえて、各種交通安全施策を推進していく。（宣言文は裏表紙参照）

●区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、交通事故や犯罪等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者となる事故が増加しており、中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

加入は、毎年2月～3月の期間に区内郵便局・金融機関で受付している。

7 安心して生活できる住まいづくりを進める

(1) 公共賃貸住宅を適切に管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）のなかで、東京都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地793戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

区営住宅の状況 平成21年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	32
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	35
高野台三丁目アパート	54
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	50
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

区営住宅応募状況 [募集月：5月]

平成21年度

区分	募集戸数	応募数	倍率
一般世帯向け	10戸	418人	41.8倍
ひとり親(母子・父子)世帯向け	5戸	76人	15.2倍
若年ファミリー向け	4戸	67人	16.8倍
単身世帯向け	5戸	337人	67.4倍
2～3人世帯向け	5戸	181人	36.2倍

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,550戸、独立行政法人都市再生機構住宅6,014戸、東京都住宅供給公社住宅1,433戸、都民住宅3,554戸、高齢者向け優良賃貸住宅26戸の計23,577戸（平成22年3月末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、東京都公募分とは別に、練馬区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

都営住宅地元割当応募状況

平成21年度

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
5月	家族向け	1戸	515人	515.0倍
11月	家族向け	1戸	561人	561.0倍

(2) 良質な住まいづくりを支援する

●住宅の状況

平成20年の住宅・土地統計調査によると住宅の所有別で、持家は約42%、借家は約43%であり借家の79%が民間借家となっている。

練馬区の住宅状況

平成20年10月1日現在

区分	総数	持家	借家				
			総数	公営の借家	公団・公社の借家	民間借家	社宅・官舎
住宅数	299,890	125,280	129,990	11,970	6,320	102,750	8,960
世帯数	303,130	127,840	130,580	—	—	—	—
世帯人員	699,730	350,990	246,600				

また、建築基準法による新耐震基準が施行された昭和56年以前の住宅については下記のとおりである。

区分	総数	昭和55年以前	昭和56年～平成20年9月
住宅総数	299,890		
住宅の種類			
専用住宅	294,900	58,860	175,150
店舗その他の併用住宅	4,990	2,150	2,140
構造			
木造	32,440	12,250	11,930
防火木造	106,440	22,230	60,060
鉄筋・鉄骨コンクリート造	132,670	24,250	89,070
鉄骨造	26,700	2,150	15,120
その他	1,660	120	1,140

注：住宅総数は、居住世帯のある住宅数であり、所有関係不詳を含む。

資料：「平成20年住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築金融融資あっせんを行っており、平成21年度は3件、1,009万円の融資あっせんを行った。

●住宅改修支援事業

住宅改修事業として①「住宅改修事業者の情報提供」（区内の事業者10団体115事業者）②「リフォームローン優遇適用金融機関の紹介」（区内の10金融機関42支店他）を一覧にしてホームページ等で情報提供を行っている。

●「ねりまマンション“未来塾”」セミナーと「分譲マンション管理・運営無料相談」事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、セミナー方式による「ねりまマンション“未来塾”」と「分譲マンション管理・運営無料相談」を行った。結果は下表のとおりである。

ねりまマンション“未来塾”の実施状況 平成21年度

実施時期	参加者数	参加マンション数	主なテーマ
6月	35人	28マンション	マンションに住むことによる義務と責任ほか
10月	39人	29マンション	自主的な大規模修繕の進め方ほか
2月	29人	26マンション	マンションのトラブル事例と対処法ほか

・分譲マンション管理・運営無料相談
毎月第一・三木曜日の午後に開催し、4月～3月の間に16回開催し、27件の相談を受けた。

●耐震改修工事等助成事業

平成21年度は戸建住宅に対して、簡易耐震診断250件実施し、精密耐震診断70件、実施設計65件、耐震改修工事55件、簡易補強工事5件助成した。

●耐震シェルター等設置助成事業

平成21年度は耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して、1件助成した。

●住宅施策ガイドの作成

住宅に関する各種の公共賃貸住宅制度や助成制度等のガイドブックとして、平成20年度（隔年発行）は5,000部を作成し、各出張所等窓口を通じて区民に配布した。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月から施行された。長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は所得税等の税制上の優遇を受けることができる。

21年度の認定は230件であった。

●優良宅地、優良住宅の認定審査

土地譲渡益に対し重課税を行う税制改正が昭和48年度に行われた。この改正が土地の供給を阻害しないよう、優良な土地または住宅である旨の認定を行い、重課税の適用を免除している。

平成21年度は優良宅地、優良住宅の認定件数はともに0件であった。

(3) 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅であり、毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地140戸を管理している。

区立高齢者集合住宅の状況 平成21年度

住宅名	戸数
羽 沢 高 齢 者 集 合 住 宅	50
土 支 田 高 齢 者 集 合 住 宅	47
豊 玉 高 齢 者 集 合 住 宅	19
高 松 高 齢 者 集 合 住 宅	24

区立高齢者集合住宅応募状況

〔募集月：11月〕 平成21年度

区 分	募集戸数	応募数	倍 率
単 身 者 向 け	5戸	263人	52.6倍
二 人 世 帯 向 け	4戸	133人	33.3倍

●他の高齢者向け公共住宅

他の高齢者向け公共住宅として、都営住宅シルバーピアがあり、入居者の募集を行っている。

通常の都営住宅と同様に、東京都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

都営住宅シルバーピア地元割当応募状況 平成21年度

募集月	区 分	募集戸数	応募数	倍 率
8月	二人世帯向け	1戸	165人	165.0倍
2月	単身者向け	2戸	422人	211.0倍

新長期計画（平成18年度～22年度） 施策別成果指標実績値一覧

- この表は、新長期計画で定めた環境まちづくり分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。
●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
41 みどり豊かなまちをつくる						
411	ふるさとのみどりを守る	市民緑地（憩いの森、街かどの森）の整備箇所数（累計）	か 所	52	50	72
		保護樹林の指定面積（累計）	ha	20.7	20.9	23.5
		保護樹木の指定本数（累計）	本	1,370	1,429	1,510
412	未来を築くみどりをつくる	区民1人当たりの都市公園面積 ※	m ²	2.75	2.73	2.79
		公共施設における屋上緑化面積 ※	m ²	76	1,086	6,211
		屋上緑化助成面積 ※	m ² /年	—	180.3	300.0
413	みどりを愛し育む活動を広げる	みどりの普及啓発事業への参加者数（累計）	人（/年）	49,100	24,293	50,600
		みどりのボランティア活動団体数（累計）	団 体	27	46	40
		練馬みどりの葉っぱい基金積立額（累計）	千 円	7,666	542,373	430,000
42 環境にやさしいまちをつくる						
421	足元からの行動を広げる	エコライフチェック参加者数	人（/年）	1,586	29,056	30,000
		ホームページ「ねりまのかんきょう」の年間アクセス人数（ホームページ変更のため、21年度実績は平成22年1月31日までの集計）	人（/年）	94,903	252,511	181,300
422	公害問題を解決する	二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定箇所数	か 所	10	13	13
		有害化学物質使用事業所の適正管理指導のための立入検査実施率	%	—	130.0	100.0
		都市・生活型公害苦情の区民による自主解決率	%	—	18.2	50.0
423	まちづくりで環境に配慮する	まちづくり環境配慮制度創設の進捗率	%	7.5	制度創設中止	100.0
		環境影響評価手続における区民周知の実施度合	%	100.0	100.0	100.0
		開発行為等における緑化基準に対する緑化実施の割合	%	129.1	117.3	100.0
424	まちの美化を進める	美化活動団体（環境美化推進地区および環境美化活動団体）の登録世帯数（累計）	世 帯	83,995	128,978	150,000
		歩行喫煙率	%	2.0	0.7	前年度以下
		ボランティア駅前周辺清掃結成駅数（累計）	か 所	0	15	20
425	率先して区の取り組みを進める	区の事業活動における温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量	t	37,696	35,753	37,591
		庁有車に占める八都府市指定低公害車の割合 ※	%	59.6	80.2	80.0
43 循環型社会をつくる						
431	ごみの発生を抑制する	区民1人が1日当たりに排出するごみの量	g	669	551	570
		区の資源回収事業への協力率 ※	%	17.5	23.9	増加
		小学校4年生における環境学習受講率 ※	校/年	69	67	65
432	リサイクルを進める	区の清掃リサイクル事業における資源化率	%	17.8	23.2 (20年度)	25.0
		集団回収による回収量	t	8,416	9,019	増加
		区民1日1人当たりの資源回収量 ※	g	141.8	173.2	220
433	ごみの適正処理を進める	可燃ごみ中の資源化可能物の混入率	%	28.0	18.5	20.0
		不燃ごみ中の資源化可能物の混入率	%	28.4	23.7	20.0
		ごみ出しのルールが守られていない集積所の数	か 所	643	299	400
		ごみの1トン当たりの収集運搬経費（19年度から分別方法を変更）	円	22,616	53,992 (20年度)	52,900

新長期計画(平成18年度～22年度) 施策別成果指標実績値一覧

- この表は、新長期計画で定めた環境まちづくり分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。
 ●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指 標	単 位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
44 地域特性に合ったまちづくりを進める						
441	区民・事業者とともにまちづくりを進める	まちづくりセンターの利用件数	件	—	5,411	2,400
		練馬区まちづくり条例における開発調整の手続きが順調に進められた件数の割合	%	—	94.4	30.0
		中高層建築物等の建築において紛争がおきた件数のうち解決が図れた件数の割合	%	99.0	97.3	90.0
442	土地利用を計画的に誘導する	地区まちづくり計画に基づき用途地域等を変更した地区(累計)	か 所	—	2	5
		「敷地面積の最低限度」「高さの最高限度」を設定する地区(累計)	ha	—	6,712 (20年度)	—
443	調和のとれた都市景観を形成する	景観法を生かした実効性のあるルールづくり(区全域の景観方針、景観計画、景観条例の策定)(累計)	%	—	60.0	策定
		景観法を生かした実効性のあるルールづくり(各地区の特性に合った景観計画の策定)(累計)	地 区	—	—	1
45 生活しやすいまちをつくる						
451	良好な市街地を形成する	計画的な都市基盤の整備面積(累計)	m ²	40,535	78,135	50,000
		まちづくり計画に適合する建築物の届出件数の割合	%	3.56	6.09	増加
		まちづくり計画を策定した地区の面積(累計)	ha	200.6	228.3	増加
452	まちの拠点機能を向上させる	整備した歩行者空間の長さ(累計)	m	5,097	7,100	13,000
		自転車駐車場整備目標台数を達成した駅の数(累計)	駅	9	11	22
		拠点のうち、計画的なまちづくりを進めている駅数(累計)	駅	8	10	11
453	災害に強い都市をつくる	防災上有効な道路の整備距離(累計)	m	76,685	86,180	84,000
		密集住宅市街地整備促進事業の達成面積(累計)	m ²	9,937	21,675	40,000
		避難路沿道の建築物の耐火化促進数(累計)	棟	31	69	72
454	利用しやすい都市をつくる	福祉のまちづくり適合標示板の発行件数(累計)	件	97	130	217
		バリアフリー化された区立施設数(累計)	件	18	32	増加
		鉄道駅バリアフリー事業の補助等によりバリアフリー化が完了した駅数(累計)	駅	3	4	5
46 良好な交通環境をつくる						
461	公共交通を充実する	区が関与して運行しているバスの1便当たりの乗降客数	人	14	18	17
		区全体のボトルネック踏切解消の達成数(累計)	%	0	4.0	8.0
462	主要な道路を整備する	都市計画道路・生活幹線道路の整備率(累計)	%	36.4	39.5	40.9
		区道歩道延長距離(累計)	km	120.9	122.2	127.3
		事業化路線区間数(累計)	区 間	8	13	15
463	道路の利用環境を整備する	区道歩道延長距離(累計)	km	120.9	122.2	127.3
		駅周辺に放置された自転車等の割合(放置率)	%	17.9	7.8	8.9
47 安心して生活できる住まいづくりを進める						
471	公共賃貸住宅を適切に管理・運用する	区営住宅の空き家募集数	戸	10	29	12
		都営住宅の区への移管数	戸	0	0	0
		使用料の収納率	%	99.1	97.3	99.0
472	良質な住まいづくりを支援する	耐震診断件数	件	1	69	100
		分譲マンション管理無料相談会と未来塾(マンションセミナー)の開催数	回	9	30	16
473	高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する	バリアフリー化された区営住宅戸数	戸	0	21	増加
		高齢者集合住宅の増設(累計)	戸	140	140	158
		区営住宅単身者向け住宅数(累計)	戸	0	14	14

第5章

確かなまちの未来を拓くために

1 区民本位の効率的で質の高い行政を行う ……………220



1 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

(1) 参加と連携による効率的で開かれた行政を進める

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成22年3月2日現在、576,210人、23区中2番目となっている。
現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

選挙名	選挙区	定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区	50		選挙期日 17日前まで
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 9日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		選挙期日 12日前まで
衆議院議員選挙 *1	(小選挙区選出)	東京 (全国)	25 (300)	選挙期日 17日前まで
	(比例代表選出)	東京ブロック (全国)	17 (180)	
参議院議員選挙 *2	東京都 (選挙区選出)	10 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	96		

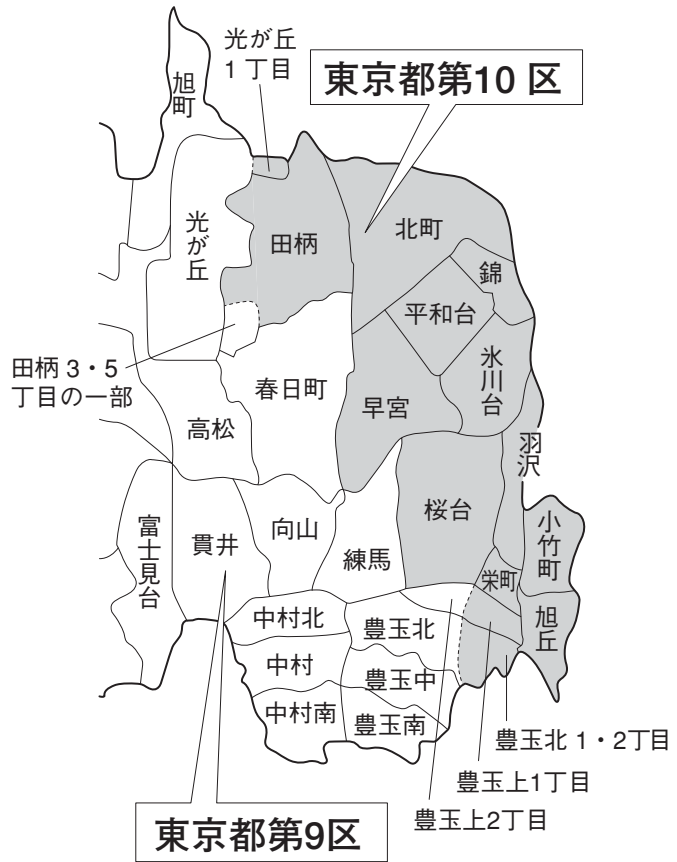
注：*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割り、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている(詳しくは別図を参照)。

*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区区分

町名(丁目・番)	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 水川台 平和台	東京都第10区 (豊島区 との合区)
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



●東京都議会議員選挙

平成21年7月12日に東京都議会議員選挙が執行された。練馬区選挙区では、定数6に対し11名が立候補した。後の衆議院選挙の前哨戦と位置づけられ、練馬区の投票率は56.65%となり、前回は11.24ポイント上回った。東京都全体では、54.49%であった。

●衆議院議員選挙

平成21年8月30日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。

練馬区全体の投票率は67.78% (比例代表選出) で前回(17年)を0.1ポイント上回った。20年10月に解散がささやかかれてから約1年後の選挙となった。

また、8月に行われる衆議院議員選挙は戦後初めてだった。

●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報誌「白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員13人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」140人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
都知事選挙 19. 4. 8	554,121	272,590	281,531	313,370	149,970	163,400	56.55	55.02	58.04
区議会議員選挙 19. 4.22	548,750	269,795	278,955	259,111	123,212	135,899	47.22	45.67	48.72
区長選挙 19. 4.22				259,071	123,192	135,879	47.21	45.66	48.71
参議院議員選挙 19. 7.29									
東京都選出※1	564,954	278,251	286,703	333,026	163,759	169,267	58.95	58.85	59.04
比例代表選出※1				333,013	163,751	169,262	58.95	58.85	59.04
農業委員会委員選挙 20. 7.6	1,315	—	—	—	—	—	—	—	—
都議会議員選挙 21. 7.12	567,321	278,340	288,981	321,372	157,069	164,303	56.65	56.43	56.86
衆議院議員選挙 21. 8.30									
小選挙区選出（東京都第9区）※1	444,929	217,947	226,982	301,999	147,621	154,378	67.88	67.73	68.01
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2	129,304	64,081	65,223	87,205	43,017	44,188	67.44	67.13	67.75
比例代表選出※1	574,233	282,028	292,205	389,200	190,637	198,563	67.78	67.60	67.95
最高裁判所裁判官国民審査	573,074	281,417	291,657	381,518	186,696	194,822	66.57	66.34	66.80

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日	有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	新党日本	国民新党	みんなの党	無所属その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都知事選挙 19. 4. 8	310,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
区議会議員選挙 19. 4.22	252,377	29.73	18.66	20.11	9.90	2.49	5.16	—	3.56	—	10.39
区長選挙 19. 4.22	251,770	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
参議院議員選挙 19. 7.29											
東京都選出※1	326,582	21.33	13.18	31.97	8.44	4.04	—	—	3.12	—	17.94
比例代表選出※1	327,093	24.98	11.84	38.98	8.66	4.51	—	5.19	3.22	—	2.62
都議会議員選挙 21. 7.12	317,494	22.02	15.75	39.85	9.32	3.22	7.11	—	—	—	2.73
衆議院議員選挙 21. 8.30											
小選挙区選出（東京都第9区）※1	296,575	42.49	—	47.24	9.04	—	—	—	—	—	1.23
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2	85,812	43.97	—	47.52	8.51	—	—	—	—	—	—
比例代表選出※1	384,382	25.18	10.17	41.71	9.03	4.79	—	1.57	1.22	5.83	0.50

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

●主な広報出版物

1 ねりま区報（特集号を除く）

毎月1・11・21日の3回、8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場、コンビニ店などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。平成21年度は36回、各回約251,000部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約25万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局・公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープによる「声のねりま区議会だより」も発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。21年度は、20年度の区政の動きを中心に編集し、9月に800部発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。21年9月に増刷を行い、区民事務所などの区立施設で転入者および希望者へ配布している。

また、視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）を対象に音声版を作成し希望者に配布している。

5 練馬区暮らしガイド

外国語で区の手続き・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。新規に外国人登録をする際に外国人登録係で配布するほか、広聴広報課や文化国際課などで希望する外国人へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人には郵送も行っている。21年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物

平成21年度

発行物名	発行回数
ねりま区報	月3回 ※特集号は随時発行
ねりま区議会だより	年4回
外国語版広報紙(英語・中国語版)	年4回
練馬区の世帯と人口	毎月
青少年とともに	年2回
消費者だより	年6回
MOVE(男女共同参画情報紙)	年2回
練馬女性センターえーるだより	年4回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供活動（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。

平成21年度、主要日刊紙と地元報道機関へ273件の情報を提供し、主要日刊紙には延べ252件の掲載があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、17年8月からは動画配信も行っている。22年2月には、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を取り入れて全面的にリニューアルし、各ページのデザインを統一してアクセシビリティに配慮したページを作成している。

リニューアル後は、各種手続きなどをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。

また、携帯サイトについても22年2月にリニューアルを行い、「暮らしのガイド」「施設案内」を中心に内容を充実して掲載している。

練馬区ホームページに対する21年度アクセス件数は37,661,776件、訪問者数は延べ6,561,423人であった。

3 練馬区情報番組ねりまほっとライン

区や区政への理解や関心を高めるため、区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内のできごとなどを放送している。19年5月から毎日3回放送し、毎月1日に内容を更新していたが、21年4月からは毎月1日に加え、16日にも内容を更新している。

区ホームページで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの貸出しや広聴広報課での貸出し・複写サービスを行っている。

4 区政情報放映システム

映像・音声・文字情報等の多様な媒体を表示し、来庁者に区政情報を周知することを目的として、本庁舎アトリウム1階総合案内横と練馬区民事務所受付前に広報用ディスプレイを設置し、19年8月から放映を開始した。内容は、事務事業等の周知、練馬区の素敵な風景100選の紹介、練馬区情報番組ねりまほっとラインの放映などである。

5 ねりま区テレホン・ファクスサービス

「ねりま区テレホン・ファクスサービス」は10年12月に開始し、区の各種サービスや窓口など、区民生活に身近な情報を電話とファクスで24時間提供していたが、インターネットの普及などにより利用者が減少したため22年3月に終了した。

21年度の利用件数は、2,374件であった。

6 都市型CATV

地域密着型メディアとして5年4月に開局した都市型CATV(株)ケーブルテレビネリマは、練馬区内において許可を得たエリアで7年2月にほぼ全域にわたり幹線ケーブルを敷設した。11年1月には来るべきデジタル化を視野に、経営基盤の強化を図るために隣接する杉並ケーブルテレビ(株)と合併し、社名を(株)ジェイコム東京と変更した。同年10月には、同系列のCATV(府中、小金井、国分寺)と合併、20年7月にさくらケーブルテレビ(墨田)と合併し、業界では最大規模となった。

区では地元報道機関として位置づけ、各種情報を提供している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書公開請求および自己情報開示等の請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等		平成21年度
項目		件数等
区民情報ひろば利用者数		10,319人
インターネット利用者数		465人
区政資料等点数		11,989点
〃 貸出件数		108件
〃 貸出冊数		161冊
有償刊行物点数		173点
〃 販売点数		1,057点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価格
ねりま区報 平成21年縮刷版	1,300円
練馬区長期計画(平成22～26年度)総論編 基本計画編	700円
練馬区長期計画(平成22～26年度)実施計画編	200円
練馬区統計書 平成21年版	800円
練馬区勢概要 平成21年版	1,400円
平和への架け橋 上巻	1,000円
平和への架け橋 下巻	1,000円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史 歴史編	8,300円
練馬区史 現勢編	9,800円
練馬区史 現勢資料編	6,400円
練馬区商店会マップ	600円
改定 練馬区地域福祉計画	400円
ひとりぐらし高齢者等実態調査報告書	300円
第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21～23年度)	410円
練馬区高齢者基礎調査報告書	735円
障害者基礎調査報告書	2,200円
改定 練馬区障害者計画・第二期障害者福祉計画	700円
改定 練馬区健康づくり総合計画	400円
練馬区都市計画概要図	1,000円
練馬区用途地域図	800円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
花在れバこそ 吾れも在り	1,500円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地区	100円
練馬の集団学童疎開資料集(1)	500円
練馬の集団学童疎開資料集(2)	500円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
練馬の種子屋	300円
こどもたちの生活史	900円
練馬を往く	430円
新版 練馬大根	1,100円
練馬の寺院	280円
練馬の石造物 寺院編一	1,300円
練馬の石造物 寺院編二	1,300円
練馬の石造物 神社総集編	1,100円
練馬の石造物 神社編	1,200円
練馬の石造物 路傍編二	1,100円
練馬の民俗 I	150円
練馬の民俗 II	100円
練馬の民俗 III	100円
教育の先駆者たち	150円
練馬を開いた人々	150円
練馬の民家と屋敷森	150円
古老聞書	200円
練馬の産業 I	100円
練馬の産業 II	100円
練馬の記念碑	100円
ちょっと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
絵図にみる練馬(1)	500円
絵図にみる練馬(2)	500円
練馬の伝説 改訂版	390円

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな問題解決に努めている。平成21年度の受付件数は2,065件であった。（「モニターの声」84件含む）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は592件であった。このほか、一般郵便による受付が178件、電話や窓口での受付が207件、電子メールによる受付が803件、ファクス等による受付が39件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は162件であった。

2 区政モニター

区政への意見を継続して聴くため、300人の区民を区政モニターに委嘱している。第19期区政モニターは、50人を公募、250人を無作為抽出によって選出した。任期は21～22年度の2年間である。

21年度には、モニターアンケートを6回実施した。各回のテーマは「文化・芸術振興施策について」「区民の情報通信機器の利用状況と区の情報化施策について」「区の窓口、電話等における職員の対応について」「新基本構想素案等について」「経済状況および区の緊急経済対策等について」「地域福祉について」であった。

区政モニター懇談会を9月に開催し、24人が出席した。テーマは「新基本構想素案と長期計画素案について」であった。

また、随時意見を寄せていただく「モニターの声」は、84件であった。

3 区長との懇談会

21年度は、区が直面している問題についてテーマを設け、区長が直接区民と語り合う「ともに地域を築く区民と区長のつどい」を2回にわたり区内4会場で開催した。第1回は「地球温暖化対策と暮らしの変革～区民一人ひとりが進めるエコライフ～」をテーマとして6～7月に開催し、4会場合わせて169人が参加した。第2回は「希望あふれる練馬区の未来に向けて～新基本構想と長期計画の素案～」をテーマとして9月に開催し、4会場合わせて212人が参加した。

また、若者の声をより一層区政に反映させるために「若者と区長の懇談会」を4回開催し、ジュニアリーダー協力者、区内三大学の学生、区内高校生が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、1,500人である。

21年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区民の生活実態と経済対策について」「アニメーションについて」「男女共同参画に関する意識と実態について」「町会・自治会について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談室」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時までで、予約無しで電話や窓口で受け付けている。

21年度は、法律相談等の専門相談の案内が38件、区政に対する意見、要望、苦情が144件、区の事務事業、催し等についての問合せが3,880件、資料配布、区以外の問合せ等が406件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるでも行っている。

相談は無料で、一般区民相談などを除き、おのおの専門相談員が担当している。

なお、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハンガルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数	平成21年度
相談名	件数
一般区民相談	15,859
法律相談	4,610
交通事故相談	204
身の上相談	379
不動産取引事前相談	115
人権擁護相談	8
行政相談	119
表示登記（調査・測量）相談	24
許可・届出などの相談	21
権利登記・供託相談	96
心の相談	346
合計	21,781

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等の請求権を保障している。

1 公文書公開制度の概要

(1) 公文書の公開請求ができる人

だれでも請求できる。

(2) 対象となる公文書

区の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）で、区が管理しているもの

(3) 非公開情報

区は、原則として、請求のあった公文書を公開する義務があるが、例外的に、以下のものを非公開情報としている。

- ア 個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの
- イ 法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの
- ウ 公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの
- エ 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの
- オ 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- カ 法令等の規定によって公開できないと認められるもの

特に、公文書に含まれる個人情報については、プライバシーを最大限に保護する観点から、非公開を原則として慎重な取扱いを行っている。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 対象となる個人情報

区の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）により、区が管理している個人情報

(2) 個人情報保護の取組

ア 個人情報取扱いの原則

- ・本人から直接収集する。
- ・収集の目的を明確にする。
- ・適正に利用する。
- ・収集目的以外の利用および区から外部への提供は、本人同意を得る。

イ 業務等の登録および閲覧

個人情報を取り扱う業務等については、個人情報業務登録簿および個人情報ファイル簿に登録することとし、これを一般の閲覧に供している。

ウ 個人情報保護管理責任者の設置および職員の研修

個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を置いている。また、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行っている。

エ 監査の実施

個人情報の収集、管理および利用の適正を期するため、定期的に、または必要に応じて監査を実施していく。

オ 罰則の規定

職員や受託業務に従事している者（職員であった者や従事していた者を含む。）が不正に個人情報を提供した場合、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるほか、本人になりすまして他人の個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処せられるなどの罰則が規定されている。

カ 電子計算組織の結合に係る措置

個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるために、区の電子計算組織と区以外のものの電子計算組織とを通信回線等の方法により結合するときは、あらかじめ練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 自己情報に対する区民等の請求権

本人が自己情報をコントロールするという考えに基づき、つぎの請求権を保障している。

ア 開示の請求

イ 訂正の請求

ウ 削除の請求

エ 目的外利用等の中止の請求

3 公開等の請求方法

公文書の公開および自己情報の開示等の請求に当たっては、所定の請求書を提出する。公文書の公開および自己情報の開示の可否は、原則として15日以内、それ以外の請求については、原則として20日以内に決定して通知する。

なお、公文書の公開請求については、平成17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネッ

ト上で行うことができるようになっている。

21年度には延べ117人からインターネットを用いた公開請求があり、これは21年度の請求者総数の約46.4%であった。

4 区の決定に対する不服申立て

請求者は、区が行った非公開の決定等に不服がある場合、不服申立てをすることができる。区は、不服申立てがあったときは「練馬区情報公開および個人情報保護審査会」に諮問し、そこで区の決定について審査される。

5 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、不服申立ての審査を行う情報公開および個人情報保護審査会のほか、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運営を図るため、学識経験者や区民等で構成される「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」を設けている。

6 公文書の公開請求と処理状況

21年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

21年度における請求件数は990件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取り下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は98.6%で、「全部非公開」は12件であった。

21年度は、不服申立ては無かった。

公文書の公開請求件数と処理状況 平成21年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存拒否 応答否	取り下げ
件 990	件 507(0)	件 403(0)	件 12	件 39	件 1	件 28

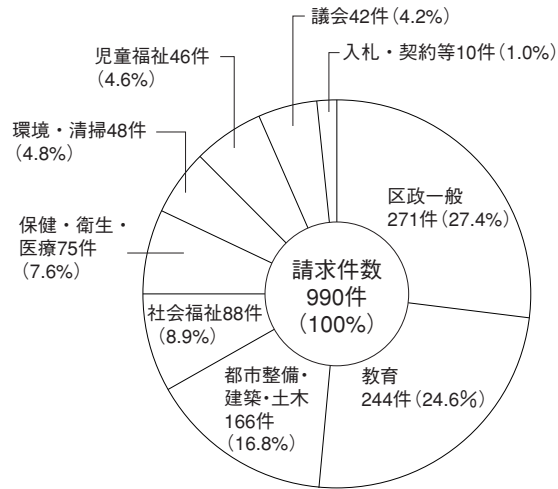
※（ ）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数 平成21年度

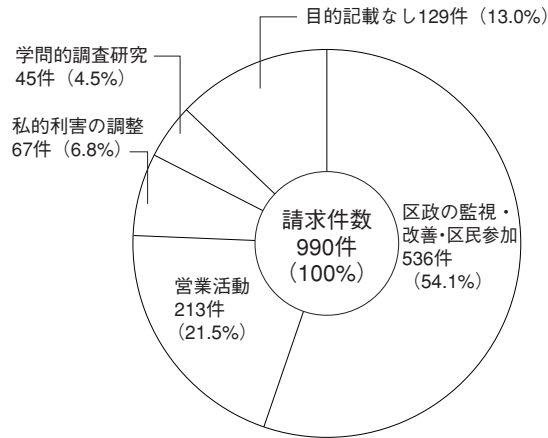
非公開とした理由(部分公開含)	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	292
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	209
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	1
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	23
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	3

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数 平成21年度



公文書公開請求の目的別件数 平成21年度



7 自己情報の開示等の請求と処理状況

21年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

21年度における請求件数は176件で、20年度の200件と比較すると24件減少した。

請求の内容はすべて自己情報の開示請求であった。

自己情報の開示等の請求者と請求件数 平成21年度

請求者	請求者数	請求件数
区民	49	138
区民以外の者	14	38
計	63	176

開示請求の処理状況 平成21年度

請求件数	全部開示	部分開示	応じられない	不存在	取り下げ
件 176	件 70	件 73	件 0	件 30	件 3

(2) 持続可能な行政運営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区をはじめとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける ②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管するなどを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分 ②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費 ③小中学校改築に対応する財源措置 ④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金 ⑤国等の大きな制度改革に対応する財源配分について、である。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に東京都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること ②特別区の区域のあり方に関すること ③都区の税財政制度に関すること等について検討を進めてきたが、基本的方向をまとめるには至っておらず、引き続き検討を重ねている。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、自己決定と自己責任の原則のもと特別区制度改革とあいまって、21世紀の区政運営の重要なキーワードとなっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止を

はじめ、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、11年7月、「地方分権推進一括法」が国会で成立した。主な内容は、①国と地方公共団体の役割の明確化 ②機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の見直し ③権限委譲の推進 ④必置規制の見直し ⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立など、となっている。法律の施行日は、特別区制度改革の実施と同じく、12年4月1日であった。

2 地方分権の更なる推進

16年3月に第28次地方制度調査会が設置され、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」や「道州制のあり方に関する答申」を行った。

その議論を踏まえ、地方分権改革推進法が18年12月に国会で成立し、19年4月1日から施行された。

また、19年4月に、地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容として①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ②国と地方の協議の場の法制化 ③今後の地域主権改革の推進体制となっている。

さらに、21年11月に地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置された。

これらの動向を見極めつつ、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●行政評価の定着

区民の視点に立った効率的で質の高い行政活動を行うための仕組みとして、平成14年度から「行政評価制度」を本格的に実施した。

この制度は、区が行う施策や事務事業が、区民生活にとってどれだけ効果・効用（成果）があるのかという視点を重視し、現状と目標および達成状況等を可能な限り「数値」で示すことで客観的に評価するとともに、評価の結果を改革・改善につなげていくものである。

事務事業については毎年、施策については1年おきに評価を実施することにより、「区政の永続的な行政改革システム」として、また「時代の変化に迅速かつ的確に対応する経営システム」として定着させ、区政の一層の推進と透明性の向上を図ることをねらいとしている。

＜行政評価の結果＞

21年度は、新長期計画（18年度～22年度）に基づき実施した890の事務事業と78の施策について評価を行った。

【事務事業評価】

[総合評価結果]

良好に進んでいる事業	607 (68.2%)
良好に進んでいない事業	283 (31.8%)

[事務事業評価に基づく今後の改革・改善の方向性]

拡充を検討する事業	130 (14.6%)
継続を検討する事業	735 (82.6%)
縮小を検討する事業	11 (1.2%)
廃止（休止・完了含む）する事業	14 (1.6%)

[前年度提案された改革・改善案（843件）の取組状況]

達成	399 (47.3%)
一部達成	352 (41.8%)
検討中	92 (10.9%)

【施策評価】

[総合評価結果]

良好に進んでいる施策	56 (71.8%)
良好に進んでいない施策	22 (28.2%)

＜第三者による評価＞

区は、学識経験者や公募区民等で構成する「行政評価委員会」を設置し、区が行った施策評価（隔年実施）の妥当性評価などを行っている。これは、内部評価の信頼性・透明性等を高めるとともに、施策や事務事業の改革・改善の促進を目的としており、行政評価委員会の意見に基づき、評価制度の充実を図っている。

【行政評価委員会評価結果】

21年度は、78の施策中、各分野から32の施策を抽出し、妥当性評価を行った。

[総合評価結果]

区が行った評価が

妥当であるとされたもの	30 (93.8%)
妥当性に疑問があるとされたもの	2 (6.2%)

また、委員会からは、

- ①区民にとって読みやすく分かりやすい施策評価を目指して
- ②区の行政経営に生かされる施策・事務事業評価を目指して
- ③より良い行政評価委員会の運営のため

として、12項目にわたる改善策が提出された。

●行政改革の推進

区は、区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政を目指し、平成19年10月に「練馬区行政改革推進プラン～区民とともに築く 持続可能な区政経営～（計画期間：19年度～22年度）」を策定した。

これまで区は、第1次行政改革（9年度～11年度）、第

2次行政改革（12年度～14年度）に取り組み、約145億円の累積財政効果を得、354人の職員を削減した。さらに、15年12月には「新行政改革プラン（16年度～18年度）」を策定し、区が地域経営の主体として自律できるよう、管理から経営へと行政システムの大きな転換を図り、持続可能な公共経営システムの確立をめざした。この計画では、約117億円の累積財政効果を得るとともに、16年からの3か年で302人の職員を削減した。

練馬区行政改革推進プランでは、新行政改革プランの成果や検証を踏まえ、その内容を継承・発展させるものとして、4つの柱のもと、40の取組項目を掲げ、達成状況をわかりやすく示すため、可能な限り指標と目標値を設定している。

柱1 区民本位の行政サービスの提供

取組項目

- ・区報などによる情報提供の充実
- ・区民の要求に対する迅速・的確な対応
- ・施設の開館日・開館時間の拡大
など全10項目

指標例

- ・施設利用者等による評価を実施した施設の割合
平成18年度 51.6%→22年度 100%
- ・いただいた区民の声のうち1週間以内に回答した割合
平成18年度 64.8%→22年度 80%

柱2 協働型地域経営の推進

取組項目

- ・区民協働調整会議の設置
- ・協働事業の実施、充実
- ・効率的な行政運営を目指す新たな制度の導入
など全8項目

指標例

- ・地域活動の支援に満足している区民の割合
平成18年度 57.3%→22年度 60%
- ・委託化・民営化実施施設数
平成18年度 162施設→22年度 222施設

柱3 戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進

取組項目

- ・効率的・効果的な組織体制の確立
- ・施設の適正配置・再編、有効活用の推進
- ・義務的経費等の歳出抑制
など全16項目

指標例

- ・職員数を平成24年度当初までに600人削減
平成19年4月1日5,211人→24年4月1日4,611人
- ・経常収支比率
平成18年度 74.5%→22年度 70%

柱4 職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）

取組項目

- ・人事任用制度に合わせた職員の能力開発、意識改革の推進
- ・成果に応じた処遇等、組織の活性化など全6項目

指標例

- ・現在の仕事にやりがいを感じる職員の割合
平成18年度 73.7%→22年度 80%

●IT活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

区では、平成13年度～15年度、16年度～18年度の2期にわたる「練馬区電子区役所推進計画」、および「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」の下で、行政の簡素化・迅速化や行政サービスの質的な向上に向けた情報化の推進に努めてきた。

「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」では、①効率的で質の高い行政運営の推進、②区民満足度の高い行政サービス提供の推進、③区民の声が反映した区政の推進、④人や情報の交流が活発に行われる活力ある地域社会実現の推進、⑤安定した情報通信基盤と信頼できる情報セキュリティ体制の整備の5つの情報化の目標を掲げ、その下に「事務の簡素化・迅速化の推進」「便利さを実感できるサービスの充実」「地域に向けた情報発信の場の醸成」等の13の取組方針と「次世代財務会計システムの構築」「電子申請サービスの改善検討」「練馬区公式ホームページの刷新」「コミュニティ活性化に向けたICT活用の研究」等の29の取組項目を定めている。

これらの計画に基づいて情報化を進めてきた結果、ほぼ職員1人に1台事務用パソコンが配備され、区内における情報化の基盤やシステムの整備は一通り完了した。今後は、既存システムの有効活用やシステムの更新時におけるレベルアップ等により、より一層の費用対効果の向上を目指す段階に入ってきた。

また、区民サービスについても、ホームページでの区政情報の提供や情報公開請求、図書館資料予約、公共施設予約等の実現、さらには住民票等の自動交付機の設置、主要公金のコンビニエンスストア納付の実現等、基礎的なサービスについては概ね実現した。そのため、今後の更なる展開に向けて、現状の各システムサービスの利用状況や傾向等の分析・評価を行い、課題等の整理を行う必要がある。

このような認識の下に、新たな情報化の取組に向けた第一歩を踏み出すため、22年3月に「練馬区情報化基本計画（22年度～26年度）」を策定した。今後は本計画に基づいて、新たな情報通信技術の積極的な研究と活用を進めるとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化やシステム経費の適正化の一層の推進を図っていく。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去など、区の保有する情報資産に対する脅威も増大している。

この対策として区では、15年4月に情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を施行し、ウィルス対策や不正アクセスの防止対策など、区の情報システムを安全に維持運用するための技術的対策を行うとともに、各課における情報システムの運用管理ルールを定めた「情報セキュリティ実施手順」の整備や「情報セキュリティセルフチェック」の実施、事務用パソコンを使用する全職員を対象としたeラーニング研修の実施、システム面のセキュリティ監査など、組織的なセキュリティ対策に努めてきたところである。

「情報セキュリティポリシー」の施行から4年が経過し、情報通信技術の高度化や社会におけるセキュリティの重要性に対する認識の向上など、情報セキュリティを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、18年度に策定した「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」において、「セキュリティマネジメント体制の見直し」を取組項目とした。これに基づき、19年度には、これまでの情報セキュリティに関連する取組を評価・分析し、現在の区に求められるセキュリティマネジメント体制のあり方および情報セキュリティに関する主要施策の再検討を行い、これらの検討結果を反映して、20年4月に「情報セキュリティポリシー」の全面改正を行った。

改正した「情報セキュリティポリシー」では、新たなセキュリティマネジメント体制のもと、更なる情報システムの技術的対策の充実を図るとともに、組織的な対策として、以下の5つの主要施策を推進することとしている。

- ・情報セキュリティに関する教育・啓発
- ・情報セキュリティ自己点検
- ・情報セキュリティ監査
- ・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
- ・情報セキュリティ事故の管理

20年度は、新しい「情報セキュリティポリシー」を試行的に運用し、教育・啓発・自己点検を中心に職員の情報セキュリティに関する意識の向上に努めた。

21年度からは、本格運用を開始し、教育・啓発、自己点検に加え、監査についても充実を図り、職場における情報セキュリティの改善に努めている。

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、長期計画等に基づき、積極的に事業化を推

進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづく

りの重要な役割を担っていくものである。

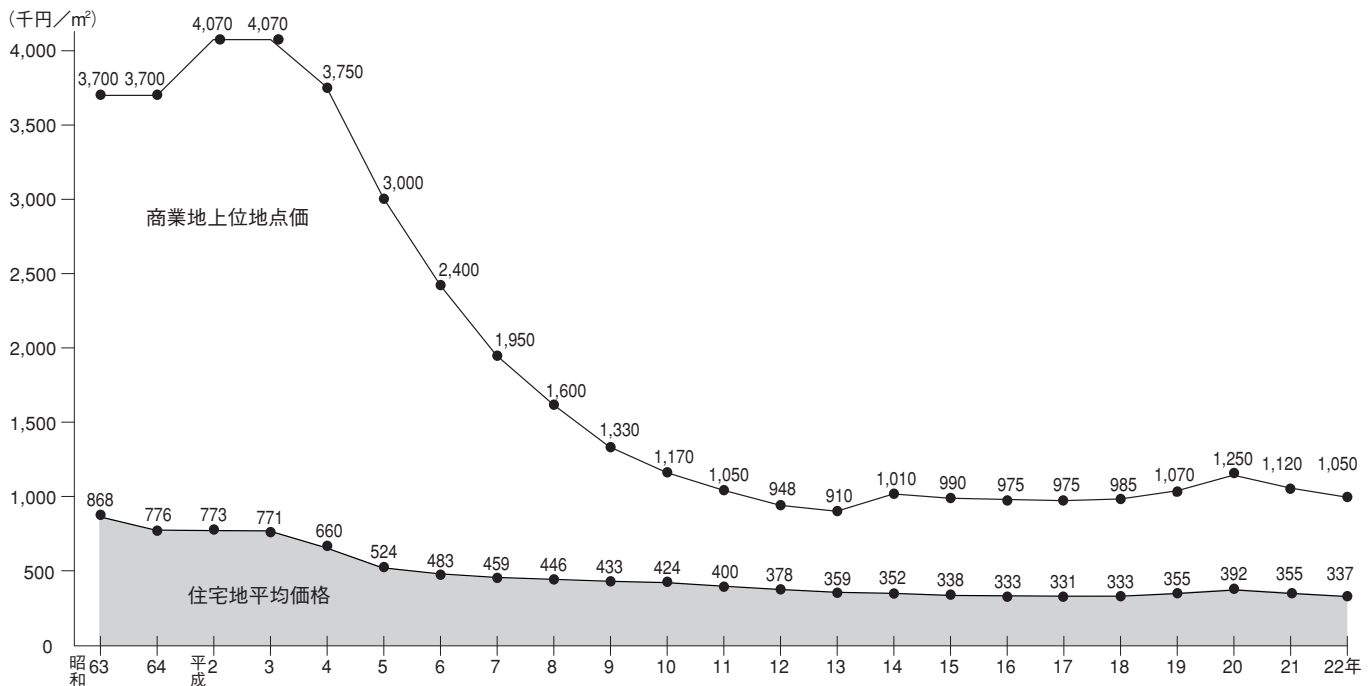
平成21年度の事業実績は土地取得が11,262.28m²、売却が23,286.35m²であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

●施設の適切な管理（区役所会議室）

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研究会・講演会等に利用され、平成21年度は延べ1,119件の利用があった。

●職員の能力向上を図る

1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。今後、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことが

できる職場づくりを進めるための様々な取組を実施していく。

2 研修制度

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別に実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

(1) 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係るリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成

を考える契機とさせる「係長研修」等を実施している。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を行っている。

(2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「手話研修」等を実施している。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

(3) 特別研修

職務を効率的に進めていくうえで必要な知識や技能等を修得するために、21年度は「仕事の進め方」「会議の進め方」「タイムマネジメント」等の研修を実施した。

(4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」「職場研修支援」および「自己啓発支援」を実施した。

(5) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲高揚や職場の活性化につなげている。

研修受講者数		平成21年度
研修機関	受講者	
練馬区職員研修所	7,792	
〔職層研修 実務研修 特別研修 能力開発支援〕	職層研修	1,143
	実務研修	2,263
	特別研修	2,877
	能力開発支援	1,509
特別区職員研修所	968	
第四ブロック研修会	43	
計	8,803	

3 職場環境の向上

区民から信頼される区政運営を行うため、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めている。

主なものとしては、21年8月に職員のメンタルヘルス対策の充実に取り組むため、「練馬区職員メンタルヘルス対策基本方針」を策定し、支援の重層化を図った。

また、区民満足度を向上させるため、21年5月に「お客さま（区民）サービス向上のための手引き」を「窓口サービス向上のための手引」にリニューアルし、これに沿って全庁的な窓口サービス向上活動を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため3か月毎に発行している。なお、平成16年4月から、紙版での発行からWebによる配信に切り替えた。

新長期計画(平成18年度～22年度) 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、新長期計画で定めた行政分野の各施策に記載した成果指標について、21年度末現在の実績値を記載したものです。

●※印のついているものは、法改正や個別計画の改定などにより指標を変更または新たな視点から指標を追加したものです。

政策・施策		指標	単位	16年度実績	21年度実績	22年度目標
51 区民本位の効率的で質の高い行政を行う						
511	参加と連携による開かれた行政を進める	区政情報が容易に入手できると感じる区民の割合	%	29.1	45.3	60.0
		構成員に3割以上の公募区民枠を設定している附属機関等の割合	%	55.6	76.0	100.0
		区民の声の件数	件	3,143	2,147	5,600
512	持続可能な行政運営を行う	目標が達成された施策の率	%	—	66.7	100.0
		区民1人当たりの区債残高	千円	163	95	112
		職員数	人	5,537	4,973	4,933

資料編

区内の指定・登録文化財 ……………234
練馬区の年表 ……………236
施設一覧 ……………248



練馬区役所（木造2階建・昭和37年頃）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。

平成22年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物

- ・練馬白山神社の大ケヤキ
白山神社境内 練馬4-2
- ・三宝寺池沼沢植物群落
石神井公園内 石神井台1丁目

●重要有形民俗文化財

- ・江古田の富士塚
浅間神社境内 小竹町1-59

国登録文化財

●有形文化財

- ・青柳家住宅主屋 羽沢1-6
- ・佐々木家住宅主屋 小竹町1-36

●登録記念物

- ・牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）
東大泉6-34

都指定文化財

●史跡

- ・東高野山奥之院
長命寺境内 高野台3-10
- ・尾崎遺跡
春日小学校内 春日町5-12

●旧跡

- ・池永道雲墓
受用院墓地内 練馬4-27
- ・練馬城跡
豊島園内 向山3-25
- ・石神井城跡及び三宝寺池
石神井公園内 石神井台1丁目

●有形文化財

- ・板絵着色役者絵
（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）
長命寺 高野台3-10
- ・小野蘭山墓及び墓誌
迎接院墓地内 練馬4-27
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品
練馬区

練馬区指定文化財

●有形文化財

- ・小島家文書 練馬区
- ・南蔵院鐘楼門 南蔵院境内

- ・北条氏康印判状 道場寺
- ・町田家文書 個人蔵
- ・服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社境内
- ・長命寺仁王門 長命寺境内
- ・春日町出土の壺形土器 練馬区
- ・妙福寺文書 妙福寺
- ・尾崎遺跡出土品
春日小学校尾崎遺跡資料展示室

- ・下練馬の大山道道標 北町1-25地先
- ・豊島氏奉納の石燈籠 氷川神社境内
- ・御府内井村方旧記 個人蔵
- ・井口家文書 個人蔵
- ・石幢七面六観音勢至道しるべ 良弁塚
- ・長命寺の梵鐘 長命寺境内
- ・三宝寺の梵鐘 三宝寺境内
- ・妙福寺の梵鐘 妙福寺境内
- ・千川家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- ・閻魔・十王像と檀拏幢 教学院境内
- ・小美濃英男家文書 個人蔵
- ・相原家薬医門 田柄5丁目
- ・金乗院御朱印状 金乗院
- ・伊賀衆奉納の水盤・鳥居 氷川神社境内
- ・旧内田家住宅 池淵史跡公園内
- ・中宮遺跡5号住居址の盛土遺構出土品 練馬区
- ・愛染院文書 愛染院 写真①

●有形民俗文化財

- ・中里の富士塚 富士浅間神社境内
- ・大八車 練馬区
- ・下練馬の富士塚 浅間神社境内
- ・氷川神社富士塚 氷川神社境内
- ・北町聖観音座像 北町観音堂
- ・長享二年の申待板碑 練馬区
- ・本寿院のみくじ道具 本寿院
- ・関のかんかん地蔵 関町東1-18地先
- ・神輿渡御行列図絵馬 氷川神社

●無形民俗文化財

- ・鶴の舞 氷川神社

●天然記念物

- ・練馬東小学校のフジ 練馬東小学校校庭
- ・井頭のヤナギ（2株） 大泉井頭公園内
- ・内田家の屋敷林 早宮3丁目

練馬区登録文化財

●有形文化財

- ・双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
- ・牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
- ・氷川神社の水盤 氷川神社境内
- ・角柱型水盤 氷川神社境内
- ・氷川神社の旧拝殿 氷川神社境内
- ・榎本家長屋門 南田中4丁目
- ・氷川神社の狛犬 氷川神社境内
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校内
- ・横山家文書 個人蔵
- ・新井家文書 個人蔵
- ・縄文時代の竹カゴ 練馬区
- ・金銅製飾具 練馬区
- ・尾張殿鷹場碑 練馬区
- ・宮田橋敷石供養塔 高松2-3
- ・紙本着色以天宗清像 廣徳寺
- ・絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
- ・紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺
- ・土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
- ・阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
- ・荘家文書 練馬区
- ・増島家薬医門 谷原3丁目
- ・比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
- ・相原正太郎家住宅 春日町5丁目
- ・石製絵馬 稲荷神社境内
- ・武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器 練馬区
- ・三宝寺山門 三宝寺境内
- ・高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
- ・西大泉の稲荷神社本殿 稲荷神社
- ・阿弥陀寺の伏せ鉦 阿弥陀寺
- ・氷川神社の神輿 氷川神社
- ・本寿院の賽銭箱 本寿院
- ・明叟宗普の墨跡 廣徳寺
- ・八幡神社の本殿 八幡神社
- ・北町の仁王像 北町観音堂
- ・長谷川家文書 個人蔵
- ・絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
- ・橘紋椿几帳柄鏡 禅定院
- ・八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器 練馬区
- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵

- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院境内
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勲業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム

武蔵学園記念室

- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 練馬区
- ・田中家の種子屋資料 個人蔵
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院墓地内
- ・八幡神社の水盤 八幡神社
- ・十一面観音懸仏 光伝寺
- ・光伝寺の地藏菩薩立像および閻魔十王像 光伝寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光伝寺
- ・愛染院文書 愛染院
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地内
- ・丸山東遺跡出土の石棒 練馬区 写真②

●無形文化財

- ・絵馬制作 平田郡司氏
- ・ホウキ製造技術 篠田歳治氏

●有形民俗文化財

- ・江古田の富士塚 浅間神社境内
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 諏訪神社
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 氷川神社境内
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院境内
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院境内
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町2-27地先
- ・石幢六面六地藏 禪定院境内
- ・織部燈籠 禪定院境内
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区

- ・斎藤水車用具 個人蔵
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 稲荷神社境内
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社
- ・谷原延命地藏 谷原1-17地先
- ・二十三夜待供養塔 天祖神社
- ・大氷川の力石 氷川神社境内
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社境内
- ・御獄講奉納の水盤 稲荷神社境内
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36地先 写真③

●無形民俗文化財

- ・探湯の儀 御嶽神社
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社ほか
- ・石神井囃子 石神井神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社ほか
- ・ちがや馬飾り 内田和助氏 加藤義雄氏
- ・谷原の餅搗き唄 増島兼吉氏
- ・谷原の麦ボウチ唄 増島兼吉氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか
- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか

●史跡

- ・東高野山奥之院 長命寺境内
- ・池永道雲墓 受用院墓地内
- ・尾崎遺跡 春日小学校内
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園内
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社境内
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地内
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地内
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓淨法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院境内

●名勝

- ・牧野記念庭園 東大泉6-34

●天然記念物

- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社境内
- ・カタクリ群落 清水山憩いの森
- ・八の釜の湧き水 八の釜憩いの森
- ・光伝寺のコウヤマキ 光伝寺境内
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校内
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町 写真④

一練馬区指定文化財一



愛染院文書



愛染院 写真①

一練馬区登録文化財一



丸山東遺跡出土の石棒 練馬区 写真②

一練馬区登録文化財一



谷原の庚申塔

富士見台4-36地先 写真③

一練馬区登録文化財一



井口家の屋敷林 立野町 写真④

公開していないものもありますので、詳細は、生涯学習課文化財係まで

練馬区の年表

注：本文中、敬称略

【昭和22年】（1947年）

- 8月 1日 練馬区誕生。板橋区から分離独立し、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設
1日 練馬税務署（国）開設
9月20日 第1回区議会議員・区長選挙（区議36人選出）
20日 初代区長に白井五十三就任
10月11日 初代区議会議長に上野徳次郎就任
28日 練馬清掃事務所（都）開設

【昭和23年】（1948年）

- 6月 米軍家族宿舍グラントハウス完成
10月 1日 練馬保健所（都）開設
11月15日 2代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和24年】（1949年）

- 1月15日 区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成
8月 1日 練馬授産場開設
11月 1日 練馬税務署移転（現・栄町23）
25日 3代区議会議長に小口政雄就任

【昭和25年】（1950年）

- 4月 1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27.4.1区に移管）
8月 5日 練馬都税事務所開設
10月 1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園
6日 氷川台に東京少年保護鑑別所（国）竣工
30日 4代区議会議長に梅内正雄就任
11月10日 区議会議員補欠選挙

【昭和26年】（1951年）

- 7月20日 第1回練馬区農業委員選挙
9月18日 第2回区議会議員・区長選挙
20日 2代区長に須田操就任
25日 北町に警察予備隊練馬営舎

が一部完成

- 10月 1日 練馬福祉事務所（都）開設
1日 練馬診療所開設
29日 5代区議会議長に篠田鎮雄就任

【昭和27年】（1952年）

- 3月26日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手
4月 1日 石神井公益質屋開業
4月 東京少年保護鑑別所に外来鑑別室開設
7月 1日 区立児童遊園として初の氷川台児童遊園開園
8日 （福）練馬区社会福祉協議会設立
8月30日 千川上水暗渠（あんきょ）化工事（第1期）終了
9月 1日 南町・北町小学校開校
1日 区長公選制廃止（地方自治法改正）
10月 5日 第1回教育委員選挙
29日 6代区議会議長に梅内正雄就任
11月 1日 練馬区教育委員会を設置
3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定
◎練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく

【昭和28年】（1953年）

- 5月11日 「練馬区広報」創刊
8月15日 練馬母子寮開設
9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設
10月 1日 牧野富太郎博士、第1回名誉都民となる
1日 練馬公民館開館
12月 2日 7代区議会議長に井口仙蔵就任
3日 練馬区紋章制定。約900点の応募から東大泉町、佐藤杏

二氏の作品（練馬の「ネ」と馬のひづめを図案化）を選定

22日 板橋区との境界を一部変更

【昭和29年】（1954年）

- 6月10日 石神井保健所（都）開設
11月 1日 豊玉東・上石神井小学校開校
12月22日 8代区議会議長に塚田洪憲就任
◎石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板柵工が施される。また、500,826㎡におよぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される

【昭和30年】（1955年）

- 3月 1日 学田公園（野球場）開設
4月 1日 開進第四・光和小学校開校
27日 都立豊玉中公園（テニスコート併設）開園（30.10.1区に移管）
9月16日 第3回区議会議員選挙
16日 教育委員補欠選挙
20日 9代区議会議長に井口仙蔵就任
11月 9日 3代区長に須田操就任（選任）
◎立教大学グラウンド（氷川台1丁目）建設の際、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される

【昭和31年】（1956年）

- 3月 3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
4月 1日 関町・大泉東小学校開校
5月30日 教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
7月 1日 練馬区印鑑条例施行
10月 1日 定例会の回数に関する条例

施行	東小学校、石神井南・開進	都から移管、区の組織を5部
29日 10代区議会議長に井口仙蔵	第四中学校開校	制の新組織機構に改正する
就任	1日 豊玉保育園開園	1日 石神井支所を石神井庁舎に
【昭和32年】(1957年)	7月 1日 白子川改修に伴い埼玉県と	名称変更
1月18日 牧野富太郎博士没。享年94	の境界を一部変更	1日 石神井福祉事務所設置(石
歳	1日 豊玉第二保育園開園	神井庁舎内)
4月 1日 田柄・旭町・谷原小学校、	11月 1日 北町保育園開園	1日 区政モニター制度実施(25
大泉第二中学校開校	【昭和37年】(1962年)	人)
1日 上板橋緑地(現在の都立城	2月 9日 15代区議会議長に梅内正雄	5月 1日 春日町・平和台保育園開園
北中央公園)開設	就任	10日 区立軽井沢高原寮(小・中
7月20日 板橋区との境界を一部変更	4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊	学校の校外授業施設)が長
10月 1日 「練馬区史」発行	玉第二中学校開校	野県浅間山麓に開設
11月29日 11代区議会議長に梅内正雄	8月 1日 練馬図書館が一部開館	8月 1日 幼児の遊び場として区立小
就任	12月22日 16代区議会議長に橋本銀之	学校の校庭を開放(15校)
【昭和33年】(1958年)	助就任	◎「アメリカシロヒトリ」が
4月 1日 北町西・仲町小学校、北町	【昭和38年】(1963年)	異常発生し、区内の街路樹
中学校開校	2月 1日 第1回住居表示開始(南町3	のプラタナス、サクラや一
8月25日 第五清掃工場(石神井清掃	丁目は、桜台4~6丁目、南	般の家庭の庭木に被害を与
工場・現練馬)操業開始	町4・5丁目は、練馬1~4丁	える
9月26日 台風22号(狩野川台風)で	目に変更)	【昭和41年】(1966年)
31,000世帯の被害発生(仲	4月 1日 貫井中学校開校	5月 1日 区民相談室開設
町、北町、田柄町、貫井町、	5月 1日 下石神井保育園(現石神井	1日 上石神井保育園開園
向山町等)	町さくら保育園)開園	6月 1日 下田学園(病虚弱養護学園)
12月 1日 牧野記念庭園開園	7月 1日 住民登録実態調査を実施	を、静岡県下田市に開園
1日 仲町授産場開設	8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、	1日 桜台・谷原保育園開園
25日 練馬区立都市公園条例施行	向山町などで被害(床上浸	6日 第1回特別区自治権拡大会
【昭和34年】(1959年)	水155戸、床下浸水2,137戸)	開催(千代田区公会堂)
2月 1日 農業経営基本調査実施	9月17日 第5回区議会議員選挙	29日 台風4号で区内各地で浸水被
3月11日 都立石神井公園開園	10月 1日 東大泉保育園開園	害(5,000余世帯)
3月18日 12代区議会議長に林亮海就	23日 17代区議会議長に井口仙蔵	9月12日 練馬都税事務所新庁舎完成
任	就任	事務開始(豊玉北5-15)
4月 1日 中村西・関町北・大泉南小	12月26日 5代区長に須田操就任(選任)	30日 新選挙人名簿制度実施(公
学校、上石神井中学校開校	【昭和39年】(1964年)	職選挙法の一部改正)
8月28日 「仲町土地改良区」設立が	5月 1日 関町保育園開園	12月16日 区議会「区政刷新に関する
認可	6月22日 都水道局北部第二支所開設	決議」全会一致で可決
9月16日 第4回区議会議員選挙	8月 1日 区役所庁舎完成(旧5階庁舎)	【昭和42年】(1967年)
10月23日 13代区議会議長に上野徳次	1日 練馬青年館(旧南大泉青少	1月16日 学校給食第二総合調理場完
郎就任	年館)開館	成(区立中学校の完全給食
12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)	9月 7日 学校給食第一総合調理場完	実施)
◎谷原町に球形ガスタンク建	成(区立小・中学校の給食	4月 1日 大泉第四小学校開校
設される	開始)	5月 1日 田柄・上石神井第二保育園
【昭和35年】(1960年)	10月10日 第18回オリンピック東京大	開園
4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中	会開催	5月 2日 臨時区議会で区長の不信任
学校開校	【昭和40年】(1965年)	案可決。区議会解散
5月 1日 陸運事務所練馬支所開設	2月 2日 区内初の学童クラブ(北町	30日 第6回区議会議員選挙(定数
12月27日 14代区議会議長に桜井米蔵	西小学童クラブ)開設	52人になる)
就任	3月10日 18代区議会議長に越後幹雄	5月 練馬図書館で自動車を利用
【昭和36年】(1961年)	就任	した移動図書館開始
4月 1日 石神井警察署開設	4月 1日 地方自治法の改正により、	6月 1日 谷原保育園開園
1日 上石神井北・豊玉南・練馬	社会福祉等の事務が大幅に	21日 須田操区長退任

- 7月11日 19代区議会議長に長谷川安正就任
- 8月 1日 区独立20周年
1日 練馬福祉会館開館
- 9月 2日 練馬区で区長公選条例直接請求の区民運動起こる
- 10月 7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日 区議会が区長候補者の公募について公聴
25日 民有地を区が借り上げた区内初の「民間遊び場」が開設
- 11月10日 住民登録制度が「住民基本台帳制度」に変更
- 12月11日 区長公選を求める住民団体（区長を選ぶ区民の会）が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日 区内初の下水道使用開始
- 【昭和43年】（1968年）**
- 2月 6日 区長選任のため臨時区議会開催
- 4月 1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
1日 南田中保育園開園
22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
- 5月 1日 春日町第二・貫井保育園開園
22日 法令に基づく「区長候補者選出特別委員会」設置
- 6月 1日 南田中第二保育園開園
6日 東京地裁緒方判決、練馬区の代表者証明書交付拒否処分は違法。翌7日、区は判決を不服として東京高裁に控訴
- 7月16日 20代区議会議長に小柳信子就任（23区で初の女性議長）
29日 6代区長に片健治就任（選任）。区長の空席期間は403日間であった
- 10月 1日 23区共同の「交通災害共済制度」開始
- 11月28日 東京高裁、区の6月6日東京地裁緒方判決に対する控訴を棄却
- 12月 1日 練馬診療所廃止
- 12月 「わたしの便利帳」を初めて全世界に配布
- 【昭和44年】（1969年）**
- 2月 1日 写真集「練馬区二十年の歩み」発刊
- 3月28日 区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置
- 4月 1日 心身障害者扶養年金制度実施
1日 泉新小学校開校
7月20日 練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置
24日 21代区議会議長に橋本銀之助就任
9月16日 旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設
- 10月 1日 氷川台保育園開園
1日 白百合福祉作業所開設
- 11月 1日 区の組織にグラントハイツ対策室を設置
- 12月 1日 老人医療費助成と児童手当制度実施
1日 上石神井第三保育園開園
- 【昭和45年】（1970年）**
- 1月28日 春日町青少年館開館
- 3月 1日 関町第二保育園開園
- 4月 1日 大泉第六・田柄第二小学校開校
1日 東京都公害防止条例施行
15日 練馬区広報紙を「ねりま区報」と改称
- 6月 1日 平和台児童館開館
15日 第四土木出張所開設
- 7月 1日 下田臨海寮を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設
11日 22代区議会議長に橋本銀之助就任
- 8月 1日 下石神井第二保育園（現高野台保育園）開園
- 9月 1日 豊玉第三保育園開園
- 10月 1日 石神井区民館（石神井庁舎内併設）開館
- 12月 1日 石神井図書館開館
1日 大泉北出張所移転（区民館・敬老館併設）開設
- 【昭和46年】（1971年）**
- 3月 1日 第六出張所移転（旭町区民館・旭町保育園併設）開設
- 1日 大泉保健相談所開設
- 4月 1日 八坂・下石神井小学校開校
1日 北保健相談所開設
11日 第7回区議会議員選挙
15日 夜間広聴電話設置
27日 区の花・区の木を選定（花はツツジ・木はコブシ）
- 7月 6日 23代区議会議長に塚田洪憲就任
- 10月 9日 グラントハイツ跡地利用総決起集会開催
- 11月13日 第1回「消費生活展」開催
- 12月 1日 関出張所移転（区民館・敬老館併設）開設
- 【昭和47年】（1972年）**
- 1月 1日 栄町保育園（児童館・敬老館併設）開園
- 2月 5日 武蔵関建築協定（関町5丁目）結ばれる
- 4月 1日 八坂中学校開校
1日 中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
- 5月12日 石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
- 6月 1日 総合体育館開館
17日 魚の産地直送開始
- 7月19日 24代区議会議長に横山繁雄就任
21日 区の花「ツツジ」図案決まる
28日 片健治区長退任
- 8月 1日 石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される（現在の池淵史跡公園）
1日 石神井児童館（敬老館併設）開館
- 11月 6日 区長準公選条例公布
- 12月 1日 第七出張所移転（田柄区民館併設）開設
1日 大泉西出張所移転（南大泉区民館・保育園併設）開設
- 【昭和48年】（1973年）**
- 1月 1日 田柄第二・南大泉保育園開園
1日 北大泉保育園（児童館併設）開園
23日 日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一

- 部が3年以内の返還決定
- 4月 1日 初めての老人クラブ農園開園
- 1日 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校
- 1日 練馬保育園開園
- 5月 1日 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置
- 1日 厚生文化会館開館
- 1日 光が丘保育園、光が丘児童館開設
- 20日 練馬・石神井休日急患診療所開設
- 28日 石神井公園駅周辺地区再開発説明会開催
- 7月21日 ちびっ子つり場を石神井公園ボート池に開設
- 28日 25代区議会議長に関口三郎就任
- 8月 1日 静岡県熱海市に区民保養施設として、網代荘開設
- 1日 上石神井出張所（区民館・児童館併設）開設
- 9月30日 グラントハイツが国へ全面返還
- 10月 1日 老人三事業〔友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話（6月から）〕開始
- 16日 7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間であった
- 11月 1日 第五出張所移転（土支田区民館・児童館・保育園併設）開設
- 12月 1日 春日町児童館（敬老館併設）開館
- 1日 組織改正に伴い8部制となる
- 12月 練馬区基本構想（素案）まとまる
- 【昭和49年】（1974年）**
- 1月26日 日常生活用品交換市開催
- 29日 第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
- 2月23日 生活防衛区民集會開催
- 3月 1日 練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
- 11日 都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
- 4月 1日 大泉西・大泉北小学校開校
- 1日 練馬区愛育手当条例施行
- 6日 富士見台駅北口に初めて区営自転車駐車場開設
- 5月 2日 第1回「憲法記念の集い」を開催
- 6月 1日 区長公選制復活（地方自治法改正公布）
- 7月 1日 中村児童館（敬老館併設）開館
- 20日 石神井プール開設
- 20日 集中豪雨で床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害
- 30日 26代区議会議長に田口阿久理就任
- 8月 1日 練馬区の独立を記念して、「一日区長」行事始まる（一日区長に区在住の女優壇ふみ）
- 1日 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
- 8月 広報映画完成（「明日のねりまをめざして」「樹齡の詩」）
- 10月20日 「54万・人間ひろば」開催
- 11月 1日 南田中児童館（敬老館併設）開館
- 15日 練馬区行財政調査会（会長高柳信一）が特別区行財政の強化を区長に提言
- 【昭和50年】（1975年）**
- 1月25日 財政格差の解消を求める「練馬区民大会」を練馬公民館で開催
- 2月 1日 北町第二保育園（北町児童館併設）開園
- 2月 区の事務の効率化を図るため、電子計算機を導入
- 4月 1日 都から保健所の事務が移管
- 1日 関中学校開校
- 27日 第8回区議会議員選挙（定数が52人から56人に）・区長選挙（24年ぶりに公選制復活）
- 27日 8代区長に田畑健介就任
- 5月 1日 大泉東出張所移転（東大泉区民館併設）開設
- 1日 区立初の北大泉幼稚園開園
- 1日 向山保育園開園
- 6月 1日 第二出張所移転（早宮区民館併設）開設
- 1日 関町児童館開館
- 23日 27代区議会議長に楠直正就任
- 7月 1日 消費者相談開始
- 11月 1日 清水山憩いの森（カタクリ自生地）開設
- 12月15日 桜台出張所（南町から名称を変更）移転開設
- 【昭和51年】（1976年）**
- 1月 1日 桜台区民館（桜台出張所に併設）開館
- 2月 1日 東大泉児童館（敬老館・東大泉第二保育園併設）開館
- 3月 練馬区行財政調査会最終報告まとまる
- 4月 1日 練馬第三・南が丘小学校開校
- 6月 1日 区営ボート場を武蔵関公園に開設
- 7月 1日 平和台図書館開館
- 9日 28代区議会議長に横山繁雄就任
- 20日 高野台運動場（野球・庭球場）開設
- 9月 1日 中村・春日町・南田中敬老館が団体登録をしたグループに夜間開放開始
- 9日 台風17号で関町4・5丁目、大泉学園などで床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害
- 10月 1日 自治権拡充等の情勢に対応するため、第一次組織改正を実施、9部制となる
- 12月 1日 戸籍の閲覧が禁止
- 【昭和52年】（1977年）**
- 1月 1日 大泉交通公園開園
- 2月24日 第1回練馬区保育問題懇談会開催
- 2月 グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
- 4月 1日 石神井台保育園（児童館・敬老館併設）開園
- 1日 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校
- 5月 1日 埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
- 1日 豊玉北地区区民館開館
- 1日 西大泉保育園（児童館・敬

老館併設) 開園	制条例施行	完成
20日 福祉タクシー券制度開始	12月 1日 区内初のみどりの保全モデル地区に向山3丁目の一部を指定	6月 2日 高齢者のための「富士見台ケアセンター」業務開始
7月 2日 緊急一時保育制度を開始		7月10日 32代区議会議長に上野定雄就任
18日 第四出張所移転(都営住宅内に併設) 開設	【昭和54年】(1979年)	8月10日 区独立30周年練馬区史「現勢資料編」発刊
21日 練馬区高齢者事業団(現在の(社)練馬区シルバー人材センター) 設立	1月 4日 石神井保健所移転開設	9月 1日 富士見台地区区民館(富士見台こぶし保育園併設)、豊玉第四保育園開設
27日 29代区議会議長に内田仙太郎就任	2月 4日 練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック) 発足	17日 国際障害者年練馬区推進本部を設置
8月 1日 区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立	3月23日 みどりの推進協定第1号として、向山3丁目の城南住宅組合をみどりの保全モデル地区に指定	10月 1日 氷川台(氷川台第二保育園併設)、北町第二地区区民館開館
1日 春日町区民館(都営住宅内に併設) 開館	4月 1日 北原小学校、南が丘中学校開校	12月 1日 第八出張所(旧第二出張所分室から昇格) 開設
21日 北大泉野球場開設	22日 第9回区議会議員・区長選挙	【昭和56年】(1981年)
9月 1日 みどりを保護し回復する条例施行	27日 9代区長に田畑健介就任	1月23日 国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」が練馬区で開催
10月 1日 区独立30周年記念写真集「11万から55万区民へ」発刊	5月 1日 早宮・下石神井地区区民館開館	2月17日 練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
5日 出張所文庫(上石神井・第六出張所) 開設	1日 下石神井第三・春日町第三保育園開園	3月 1日 大泉学園地区区民館(保育園併設) 開館
7日 練馬区基本構想議決	6月22日 31代区議会議長に貫井武夫就任	4月 1日 防災行政用無線局開局
23日 休日歯科応急診療開始	8月 1日 中村橋区民センター(第三出張所・心身障害者福祉センター・消費生活センター・貫井地区区民館併設) 開設	1日 東京中高年齢労働者職業福祉センター(通称「サンライフ練馬」) 開設
【昭和53年】(1978年)	1日 軽費老人ホーム「すすしろ園」が都から区に移管	5月 1日 放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
3月 練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定	20日 心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護を開始	6月18日 光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
4月 1日 三原台温水プール(児童館・敬老館併設) 開設	9月 1日 東京都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場)	20日 都市計画法の地域地区の改正施行
1日 大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校	10月19日 台風20号で区内各地に被害	7月 1日 防災無線を利用し「夕べの鐘(現・夕べの音楽)」放送開始
17日 武蔵関公園が都から区へ移管	12月 1日 ひとりぐらしの高齢者にアパートのあっせんを開始	21日 33代区議会議長に矢崎久雄就任
5月11日 グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定	【昭和55年】(1980年)	8月28日 特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出
6月21日 田柄川跡地の緑道工事完成	2月 1日 大泉図書館開館	10月 1日 東京都環境影響評価(アセスメント) 条例施行
7月14日 30代区議会議長に豊田三郎就任	3月 1日 生活実習所、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管	20日 区独立30周年練馬区史「現勢編」発刊
8月 2日 カネボウ跡地を区民に暫定開放	4月 1日 総合教育センター開設	26日 都立光が丘公園が一部開園
9月 1日 高松地区区民館(保育園併設) 開館	1日 大泉学園桜小学校開校	
22日 グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示	10日 長野県武石村(現・上田市)に武石少年自然の家開設	
10月 1日 石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始	21日 谷原出張所移転(総合教育センター内に併設) 開設	
1日 北町・桜台地区区民館、桜台第二保育園開設	5月 1日 向山庭園開園	
11日 練馬区宅地等開発指導要綱施行	15日 区役所庁舎東館(現東庁舎)	
12日 建築物の日影(ひかげ)規		

【昭和57年】(1982年)

1月31日～ 2月 7日	区建築審査会設置	館
練馬区長期総合計画(素案)の区民説明会開催	3日 練馬文化センター開館	16日 婦人関係施策推進会議設置
3月24日 練馬区長期総合計画策定	24日 第10回区議会議員・区長選挙	6月11日 区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
4月 1日 関町第三保育園、関保健相談所、春日小学校開設	27日 10代区長に田畑健介就任	19日 大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
1日 桜台体育館開館(開進第三中屋内運動場に併設)	5月 5日 第1回「青少年スポーツフェスティバル」開催	7月10日 36代区議会議長に上野定雄就任
1日 富士見台駅南口に、中野区と共同で自転車駐車場開設	22日 第1回「練馬こどもまつり」開催	9月 1日 光が丘第四保育園開園
1日 白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設	6月 1日 都立光が丘公園運動施設の利用開始	5日 大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
5月 1日 北大泉地区区民館開館	4日 尾崎遺跡資料展示室(春日小学校内)開設	10月 1日 国民健康保険退職者医療制度開始
6月 1日 光が丘地区開発推進本部を設置	15日 35代区議会議長に貫井武夫就任	4日 光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定
1日 「チェアーキャブ」の運行開始	24日 区内に初めて地下鉄(営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅)開通	【昭和60年】(1985年)
7月 6日 34代区議会議長に大野喜三郎就任	30日 地下鉄12号線計画路線(案)を都が提案	2月 1日 住民記録の電算化開始
9月 1日 関町図書館開館	7月 2日 旭町南地区区民館開館	1日 練馬区プライバシー保護条例施行
1日 (財)練馬区文化振興協会設立	15日 東大泉スポーツ広場開設	3月 1日 第1回農住型まちづくり検討委員会開催
12日 台風18号で練馬区内の各地に被害	26日 区内の文化財総合調査を開始	22日 練馬区婦人行動計画策定
24日 練馬区在住・在勤の住民で「練馬交響楽団」を結成	9月 1日 区営の公益質屋廃止	31日 職員の定年制実施
10月 1日 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業を開始	10月 1日 北町福祉作業所、北保健相談所(改築)開設	4月 1日 関町北・春日町南地区区民館、光が丘第五・光が丘第六保育園、光が丘あかね幼稚園、光が丘第三・光が丘第七小学校開設
11月 5日 地下鉄12号線建設促進大会開催	1日 ひとりぐらし等の高齢者に給食サービス開始	4月 1日 近隣住民との紛争を防止するため練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱制定
12日 練馬地区環境改善計画策定	1日 地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通	5月 1日 千葉県富山町(現・南房総市)に岩井少年自然の家開設
30日 区独立30周年練馬区史「歴史編」発刊	10月 3日 世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」発表	7日 練馬公民館(改築)開館
12月 7日 光が丘地区医療施設誘致構想まとまる	17日 「ビデオねりま」放映開始	25日 「外郭環状線」の建設に伴う公聴会開催
20日 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画を策定	11月11日 区内で戦後初の土地区画整理事業の区域(大泉町2丁目)公示	6月 1日 練馬図書館(改築)開館

【昭和58年】(1983年)

1月17日 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始	【昭和59年】(1984年)	6月 1日 練馬駅前再開発に伴い「練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
2月 1日 老人保健法施行	2月 2日 特別区を「市」にするための促進大会開催	18日 練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
4月 1日 収入役室の業務を電算化	3月23日 光が丘出張所開設	24日 「石神井公園駅北口地区再開発準備組合」発足
1日 光が丘第一小学校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開設	4月 1日 光が丘第三保育園、光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開設	7月 1日 貫井図書館、貫井第二保育園開設
1日 石神井養護学校(都)開校	1日 区役所庁舎西館(現西庁舎)完成	11日 運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉
1日 建築業務の円滑を図る練馬	1日 練馬区土地開発公社設立	
	2日 東大泉地区区民館開館	
	16日 田柄・西大泉地区区民館開	

学園町までの延伸を運輸大臣に答申	5日 「高松・谷原土地区画整理組合」設立認可	百景」決定
19日 37代区議会議長に田中確也就任	12月 2日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定	10日 西武池袋線、富士見台～石神井公園駅間の高架化完成
8月 1日 勤労福祉会館開館		22日 ふるさと練馬をつくる政策会議を設置
10月 1日 区立美術館、石神井台・上石神井地域集会所開設	【昭和62年】(1987年)	【昭和63年】(1988年)
2日 関越自動車道全線開通	1月 1日 練馬区特定保存樹林地事業実施要綱施行	1月14日 環状7号線沿道整備計画が都市計画決定
【昭和61年】(1986年)	8日 環状7号線(羽沢・小竹町地区)沿道整備計画が都市計画決定	18日 育秀苑デイサービスセンター開設
1月20日 東京都都市再開発方針素案に関する区の意見がまとまる	2月 2日 エイズ相談窓口開設	2月 1日 旭丘地域集会所開設
2月 1日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始	4月 1日 婦人会館(現・男女共同参画センターえーる)、花とみどりの相談所、光が丘第八・石神井町つつじ保育園、光が丘第二小学校、光が丘第二中学校、びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設	1日 文化財保護推進員設置
19日 特別区制度改革について都区間で最終合意	3日 区の人口が60万人を超える	3月10日 田柄五丁目地区の地区計画が都市計画決定
3月 1日 区立保養所網代荘閉鎖	12日 都道放射36号線一部開通	4月 1日 光が丘わかば幼稚園、光が丘第三中学校開設
19日 大泉学園駅前再開発計画協議会発足	26日 田畑健介区長任期満了で退任	11日 光が丘生活実習所、光が丘第九保育園開設
4月 1日 立野・南大泉地区区民館、関町生活実習所、早宮・光が丘第七保育園、光が丘むらさき幼稚園、光が丘第五小学校、開進第二中学校セミナーハウス開設	26日 第11回区議会議員・区長選挙	5月 6日 区役所西館(現西庁舎)1階に区民課総合窓口開設
1日 区独自の文字放送番組開始	27日 11代区長に岩波三郎就任	27日 稲荷山図書館開館
1日 練馬区特別区制度改革推進会議を設置	6月15日 39代区議会議長に楠直正就任	6月16日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
12日 「平和祈念碑」を区役所庁舎前に設置	15日 大泉郵便局(郵便番号178)開局	7月13日 40代区議会議長に椎名貞夫就任
6月13日 都営地下鉄12号線、練馬駅予定部分の準備工事開始	7月 1日 都市整備推進本部設置	19日 地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
7月 1日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行	21日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始	8月 1日 練馬区福祉公社設立
24日 38代区議会議長に望月泰治就任	8月 1日 区独立40周年記念の集いを練馬文化センターで開催	17日 区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣(第1回)
8月12日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定	1日 40周年記念誌「練馬区小史」発刊	9月11日 第1回「照姫まつり」開催
9月 1日 練馬区公文書公開条例施行	1日 びくに公園に多目的運動広場開設	12月14日 行政改革懇談会の報告まとまる
25日 東台野球場開設	9月 1日 ひとりぐらしの高齢者に学校給食提供開始	15日 ふるさと練馬をつくる政策会議の報告まとまる
10月 1日 練馬区文化財保護条例施行	11月10日 (財)練馬区都市整備公社設立	【昭和64年】(1989年)
5日 おおぞらスポーツ広場開設	16日 区内初の特別養護老人ホーム育秀苑開設	1月 7日 昭和天皇崩御
18日 都市公園開設50年記念行事開催	12月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設	【平成元年】(1989年)
11月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院	3日 区民の応募による「ねりま	1月 8日 「平成」に改元
1日 東高野会館を区の指定葬儀場に指定		10日 練馬区福祉公社事業開始
		13日 池袋のデパートで第1回「ねりま漬物物産展」開催
		2月 1日 中村地域集会所開設
		3月26日 第1回「ねりまボランティアまつり」開催
		29日 千川上水の一部に清流が復活(関町南の一部)
		4月 1日 光が丘さくら幼稚園、光が丘第八小学校、田柄特別養

護老人ホーム開設	10日 旭町北地区区民館開館	1日 土支田地域集会所開設
3日 住民票などを練馬区内の郵便局から郵送請求できる行政サービスを開始	6月 1日 区民相談所で外国語による専門的相談開始	1日 光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発
8日 区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	7月10日 練馬西税務署(国)開設	21日 第12回区議会議員(定数が56人から52人になる)・区長選挙行われる
15日 夏の雲公園庭球場開設	13日 42代区議会議長に渡辺耕平就任	27日 12代区長に岩波三郎就任
18日 練馬区障害者福祉施策推進会議設置	18日 小竹図書館開館	6月 1日 練馬区議会史刊行
5月 1日 土支田庭球場開設	25日 英語版、中国語版広報紙発行	1日 都立大泉中央公園全面開園
25日 心身障害者中村訓練作業室開設	31日 練馬区長期総合計画策定	3日 区立保育園で育児電話相談開始
6月 4日 みなみおおいずみスポーツ広場開設	8月30日 西武池袋線桜台駅～石神井公園駅間の連続立体交差化事業などを行うために、都区・鉄道会社等の出資で「東京鉄道立体整備(株)」設立	13日 43代区議会議長に関口和雄就任
7月 1日 東部・西部公園管理事務所開設	9月 1日 出張所で住民税証明書発行開始	7月 1日 都市型CATVの活用のため練馬区CATV検討委員会設置
1日 光が丘福祉事務所開設	10月 1日 練馬区の面積が48.17km ² から48.16km ² に変更(建設省国土地理院調べ)	8月 1日 外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人女性(ミッシェル・アラン)を採用(5年7月まで)
3日 光が丘区民センター開設	10日 第1回「練馬区健康フェスティバル」開催	20日 練馬区シャトルバス試行運行
21日 41代区議会議長に山田左千夫就任	18日 温室植物園開園	21日 中国北京市海淀区に区議会の代表と区内の少年野球チームを練馬区日中友好訪中団として派遣
9月 1日 ねりまタウンサイクル開始	11月 1日 練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立	9月19日 区立初の高齢者集合住宅鶴の里開設
30日 練馬区国際交流協会設立	12月 3日 空き缶・空きびんの分別回収開始	26日 第1回「国際お茶の間ミーティング」を開催
10月 8日 「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」を発表	6日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業都市計画決定	10月15日 生産緑地法一部改正のため、区に生産緑地対策本部を設置
11月10日 国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区面積が47km ² から48.17km ² に変更	11日 電話申込みによる住民票の写しなどを夜間・休日でも交付する閉庁時窓口サービスコーナー開設	11月 1日 午後7時までの延長保育を開始
12月 1日 光が丘消防署開設	【平成3年】(1991年)	5日 光が丘郵便局(郵便番号179)開設
【平成2年】(1990年)	1月 1日 23区内の電話局番が4桁となる	29日 リサイクルシステム検討委員会設置
1月 1日 昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了	20日 上石神井体育館開館	12月10日 都営地下鉄12号線が光が丘駅～練馬駅まで部分開通
4日 電算業務専用棟の中村北分館(民間施設借用)開館	2月 3日 第1回練馬区民音楽祭開催	【平成4年】(1992年)
3月19日 練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる	23日 地区区民館合同の第1回地区区民館ふれあい文化祭開催(2日間)	2月 2日 練馬歯科休日急患診療所開設
4月 1日 光が丘第六小学校開校	28日 練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	4日 練馬区の緑化計画が新聞社主催の「緑の都市賞」受賞
1日 看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始	3月30日 練馬区街づくり基本計画策定	13日 「全国自転車問題自治体連絡協議会」発足(練馬公民館で設立総会開催)、岩波区
1日 光が丘警察署開設	4月 1日 特別養護老人ホーム光陽苑開設	
8日 ねりまレインボーサイクル開始(障害者による再生自転車)		
5月 8日 総合教育センター教育相談室の光が丘分室開設		
9日 長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設(軽井沢高原寮は、3月31日に閉所)		

- 長が初代会長に選任される
- 3月 1日 大泉町地域集会所開設
- 3日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に「自転車法」等の改正を求めて要望書を提出
- 19日 練馬区自転車駐車場条例施行
- 4月 1日 21世紀に向けた諸課題に対応するため、区の組織を13部制に改正
- 11日 区立初のレンタルサイクル事業ねりまタウンサイクル開始
- 7月 1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
- 2日 44代区議会議長に吉野信義就任
- 15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
- 10月 1日 (福)練馬区社会福祉事業団設立
- 13日 中国北京市海淀区と、友好・協力交流に関する合意書に調印
- 11月 1日 初の区立西大泉市民農園が開設
- 12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画が決定
- 12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングサイクル」を区内8路線で試験的に開始
- 23日 社会教育施設の祝日開館実施
- 【平成5年】(1993年)**
- 1月12日 「練馬春日町駅西地区市街地再開発組合」が設立され、練馬区で初めて市街地再開発事業がスタート
- 21日 中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市の児童・生徒の書・絵画を展示した「児童・生徒合同作品展」を区立美術館で開催
- 2月 2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金条例を制定
- 3月23日 区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して開設
- 4月 1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」が開局(現・J・COM)
- 10日 フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演。同市長が練馬区を表敬訪問
- 5月 9日 体験農場を備えた土支田農業公園が開設
- 6月 1日 関町特別養護老人ホーム開設
- 6日 石神井川に「平成みあい橋」と「緩傾斜護岸」が完成
- 29日 南大泉図書館・南大泉青少年館開館
- 7月 1日 厚生文化会館改築・開館
- 29日 45代区議会議長に大橋静男就任
- 9月 1日 中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
- 11月13日 平和台体育館開館
- 17日 練馬区環境基本計画を策定
- 12月27日 練馬区住宅マスタープランを策定
- 【平成6年】(1994年)**
- 2月 1日 区役所新庁舎(本庁舎20階建)竣工
- 3月17日 練馬区福祉基本計画を策定
- 30日 東京外環自動車道の東大泉インターチェンジと和光インターチェンジの区間約2.9km開通
- 4月 1日 地域別街づくり計画を策定
- 15日 平成つつじ公園開園
- 20日 光が丘地区区民館開館
- 5月14日 光が丘体育館開館
- 26日 練馬、大田、世田谷、杉並、板橋、北の6区で構成する「エイトライナー促進協議会」が発足
- 6月 1日 富士見台特別養護老人ホーム開設
- 7日 練馬春日町駅西地区で再開発ビルが着工
- 7月12日 46代区議会議長に中島力就任
- 8月 1日 三原台地域集会所、北町地域集会所開設
- 10月 8日 西武池袋線の桜台駅付近から練馬駅付近までの下り線の高架化完成
- 15日 オーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
- 11月 1日 特別養護老人ホームやすらぎの里大泉開設
- 10日 長野県武石村(現上田市)と友好提携の合意書に調印
- 12月 1日 武石少年自然の家の新館が開館
- 7日 西武池袋線の新駅練馬高野台駅が誕生
- 7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始
- 21日 都と23特別区は、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に対して正式に要請し、受理された
- 【平成7年】(1995年)**
- 2月 1日 区内初の在宅介護支援センター(光陽苑在宅介護支援センター、やすらぎ舎在宅介護支援センター)開設
- 13日 練馬区生涯学習推進計画策定
- 22日 光が丘図書館開館
- 4月 1日 練馬・光が丘・石神井の各総合福祉事務所開設
- 1日 知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
- 1日 区内共通商品券発行開始
- 15日 区役所に健康センター開設
- 23日 第13回練馬区議会議員・練馬区長選挙
- 27日 13代区長に岩波三郎就任
- 5月 1日 田柄在宅介護支援センター開設
- 21日 ねりま区報が1000号を迎える
- 6月 9日 47代区議会議長に高橋かずみ就任
- 21日 「防災の手引」を全戸配付
- 21日 健康づくり推進会議が「練

馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申	開設	事に着手
7月 1日 狭あい道路拡幅整備事業開始	12月 1日 特別養護老人ホーム練馬キングス・ガーデン開設	19日 フランス・ストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
1日 練馬区行政手続条例施行	18日 第1回アトリウムミニコンサート開催	12月 1日 びん・缶の「街区路線回収事業」の対象地域を富士見台周辺・大泉学園町周辺にも拡大
18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設	24日 練馬区行政改革実施計画決定	13日 西武池袋線の中村橋駅付近～富士見台駅付近の下り線の高架化完成
8月 1日 戦後50年写真展開催	【平成9年】(1997年)	19日 都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業
15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立	2月 5日 職員参集訓練を実施	【平成10年】(1998年)
9月 1日 ペットボトルの回収を開始	3月15日 区内初のリサイクルセンター(現・関町)が開設	3月 2日 錦デイサービスセンター開設
29日 練馬区生涯学習推進協議会発足	4月 1日 関町ボランティアコーナー開設	26日 西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転を開始
10月 1日 関区民センター開設	1日 大泉学園町福祉園開園	4月 1日 特別養護老人ホーム第2育秀苑開設
14日 商工業振興月間を創設	1日 区内の産業情報を発信するインターネット事業開始	1日 石神井台みどり地域集会所開設
23日 「憩いの森」制度で練馬区が第15回緑の都市賞を受賞	5月 1日 リサイクルセンターで大型家具の展示・販売を開始	5月27日 フランス・ストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
11月22日 練馬区行政改革推進懇談会設置	11日 みどりの実態調査の結果がまとまる	6月 1日 第2育秀苑併設のデイサービスセンター・在宅介護支援センター開設
12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される	6月 1日 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始	19日 50代区議会議長に関口和雄就任
【平成8年】(1996年)	11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始	7月 1日 大泉総合福祉事務所開設
3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工。落成記念区民コンサート開催	7月 1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行	6日 練馬区産業振興計画策定
4月 2日 東大泉地域集会所開設	20日 区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施	9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置	24日 49代区議会議長に浅沼敏幸就任	31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
5月 1日 関町在宅介護支援センター開設	8月 1日 区独立50周年記念式典・記念コンサート開催	8月 3日 練馬区みどりの基本計画を策定
6月 1日 東大泉デイサービスセンター開設	1日 区独立50周年記念誌「ねりま50年の移り変わり」発刊	9月 1日 老人保健施設大泉学園ふきのとう開設
4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される	5日 北京市海淀区少年野球団来区	1日 区立中学校に「心の教室相談員」を配置
7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成	9日 大泉学園町体育館開館	16日 学校給食を活用した高齢者食事サービスを開始
25日 48代区議会議長に関口三郎就任	10月 6日 区内初の老人保健施設練馬ゆめの木利用開始	10月 1日 児童手当支給事業開始
7月 1日 石神井庁舎の電話に直通方式を導入	15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問	11月 6日 地下鉄12号線延伸促進大会開催
10日 練馬区医師会訪問看護ステーション開設	16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開	14日 石神井公園駅北口地区市街地再開発事業の工事に着手
28日 立野公園開園	11月 1日 小竹地域集会所開設	12月 1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始
8月 1日 ねりまタウンサイクル練馬春日町開設	2日 区独立50周年記念区民オペラ「アイダ」上演(2日間)	12日 区内共通商品券の特別販売
1日 O-157等対策本部設置	10日 大泉学園駅前地区市街地再開発事業で振替道路関連工	
28日 春日町図書館開館		
10月 1日 練馬デイサービスセンター		

- を実施
15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う
- 【平成11年】（1999年）**
1月5日 「子どもショートステイ」事業開始
3月1日 練馬駅周辺道路を「環境美化推進地区」に指定
10日 練馬区地域振興券使用開始
27日 江古田駅地下横断歩道開通
4月1日 区立大泉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム第二光陽苑開設
25日 第14回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 14代区長に岩波三郎就任
6月1日 駅型グループ保育を開始（東大泉グループ保育室開設）
11日 51代区議会議長に関口和雄就任
7月21日 集中豪雨による水害発生
8月2日 区ホームページを試験開設
11月1日 練馬中学校デイサービスセンターを開設
1日 老人保健施設ミレニアム桜台開設
- 【平成12年】（2000年）**
1月4日 「育児支えあい事業」を開始
4日 老人保健施設すずしろの郷開設
2月15日 大泉学園駅北口で再開発ビルの建設開始
4月1日 特別区制度改革を実施
1日 都から区に清掃事務事業移管
1日 練馬区個人情報保護条例施行
1日 練馬区リサイクル推進条例施行
1日 練馬区違法駐車等の防止に関する条例施行
1日 区ホームページを本格開設
5月25日 自転車利用総合計画策定
7月1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
1日 練馬区介護保険運営協議会発足
14日 52代区議会議長に土屋新一就任
9月21日 練馬区リサイクル推進計画策定
- 10月1日 介護老人保健施設平和台アバンセ開設
11月7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
12月31日～1月1日 ミレニアムカウントダウン&婚姻届出記念セレモニー開催
- 【平成13年】（2001年）**
1月1日 戸籍事務の電算化開始
2月1日 小中学校の余裕教室などを活用した保育園分園事業開始
3月3日～4日 中村陸橋付近で西武池袋線の逆立体切替工事実施
16日 練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
4月1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター（ファミリーパック）発足
6月1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
7月11日 53代区議会議長に小林みつぐ就任
8月8日 練馬区立小・中学校用教科用図書を採択
9月7日 「ねりまの名品21」決定
10日 平日夜間特別窓口開設
23日 大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）が開通
10月8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
11月1日 高野台デイサービスセンター開設
22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
12月1日 介護老人保健施設カタクリの花開設
20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定
- 【平成14年】（2002年）**
2月1日 大泉学園ゆめりあホール開館
3月12日 石神井公園駅北口再開発ビル石神井公園ピアレス完成
3月19日 練馬福祉会館閉館
29日 健康増進センター閉館
4月1日 区役所内に職員による「夜間、土・日曜日および祝・休日なんでも相談室」開設
- 1日 練馬区情報公開条例施行
22日 石神井公園区民交流センター開設
5月20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
7月16日 54代区議会議長に村上悦栄就任
8月5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働開始
9月1日 練馬区・東京都合同総合防災訓練実施
10月1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
1日 春日町リサイクルセンター開設
11月15日 大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成
- 【平成15年】（2003年）**
1月4日 総合教育センターが移転
2月1日 関町地域集会所開設
3月3日 北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
16日 練馬春日町トンネル（環状8号線）開通
4月1日 練馬駅北口・大泉学園駅南口の駅前広場完成
1日 図書館資料のインターネット予約サービスを開始
27日 第15回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 15代区長に志村豊志郎就任
5月23日 練馬区観光協議会が発足
6月12日 55代区議会議長に中島力就任
7月15日 春日小学校に芝生の校庭が完成
9月3日 「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」を決定
9月5日 「ともに地域を築く区民と区長のつどい」（第1回）開催
11月13日 「るるぶ練馬区」が発売
12月1日 生活支援センターきらら開設
9日 天皇皇后両陛下が中村橋福祉ケアセンター訪問
25日 新行政改革プラン（平成16～18年度）を策定
- 【平成16年】（2004年）**
1月17日 震災総合訓練実施
2月16日 障害者通所施設貫井福祉

園・貫井活動交流室開設	配信事業開始	22日 第16回練馬区議会議員、練馬区長選挙
4月 1日 区立大泉さくら運動公園開設	12月28日 練馬区新長期計画（平成18～22年度）・中期実施計画（平成18～20年度）を策定	27日 16代区長に志村豊志郎就任
1日 特別養護老人ホーム豊玉南しあわせの里開設	【平成18年】（2006年）	5月 6日 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始
6日 安全・安心パトロールカー運行開始	1月 1日 練馬区アスベスト飛散防止条例施行	11日 「練馬区の素敵な風景100選」切手発売
5月 9日 区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設	4日 全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入	6月11日 59代区議会議長に関口和雄就任
6月 1日 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始	19日 練馬区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」を受賞	7月 2日 納付案内センター開設
18日 56代区議会議長に小林みつぐ就任	3月13日 中村小学校に都内最大規模の芝生校庭完成	8月 1日 区独立60周年記念式典・コンサート開催
7月30日 ペットボトル街区路線回収モデル事業の開始	4月 1日 練馬区まちづくり条例施行	1日 区独立60周年記念誌「ねりま60」発刊
8月27日 新たに20品目が「ねりコレ」に決定	1日 インターネットによる公文書公開実施	31日 練馬区観光案内所開設
9月11日 財政白書を公表	10日 関教育相談室・関びよびよが開設	10月31日 行政改革推進プラン策定
10月 1日 区役所の開庁時間を一部窓口で延長	13日 みどり30基本方針策定	【平成20年】（2008年）
16日 豊玉高齢者センター開設	5月11日 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始	1月 4日 出張所が4か所の区民事務所と13か所の出張所に再編
18日 みどりを育む基金「みどりの葉（は）っぴい基金」設置	28日 環状8号線が全面開通	29日 北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催
12月13日 練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行	6月 2日 練馬区観光協会設立	2月 8日 区立学校適正配置第一次実施計画策定
【平成17年】（2005年）	28日 58代区議会議長に村上悦栄就任	3月16日 第1回「ねりたんアニメプロジェクトin大泉」開催
1月25日 各種届出の電子申請サービス開始	8月 1日 練馬区環境基本条例施行、環境都市練馬区宣言記念式典を開催	4月 9日 光が丘子ども家庭支援センター開設
3月14日 練馬区産業振興基本条例施行	10月 2日 住民票の写し、印鑑登録証明書の自動交付機を導入	14日 平日夜間や休日に利用できる公金収納コーナー開設
16日 第100回アトリウムミニコンサート開催	11月 7日 大江戸線延伸促進大会開催	6月 1日 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行
31日 下田学園閉園	12月 7日 「練馬区健康いきいき体操」が完成	20日 60代区議会議長にしばざき幹男就任
4月 1日 区の組織を3事業本部制に改編	11日 わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）を発行	10月 1日 資源とごみの分別方法が変更
1日 知的障害者デイサービス（谷原フレンド）と谷原あおぞら学童クラブの併設施設開設	26日 みどり推進計画策定	29日 都市農地保全推進自治体協議会設立
1日 「屋上緑化助成事業」を開始	【平成19年】（2007年）	11月22～24日 第1回「ねりたんアニメカーニバル」開催
1日 中学校学校選択制実施	1月11日 「練馬区の素敵な風景100選」を発表	【平成21年】（2009年）
5月 9日 インターネットによる公文書公開請求受付開始	27日 都市農地保全推進自治体フォーラム開催	1月22日 中村南スポーツ交流センター開館
7月 1日 順天堂大学医学部附属練馬病院が開院	3月23日 地区情報ねりまマップが運用開始	30日 練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定
22日 57代区議会議長に本橋まさとし就任	23日 「るるぶ練馬区」第2弾が発売	2月12日 牧野記念庭園が国の登録文化財に指定
8月 1日 練馬子ども家庭支援センター開設	4月 1日 関子ども家庭支援センター開設	
10月 3日 権利擁護センターほっとサポートねりま開設	2日 中村橋駅に住民票などの自動交付機設置	
11月21日 「ねりま安全・安心メール」		

※平成21年4月～22年3月については「練馬区この1年」（2ページから6ページ）をお読みください。

施 設 一 覧

平成22年9月1日現在

区役所・区民事務所・出張所

▶ 区役所

練馬区役所

(〒176-8501豊玉北6-12-1) 3993-1111

夜間 3993-1101

石神井庁舎

(〒177-8509石神井町3-30-26) 3995-1101

夜間 3995-1113

▶ 区民センター

光が丘 (〒179-0072光が丘2-9-6) ※

関 (〒177-0051関町北1-7-2) ※

中村橋 (〒176-0021貫井1-9-1) ※

※センター内各施設は直通電話です。
各施設をご覧ください。

▶ 区民事務所

練馬 (区役所内) 3993-1111

光が丘 (光が丘区民センター内) 5997-7711

石神井 (石神井庁舎内) 3995-1103

大泉 (〒178-0063東大泉3-18-9) 3922-1171

▶ 出張所

桜台 (〒176-0002桜台1-22-9) 3993-6446

第二 (〒179-0085早宮1-44-19) 3994-6705

第三 (中村橋区民センター内) 3990-4234

第四 (〒179-0074春日町5-30-1) 3990-4424

第五 (〒179-0076土支田2-32-8) 3924-1777

第六 (〒179-0071旭町3-11-6) 3939-0349

第七 (〒179-0073田柄2-6-22) 3939-1415

第八 (〒179-0081北町2-26-1) 3937-1591

谷原 (〒177-0033高野台1-7-29) 3996-2195

関 (関区民センター内) 3928-3046

上石神井

(〒177-0044上石神井1-6-16) 3920-0342

大泉西

(〒178-0064南大泉5-26-19) 3922-1013

(平成23年3月まで工事のため移転 西大泉1-23-8)

大泉北

(〒178-0061大泉学園町4-21-1) 3922-0185

▶ 土木出張所

第一 (〒176-0013豊玉中3-28-8) 3994-0083

第二 (〒179-0073田柄3-27-21) 3970-0083

第三

(〒177-0041石神井町3-30-26) 3995-0083

第四

(〒178-0061大泉学園町2-22-12) 3925-0083

▶ 公園管理事務所

東部 (〒176-0013豊玉中3-28-8) 3994-8141

西部

(〒178-0061大泉学園町2-22-12) 3867-1189

▶ 区民相談所(室) など

練馬区区民相談所(区役所内) 3994-2234

石神井庁舎区民相談室

(石神井庁舎内) 3995-1100

職員研修所

(〒176-0012豊玉北5-27-2) 3993-3286

(財)練馬区都市整備公社・練馬まち

づくりセンター

(〒176-0012豊玉北5-29-8

練馬センタービル3階・8階) 3993-8011

保健・医療関係施設

練馬区保健所(区役所内) 3993-1111

生活衛生課石神井分室(石神井保健相談所内)

(〒177-0041石神井町7-3-28) 3996-0633

豊玉保健相談所

(〒176-0012豊玉北5-15-19) 3992-1188

北保健相談所

(〒179-0081北町8-2-11) 3931-1347

光が丘保健相談所

(光が丘区民センター内) 5997-7722

石神井保健相談所

(〒177-0041石神井町7-3-28) 3996-0634

大泉保健相談所

(〒178-0061大泉学園町5-8-8) 3921-0217

関保健相談所

(〒177-0052関町東1-27-4) 3929-5381

練馬区医師会医療健診センター

(〒177-0033高野台2-23-20) 3997-6175

日本大学医学部付属練馬光が丘病院

(〒179-0072光が丘2-11-1) 3979-3611

順天堂大学医学部附属練馬病院

(〒177-8521高野台3-1-10) 5923-3111

福祉関係施設

▶ 総合福祉事務所

練馬(区役所内) 3993-1111

光が丘

(光が丘区民センター内) 5997-7713

石神井(石神井庁舎内) 5393-2801

大泉

(〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内)

5905-5262

▶ 心身障害者福祉センター

心身障害者福祉センター

(中村橋福祉ケアセンター)

(中村橋区民センター内) 3926-7211

▶ 福祉作業所等

大泉(〒178-0063東大泉2-11-22) 3922-6193

北町(〒179-0081北町8-2-12) 3559-0361

かたくり

(〒178-0062大泉町3-27-10) 5387-4610

白百合

(〒177-0041石神井町5-13-10) 3995-7796

貫井福祉工房(就労サポートねりま)

(〒176-0021貫井2-16-12) 5987-0401

▶ 福祉園

大泉町

(〒178-0062大泉町3-29-20) 5387-4681

氷川台

(〒179-0084氷川台2-16-2) 3931-0167

関町(〒177-0053関町南3-15-35) 3594-0217

光が丘

(〒179-0072光が丘2-4-10) 3976-5100

石神井町

(〒177-0041石神井町2-12-5) 5393-7438

大泉学園町

(〒178-0061大泉学園町3-9-20) 3923-8540

貫井

(〒176-0021貫井2-16-12) 5987-0400

▶ 障害者地域活動支援センター

谷原フレンド

(〒177-0032谷原5-6-5) 5910-8488

▶ 障害者地域生活支援センター

きらら

(〒176-0012豊玉北5-15-19

豊玉すこやかセンター内) 3557-9222

すてっぷ

(光が丘区民センター内) 5997-7858

ういんぐ

(石神井保健相談所内) 3997-2181

さくら

(〒178-0063東大泉5-35-2) 3925-7371

▶ 軽費老人ホーム

練馬区立大泉ケアハウス
(〒178-0063東大泉2-11-21
大泉特別養護老人ホーム内) **5387-3699**

▶ 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

田柄 (〒179-0073田柄4-12-10) **3825-1551**
富士見台

(〒177-0034富士見台1-22-4) **5241-6010**

関町 (〒177-0053関町南4-9-28) **3928-8115**

大泉
(〒178-0063東大泉2-11-21) **5387-2201**

(福) 育秀会 第2育秀苑
(〒176-0003羽沢2-8-16) **3991-0523**

(福) 安心会 豊玉南しあわせの里
(〒176-0014豊玉南2-26-6) **5946-2323**

(福) 育秀会 育秀苑
(〒176-0002桜台2-2-8) **3557-7637**

(福) キングス・ガーデン東京 練馬
キングス・ガーデン
(〒179-0085早宮2-10-22) **5399-2201**

(福) 東京福祉会 練馬高松園
(〒179-0075高松2-9-3) **3926-8341**

(福) 東京福祉会 第2練馬高松園
(〒179-0075高松2-9-19) **5987-2333**

(福) 創生 土支田創生苑
(〒179-0076土支田3-4-20) **3978-0801**

(福) シルヴァーウィング みさよはうす土支田
(〒179-0076土支田3-27-27) **5947-2555**

(福) 練馬豊成会 フローラ石神井公園
(〒177-0042下石神井3-6-13) **3996-6600**

(福) 泉陽会 第二光陽苑
(〒177-0051関町北5-7-22) **5991-9917**

(福) 泉陽会 光陽苑
(〒178-0065西大泉5-21-2) **3923-5264**

(福) 章佑会 やすらぎミラージュ
(〒178-0062大泉町4-24-7) **5905-1191**

(福) 東京雄心会 こぐれの里
(〒178-0061大泉学園町2-26-28) **3925-0477**

(福) 東京雄心会 こぐれの杜
(〒178-0061大泉学園町5-18-41) **5935-9158**

(福) 北山会 さくらヶ丘
(〒178-0061大泉学園町5-30-36) **3978-1094**

(福) 章佑会 やすらぎの里大泉
(〒178-0061大泉学園町7-12-32) **5387-5577**

▶ 介護老人保健施設

ミレニウム桜台
(〒176-0002桜台2-1-13) **5946-5508**

平和台アバンセ
(〒179-0083平和台1-16-12) **5922-2300**

葵の園・練馬
(〒179-0074春日町4-37-30) **5971-1166**

カタクリの花
(〒177-0033高野台5-32-12) **5393-6201**

神石

(〒177-0044上石神井3-33-6) **3594-0088**
練馬ゆめの木

(〒178-0062大泉町2-17-1) **3923-0222**
大泉学園ふきのとう

(〒178-0061大泉学園町8-24-25) **3924-2215**
▶ 区立デイサービスセンター

豊玉デイサービスセンター
(豊玉高齢者集合住宅併設)

(〒176-0014豊玉南3-9-13) **3993-1341**
練馬デイサービスセンター

(〒176-0001練馬2-24-3) **5984-1701**
錦デイサービスセンター

(〒179-0082錦2-6-14) **3937-5031**
練馬中学校デイサービスセンター

(〒179-0075高松1-24-1) **5241-5451**
高松デイサービスセンター

(高松高齢者集合住宅併設)
(〒179-0075高松6-3-24) **3995-5107**

田柄デイサービスセンター
(田柄特別養護老人ホーム内) **3825-1551**

光が丘デイサービスセンター
(光が丘区民センター内) **5997-7706**

土支田デイサービスセンター
(土支田高齢者集合住宅併設)

(〒179-0076土支田2-40-18) **5387-6760**
富士見台デイサービスセンター

(富士見台特別養護老人ホーム内)
5241-6010

高野台デイサービスセンター
(〒177-0033高野台5-24-1) **5923-0831**

関町デイサービスセンター
(関町特別養護老人ホーム内) **3928-5030**

大泉デイサービスセンター
(大泉特別養護老人ホーム内) **5387-2201**

東大泉デイサービスセンター
(〒178-0063東大泉5-15-2) **5387-1021**

▶ 高齢者相談センター
(地域包括支援センター)

練馬
(練馬総合福祉事務所内) **5984-2774**

光が丘
(光が丘総合福祉事務所内) **5997-7716**

石神井
(石神井総合福祉事務所内) **5393-2814**

大泉
(大泉総合福祉事務所内) **5905-5271**
▶ 高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所

(在宅介護支援センター併設)
第2育秀苑

(〒176-0003羽沢2-8-16) **3991-0523**
桜台

(〒176-0002桜台2-1-7) **5946-2311**

豊玉

(〒176-0014豊玉南3-9-13) **3993-1450**
練馬

(〒176-0001練馬2-24-3) **5984-1706**
練馬区役所

(区役所内) **5946-2544**
錦

(〒179-0082錦2-6-14) **3937-5577**
練馬キングス・ガーデン

(〒179-0085早宮2-10-22) **5399-5347**
田柄

(〒179-0073田柄4-12-10) **3825-2590**
練馬高松園

(〒179-0075高松2-9-3) **3926-7871**
光が丘

(光が丘区民センター内) **5968-4035**
高松

(〒179-0075高松6-3-24) **5372-6064**
練馬ゆめの木

(〒178-0062大泉町2-17-1) **3923-0269**
富士見台

(〒177-0034富士見台1-22-4) **5241-6013**
石神井

(石神井庁舎内) **5923-1250**
フローラ石神井公園

(〒177-0042下石神井3-6-13) **3996-0330**
第二光陽苑

(〒177-0051関町北5-7-22) **5991-9919**
関町

(〒177-0053関町南4-9-28) **3928-5222**
やすらぎミラージュ

(〒178-0062大泉町4-24-7) **5905-1190**
ふきのとう

(〒178-0061大泉学園町8-24-25) **3924-2006**
大泉学園

(〒178-0061大泉学園町2-20-21) **5933-0156**
光陽苑

(〒178-0065西大泉5-21-2) **3923-5556**
大泉

(大泉学園ゆめりあ1内) **5387-2751**
▶ 敬老館、高齢者センター等

栄町 (〒176-0006栄町40-7) **3994-3286**
中村 (〒176-0024中村2-25-3) **3998-2036**

春日町 (〒179-0074春日町2-28-3) **3998-8798**
南田中 (〒177-0035南田中5-15-25)

3995-5538
高野台 (〒177-0033高野台2-25-1) **3996-5135**

三原台
(〒177-0031三原台2-11-29) **3924-8834**

石神井
(〒177-0041石神井町7-28-21) **3996-2900**

石神井台
(〒177-0045石神井台2-18-13) **3995-8270**

東大泉 (〒178-0063東大泉7-20-1) **3921-9129**
 西大泉
 (〒178-0065西大泉3-21-16) **3924-9545**
 大泉北
 (〒178-0061大泉学園町4-21-1) **3925-7105**
 光が丘高齢者センター
 (光が丘区民センター内) **5997-7717**
 関高齢者センター
 (関区民センター内) **3928-1987**
 豊玉高齢者センター
 (〒176-0013豊玉中3-3-12) **5912-6401**
 厚生文化会館
 敬老室 (〒176-0001練馬4-2-3) **3991-3080**
▶高齢者就業等相談施設
 (社)練馬区シルバー人材センター
 アクティブシニア支援室
 (〒177-0041石神井町2-14-1
 石神井公園区民交流センター内)
5910-3455
▶その他の福祉関係施設
 厚生文化会館
 (〒176-0001練馬4-2-3) **3991-3080**
 心身障害者福祉集会所
 (光が丘区民センター内) **5997-9700**
 練馬区障害者就労促進協会
 [レインボーワーク](〒176-0012豊玉北6-15-14402)
3557-8182
 (社)練馬区シルバー人材センター
 (区役所内) **3993-7168**
 (福)練馬区社会福祉事業団
 (区役所内) **5999-7377**
 練馬介護人材育成・研修センター
 (区役所練馬区社会福祉事業団内)
5999-7745
 (福)練馬区社会福祉協議会
 (区役所内) **3992-5600**
 権利擁護センターほっとサポートねりま
 (区役所練馬区社会福祉協議会内) **5912-4022**
 練馬ボランティア・市民活動センター
 (区役所練馬区社会福祉協議会内) **3994-0208**
 光が丘ボランティア・市民活動コーナー
 (光が丘区民センター内) **5997-7721**
 大泉ボランティア・市民活動コーナー
 (〒178-0063東大泉3-18-17) **3922-2422**
 関町ボランティア・市民活動コーナー
 (〒177-0051関町北1-7-14
 関町リサイクルセンター内) **3929-1467**
 しらゆり荘 [知的障害者生活寮]
 (〒177-0041石神井町5-13-9) **3997-3766**
 大泉つつじ荘 [知的障害者生活寮]
 (〒178-0063東大泉2-11-22) **3922-7657**
 大泉つつじ荘 [緊急一時保護施設]
 (〒178-0063東大泉2-11-22) **3922-7658**

東京都練馬就労支援ホーム
 (〒178-0065西大泉5-36-2) **3925-0088**
 東京都大泉就労支援ホーム
 (〒178-0061大泉学園町9-4-2) **3978-5581**
 練馬福祉園
 (〒178-0061大泉学園町9-4-1) **3978-5141**
 旭出生産福祉園
 (〒178-0063東大泉7-21-32) **3925-6166**
 富士見台聴こえとことばの教室
 (〒177-0034富士見台2-34-4) **3998-4321**
 東京都石神井学園 [児童養護施設]
 (〒177-0045石神井台3-35-23) **3996-4191**
 錦華学院 [児童養護施設]
 (〒176-0004小竹町1-60-8) **3955-0988**
 土支田創生苑 [身体障害者療護施設・
 基準該当生活介護施設・
 身体障害者ショートステイ施設]
 (〒179-0076土支田3-4-20) **3978-0801**

清掃・リサイクル

▶清掃関連施設
 練馬清掃事務所
 (〒176-0011豊玉上2-22-15) **3992-7141**
 石神井清掃事務所
 (〒177-0044上石神井3-34-25) **3928-1353**
 谷原清掃事業所
 (〒177-0032谷原5-5-11) **5393-3001**
 練馬清掃工場
 (〒177-0032谷原6-10-11) **3997-6191**
 光が丘清掃工場
 (〒179-0072光が丘5-3-1) **3977-5311**
▶リサイクルセンター
 関町リサイクルセンター
 (〒177-0051関町北1-7-14) **3594-5351**
 春日町リサイクルセンター
 (〒179-0074春日町2-14-16) **3926-2501**
 豊玉リサイクルセンター
 (〒176-0011豊玉上2-22-15) **5999-3196**

区民施設

▶地区区民館
 桜台 (〒176-0002桜台3-39-17) **3993-5461**
 豊玉北 (〒176-0012豊玉北3-7-9) **3948-3061**
 貫井 (〒176-0021貫井1-9-1) **3926-7217**
 富士見台
 (〒177-0034富士見台3-10-1) **3926-1091**
 下石神井
 (〒177-0042下石神井6-8-15) **3904-5061**
 関町北
 (〒177-0051関町北4-12-21) **3594-2603**
 立野 (〒177-0054立野町15-42) **3928-6216**
 大泉学園
 (〒178-0061大泉学園町8-9-5) **3922-4101**

北大泉
 (〒178-0062大泉町2-41-26) **3978-0324**
 東大泉 (〒178-0063東大泉3-53-1) **3921-8296**
 南大泉
 (〒178-0064南大泉2-19-26) **3978-9791**
 西大泉 (〒178-0065西大泉5-3-32) **3921-6493**
 旭町北 (〒179-0071旭町2-30-16) **5998-0511**
 光が丘 (〒179-0072光が丘3-9-4) **3979-6911**
 田柄 (〒179-0073田柄3-28-13) **3926-4932**
 春日町南
 (〒179-0074春日町5-20-25) **3926-4971**
 高松 (〒179-0075高松3-24-27) **3999-7911**
 旭町南 (〒179-0075高松5-23-15) **3904-5191**
 北町 (〒179-0081北町2-26-1) **3937-1931**
 北町第二
 (〒179-0081北町6-24-101) **3931-1270**
 冰川台
 (〒179-0084冰川台2-16-14) **3932-3656**
 早宮 (〒179-0085早宮4-14-5) **3994-7961**
▶地域集会所
 桜台 (桜台出張所併設)
 (〒176-0002桜台1-22-9) **3993-6699**
 小竹 (〒176-0004小竹町1-63-2) **3554-3100**
 旭丘 (〒176-0005旭丘1-58-10) **3950-4842**
 向山 (〒176-0022向山4-21-12) **3999-9696**
 中村 (〒176-0025中村南2-23-12) **3999-9560**
 三原台
 (〒177-0031三原台3-13-17) **3925-4790**
 谷原 (〒177-0032谷原5-6-7) **3997-5673**
 高野台
 (〒177-0033高野台3-28-11) **5372-1277**
 南田中
 (〒177-0035南田中2-18-36) **3997-5700**
 上石神井区民 (上石神井出張所併設)
 (〒177-0044上石神井1-6-16) **3920-0620**
 上石神井
 (〒177-0044上石神井2-36-18) **5991-3600**
 石神井台みどり
 (〒177-0045石神井台2-13-6) **5393-5200**
 石神井台
 (〒177-0045石神井台4-5-14) **3594-1203**
 関町 (〒177-0053関町南4-22-1) **5991-0555**
 大泉北 (大泉北出張所併設)
 (〒178-0061大泉学園町4-21-1) **3922-0191**
 大泉学園町
 (〒178-0061大泉学園町6-20-36) **5387-6315**
 大泉町
 (〒178-0062大泉町4-35-17) **5387-5490**
 東大泉中央 (大泉区民事務所併設)
 (〒178-0063東大泉3-18-9) **3922-1260**
 東大泉
 (〒178-0063東大泉7-27-51) **3923-3037**

南大泉（大泉西出張所併設）
 (〒178-0064南大泉5-26-19) **3922-1130**
 (平成23年3月上旬(予定)まで一時移転 西大泉1-23-8)
 旭町（第六出張所併設）
 (〒179-0071旭町3-11-6) **3939-0374**
 田柄（第七出張所併設）
 (〒179-0073田柄2-6-22) **3939-6735**
 春日町（第四出張所併設）
 (〒179-0074春日町5-30-1) **3990-4680**
 土支田中央（第五出張所併設）
 (〒179-0076土支田2-32-8) **3924-1990**
 土支田
 (〒179-0076土支田2-40-21) **3978-8190**
 北町（〒179-0081北町8-28-10) **3550-7719**
 早宮（第二出張所併設）
 (〒179-0085早宮1-44-19) **3994-6977**
▶教室開放
 小竹小（〒176-0004小竹町2-6-7) **3956-0681**
 豊玉小（〒176-0013豊玉中4-2-20) **3992-1527**
 開進第二小
 (〒176-0002桜台5-10-5) **5999-4301**
 開進第三小
 (〒176-0002桜台2-18-1) **3992-7372**
 北町小（〒179-0081北町1-14-11) **3559-6256**
 練馬小
 (〒179-0074春日町6-11-36) **3926-2379**
 練馬第三小
 (〒176-0021貫井1-36-15) **3926-7478**
 練馬東小
 (〒179-0074春日町1-30-11) **3577-0460**
 田柄小
 (〒179-0073田柄2-19-19) **3939-3138**
 豊溪小
 (〒179-0076土支田2-26-28) **3923-0217**
 石神井東小
 (〒177-0035南田中3-9-1) **5923-0755**
 石神井台小
 (〒177-0045石神井台8-6-33) **3929-8873**
 上石神井小
 (〒177-0044上石神井4-10-9) **3920-1461**
 光和小
 (〒177-0041石神井町2-16-34) **5393-7465**
 谷原小（〒177-0032谷原2-9-26) **3997-9316**
 大泉小
 (〒178-0063東大泉4-25-1) **3924-0366**
 大泉第三小
 (〒178-0061大泉学園町3-22-1) **3867-5554**
 大泉東小
 (〒178-0063東大泉1-22-1) **3922-2485**
 大泉南小
 (〒178-0063東大泉6-28-1) **3925-2769**
 大泉学園小
 (〒178-0061大泉学園町4-7-1) **3867-5013**

橋戸小
 (〒178-0062大泉町2-11-25) **3925-8044**
 八坂小
 (〒179-0076土支田4-48-1) **3922-2126**

消費者・勤労者施設

消費生活センター
 (〒177-0041石神井町2-14-1 石神井公園区民
 交流センター内) **5910-4860**
 ワークサポートねりま
 (石神井公園区民交流センター内)
3904-8609
 勤労福祉会館
 (〒178-0063東大泉5-40-36) **3923-5511**
 サンライフ練馬〔東京中高年齢労働者
 福祉センター〕
 (〒176-0021貫井1-36-18) **3990-0185**

文化・学習施設

▶図書館
 光が丘（〒179-0072光が丘4-1-5) **5383-6500**
 練馬（〒176-0012豊玉北6-8-1) **3992-1580**
 石神井
 (〒177-0045石神井台1-16-31) **3995-2230**
 平和台
 (〒179-0083平和台1-36-17) **3931-9581**
 大泉
 (〒178-0061大泉学園町2-21-17) **3921-0991**
 関町（〒177-0053関町南3-11-2) **3929-5391**
 貫井（〒176-0021貫井1-36-16) **3577-1831**
 稲荷山
 (〒178-0062大泉町1-3-18) **3921-4641**
 小竹（〒176-0004小竹町2-43-1) **5995-1121**
 南大泉
 (〒178-0064南大泉1-44-7) **5387-3600**
 春日町
 (〒179-0074春日町5-31-2-201 エリム春日町2階)
5241-1311
 南田中
 (〒177-0035南田中5-15-22) **5393-2411**
▶文化的施設
 練馬区立美術館
 (〒176-0021貫井1-36-16) **3577-1821**
 石神井公園ふるさと文化館
 (〒177-0041石神井町5-12-16) **3996-4060**
 練馬文化センター
 (〒176-0001練馬1-17-37) **3993-3311**
 大泉学園ゆめりあホール
 (〒178-0063東大泉1-29-1 ゆめりあ1内)
5947-2351
 練馬公民館
 (〒176-0012豊玉北6-8-1) **3991-1667**
 光が丘区民ホール
 (光が丘区民センター内) **5997-7712**

関区民ホール
 (関区民センター内) **3928-1987**
 総合教育センター
 (〒177-0033高野台2-25-1) **3904-4881**
 練馬教育相談室
 (〒176-0012豊玉北5-15-19
 豊玉すこやかセンター内) **3991-3666**
 光が丘教育相談室
 (〒179-0072光が丘3-3-1-102) **5998-0091**
 関教育相談室
 (〒177-0051関町北1-21-15) **3928-7200**
 春日町青少年館
 (〒179-0074春日町4-16-9) **3998-5341**
 南大泉青少年館
 (〒178-0064南大泉1-44-7) **3924-3500**
 男女共同参画センターえーる
 (〒177-0041石神井町8-1-10) **3996-9005**
 相談室 **3996-9050**
 花とみどりの相談所・温室植物園
 (四季の香公園内、〒179-0072光が丘5-2-6)
 事務所 **3976-9402**
 相談コーナー **3976-8787**
 石神井公園区民交流センター
 (〒177-0041石神井町2-14-1) **5910-3451**

交 通

▶都営バス
 東京都交通局北自動車営業所練馬支所
 (〒176-0011豊玉上2-7-1) **3993-0432**
▶ねりまタウンサイクル
 練馬（〒176-0001練馬1-17-39) **3992-5445**
 練馬春日町
 (〒179-0074春日町5-31-2-102) **5241-9555**
 東武練馬
 (〒179-0081北町2-39-3) **5399-4545**
 石神井公園
 (〒177-0041石神井町3-20-3) **5372-0809**
 上石神井
 (〒177-0044上石神井2-34-13) **5991-8225**
 大泉学園駅北口
 (〒178-0063東大泉1-33-6) **3867-4545**
 大泉学園駅南口
 (〒178-0063東大泉5-43-1) **5387-9777**
▶公共駐車場
 練馬駅北口地下駐車場
 (〒176-0001練馬1-17-5) **3557-5190**
 石神井公園駅北口駐車場
 (〒177-0041石神井町2-14-15) **5910-3981**
 大泉学園駅北口駐車場
 (〒178-0063東大泉1-29-1) **5387-2600**
 大泉学園駅南口駐車場
 (〒178-0063東大泉5-43-1) **5933-1711**

保養・宿泊施設

▶少年自然の家

ベルデ軽井沢

(〒389-0115長野県北佐久郡軽井沢町大字追

分1341-1) **0267-46-4141**

ベルデ下田

(〒415-0014静岡県下田市須崎73)

0558-22-5650

ベルデ武石

(〒386-0507長野県上田市武石上本入2469)

0268-86-2525

ベルデ岩井

(〒299-2216千葉県南房総市久枝837)

0470-57-4141

▶キャンプ場

秩父青少年キャンプ場

(〒369-1873埼玉県秩父市浦山304)

公園・スポーツ施設

▶公園・庭園

武蔵関公園 (〒177-0051関町北3-45-1)

3867-1189 (西部公園管理事務所)

大泉交通公園

(〒178-0064南大泉6-16-1) **3924-0996**

土支田農業公園

(〒179-0076土支田3-34-26) **5387-8931**

向山庭園

(〒176-0022向山3-1-21) **3926-7810**

(平成24年4月下旬(予定)まで改築工事のため休園)

牧野記念庭園

(〒178-0063東大泉6-34-4) **3922-2920**

都立城北中央公園

(〒179-0084氷川台1-3-1) **3931-3650**

都立光が丘公園

(〒179-0072光が丘4-1-1) **3977-7638**

都立石神井公園

(〒177-0045石神井台1-26-1) **3996-3950**

都立大泉中央公園

(〒178-0061大泉学園町9-4-3) **3867-8096**

▶スポーツ施設

総合体育館

(〒177-0032谷原1-7-5) **3995-2805**

桜台体育館

(〒176-0002桜台3-28-1) **3992-9612**

平和台体育館(温水プール併設)

(〒179-0083平和台2-12-5) **5920-3411**

光が丘体育館(温水プール併設)

(〒179-0072光が丘4-1-4) **5383-6611**

上石神井体育館(温水プール併設)

(〒177-0044上石神井1-32-37) **5991-6601**

大泉学園町体育館(温水プール併設)

(〒178-0061大泉学園町5-14-24) **5905-1161**

中村南スポーツ交流センター(温水プール併設)

(〒176-0025中村南1-2-32) **3970-9651**

三原台温水プール

(〒177-0031三原台2-11-29) **3924-8861**

石神井プール

(〒177-0041石神井町5-12-16) **3997-6131**

練馬総合運動場

(〒176-0001練馬2-29-10) **3994-3086**

高野台運動場

(〒177-0033高野台3-8-8) **3904-0407**

日本銀行石神井運動場

(〒177-0045石神井台1-33-44) **5372-2455**

大泉さくら運動公園多目的運動場

(〒178-0061大泉学園町9-4-5) **3921-7088**

学田公園野球場

(〒176-0014豊玉南3-32-27) **3992-2070**

東台野球場

(〒177-0041石神井町1-11-32) **3996-3519**

北大泉野球場

(〒178-0062大泉町3-31-44) **3921-6297**

総合体育館東側多目的広場

(〒177-0032谷原1-7-5) **3995-2805**

夏の雲公園庭球場・多目的広場

(〒179-0072光が丘3-5-1) **5997-7630**

びくに公園庭球場・多目的広場

(〒178-0063東大泉2-28-31) **3921-5203**

豊玉中公園庭球場

(〒176-0013豊玉中4-1-17) **3991-3461**

土支田庭球場

(〒179-0076土支田4-31-24) **3921-7566**

児童館

栄町(〒176-0006栄町40-7) **3994-3287**

中村(〒176-0024中村2-25-3) **3998-4890**

平和台

(〒179-0083平和台2-18-14) **3933-0297**

春日町(〒179-0074春日町2-28-3) **3998-8799**

北町(〒179-0081北町1-19-17) **3931-5481**

光が丘(〒179-0072光が丘1-3-1) **3975-7137**

光が丘なかよし

(光が丘区民センター内) **5997-7720**

土支田

(〒179-0076土支田2-32-8) **3925-4784**

南田中

(〒177-0035南田中5-15-25) **3995-5534**

三原台

(〒177-0031三原台2-11-29) **3924-8796**

石神井

(〒177-0041石神井町7-28-21) **3996-3800**

石神井台

(〒177-0045石神井台2-18-13) **3995-8267**

上石神井

(〒177-0044上石神井1-6-16) **3929-0999**

関町

(〒177-0053関町南4-15-7-102) **3920-1601**

東大泉(〒178-0063東大泉7-20-1) **3921-9128**

西大泉

(〒178-0065西大泉3-21-16) **3924-9537**

北大泉

(〒178-0062大泉町4-15-15) **3921-4856**

厚生文化会館児童室

(〒176-0001練馬4-2-3) **3991-3080**

子育て支援

練馬子ども家庭支援センター

(区役所内) **3993-8155**

練馬ファミリーサポートセンター

(区役所内) **3993-4100**

関子ども家庭支援センター

(〒177-0051関町北1-21-15) **5927-5911**

関ファミリーサポートセンター

(〒177-0051関町北1-21-15) **5927-5900**

光が丘子ども家庭支援センター

(光が丘区民センター内) **5997-7759**

光が丘ファミリーサポートセンター

(光が丘区民センター内) **5997-7748**

貫井子ども家庭支援センター

(〒176-0021貫井3-25-15) **3577-9820**

大泉子ども家庭支援センター

(〒178-0063東大泉5-35-1) **3925-6713**

▶子育てのひろば

練馬びよびよ

(〒176-0012豊玉北5-18-12練馬子ども家庭支援センター分室) **3993-8200**

光が丘びよびよ

(光が丘区民センター内) **5997-7763**

関びよびよ

(〒177-0051関町北1-21-15) **5991-4711**

貫井びよびよ

(〒176-0021貫井3-25-15) **3577-9820**

西大泉びよびよ

(〒178-0065西大泉1-27-10) **3978-8881**

大泉びよびよ

(〒178-0063東大泉5-35-1) **3925-6716**

▶民設子育てのひろば

かるがも親子の家

(〒179-0081北町2-35-4) **5920-5533**

ありんこぼてと

(〒176-0022向山4-28-15) **3970-3932**

あいあいあい東大泉

(〒178-0063東大泉3-41-7-201) **3924-3508**

ほっぷ・すてっぷ

(〒177-0035南田中1-6-14-102) **3995-1720**

光が丘プレパひろば(旧KilaKilaはうす)

(〒179-0071旭町1-16-1) **3976-1009**

千川バンビ

(〒177-0042下石神井1-1-3) **6807-0977**

あいあいあい南大泉
 (〒178-0064南大泉4-32-19) **6750-7081**
 かるがも親子・氷川台
 (〒179-0084氷川台3-24-17) **3934-5314**
 未来こどもランド
 (〒177-0041石神井町3-27-14) **3995-7860**

学童クラブ

▶ 小学校併設の学童クラブ

豊玉第二小
 (〒176-0011豊玉上2-16-1) **3994-6764**
 豊玉南小
 (〒176-0014豊玉南2-14-1) **3993-0044**
 開進第一小
 (〒179-0085早宮2-1-31) **3931-5482**
 開進第二小
 (〒176-0002桜台5-10-5) **3994-6814**
 開進第三小
 (〒176-0002桜台2-18-1) **3993-2653**
 開進第四小
 (〒176-0003羽沢2-33-1) **3994-3008**
 開進第四小第二 (〃) **5984-1883**
 仲町小
 (〒179-0084氷川台2-18-24) **3550-9539**
 北町小
 (〒179-0081北町1-14-11) **3550-8057**
 北町西小
 (〒179-0081北町7-3-8) **3931-5148**
 練馬小
 (〒179-0074春日町6-11-36) **3970-8654**
 練馬第二小
 (〒176-0021貫井2-31-13) **3999-1190**
 練馬東小
 (〒179-0074春日町1-30-11) **3970-0820**
 田柄小
 (〒179-0073田柄2-19-19) **3975-5436**
 田柄小第二 (〃) **5998-7602**
 旭町小 (〒179-0071旭町2-29-1) **3975-5438**
 富士見台小
 (〒177-0034富士見台4-16-10) **3999-5355**
 向山小
 (〒176-0022向山2-14-11) **3926-0958**
 南が丘小
 (〒177-0035南田中2-13-1) **3995-7138**
 谷原小 (〒177-0032谷原2-9-26) **3904-2605**
 北原小 (〒177-0032谷原4-9-1) **3904-5739**
 石神井小
 (〒177-0045石神井台1-1-25) **5393-1909**
 石神井小第二 (〃) **3995-1565**
 石神井東小
 (〒177-0035南田中3-9-1) **3995-6561**
 石神井台小
 (〒177-0045石神井台8-6-33) **3929-4926**

大泉小 (〒178-0063東大泉4-25-1) **3921-3639**
 大泉第三小
 (〒178-0061大泉学園町3-22-1) **3921-7937**
 大泉第六小
 (〒178-0064南大泉5-25-29) **3978-0326**
 大泉東小
 (〒178-0063東大泉1-22-1) **3923-9214**
 大泉東小第二 (〃) **3922-0672**
 大泉西小
 (〒178-0065西大泉4-25-1) **3925-8755**
 大泉学園緑小
 (〒178-0061大泉学園町5-11-47) **3922-8662**
 泉新小
 (〒177-0031三原台3-18-30) **5387-0775**
 中村小 (〒176-0024中村2-8-1) **3577-0530**
 早宮小 (〒179-0085早宮4-10-17) **5999-9531**
 八坂小
 (〒179-0076土支田4-47-15) **5387-0712**
 豊玉小
 (〒176-0013豊玉中4-2-20) **3993-6200**
 石神井西小
 (〒177-0051関町北1-1-5) **3594-8020**
 大泉第二小
 (〒178-0064南大泉4-29-11) **3924-8771**
 中村西小
 (〒176-0023中村北4-17-1) **3990-2977**
 大泉北小
 (〒178-0062大泉町4-28-22) **3925-2690**
 春日小
 (〒179-0074春日町5-12-1) **3926-7414**
 高松小
 (〒179-0075高松3-16-1) **3998-1020**
 田柄第二小
 (〒179-0073田柄1-5-27) **5997-0023**
 富士見台小第二
 (〒177-0034富士見台4-16-10) **3970-5065**
 関町小
 (〒177-0051関町北3-23-34) **3929-0311**
 ▶ 単独施設の学童クラブ
 豊玉
 (〒176-0014豊玉南3-32-11) **3991-2580**
 早宮さくら
 (〒179-0085早宮3-13-31) **3993-3153**
 光が丘すずらん
 (〒179-0072光が丘2-7-6-102) **3979-9320**
 光が丘しいのき
 (〒179-0072光が丘2-10-4-201) **5998-3088**
 光が丘ひまわり
 (〒179-0072光が丘3-3-1-103) **3976-1107**
 光が丘コスモス
 (〒179-0072光が丘3-3-4-105) **3976-4575**
 光が丘どんぐり
 (〒179-0072光が丘3-8-12) **3939-8568**

光が丘すみれ
 (〒179-0072光が丘5-2-5-104) **3976-8231**
 光が丘あさがお
 (〒179-0072光が丘5-5-5) **3976-6345**
 光が丘つくし
 (〒179-0072光が丘7-3-4-101) **3977-9168**
 石神井町
 (〒177-0041石神井町8-1-10) **3995-8424**
 石神井台けやき
 (〒177-0045石神井台6-2-10) **3924-1882**
 上石神井
 (〒177-0044上石神井4-21-2) **3928-4640**
 関町北
 (〒177-0051関町北5-4-12) **3929-3290**
 谷原あおぞら
 (〒177-0032谷原5-6-5) **3996-9500**
 ▶ 児童館等併設の学童クラブ
 栄町児童館
 (〒176-0006栄町40-7) **3994-3287**
 中村児童館
 (〒176-0024中村2-25-3) **3998-4890**
 中村児童館第二 (〃) **3998-4890**
 平和台児童館
 (〒179-0083平和台2-18-14) **3550-8058**
 春日町児童館
 (〒179-0074春日町2-28-3) **3998-8799**
 北町児童館
 (〒179-0081北町1-19-17) **3931-5481**
 光が丘児童館
 (〒179-0072光が丘1-3-1) **3975-7137**
 土支田児童館
 (〒179-0076土支田2-32-8) **3925-4784**
 南田中児童館
 (〒177-0035南田中5-15-25) **3995-5534**
 三原台児童館
 (〒177-0031三原台2-11-29) **3924-8796**
 石神井児童館
 (〒177-0041石神井町7-28-21) **3996-3800**
 石神井台児童館
 (〒177-0045石神井台2-18-13) **3995-8267**
 上石神井児童館
 (〒177-0044上石神井1-6-16) **3929-0999**
 関町児童館
 (〒177-0053関町南4-15-7-102) **3920-1601**
 東大泉児童館
 (〒178-0063東大泉7-20-1) **3921-9128**
 東大泉児童館第二 (〃) **3921-9128**
 厚生文化会館
 (〒176-0001練馬4-2-3) **3991-3080**
 ▶ 地区区民館併設の学童クラブ
 桜台地区区民館
 (〒176-0002桜台3-39-17) **3993-5461**
 豊玉北地区区民館
 (〒176-0012豊玉北3-7-9) **3948-3061**

貫井地区区民館 (〒176-0021貫井1-9-1)	3926-7218
下石神井地区区民館 (〒177-0042下石神井6-8-15)	3904-5061
関町北地区区民館 (〒177-0051関町北4-12-21)	3594-2604
立野地区区民館 (〒177-0054立野町15-42)	3928-6217
大泉学園地区区民館 (〒178-0061大泉学園町8-9-5)	3922-4101
大泉学園地区区民館第二 ()	3922-4096
北大泉地区区民館 (〒178-0062大泉町2-41-26)	3978-0324
東大泉地区区民館 (〒178-0063東大泉3-53-1)	3921-8299
西大泉地区区民館 (〒178-0065西大泉5-3-32)	3921-6494
田柄地区区民館 (〒179-0073田柄3-28-13)	3926-4932
高松地区区民館 (〒179-0075高松3-24-27)	3999-7911
北町第二地区区民館 (〒179-0081北町6-24-101)	3931-1276
氷川台地区区民館 (〒179-0084氷川台2-16-14)	3932-2065
▶放課後児童等の広場(民間学童保育)事業 こどもクラブ「赤とんぼ」 (〒179-0083平和台3-22-11)	6766-8553
ゆうゆうぽとと (〒176-0006栄町35-7 サンヒルズ201)	5999-9691
こどもフローラ (〒177-0042下石神井2-35-16)	3996-6699
こどもくらぶ じゃんけんぼん (〒178-0065西大泉2-12-5)	3925-2150
あっぷるぽとと (〒179-0081北町8-32-8)	3559-5584

保 育 園

▶区立保育園

栄町(〒176-0006栄町40-7)	3994-3285
豊玉(〒176-0013豊玉中4-13-6)	3991-4484
豊玉第二 (〒176-0012豊玉北6-17-9)	3992-3322
豊玉第三 (〒176-0014豊玉南3-32-37)	3991-6762
豊玉第四 (〒176-0013豊玉中1-9-11)	3948-2391
桜台(〒176-0002桜台5-41-12)	3993-6735
桜台第二 (〒176-0002桜台3-39-17)	3993-5126
練馬(〒176-0001練馬2-13-3)	3991-5133
向山(〒176-0022向山1-5-7)	3970-6088

貫井(〒176-0021貫井4-24-9)	3990-3320
貫井第二 (〒176-0021貫井4-13-4)	3990-8291
氷川台(〒179-0084氷川台4-47-12)	3931-2603
氷川台第二 (〒179-0084氷川台2-16-14)	3932-6227
平和台 (〒179-0083平和台2-18-14)	3932-1484
早宮(〒179-0085早宮3-13-31)	3993-3151
春日町 (〒179-0074春日町5-17-10)	3990-1843
春日町第二 (〒179-0074春日町1-29-8)	3990-3325
春日町第三 (〒179-0074春日町5-30-5)	3926-5461
高松(〒179-0075高松3-24-27)	3999-7910
北町(〒179-0081北町3-3-14)	3933-6497
北町第二 (〒179-0081北町1-19-17)	3931-3318
田柄(〒179-0073田柄4-36-4)	3939-4519
田柄第二 (〒179-0073田柄2-6-22)	3938-8100
光が丘 (〒179-0072光が丘1-3-104)	3975-7139
光が丘第二 (〒179-0072光が丘1-6-3-101)	3977-1311
光が丘第三 (〒179-0072光が丘3-3-2-101)	3976-4551
光が丘第四 (〒179-0072光が丘7-3-1-102)	3976-1562
光が丘第五 (〒179-0072光が丘7-3-3-101)	3976-6316
光が丘第六 (〒179-0072光が丘7-7-2-101)	3976-6321
光が丘第七 (〒179-0072光が丘2-7-4-105)	3976-7291
光が丘第八 (〒179-0072光が丘5-2-3)	3979-9215
光が丘第九 (〒176-0072光が丘2-4-9)	3976-9011
光が丘第十 (〒179-0072光が丘3-7-3-101)	5997-6011
光が丘第十一 (〒179-0072光が丘2-4-11-101)	5997-6021
旭町(〒179-0071旭町3-11-6)	3938-3680
旭町第二 (〒179-0071旭町1-33-22-107)	3977-1611
土支田 (〒179-0076土支田2-32-8)	3925-4787
富士見台こぶし (〒177-0034富士見台3-10-1)	3926-1071
南田中 (〒177-0035南田中5-25-16)	3996-7800

南田中第二 (〒177-0035南田中3-31-4)	3997-3568
(平成23年3月(予定)まで工事のため移転 〒177-0035南田中3-31-9)	
高野台 (〒177-0033高野台3-25-17)	3996-4615
谷原(〒177-0032谷原5-16-41)	3996-0020
石神井町さくら (〒177-0041石神井町7-25-45)	3997-0070
石神井町つつじ (〒177-0041石神井町8-1-10)	3997-8646
石神井台 (〒177-0045石神井台2-18-13)	3995-8271
石神井台第二 (〒177-0045石神井台6-2-10)	3925-8301
上石神井 (〒177-0044上石神井4-21-3)	3920-3567
上石神井第二 (〒177-0044上石神井1-5-3)	3929-3247
上石神井第三 (〒177-0045石神井台4-5-20)	3928-1451
下石神井第三 (〒177-0042下石神井6-8-15)	3904-3061
関町(〒177-0053関町南3-9-29)	3929-2600
関町第二 (〒177-0051関町北3-20-30)	3928-1487
関町第三 (〒177-0051関町北5-4-12)	3929-3285
東大泉 (〒178-0063東大泉3-60-2-101)	3924-0966
東大泉第二 (〒178-0063東大泉7-20-1)	3921-9126
東大泉第三 (〒178-0063東大泉2-42-5)	3922-0550
西大泉 (〒178-0065西大泉3-21-16)	3924-9500
南大泉 (〒178-0064南大泉5-26-7)	3921-4851
北大泉 (〒178-0062大泉町4-15-15)	3921-4852
大泉学園 (〒178-0061大泉学園町8-9-5)	3922-3811
▶私立保育園	
神の教会 (〒176-0003羽沢2-12-9)	3991-3745
神の教会保育園分園(いずみ保育園旭丘) (〒176-0005旭丘中学校内、旭丘2-40-1)	5964-8160
練馬二葉 (〒176-0014豊玉南3-31-15)	3993-5540
平和(〒176-0025中村南2-24-3)	3990-6358
練馬和光 (〒176-0001練馬1-18-21)	3992-8279

練馬仲町 (〒179-0085早宮2-3-22)	3933-0861
最勝寺みのり (〒179-0081北町6-16-14)	3931-9444
エンゼル (〒179-0073田柄2-37-10)	3938-6401
青い鳥 (〒177-0034富士見台3-30-11)	3998-1461
石神井 (〒177-0035南田中5-20-2)	3996-0040
大泉(〒178-0063東大泉5-38-24)	3922-0875
くりのみ (〒178-0063東大泉7-14-13)	3925-5435
妙福寺 (〒178-0064南大泉5-6-47)	3922-3368
マーガレット (〒178-0061大泉学園町6-15-34)	3924-2003
マーガレット保育園分園 (〒178-0062大泉第一小学校内、 大泉町3-16-23)	5387-3114
道灌山 (〒179-0075高松6-16-30)	5910-4671
大泉にじのいろ (〒178-0062大泉町6-30-3)	5933-2788
大泉にじのいろ保育園分園 (上石神井にじのいろ) (〒177-0045上石神井北小学校内、 石神井台5-1-10)	5927-0087
どんぐり山 (〒179-0074春日町2-14-45)	3825-3550
アスク関町北 (〒177-0051関町北4-35-14)	5927-4681
ベネッセチャイルドケアセンター大泉学園 (〒178-0063東大泉1-17-3)	5947-6066
なんこう (〒177-0034富士見台4-5-14)	3990-1755
エンゼルベア石神井 (〒177-0044上石神井3-6-35)	5393-5395
アスク石神井台 (〒177-0045石神井台6-7-17)	3924-5810

幼稚園

▶区立幼稚園

北大泉 (〒178-0062大泉町2-46-6)	3925-6092
光が丘あかね (〒179-0072光が丘6-1-101)	3976-6306
光が丘むらさき (〒179-0072光が丘3-3-5-101)	3976-7221
光が丘わかば (〒179-0072光が丘7-6-19-101)	3976-6556
光が丘さくら (〒179-0072光が丘2-4-8-101)	3976-2562

▶私立幼稚園

江古田(〒176-0005旭丘1-68-2)	3951-6312
力行(〒176-0004小竹町2-43-12)	3972-1152
みのり(〒176-0003羽沢1-8-10)	3991-1058
浄風(〒176-0014豊玉南1-7-18)	3993-6010
桜台(〒176-0012豊玉北3-7-14)	3994-1664
中新井(〒176-0023中村北3-7-2)	3999-5062
ビクター (〒176-0002桜台5-11-5)	3991-8090
武蔵野音楽大学第一 (〒176-0002桜台6-13-3)	3991-0741
向南(〒176-0022向山2-22-30)	3999-1939
信愛学舎みどり (〒179-0083平和台1-23-2)	3933-2650
仲町(〒179-0085早宮2-2-31)	3931-0255
寿福寺(〒179-0074春日町3-2-22)	3998-2162
寿福寺第二 (〒179-0074春日町4-33-2)	3990-1987
練馬(〒179-0075高松1-10-5)	3999-4010
さかえ(〒179-0075高松4-8-13)	3999-3009
高松(〒179-0075高松6-16-28)	3996-8101
北町カトリック (〒179-0081北町3-16-1)	3931-1661
不二(〒179-0081北町7-2-8)	3931-9234
田柄(〒179-0073田柄2-17-27)	3930-4406
旭(〒179-0071旭町3-31-3)	3939-1696
練馬白菊 (〒179-0076土支田3-12-23)	3922-1835
南光(〒177-0034富士見台4-11-3)	3990-5171
愛和(〒177-0035南田中2-23-30)	3996-8259
練馬ひかり (〒177-0031三原台1-11-34)	3924-8383
清心(〒177-0041石神井町6-20-12)	3996-0374
石神井 (〒177-0041石神井町8-45-7)	3997-2539
白ふじ (〒177-0045石神井台4-21-22)	3920-4335
上石神井 (〒177-0045石神井台8-10-28)	3920-5121
石神井南 (〒177-0042下石神井4-21-23)	3995-4373
大泉(〒178-0063東大泉1-27-30)	3922-0072
みずほ(〒178-0063東大泉5-27-8)	3922-1208
進(〒178-0065西大泉1-23-1)	3924-4423
大泉富士 (〒178-0064南大泉2-31-20)	3925-2525
ほうや (〒178-0064南大泉4-45-5)	3922-3323
中里(〒178-0062大泉町1-19-6)	3922-0095
大泉文華 (〒178-0061大泉学園町2-6-19)	3922-1003
大泉小鳩 (〒178-0061大泉学園町3-17-67)	3924-8280

大泉学園

(〒178-0061大泉学園町4-5-10)	3923-0123
大泉双葉 (〒178-0061大泉学園町7-10-23)	3924-2303
関町カトレヤ (〒177-0053関町南4-1-27)	3920-0316
関町ちぐさ (〒177-0051関町北2-11-3)	3920-9110
関町白百合 (〒177-0051関町北4-16-50)	3920-1883

小学校

▶区立小学校

旭丘(〒176-0005旭丘2-21-1)	3957-2151
小竹(〒176-0004小竹町2-6-7)	3956-8391
豊玉(〒176-0013豊玉中4-2-20)	3993-4286
豊玉第二 (〒176-0011豊玉上2-16-1)	3993-0421
豊玉東(〒176-0012豊玉北1-16-1)	3993-4217
豊玉南(〒176-0014豊玉南2-14-1)	3993-6425
中村(〒176-0024中村2-8-1)	3990-4241
中村西(〒176-0023中村北4-17-1)	3990-4237
早宮(〒179-0085早宮4-10-17)	3993-5165
開進第一 (〒179-0085早宮2-1-31)	3932-3170
開進第二 (〒176-0002桜台5-10-5)	3993-2425
開進第三 (〒176-0002桜台2-18-1)	3993-4263
開進第四 (〒176-0003羽沢2-33-1)	3993-6153
仲町(〒179-0084氷川台2-18-24)	3932-5360
南町(〒176-0001練馬2-7-5)	3993-2438
北町(〒179-0081北町1-14-11)	3932-3296
北町西(〒179-0081北町7-3-8)	3932-7234
練馬(〒179-0074春日町6-11-36)	3990-4244
練馬第二 (〒176-0021貫井2-31-13)	3990-4247
練馬第三 (〒176-0021貫井1-36-15)	3970-5641
練馬東 (〒179-0074春日町1-30-11)	3990-9142
田柄(〒179-0073田柄2-19-19)	3939-0351
田柄第二 (〒179-0073田柄1-5-27)	3938-8826
向山(〒176-0022向山2-14-11)	3999-9145
豊溪(〒179-0076土支田2-26-28)	3925-2444
旭町(〒179-0071旭町2-29-1)	3939-0362
高松(〒179-0075高松3-16-1)	3999-3376
春日(〒179-0074春日町5-12-1)	3926-7102
光が丘四季の香 (〒179-0075高松5-24-1)	3977-2711
光が丘春の風 (〒179-0072光が丘7-2-1)	3976-5861

光が丘夏の雲
(〒179-0072光が丘3-6-1) **5998-0501**

光が丘秋の陽
(〒179-0072光が丘2-1-1) **3976-6331**
(平成23年3月31日まで光が丘2-6-1)

光が丘第八
(〒179-0072光が丘1-4-1) **5997-4828**

石神井
(〒177-0045石神井台1-1-25) **3997-3277**

石神井東
(〒177-0035南田中3-9-1) **3997-3312**

石神井西
(〒177-0051関町北1-1-5) **3920-0382**

石神井台
(〒177-0045石神井台8-6-33) **3928-7124**

上石神井
(〒177-0044上石神井4-10-9) **3920-0805**

上石神井北
(〒177-0045石神井台5-1-32) **3920-1011**

下石神井
(〒177-0042下石神井2-20-18) **3997-5241**

光和 (〒177-0041石神井町2-16-34) **3997-3261**

谷原 (〒177-0032谷原2-9-26) **3997-3271**

北原 (〒177-0032谷原4-9-1) **3904-5172**

立野 (〒177-0054立野町17-13) **3920-9101**

関町 (〒177-0051関町北3-23-34) **3929-1290**

関町北
(〒177-0051関町北5-13-40) **3920-1027**

大泉 (〒178-0063東大泉4-25-1) **3924-0144**

大泉第一
(〒178-0062大泉町3-16-23) **3925-2455**

大泉第二
(〒178-0064南大泉4-29-11) **3924-2127**

大泉第三
(〒178-0061大泉学園町3-22-1) **3925-2466**

大泉第四
(〒178-0065西大泉1-24-1) **3925-2478**

大泉第六
(〒178-0064南大泉5-25-29) **3925-2471**

大泉東 (〒178-0063東大泉1-22-1) **3922-1355**

大泉西 (〒178-0065西大泉4-25-1) **3925-5832**

大泉南 (〒178-0063東大泉6-28-1) **3922-1371**

大泉北
(〒178-0062大泉町4-28-22) **3925-5912**

大泉学園
(〒178-0061大泉学園町4-7-1) **3923-0006**

大泉学園緑
(〒178-0061大泉学園町5-11-47) **3925-7233**

大泉学園桜
(〒178-0061大泉学園町9-2-2) **3924-6711**

泉新 (〒177-0031三原台3-18-30) **3925-4343**

橋戸 (〒178-0062大泉町2-11-25) **3925-8620**

南田中
(〒177-0035南田中5-15-37) **3997-1145**

南が丘 (〒177-0035南田中2-13-1) **3904-1282**

富士見台
(〒177-0034富士見台4-16-10) **3998-6351**

八坂 (〒179-0076土支田4-48-1) **3922-7625**

▶ **国立小学校**
東京学芸大学附属大泉
(〒178-0063東大泉5-22-1) **5905-0200**

▶ **私立小学校**
学校法人三育学院東京三育
(〒177-0053関町南2-8-4) **3920-2450**

▶ **学校給食総合調理場**
学校給食第二総合調理場
(〒176-0001練馬2-27-7) **3993-1431**

中 学 校

▶ **区立中学校**
旭丘 (〒176-0005旭丘2-40-1) **3957-3133**

豊玉 (〒176-0014豊玉南2-1-20) **3994-1451**

豊玉第二
(〒176-0012豊玉北2-24-5) **3993-4212**

中村 (〒176-0025中村南1-32-21) **3990-4436**

開進第一
(〒179-0085早宮1-16-50) **3993-2417**

開進第二
(〒176-0001練馬2-27-28) **3993-1348**

開進第三
(〒176-0002桜台3-28-1) **3993-4265**

開進第四
(〒176-0003羽沢3-24-1) **3993-1481**

北町 (〒179-0081北町3-1-34) **3932-7231**

練馬 (〒179-0075高松1-24-1) **3990-5451**

練馬東
(〒179-0074春日町2-14-22) **3998-0231**

貫井 (〒176-0021貫井2-14-13) **3990-6412**

田柄 (〒179-0073田柄3-3-1) **3990-4403**

豊溪 (〒179-0071旭町3-5-10) **3939-0245**

光が丘第一
(〒179-0072光が丘6-5-1) **3976-5871**

光が丘第二
(〒179-0072光が丘7-1-1) **3976-9202**

光が丘第三
(〒179-0072光が丘3-2-1) **3977-3521**

光が丘第四
(〒179-0072光が丘2-5-1) **3976-5891**

石神井
(〒177-0045石神井台1-32-1) **3997-3131**

石神井東
(〒177-0033高野台1-8-34) **3996-2157**

石神井西
(〒177-0053関町南3-10-3) **3920-1034**

石神井南
(〒177-0042下石神井2-7-23) **3997-3315**

上石神井
(〒177-0044上石神井4-15-27) **3920-1126**

南が丘 (〒177-0035南田中4-8-23) **3904-5782**

谷原 (〒177-0032谷原4-10-5) **3995-8036**

三原台
(〒177-0031三原台3-13-41) **3925-9564**

大泉 (〒178-0063東大泉4-27-35) **3924-0771**

大泉第二
(〒178-0063東大泉6-21-1) **3922-0165**

大泉西
(〒178-0065西大泉3-19-27) **3921-7101**

大泉北
(〒178-0062大泉町5-4-32) **3925-9230**

大泉学園
(〒178-0061大泉学園町4-17-32) **3925-4492**

大泉学園桜
(〒178-0061大泉学園町9-2-1) **3924-1126**

関 (〒177-0051関町北4-34-23) **3929-0048**

八坂 (〒179-0076土支田4-47-21) **3924-0399**

▶ **私立中学校**
武蔵 (〒176-8535豊玉上1-26-1) **5984-3741**

富士見 (〒176-0023中村北4-8-26) **3999-2136**

早稲田大学高等学院
(〒177-0044上石神井3-31-1) **5991-4151**

東京女子学院
(〒177-0051関町北4-16-11) **3920-5151**

中等教育学校

▶ **国立中等教育学校**
東京学芸大学附属国際中等教育学校
(〒178-0063東大泉5-22-1) **5905-1326**

高等学校

▶ **都立高等学校**
井草
(〒177-0044上石神井2-2-43) **3920-0319**

大泉 (〒178-0063東大泉5-3-1) **3924-0318**

大泉桜
(〒178-0062大泉町3-5-7) **3978-1180**

石神井
(〒177-0051関町北4-32-48) **3929-0831**

田柄 (〒179-0072光が丘2-3-1) **3977-2555**

練馬 (〒179-8908春日町4-28-25) **3990-8643**

光丘 (〒179-0071旭町2-1-35) **3977-1501**

練馬工業
(〒179-8909早宮2-9-18) **3932-9251**

第四商業
(〒176-0021貫井3-45-19) **3990-4221**

▶ **国立高等学校**
東京学芸大学附属高等学校大泉校舎
(〒178-0063東大泉5-22-1) **5905-1301**

▶ **私立高等学校**
武蔵 (〒176-8535豊玉上1-26-1) **5984-3741**

富士見 (〒176-0023中村北4-8-26) **3999-2136**

早稲田大学高等学院
(〒177-0044上石神井3-31-1) **5991-4151**

東京女子学院
(〒177-0051関町北4-16-11) 3920-5151

大 学

▶私立大学
日本大学芸術学部
(〒176-8525旭丘2-42-1) 5995-8201
武蔵野音楽大学
(〒176-8521羽沢1-13-1) 3992-1121
武蔵大学
(〒176-8534豊玉上1-26-1) 5984-3713
上智大学神学部
(〒177-0044上石神井4-32-11) 5991-0343

その他の学校

▶都立特別支援学校
大泉特別支援学校〔肢体不自由教育：
小学部、中学部、高等部〕
(〒178-0061大泉学園町9-3-1) 3921-1381
石神井特別支援学校〔知的障害教育：
小学部、中学部、高等部〕
(〒177-0045石神井台8-20-35) 3929-0012
▶私立特別支援学校
旭出学園（特別支援学校）〔幼稚部、
小学部、中学部、高等部、専攻科〕
(〒178-0063東大泉7-12-16) 3922-4134

公 共 機 関

▶年金事務所
練馬 (〒177-8510石神井町4-27-37) 3904-5491
▶警察署
練馬 (〒176-0012豊玉北5-2-7) 3994-0110
光が丘 (〒179-0072光が丘2-9-8) 5998-0110
石神井
(〒177-0041石神井町6-17-26) 3904-0110
▶消防署
練馬 (〒176-0012豊玉北5-1-8) 3994-0119
光が丘 (〒179-0072光が丘2-9-1) 5997-0119
石神井
(〒177-0042下石神井5-16-8) 3995-0119
▶税務
練馬東税務署
(〒176-8503栄町23-7) 3993-3111
練馬西税務署
(〒178-8624東大泉7-31-35) 3867-9711
練馬都税事務所
(〒176-8511豊玉北6-13-10) 3993-2261
練馬自動車税事務所
(〒179-0081北町2-8-6) 3932-7321
▶道路
東京都建設局第四建設事務所
練馬工区
(〒179-0081北町6-30-1) 3933-6121

石神井工区
(〒178-0065西大泉2-12-18) 3867-7816

▶法務

東京法務局練馬出張所
(〒179-8501春日町5-35-33) 5971-3681
登記電話相談室 5913-2525
練馬公証役場
(〒176-0012豊玉北5-17-12、
練馬駅前ビル3階) 3991-4871

▶電気・ガス

東京電力荻窪支社
(〒167-8534杉並区南荻窪4-40-11)
「お引っ越し」「ご契約の変更」
0120-995-005
「停電」「電気料金」その他電気
に関すること 0120-995-006

東京ガスお客さまセンター
0570-002211
(携帯・PHSからは5394-7700)

▶上・下水道

東京都水道局お客さまセンター
「お引っ越し」「ご契約の変更」
5326-1100
「料金」「漏水修繕」その他に
関すること 5326-1101

東京都水道局北部支所
(〒176-0023中村北1-9-4) 3999-3127
練馬営業所
(〒176-8540中村北1-9-4) 5987-5330
東京都下水道局西部第二下水道事務所
(〒115-0051北区浮間4-27-1) 3969-2311
練馬出張所
(〒176-0012豊玉北4-15-1) 5999-5650

▶日本郵便

練馬支店
(〒176-8799豊玉北6-4-2) 3994-0421
石神井支店
(〒177-8799石神井台3-3-7) 3904-1892
大泉支店
(〒178-8799大泉学園町4-20-23) 3923-3353
光が丘支店
(〒179-8799光が丘2-9-7) 5998-5002

▶NTT東日本

(〒163-8019新宿区西新宿3-19-2)
電話に関するご相談・お申し込み
116 (携帯・PHSからは0120-116000)
インターネットに関するご相談・お申し込み
0120-116116

電話の故障
113 (携帯・PHSからは0120-444113)

▶農業協同組合

JA東京あおば（本店）
(〒179-0075高松5-23-27) 5372-1311

▶その他

東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
(〒179-0081北町2-8-6) 050-5540-2032
東京少年鑑別所
(〒179-0084氷川台2-11-7) 3931-1141
ねりま青少年心理相談室 3550-8802
陸上自衛隊練馬駐屯地
(〒179-8523北町4-1-1) 3933-1161
(社)練馬産業連合会
(〒176-0011豊玉上2-23-10) 3991-0530
東京商工会議所練馬支部
(〒176-0011豊玉上2-23-10
練馬産業会館内) 3994-6521
(社)練馬東法人会
(〒176-0011豊玉上2-23-10
練馬産業会館内) 3994-7272
(社)練馬西法人会
(〒178-0063東大泉6-47-15
アプローズ大泉学園1階) 3923-7272
練馬区商店街連合会
(〒176-0013豊玉中4-13-22) 3991-2241
練馬区商店街振興組合連合会
(〒176-0013豊玉中4-13-22) 3991-2241
練馬アニメーション協議会
(〒176-0012豊玉北6-7-8) 6795-8886
練馬区観光協会
(〒176-8501豊玉北6-12-1) 5984-1032
独立行政法人科学技術振興機構情報資料館
(〒179-0071旭町2-8-18) 3976-4141
(財)農文協図書館
(〒177-0054立野町15-45) 3928-7440
(株)ジェイコム東京
(〒177-0033高野台5-22-1) 0120-999-000

平成22年版（2010年版）

練馬区勢概要

平成22年版（2010年版）9月1日発行

編集
発行

練馬区総務部情報公開課

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

☎03-3993-1111（大代表）

練馬区ホームページアドレス

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

印刷

株式会社和田印刷

東京都練馬区平和台4-23-6
